

平成29年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成29年2月27日 月曜日

1. 議事日程第1号

平成29年2月27日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第1号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議第2号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議第3号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第4号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第5号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第6号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第7号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第8号 平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第9号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第10号 平成29年度人吉市一般会計予算
- 日程第13 議第11号 平成29年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第14 議第12号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第13号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成29年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成29年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第22 議第20号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第21号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第22号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第23号 人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第24号 人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議第25号 人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第26号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第27号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第28号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第29号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第33 議第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君

16番 三 倉 美千子 君
17番 仲 村 勝 治 君
18番 田 中 哲 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健康福祉部長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議 事 係 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成29年3月第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように、議長会等の報告は書類報告にかえさせていただきます、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る2月20日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成29年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月20日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月27日開会、あす28日午前10時から治水・防災に関する特別委員会、午後1時30分から市庁舎建設に関する特別委員会、3日1日から6日まで休会、7日議案質疑、8日、9日一般質問、10日一般質問及び委員会付託、11日、12日休会、13日予算委員会、14日から16日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、17日予算委員会、18日から27日まで休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は3月3日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにしております。一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、7日の議案質疑の回数は、1議案につき質問席から2回以内ということに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定すること

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に5番、宮崎 保議員、6番、平田清吉議員を指名いたします。

日程第3 議第1号から日程第33 議第31号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第1号から日程第33、議第31号までの31件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成29年3月第1回人吉市議定例会の開催に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年は1月の大寒波に始まり、4月の熊本地震の発災という大変な災禍に見舞われた1年であり、本市においても、観光を初め各種産業への深刻な打撃や麓町本庁舎の被災による市庁舎機能の分散など、さまざまな影響をもたらした年でもございました。こういった状況を本年1年で刷新することはできませんが、平成29年という新たな年をつつがなく迎え、熊本県全体が日常の安寧を取り戻しながら、復旧、そして、創造ある復興に向けた輝かしい1年であることを皆様とともに祈り、さらに、その一翼を担うべく、その思いを新たにしたいところでございます。議員各位を初め市民の皆様の御理解、御協力を賜りながら、さらなる市政発展に傾注してまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

古代中国の書経や史記といった古典の「地平らかにして天成る」、「内平らかにして外成る」に由来する元号、平成も既に29度目の春を迎えつつあります。平成30年が1つの節目になるという静かな動きがある中で、「国の内外、天地とも平和が達成される」という元号に託された意味や願いを再度銘肝し、安らかで平和な社会を子々孫々まで伝えられるような時代づくりに少しでも寄与をしてみたいと存じます。

本年年頭の記者会見で、安倍首相は、「本年も経済最優先、鳥が大空をかけるように颯爽とデフレ脱却に向けて金融政策、財政政策、そして成長戦略の3本の矢をうち続けてまいります」と語っておられます。去る1月20日に開会された第193回通常国会冒頭の施政方針演説の中では、「少子高齢化、デフレからの脱却と新しい成長、厳しさを増す安全保障環境。困難な課題に真正面から立ち向かい、未来に生きる世代のため、新しい国創りに挑戦する」ことを標榜されています。特に印象的なものとして、クリアすべき課題等を数回にわたり「壁」と表現され、挑戦する姿勢を全面に出されたものであり、我々地方にも直結をしてく

る地方創生や観光立国の推進、農政改革といった成長経済、被災地の復興、国土強靱化による安全、安心づくり、少子高齢化への対策でもあり、労働制度の大胆な改革を初めとする一億総活躍の国づくり、我が国の未来そのものである子供たちが、夢に向かって頑張ることができる社会の実現を目指すことを表明されております。本市としましては、国の動向を注視しながら、さまざまな課題解決に向けて、地方都市としての役割を果たしてまいりたいと存じます。

熊本県においては、熊本復旧・復興プランに基づき、熊本の将来像を「災害に強く、誇れる資産（たから）を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本」と設定し、夢にあふれ、希望に満ちた熊本、災害に強く、安全・安心に生活できる熊本、熊本の宝が継承され、誇りに満ちた熊本、経済的に安定し、躍動する熊本の実現を目指すことで、復旧、復興の原則や有識者会議の提言にあるように、今後の「震災復興モデル」になることをも求められております。

本市としましては、熊本県の一員として、引き続き、被災地への支援はもとより、何よりも元気な熊本の旗頭となれるよう観光を初め地域産業の発展をもって貢献してまいりたいと存じます。

世界に目を向けてみましても、英国のEU離脱やアメリカ合衆国の新大統領就任、大韓民国の政情不安など、さまざまに変革を迎えております。安倍首相の決意にもありましたとおり、とり年は飛翔の年でもありますので、世情に流されることなく、鳥瞰の目を持って、大局に立った状況判断、情勢の把握に努めてまいりたいと存じます。

本市においても、平成28年は熊本地震の発災という困難を通して、人吉球磨の連綿と続いてきた歴史、文化、風土、人、それらを背景にした魅力そのものに導かれた機縁のありがたさを感じた年でもございました。市庁舎問題から政策課題まで、国、県の関係の皆様を初め人吉応援団ともいえる多くの方々に御支援、御高配を賜り、さらにはふるさと納税という制度を通して、多くの御協力を得たことも大変ありがたく、心強く思っているところでございます。また、私自身が不勉強な部分もございますが、時代小説の舞台として相良家時代の人吉藩をモデルに描いていただいている佐伯泰英先生も当代きっての人気作品を通して本地域を大きく御支援をいただいていることを知り、大変光栄に感じている次第です。このような皆様の御恩と御期待に報いるためにも、歴史的、文化的にも奥深く、思いやりに満ちた人々が住み、情緒豊かな日本のふるさとの原風景ともいえる本市をさらに磨き上げ、皆様に愛される場所であり続けられるよう一層の努力をしてまいりたいと存じます。

本年は、市民の皆様から御支持をいただきスタートした任期の折り返しの年となります。選挙の際にお約束した108の施策につきましては、平成28年度策定いたしました第5次総合計画後期基本計画に位置づけ、着実な実施に努めているところでございますが、市民の皆様の御期待に応え、市民の皆様とのお約束を目に見える形とするため、新たにこの1年間に取り組むべき5つの重点施策を打ち立て、公約実現に向けてさらに加速してまいりたいと存じ

ます。

今回掲げます5つの重点施策とは、まず初めに、安全・安心、健康といった、今この人吉で暮らす市民の皆様の満足度を上げるための守りの施策として、「新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくり」、「健康寿命日本一の実現」、「ふるさと人吉を支える人づくり」の3つを、また、人口減少社会に対応する攻めの施策として、「しごと創出から始める移住定住促進」、「活かし、稼ぐための観光戦略」の2つを掲げております。

「守りの施策」と表現しておりますが、これまでの熊本地震、豪雨、台風、大雪と、多くの災害に対処し、被害の状況を見る中で、私は、市民の安全・安心が全ての政策、施策の基盤でなければならないという思いが信念に変わりました。この「安全・安心」をまず市政の第一としてまいりたいと存じます。

1つ目の「新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくり」でございますが、まずは防災拠点となる堅牢な新市庁舎の建設を最優先で進めてまいります。進捗については後ほど御報告いたしますが、今後、発生が危ぶまれる人吉盆地内縁断層による地震に備え、また、現在4カ所に分かれて市民の皆様に御不便をおかけしている市庁舎機能の分散状況を早急に解消するべく、ロードマップに沿って着実に進めてまいりたいと存じます。市議会におかれましても、特別委員会を設置していただき、これまで活発な御審議をいただいているところでございますが、今後も引き続き、さまざまに御提言を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、学校、コミュニティセンターなど避難所となっている施設も老朽化が進んでおりますので、今後策定する「公共施設等総合管理計画」の中で、これらの施設の改修、耐震化の検討を行い、マンホールトイレの設置など避難所としての受け入れ設備の整備に努めてまいります。また、今後実用化してまいります「人吉市業務継続計画」、「球磨川水害タイムライン」などのソフト対策事業につきましても、災害発生時に円滑に運用できるよう徹底を図ってまいりたいと存じます。

2つ目の重点施策として、「健康寿命日本一の実現」を目指します。私たち人間の最大の願いは健康だと考えております。自分のため、家族のため、地域のためにも、市民一人一人が健康でお過ごしになることが市政の大きな目標であり、全ての土台でもあります。そのためには、妊娠・出産期から高齢期まで、全てのライフステージに応じた健康づくりへの取り組みが必要となります。今後も地域の力をおかりしながら、地域、職域、学校等あらゆる単位での健康づくりを進めてまいります。

また、団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年には、高齢化率が37.4%に達するものと推計されております。このような超高齢社会においては、雇用を初めさまざまな地域の担い手として「役割と活躍の場」を持つことが重要であり、高齢者が生き生きと活躍する活力ある生涯現役社会を目指してまいります。

3つ目は、「ふるさと人吉を支える人づくり」でございます。これまでも申し上げてまいりましたが、本市の長い歴史をひもといてみますと、地域最大の資源は「ひと」であり、人材の育成こそがまちづくりの原点であると認識しております。そのためにも、子供たちがふるさと人吉に誇りを持てる学校教育の推進と教育環境の充実に引き続き努めてまいります。新たな取り組みとしましては、NPO法人人吉市体育協会との協働事業として実施するスポーツ振興のための助成制度の創設、いわゆるアスリート基金により、選手育成強化、指導者養成等を進めてまいります。また、子供たちだけでなく、保護者の皆様が安心して子育てを行える環境づくりも重要でございます。子育て世代の経済的負担軽減のため、子ども医療費の中学卒業までの無料化につきまして、本年10月実施に向けて、今議会に条例改正案及び予算案を御提案させていただいております。これは、これまで長きにわたり保護者の皆様から強い御要望があったものであり、また、歴代の市長が財政状況を鑑みながら少しずつ拡充を続けてきたものでございますが、今回の予算編成及び財政見通しの中で実施が可能となりましたので、御提案させていただいたものでございます。

これら3つの「守る」施策を土台として、人口減少社会を迎え撃つ「攻め」の施策を展開してまいります。「しごと創出から始める移住定住促進」、「活かし、稼ぐための観光戦略」の2つの取り組みでございます。これらにつきましては、平成27年度に策定いたしました「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、4つの基本目標を定めておりますが、そのうち、「本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出する」、「本市への新しいひとの流れをつくる」という2つの基本目標において、しごと創出、交流人口の増加を目指しているところでございます。

まず、「しごと創出から始める移住定住促進」でございますが、現在、ビジネスコンサルタントを配し、業種を問わず、経営課題全般に対応した中小企業事業者及び創業希望者のワンストップ相談窓口の機能を有する「起業創業・中小企業支援センター」の開設準備に取り組んでおります。優秀な産業支援人材の獲得という大きな課題はございますが、平成29年度は、運営体制や必要な財源、設置場所等について、人吉商工会議所等の関係機関と協議を行いながら早期に具体化し、平成30年度の開業に向けた準備を進めたいと存じます。また、地方創生の一環として取り組んでいるスマート林業推進による林業の成長産業化、中核工業用地へのハラル関連企業誘致の促進など、「しごとを創る」取り組みに注力するとともに、これら雇用創出の取り組みに加えて、地方創生事業として取り組んでおります「賑わい創出事業」において、UIJターン促進のためのターゲットの明確化、情報発信のためのポータルサイトの開設など移住定住施策を体系的に整備してまいります。

最後に、「活かし、稼ぐための観光戦略」でございますが、人口減少が進む現状において、最も大事な経済政策は、交流人口をいかにふやすかということでございます。人吉球磨地方は一昨年、「相良700年が生んだ保守と進取の文化」として、相良文化が育んだ歴史的、文

化的価値の高い寺社・仏像や信仰、風土や生活文化を高く評価していただきました。これらの資源をより積極的に生かしていくために、日本遺産のストーリーを伝える情報発信と体験型観光の提供、人吉球磨に数多くある観光資源の発掘・磨き上げを行い、人吉球磨10市町村と人吉球磨広域行政組合が一体となった事業展開を進めてまいります。また、交流人口の増加に向けた新たな切り口として、本年は「外国人に優しいまちづくり」を進めてまいりたいと存じます。本市の持つ歴史と文化に加え、「ひとよし」という名に恥じぬ人々の思いやりとその基礎となる高い精神性は、真の日本の豊かさを感じていただく財産だと考えております。これまで以上に「ひと」に焦点を合わせ、「人吉＝利他の精神聖地」という魅力を全面的にプロモーションしてまいります。そして、これら日本遺産や外国人に優しいまちづくりを含め、本市の豊かな観光資源を生かし切る施策を、戦略性を持ちながら進めてまいりたいと存じます。

これら5つの重要施策をスピード感をもって展開していくために、その推進エンジンとして、「横串を刺す企画政策部の設置」、「女性や若手職員の積極的な登用」、「官民融合したプロジェクトの推進」の3つの取り組みを進めてまいります。

1つ目の「横串を刺す企画政策部の設置」でございますが、人口減少社会における地方創生等の政策課題に取り組む上で、市民のニーズの多様化、社会の複雑化により、縦割りの組織では十分な対応ができないことは、これまでも言われ続けてきたところでございます。政策間連係により新たな課題に対応していくためにも、組織に横串を刺す企画政策部を中心に、総合計画・総合戦略に基づく計画性と社会情勢の変化に合わせた臨機応変な政策・施策の展開を行ってまいります。

2つ目に、「女性や若手職員の積極的な登用」として、職員の人材育成に一層力を入れてまいりたいと考えております。熊本地震に伴う市庁舎機能移転では、短期間でやり切る市組織の計画性と団結力、行動力に改めて頼もしさを感じました。その職員の持つ力をさらに発揮していくためにも、若手職員の政策提言を生かせる仕組みづくりや、職務経験を積ませる計画的な人事を行ってまいります。女性の登用については、前駐日アメリカ合衆国大使のキャロライン・ブービエ・ケネディ氏が任期を終えて日本を離れる際に、「国家の成功の鍵は女性であると確信させてくれた日本の女性に感謝します。変化の真ただ中、日本の女性は国を主導する力を持っています。女性を支援し、能力ある女性の活用に取り組む学校、企業、家庭に感謝します」というメッセージを残されました。本市におきましても、管理職を初め各分野で女性を積極的に登用し、さらなる活躍を期待したいと存じます。

最後に、「官民融合したプロジェクトの推進」でございますが、「市民協働」という言葉が使われ始めて10年以上がたちますが、真の意味での協働ができているのかと問われると、どれだけ胸を張れるのかという思いがございます。市民の皆様には、さまざまな知恵、経験、ノウハウがあり、その力は本市活力の源泉ともいえるものでございます。でき上がったもの

に御意見をいただくだけではなく、政策立案段階から市民参画と協働による事業の推進、パートナーとしての官民の役割分担ということを考える時期に来ているのではないかと存じます。市民一人一人に役割と活躍の場があり、市民の皆様と市役所が一緒になってまちづくりを進めていく、そのような仕事の仕方に切りかえる必要があると考えております。

「チェンジ人吉」の意味するところは、本市のアイデンティティーを取り戻すこととございます。アイデンティティーとは歴史であり、日常の当たり前の風景、景色に存するものだと考えております。歴史とは、相良700年の歴史に裏づけされた連続性、日常の当たり前とは、町なかで明るい声で挨拶をしてくれる子供たち、それを見守るこども王国保安官の皆様、町内会活動、校区ごとの防犯パトロールなどです。この相良700年の歴史の中で培われた利他の精神、思いやりの心こそが、他の地域にはない最大の価値であります。

人口減少社会の中で、ふえ続ける空き家や耕作放棄地はピンチではありますが、見方を変えれば、新たな人の流入を受け入れる資源とも言えます。捉え方、考え方を切りかえ、何事も前向きにチャンスだと捉え物事を進めることのみが、地域の発展と持続につながります。本年は全てをチャンスと捉え、先ほど述べました5つの重点施策と3つの推進エンジンを柱に進めてまいり所存でございます。

引き続き、各部・局の主な政策等について、時間をいただき述べさせていただきます。

市庁舎移転建設関係でございますが、新市庁舎について基本的な配置を決定いただき、新しい庁舎の全体像というものがおぼろげながらも少しずつ見えてまいりました。

現在、新市庁舎建設の基本計画を策定中でございますが、これは基本構想に掲げた基本理念に沿って、必要な機能や規模などをより具体化するとともに、建物配置などのゾーニング、庁舎内での各部署の配置計画や必要な機能について基本的な考えを示したもので、次の段階である基本設計に反映すべき方針を定めたものでございます。この基本計画案について、市民の皆様から御意見等をいただくために、去る2月6日から21日までの間、パブリックコメントを実施したところでございます。御協力をいただきました皆様に改めてお礼を申し上げます。

今後は、皆様からいただいた御意見等を基本計画及び基本設計に反映すべく整理を行い、市議会にも御相談を申し上げながら、平成29年度のできるだけ早い時期には基本設計案をまとめ上げたいと存じます。

また、市庁舎移転建設という半世紀に一度のビッグプロジェクトに全職員がかかわることで、職員一人一人が新市庁舎への思いを強くし、かつ市庁舎建設を円滑に進めていくことを最大の目的とした「市庁舎建設に伴うチーム人吉」を立ち上げておりました。今後、さまざまな課題に対しまして、全職員が一丸となって解決し、市民の皆様に御納得いただけるようなすばらしい庁舎をつくり上げてまいります。

なお、麓町本庁舎の閉庁式につきましては、本年秋ごろに実施する予定で準備を進めてい

るところでございます。

公共施設等総合管理計画でございますが、高度経済成長期に集中的に建設された公共施設や道路、橋梁などのインフラの老朽化が進み、今後更新時期を迎えることから、長期的な視点を持って将来の公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的とした「人吉市公共施設等総合管理計画」の策定を進めております。この計画は自治体の厳しい財政状況を踏まえ、将来の公共施設の適正なあり方を示し、あわせて、財政上の支援を行っていくことを最大の目的として位置づけられております。

今後は、総合計画実施計画及び中期財政計画との関連性を持たせながら、関係部署において公共施設等総合管理計画の詳細計画となるべき個別施設計画の策定を行うことといたしております。

ヤマセミの市の鳥への追加指定につきましては、市民の方々からの要望書の提出、さきの12月議会での陳情書の採択を踏まえ、市民の皆様にはパブリックコメントや未来会議という形で御意見を伺ってまいりました。その結果、多くの方々から指定について御賛同をいただき、また、さまざまな御指摘などについても真摯に検討をさせていただいたところ、本市の豊かな自然環境の象徴として、本年3月1日付で追加指定をさせていただきたいとの結論に至ったところでございます。

今後は、市民の皆様にはヤマセミの魅力を御理解いただき、ヤマセミを通じ私たちの故郷が人と野鳥が共生する豊かな自然環境にあることを誇りとしていただくことを望むところでございます。

球磨川流域の治水関係でございますが、球磨川治水対策協議会におきまして、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水に対して安全に流下させることを目標とした9つの治水対策案について検討を行った結果、9つの治水対策案を単独で実施した場合、目標の治水安全度に達しないとの結論に至りました。これを受け、これまでの検討結果の整理を行い、今後複数の対策を組み合わせる案を検討するに当たり、球磨川流域の皆様には広く御意見を伺うこととし、去る1月6日から2月6日まで御意見の募集が行われたところでございます。これらを参考に、球磨川の治水安全度を高める方策等について、さらなる検討が進められるよう期待をしております。

ふるさと納税関係でございますが、平成28年度から返礼品の数を39品目から89品目にふやし、私自身も東京、大阪などで開催された地元出身者の集会等へ参加し、PRチラシを配布するなど寄附額の増加に向けた活動を積極的に行ってまいりました。その結果、本年1月末現在では、昨年同時期と比べ、2倍以上の額となる3,098万9,100円の寄附をいただいたところでございます。

熊本地震以降、多くの皆様から寄附に添えて励ましのメッセージをいただいておりますが、このような全国各地からの温かい御支援のお気持ちに心から感謝し、寄附をしていただきま

した皆様の御厚意に応えるべく、本市まちづくりのため、大切に活用させていただきたく存じます。

公共交通関係でございますが、地域公共交通利用者、交通事業者及び公的機関で組織する人吉市地域公共交通活性化協議会において、本市の交通政策の基本計画となる「人吉市地域公共交通網形成計画」を策定すべく、予約型乗合タクシー区域運行の実証運行、校区懇談会等を実施してきたところでございます。

今後は、これらを踏まえ、人吉・球磨地域公共交通再編実施計画策定作業の進捗や政策の整合性を保ちながら、平成29年度の早い時期に一定の方向性を見出してまいりたいと存じます。

また、肥薩線利用促進・存続期成会、肥薩線を未来につなぐ協議会につきましては、現在、これまでの経緯を十分に尊重しながら、肥薩線の振興を図る新たな組織を立ち上げるために発展的解消を行う方向で検討を進めておりまして、構成自治体との協議の上、平成29年度の総会において御提案してまいりたいと存じます。

人権啓発関連でございますが、部落の完全解放、差別撤廃を目標に据えながら、人権社会の確立を目指し活動しておられる部落解放同盟熊本県連合会主催の「部落解放第30回熊本県研究集会」が本年11月18日・19日の両日、人吉球磨地区で開催される予定でございます。人吉球磨地域におきましては、平成18年度開催以来、3回目の研究集会でございます。あらゆる差別がない社会の実現を目指して、県内の行政関係者や教育関係者を初め一般参加者など約3,000人の参加が見込まれているところでございます。

消費者行政関係でございますが、本年1月に人吉市消費生活センターを市役所西間別館建物内からその敷地内のプレハブ事務所へ移転し、相談業務を行っております。移転先では、これまで以上の相談スペースが確保できましたことから、本センターを利用する方が安心して御利用できる環境が整ったものと存じます。

今後も、球磨郡内の町村や社会福祉協議会と連携した出前講座を随時開催し、消費者被害の未然防止・啓発にも努めるなど、引き続き、本センターを人吉球磨地域の消費生活相談の中核拠点として、安全、安心な消費生活の実現に向けた消費者行政のさらなる充実を図ってまいります。

国民健康保険関係でございますが、国民健康保険法の一部改正により、財政運営の主体が平成30年4月から都道府県に移行することとなっております。今後は都道府県による国保運営方針の策定、市町村別の納付金と標準保険料率の決定がなされ、平成29年度中に各市町村に示されますので、本市におきましても、県から示された標準保険料率を参考に、人吉市国民健康保険運営協議会の御意見を伺いながら、本市保険料率の決定など準備を進めてまいりたいと存じます。

災害時要支援者の支援でございますが、平成28年度に災害時避難行動等要支援者システム

の再構築を行い、平成29年度当初から運用を開始することといたしております。このシステムにより、避難勧告等により避難が必要な要支援者を、名簿等のデータベースと地理情報システムの双方で連携して把握し、円滑な避難支援が行えるものと存じます。また、要支援者の状況をきめ細かく把握するためにも、引き続き、町内会単位で作成していただく災害時等支え合いマップ作成の支援を行い、災害時のみならず、日常における各地域の支え合いや声かけ等の見守りネットワークの充実を図ってまいりたいと存じます。

障がいを持つお子さんへの支援でございますが、平成29年度から、人吉球磨圏域の障がい児二次支援施設として、人吉市社会福祉事業団による児童発達支援センターが新たに開設される予定でございます。この施設は、障がいを持つお子さんやその家族への支援、保育園や幼稚園との連携、相談及び支援を行うものであり、開設により、障がい児支援施策の質の向上が図られるものと期待しております。

また、障がい者の就労促進でございますが、人吉球磨の障がい者関連団体等で構成する人吉球磨障がい者総合支援協議会の新たな会員として、平成28年度から人吉商工会議所が事務局である人吉球磨雇用対策協議会に入会いただいたところでございます。今後は、雇用者側の立場としての御意見もいただきながら、ともに知恵を出し合い、障がい者の就労促進を図ってまいりたいと存じます。

子ども・子育て支援事業関係でございますが、平成29年度においては、教育・保育の一体的な提供を推進するため、新たに保育所1園が認定こども園に移行され、多様な子育てニーズに対応した施設としてスタートされる予定でございます。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づく新たな支援制度として、子育て短期支援事業、いわゆる「ショートステイ」を平成29年度から実施する予定でございます。この事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、福祉施設や里親などの委託先において、必要な養育を行うものでございまして、これらの取り組みにより、より一層、子ども・子育て支援対策の充実が図られるものと存じます。

高齢者福祉関係でございますが、平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、平成28年から生活支援体制整備事業を人吉市社会福祉協議会の協力を得て実施いたしております。今後におきましては、生活支援の担い手の養成、介護予防サービスの開発など、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めてまいります。

また、地域の医師会を初めとしたさまざまな職種の団体・機関と連携し、「在宅医療介護連携推進事業」及び「認知症総合支援事業」の新たな展開に向け、体制の確立を進めてまいり所存でございます。

介護保険関係でございますが、平成29年度は、「人吉市いきいき高齢プラン（第6期介護保険事業計画・老人保健福祉計画）」の最終年度であり、平成30年度から実施する第7期計

画策定の年となります。介護予防や認知症対策など、地域包括ケアの推進のための施策を着実に実行するとともに、間近に迫りました2025年問題を見据えて、人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会を初め多くの市民の皆様の御意見を賜りながら新たな計画を策定してまいりたいと存じます。

母子保健関係でございますが、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域における妊産婦や子育て家庭を支える力が低下し、子育て世代の不安感、負担感が増していると言われております。このことから、国は、平成32年度末の全国設置を目指し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、「子育て世代包括支援センター」を法定化する方針でございます。

本市におきましては、平成29年度中の設置を計画いたしており、今後は、これまでの母子保健事業とあわせて医療、福祉等との連携の強化を図りながら、妊産婦、子育て家庭をこれまで以上に継続的に支援してまいりたいと存じます。また、安心して出産できる医療環境を維持するために、去る2月15日、球磨郡町村会長の森本完一錦町長とともに、県に対し、「周産期における母体及び新生児の生命と健康を守る搬送について」要望書を提出したところでございます。

市民の健康づくりでございますが、現在、町内嘱託員や健康推進員の方々及び関係団体等の御協力をいただきながら、市民健診や健診後の保健事業等を進めております。平成29年度からは特定健診受診率のさらなる向上を目指し、受診希望者のみならず、特定健診の対象となられる全ての方に問診表を送付することといたしております。健診後におきましても、家庭訪問等による結果説明と健康指導に重点を置いた取り組みの強化を図り、「自らの健康は自らの手で」という市民の皆様の意識を醸成し、元気で健やかに過ごしていただくことで、「健康寿命日本一の実現」へとつないでまいりたいと存じます。

農業振興関係でございますが、農業担い手及び農地利用を取り巻く課題は深刻であることから、その解決を図っていくために、現在、関係機関の指導、助言を受けながら、「人・農地プラン」に基づく地域内での話し合いを積極的に行っているところでございます。具体的には、中神大柿地区、漆田地区におきまして、地域営農・農地集積計画を策定され、その計画に基づきさまざまな取り組みが実施されております。さらに、大畑麓地区におきましては、集落営農組織の法人化に向けて協議が進められており、法人設立の最終段階に入られているとのことでございます。

また、上原田地区、永野地区においても、現在、自発的に将来の地域農業の方向性や農地の集積などについて話し合いが進められておりまして、本市としましても、引き続き、関係機関との連携を強化し、農業経営の安定化と所得向上、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと存じます。

人吉農業振興地域整備計画でございますが、本計画は、農業振興地域の整備に関する法律

に基づき策定を行うものでございまして、おおむね5年ごとに見直しを行うものでございます。本市におきましては、平成29年度が本計画の見直しに当たりますことから、本年7月から農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、農業生産等の事項に関する現況及び将来の見通しについての基礎調査等を実施し、平成30年10月の策定を目指してまいりたいと存じます。

農業委員会関係でございますが、平成29年7月に現農業委員の任期が満了を迎えますことから、広報ひとよし、ホームページを活用し、対象となる方々に周知を行っております。また、去る1月23日から30日にかけて、人吉市農家振興組合長の方々を対象とした説明会をあわせて開催したところでございます。

今後、本市では、人吉市農業委員候補者評価委員会を設置、厳正に農業委員候補者を評価し、最終的には市議会の同意を得て任命することとしております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、人吉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において厳正に候補者を評価し、農業委員会が委嘱することとしております。

企業誘致関係でございますが、共栄精密株式会社におかれましては、国の地域経済循環創造事業に係る交付金を活用しまして、梢山工業団地内にきくらげ栽培棟を新たに増設されるに当たり、去る1月13日に県及び本市との三者において、工場増設に伴う立地協定を交わしたところでございます。今回の工場増設に伴い、これまで本市の特産物として位置づけてきた高品質きくらげの安定した生産供給により、さらなる販路拡大が可能となるものと期待しております。

また、事業実施に伴う本地域経済への波及効果としまして、工場施設の視察といった産業観光による交流人口の増加、新商品開発や菌床供給の拡大に伴う売上高の増加、さらには雇用の場の増加が見込めるものでございますので、より一層の農業の6次産業化の進展と、農商工連携による付加価値の向上に寄与する事業として大いに期待しているところでございます。

観光振興関係でございますが、平成28年4月に熊本地震が発生しましたことから、観客及び参加者の安全を考慮し、開催中止とさせていただきます「日本百名城 人吉お城まつり」につきましては、平成28年11月の実行委員会全体会議におきまして、平成29年度の開催日を、来る4月29日、30日の両日に決定し、現在、準備を進めているところでございます。

本年の人吉お城まつりは、従来のような歴史と伝統文化を受け継ぐ市民総参加の祭りという目的に加え、熊本地震からの復興イベントと位置づけまして、観光客や市民の皆様へ平成28年の分まで楽しんでいただきながら、地域の活性化につながる祭りを目指し、官民一体となり取り組んでまいり所存でございます。

日本遺産の第1次指定を契機に、人吉球磨圏域における交流促進、観光の広域展開への期待が高まりつつありますが、現在、相良歴史回廊ミュージアム構想など文化財を活用した地

域経済の活性化に向けて、一步を踏み出したところでございます。こういった機運の高まりを地域経済の振興につなげるため、人吉球磨における広域観光といった部分をさらに強化し、確立をしたいと考えております。具体的には、行政、民間、観光関係者が一堂に会する組織化等、圏域内観光を推進する体制を整えることについて、人吉球磨広域行政組合等を中心に検討を始めております。周辺地域である八代港のクルーズ船寄港の世界拠点化に向けた動きや、本年3月4日から運行開始のかわせみ・やませみ号なども今後は、取り組みの大きな後押しになるものと期待をしております。

スマート林業関係でございますが、平成27年度からの取り組みにより、航空機による森林のレーザー計測を実施いたしまして、市内のほぼ全域の地形と山林のデータを取得し、その解析まで終了しております。そのほか、林業ハッカソンやひとよし産業祭に合わせて林業フェアを開催し、市内外から御参加いただいた多くの方々に、本市の森林の豊かさや林業の発展性をPRできたものと存じます。また、次世代を担う子供たちに森林・林業の重要性を伝えるため、市内小中学校の御協力を得ながら林業教室を開催したところでございます。

今後は、人吉地域スマート林業ラボ協議会の研究員をくま中央森林組合内に配置することで、レーザー計測で得た森林情報の提供や、新たなビジネスモデルを構築するためのコーディネーター的役割を担い、この事業の中核としてさまざまな分野での取り組みを推進していただけるものと期待しております。

川辺川総合土地改良事業でございますが、本事業の廃止及び計画変更等の周知を図るため、国から関係6市町村の全世帯にチラシが配布されたところでございます。また、関係農家の皆様には、本年1月下旬から農業用排水事業などの説明資料の送付がなされ、不明な点などにつきましては、改めて説明会などで対応することとなっております。今後の予定でございますが、国、県と共同で本年3月下旬から順次、関係農家の皆様からの同意取得など、所定の手続を開始する予定でございます。

なお、本事業に関連し、単県事業としまして、既に上原田地区で水源調査を終えた井戸の揚水ポンプ設置とファームポンドまでの送水管の整備が、現在進められているところでございます。引き続き、水を待ち望んでおられる農家の皆様へ、一日も早く農業用水を届けられるように、国・県と一体となって事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、平成26年度及び平成27年度に実施しました橋梁詳細調査の結果、曙橋は供用開始から約39年が経過、主桁の腐食や防食機能の劣化など各所の損傷が報告されたところでございます。曙橋は本市東部に位置し、球磨川にかかる水ノ手橋、大橋、人吉橋、紅取橋と並ぶ主要橋梁として位置づけられていることから、平成29年度から平成31年度にかけて、大規模な補修工事を実施することといたしております。

現在、実施設計の作成及び関係機関との事前協議を行っておりまして、準備が整い次第、補修工事に着手することにしております。そのほかの橋梁につきましても、近接目視点検調

査を実施しておりますので、その結果を踏まえながら、年次的に補修工事等を計画してまいりたいと存じます。

スマートインターチェンジ整備事業でございますが、平成28年2月から進めておりました用地交渉につきましては、同年11月末をもちまして全筆の用地取得が完了、今後、同事業が加速化していくものと存じます。事業の趣旨を御理解いただき、用地の御提供をいただきました地権者の皆様へ深く感謝申し上げる次第でございます。

現在の進捗状況でございますが、西日本高速道路株式会社が担当されております本体部分につきましては、支障木の伐採作業中でありまして、引き続き、土工工事、橋梁桁架設工事、舗装・施設工事が進められることとなっております。また、本市がJR九州熊本支社に委託しております水路工事に関しましては、平成29年3月末に完了予定、さらに国道219号仮設道路工事については、同年7月の発注を目指すべく、鋭意準備を進めているところでございます。

学校教育関係でございますが、激動する現代社会を生きる子供たちは、将来、国境を越えて世界各国の人々と協働していくことがますます求められることと存じます。本市におきましても、英語教育や情報教育などを通して、時代の変化に柔軟に対応していく力を育むとともに、社会が大きく変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるもの「不易」を大切に、ふるさとに誇りを持つ心豊かな子供たちを育む学校教育の推進と充実に努めてまいりたいと存じます。

本市の学校教育の充実振興を図ることを目的に設置しております「人吉市立教育研究所」につきましては、去る2月9日、カルチャーパレスにおいて、市内小中学校の教職員約200人が一堂に会する研究発表大会を開催いたしました。発表では、本市の子供たちの学力や生活の実態と意識調査を通しての課題分析、ICT機器の効果的な活用による「わかる授業」について、また、小中連携による英語教育のあり方などについて、それぞれ報告があったところでございます。全ての部会において、これまでの実践の成果と課題を明らかにするとともに、これからの本市の教育が目指す方向性を見出しており、何よりそのことを市内小中学校の全ての教職員が共有できたことは大変意義深いことであり、非常に価値のある研究発表大会であったものと存じます。

社会教育関係でございますが、小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、平成31年4月の完全移行に向けて準備を進めております。これまでに保護者へのアンケート調査や、小学校区ごとに、校区公民館長、町内会長、PTA及び子ども会等の代表者の方々による検討委員会を開催しております。各校区で開催した検討委員会では、さまざまな御意見や課題がありましたが、全ての校区に共通するのが「指導者の確保」という問題でございましたので、本年1月、全6校区の検討委員会を合同で開催し、まずは、最大の課題であります指導者の確保に取り組むことを確認したところでございます。全ての子供たちがスポーツに親し

むことができる機会をつくることは、子供たちの健やかな成長に欠くことができないものであり、市民の皆様、市内の事業所にお勤めの皆様の御支援、御参画を賜りますようお願い申し上げます。

人吉市花まる教室につきましては、事業開始から5年目を迎えます平成29年度からは、社会教育の一環として実施する予定でございます。当面は規模を縮小して校区公民館での開催となりますが、ふだんの学習では得られない児童の空間認識、数学能力など思考力や判断力、表現力等を育むことは子供の成長に大きな意義があるものと存じますし、地域の教育力向上といった人吉スタイルの学習の確立を目指してまいりたいと存じます。

去る2月19日に開催いたしました第14回「ひとよし春風マラソン」につきましては、全国各地から5,000人を超える選手の皆様にエントリーをしていただきました。また、恒例となりました市民の皆様の沿道での熱気あふれる応援や、地元ボランティアの心のこもった温かい汁、ぜんざい、赤飯といった振る舞いに、心身ともに御満足をいただけたものと存じます。ゴール会場となっております麓町本庁舎周辺は、一連の熊本地震の影響により使用できなくなりましたことから、選手の皆様や関係者の方々には大変御不便をおかけしたと存じますが、本大会が、「家族と走る、家族が応援する。」をテーマに14年目を迎えられることは、ひとえに多くのボランティアの皆様を初め、御声援をいただいた市民の皆様方、関係企業の方々の長年の御支援のたまものであると心から感謝を申し上げます。

第72回熊本県民体育祭につきましては、本年9月に、本市及び球磨郡を会場に24競技、38会場で約7,000人が参加し開催される予定でございます。平成28年の大会は、熊本地震のため開催中止となり、被災地の復興にはまだまだ多くの時間とエネルギーを必要としておりますが、被災された皆様に励まし、元気を取り戻していただくためにも、個人相互の親睦や信頼を育むスポーツの意義は大きく、2年ぶりとなる県民体育祭人吉球磨大会には、県民の皆様から大きな期待が寄せられております。その期待に応えることはもとより、温かいおもてなしで選手団を迎え、人吉球磨大会はすばらしい大会であったと言っただけのよう郡市一体となって取り組んでまいりますので、市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

なお、会場となる施設の整備が急務となっておりますが、平成28年度には第一市民運動広場の照明設備、村山公園テニスコート、市民プール、射撃場、川上哲治記念球場の改修等を実施し、平成29年度に相撲場の補修等ももちまして完了する予定でございます。

日本遺産関係でございますが、人吉球磨の10市町村と関連団体で構成される「人吉球磨日本遺産活用協議会」において、日本遺産ブランド確立のため、建築家、隈 研吾氏、デザイナーの原 研哉氏及び江戸川大学特任教授の鈴木輝隆氏にアドバイザーに御就任いただき、さまざまな取り組みを行っているところでございます。あす開催いたします「日本遺産人吉

球磨シンポジウム」において、アドバイザーの基調講演やパネルトークが予定されておりまして、日本遺産人吉球磨を世界へ、未来へ発信する方向性を御教示いただけるものと存じます。引き続き、人吉球磨全域の官民連携のもと、日本遺産魅力発信推進事業を進めてまいり所存でございます。

上水道関係でございますが、本市の水道事業は、昭和32年の一部給水開始以来60年近くを経過し、近年は少子高齢化、節水型社会への移行による給水人口及び収益の減少という厳しい状況下で、維持の時代を迎えているところでございます。課題となっております老朽化した施設や管路の更新、地震等の災害対策につきましては、「人吉市水道事業ビジョン」にお示ししておりますように、可能な限り延命化を図りながらも、安全、安心で強靱な水道システムを構築するため、健全な事業経営を維持しながら、熊本地震の経験も踏まえ、計画的に実施してまいりたいと存じます。

公共下水道事業関係でございますが、昭和49年の事業着手から40年以上が経過し、汚水中継ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化が進んでおり、また、熊本地震の教訓を生かした災害に強い施設運営、人口の減少に伴う公共下水道使用料収入の減少傾向など、厳しい財政状況の中、乗り越えなければならない多くの課題を抱えているところでございます。これらの課題に対しまして、老朽化した下水道施設における効率的な改築と地震などの災害対策を見据えた長期的な計画としてのストックマネジメントを策定し、健全な事業運営になお一層努めてまいり所存でございます。

ここで、国が定めました平成29年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。

国の平成29年度予算編成の基本方針は、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指し、アベノミクス「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に取り組んでいくというものでございます。また、国の平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行することとし、改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するといった基本的考えに立ち、その取り組みを的確に予算に反映することとされています。さらに、東日本大震災、熊本地震を初め、各地の災害からの復興や防災対応の強化も着実に進めていくとされています。

このような方針に基づいて策定された地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされています。地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額につきましては、前年度に比し、4,011億円、0.7%増の62兆803億円で、平成28年度地方財政計画を上回る額を確保することとされています。また、地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、前年度に比し、3,705億円の減額、2.2%の減となっています。一方で、地方税等においては、税制改正後に

において、前年度当初見込みに対し市町村税にあつては2.1%の増になると見込まれています。しかし、この見込みは地方公共団体全体の見込み額であることから、地域経済の実情に応じ差異が生じるとされています。そのほか、地方譲与税については、前年度に比し、4.3%の増とされているところでございます。

このような状況を踏まえた上で本市の平成29年度財政見通し及び予算編成でございますが、まず市税につきましては、生産年齢人口の減少や法人における景気の回復がいまだ不透明な状況にあるところではございますが、国の地方財政計画及び平成28年度最終決算見込み額等を勘案し、前年度当初予算と比し1.5%の増を見込んでいるところでございます。また、普通交付税は平成27年度の国勢調査による人口減の影響が心配されたところではございますが、平成28年度の交付実績等も勘案し、地方財政計画に示されている減少率により交付総額を見込んでいるところでございます。このように主要な一般財源の安定的確保が厳しい中、庁舎建設のための財源は確保できたものの、熊本地震による市庁舎機能分散化による経常的経費の増、あるいは緊急性の高い投資的経費の増の影響もあり、平成28年度に引き続き財政調整基金及び減債基金3億円を取り崩し、繰り入れることとしております。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるもののほか、国の補正予算に係る事業費などの補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ8,392万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億5,959万4,000円とするものでございます。

議第2号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ9,147万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億1,969万1,000円とするものでございます。

議第3号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ1,378万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,433万9,000円とするものでございます。

議第4号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ7,029万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,566万7,000円とするものでございます。

議第5号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出をそれぞれ516万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,218万1,000円とするものでございます。

議第6号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算案(第4号)は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を3,510万円増額し、収入総額を5億8,743万5,000円とし、支出の水道事業費用を3,298万1,000円増額し、支出総額を5億4,192万1,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を36万1,000円減額し、支出予算総額を2億8,780万4,000円といたしております。

議第7号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案(第4号)は、収益的収入及び支出の予算額について、収入の下水道事業収益を3,617万3,000円増額し、収入予算総額を11億7,970万6,000円とし、支出の下水道事業費用を2,017万6,000円増額し、支出予算総額を11億3,231万2,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、収入を4,518万1,000円減額し、収入予算総額を2億1,779万4,000円とし、支出を5,500万円減額し、支出予算総額を6億7,973万7,000円といたしております。

議第8号平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案(第1号)は、歳入歳出をそれぞれ166万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ337万4,000円とするものでございます。

議第9号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案(第2号)は、人吉中核工業用地の交差点改築工事の繰越明許費に係る補正でございまして、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案につきましては、御説明いたします前、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源である市税、地方交付税でございますが、先ほど述べましたように、平成29年度国の地方財政計画及び平成28年度決算見込み額を勘案し、見込んでいるところでございます。なお、地方交付税のうち普通交付税につきましては、算定の基礎となる補正係数等が不明であることを考慮し、交付見込み額のおおむね3%を留保いたしております。

次に、歳出でございますが、平成29年度から新市庁舎建設事業が本格的に動き出すこととなりますが、まずは第1期工事としまして、旧保健センターの解体、小永野第一雨水幹線つけかえのための事業費等を計上いたしております。さらに、本市の子育て支援に際し、最大の政策課題でもあった子ども医療費を中学校卒業まで無料化するための助成費、また、移住定住促進を実現化していくための起業創業・中小企業支援センター立ち上げ準備のための経費などを計上いたしております。

歳入歳出予算の総額は165億8,277万4,000円で、平成28年度当初予算と比較いたしますと

9.5%の増となっております。

議第11号平成29年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5万1,000円といたしております。

議第12号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億3,489万2,000円といたしております。

議第13号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,396万2,000円といたしております。

議第14号平成29年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,662万7,000円といたしております。

議第15号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,255万円といたしております。

議第16号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億4,407万8,000円を計上し、支出では、水道事業費用5億657万1,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,543万8,000円を計上し、支出を3億2,625万5,000円といたしております。

議第17号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に下水道事業収益11億3,895万3,000円を計上し、支出では、下水道事業費用10億9,286万円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に1億3,320万3,000円を計上し、支出を5億7,898万円といたしております。

議第18号平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ338万円といたしております。

議第19号平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,305万5,000円といたしております。

議第20号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の扶養手当及び地域手当に関し、人事院勧告等に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第21号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び議第22号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の育児に係る勤務の特例の対象となる子及び育児休業を申請できる対象となる子の範囲を拡大すること、職員の休暇である介護休業の内容を変更すること、職員の休暇として新たに介護時間を追加すること、育児休業を取得できる対象となる非常勤職員の範囲を拡大すること、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第23号人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員における配偶者同行休業制度の改正に準じ、地方公務員法第26条の6第3項に規定する配偶者同行休業の再度の延長を認める事情を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第24号人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第25号人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例案は、平成29年4月1日からの組織機構改革に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議第26号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、人吉市大塚公民館及び人吉市大塚コミュニティセンターを人吉市東間公民館大塚分館及び人吉市東間コミュニティセンター大塚分館に位置づけることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第27号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、同条例の別表第1に規定する国民健康保険運営協議会の会長及び委員の報酬を年額報酬から日額報酬へ変更し、並びに既に設置している乳幼児健康診査嘱託医等の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第28号人吉市税条例等の一部を改正する条例案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方消費税率引き上げの実施時期が平成31年10月1日とされたことに伴い、法人市民税の法人税割の税率引き下げの実施時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第29号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案は、子ども医療費の助成対象者のうち、小学校1年生以上の者についても一部負担金を無料とすることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第30号及び議第31号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2案件は、佐無田学氏、宮原裕子氏の任期が、本年3月31日で満了となることから、両氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）及び議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

まず、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）についてでございます。今回の補正予算は、国・県の補助事業などの決定による事業費の確定、それから最終見込みのほか、国の補正予算内示に伴います地方創生拠点整備交付金事業などが主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、それから第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、それから第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて、6ページをお願いいたします。まず、第2表継続費補正の変更でございます。上段のほうでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業でございますが、これは平成28年度の社会資本整備総合交付金の補助決定額に伴い、NEXCO西日本に委託する事業費の年割額を変更するものでございます。

その下でございます。10款教育費、5項社会教育費、埋蔵文化財本調査に要する経費は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業に係る発掘調査でございまして、調査地でございます赤池原遺跡における遺物の出土状況が当初の見込みより少なかったため、調査期間を5年から3年に短縮し、平成29年度までに全調査を終了する見通しとなったことに伴い、年度及び年割額を変更するものでございます。

その下、7ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正でございまして、追加を31件、変更1件、合計32件でございます。まず、追加でございますが、一番上、2款総務費、1項総務管理費、第1別館施設改修事業は、西間別館のバリアフリーなど安全対策に要する経費でございまして、年度内の事業完了が困難なため、事業を繰り越すものでございます。その下でございます。3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業は、個人番号カード発行業務等の委任に係る交付金でございます。委任先でございます地方公共団体情報システム機構において、カード発行等の業務に時間を要しておりまして、機構側から年度内での精算ができないという旨の報告がございまして、事業費を繰り越すものでございます。

その下、6款農林水産業費、1項農業費、産地パワーアップ事業推進事業と、その下の栗選果選別施設整備事業は、平成28年熊本地震に伴います労働需要の急増により作業員の確保

が厳しい状況となりまして、JAにお尋ねしましたところ、発注後の進捗に支障を来し、結果、年度内の竣工が難しくなりまして、事業を繰り越すものでございます。

その下、7款、1項商工費、地域経済循環創造事業、これはきくらげ栽培棟の増設でございますが、これも熊本地震の影響により工事資材が品薄となっていること、それと労務者の不足に伴いまして、手配の調整に不測の日数を要しておりますことから、事業を繰り越すものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、戸越草津線は道路補修工事でございますが、工事計画等に関する地元関係者との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となり、事業費を繰り越すものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業、七地蟹作線から社会資本整備総合交付金事業、ずっと下におりまして、下林北願成寺線（願成寺町工区）までの4件でございますが、これは国の補正予算に伴います道路補修工事でございますが、工事に伴う交通規制等に地元関係者や関係機関、これは警察署等でございますけれども、協議に不測の日数を要しましたことから、年度内の竣工が困難となり、全事業を繰り越すものでございます。

下から3行目になります。地方道路等整備事業、荒毛牛塚線用地取得費、及びその下、地方道路等整備事業、南町地内第1号線用地取得費の2件は、用地補償費について、土地価格及び工作物等の補償費算定に不測の日数を要し、用地補償契約の年度内完了が困難となりましたことから、全事業を繰り越すものでございます。

一番下でございます。地方道路等整備事業、青井西間線は測量設計業務委託でございますが、工事計画等に関する関係機関——これは警察です——との協議に不測の日数を要しておりますことから、年度内の事業完了が困難となり、全事業を繰り越すものでございます。

めくっていただいて、8ページをお願いいたします。一番上、社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線（瓦屋町工区）は、用地補償費について、用地補償契約締結及び抵当権の一部抹消の手續に不測の日数を要したために年度内の契約完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

その下、社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線（中林町工区）は道路改良工事及び補償費でございますが、施工箇所において水路を道路として使用する計画のため、地元関係者や関係機関——これは土地改良区の水利組合——との協議に不測の日数を要しておりますことから、年度内の竣工が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

次に、人吉・球磨スマートIC整備事業は、NEXCO西日本に委託する事業以外の本市の事業として発注いたします設計業務委託、工事費及び用地補償費などでございます。国・県・NEXCOとの協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となりましたことから、事業を繰り越すものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業、橋梁点検事業から社会資本整備総合交付金事業のち

ようど4つ目、上麓橋補修事業までの4件は、国の補正予算に伴います橋梁詳細調査・設計業務委託及び橋梁補修工事でございますが、河川管理者等との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難となり、全事業を繰り越すものでございます。

4項都市計画費、都市計画基礎調査事業は調査業務委託でございますが、基礎調査に必要となります国勢調査のデータ公表が平成29年度となりましたことから、年度内の完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業、下林願成寺線、これは都市計画道路でございますが、用地補償費でございます。用地及び補償物件の移転交渉に不測の日数を要し、年度内完了が困難となりましたことから、事業を繰り越すものでございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、第三中学校プール補修事業は、プール塗りかえ等工事でございますが、天候不順等の影響により、塗りかえ作業に不測の日数を要しましたことから、年度内の完了が困難となり、全事業を繰り越すものでございます。

次に、第二中学校消火設備改修事業及び第二中学校給水設備改修事業は、国の第2次補正予算に伴います第二中学校の施設設備改修工事でございます。工事を学校の休業期間中に行う必要がありまして、そのための適正工期が確保できずに、事業の年度内完了が困難となりましたことから、事業費を繰り越すものでございます。

次に、5項社会教育費、中原コミュニティセンター施設改修事業は、国の補正予算に伴います地方創生拠点整備交付金事業でございますが、国からの内示が2月となりましたことから、それ以降の工事着工となりまして、事業の年度内完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

8ページが一番下でございます。史跡大村横穴群保存修理事業は、国の補正予算に伴うものでございまして、史跡大村横穴群保存修理工事などの経費でございます。国の補助金交付決定が昨年11月であったために、それ以降の工事着工となりまして、事業の年度内完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

その下、9ページをお願いいたします。6項保健体育費、梢山グラウンド補修事業は、梢山グラウンドの施設補修工事でございます。平成28年熊本地震の影響もあり、工事業者選定に時間を要しましたことから、事業の年度内完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助、農業用施設災害復旧事業は、上永野地区農業用施設災害復旧工事でございます。平成28年熊本地震に伴う労働需要の急増により労務者確保が困難となり、年度内竣工が厳しくなり、全事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助、道路橋梁災害復旧事業、七地赤池線は道路災害復旧工事でございます。工事に伴う交通規制等に際して、地元関係者との協議に

不測の日数を要しておりますことから、年度内竣工が難しくなり、事業を繰り越すものでございます。

最後に、5項その他公共施設公用施設災害復旧費、防災行政無線等移設事業は、防災行政無線等の移設業務委託料でございます。防災行政無線の移設につきましては、九州総合通信局への免許変更申請が必要であり、申請から許可までに一定の日数を要しますことから、年度内の移設事業完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。

次に、繰越明許費の変更でございます。9ページの下の方です。2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業は、市庁舎建設に伴います地質調査委託料でございます。委託契約に伴う前払金の確定に伴い、繰越金額の変更を行うものでございます。

めくっていただいて、10ページをお願いいたします。第4表の債務負担行為補正の変更でございます。新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料は、土地及び公共施設の資産取得価額、耐用年数、減価償却累計額等をまとめた固定資産台帳整備に関する委託でございますが、委託契約に伴います金額の確定により、限度額を変更するものでございます。

次に、庁舎建設設計委託料は、市庁舎建設に伴います基本設計・実施設計業務委託料でございますが、契約による設計業務委託料の確定及び基本設計に対する支払いが、平成28年度は前金払いのみとなりましたことから、限度額を変更するものでございます。

また、その次、光ブロードバンド機器リース料、及びその下、地上デジタルテレビ放送再送信機器リース料の2件は、リース料の確定により、限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。第5表の地方債補正でございます。まず、追加でございますが、学校施設環境改善交付金事業債は、国の第2次補正予算内示に伴います第二中学校の施設設備改修事業に対する地方債でございます。地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、変更でございますが、一番上の退職手当債は、公営企業会計に在籍する職員については起債対象とならないことから、限度額を変更するものでございます。

次に、農業基盤整備事業債から一番下の現年発生庁舎機能単独災害復旧事業債までの9件は、事業費の確定及び最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入、歳出につきまして御説明のほうをさせていただきます。

めくっていただいて、14ページをお願いいたします。まず歳入でございます。1款市税、1項市民税から次のページ、めくっていただいて、16ページの6項、一番上になります。都市計画税までの現年課税分は、いずれも今年度の最終調定見込み額で計上をいたしております。14ページのほうに返っていただいて、市民税が増額となりました要因としましては、まず個人所得割は、当初の予想よりも所得の伸びが堅調であったための増収であります。次に、固定資産税における土地については、土地評価額の減額幅が少なかったことによる増収となっております。また、めくっていただいて、15ページでございますけど、市たばこ税につき

ましては、平成28年熊本地震に伴い、発注工事等の増及び工事に従事する労務者が本市内の宿泊所——これはホテル、旅館——を拠点としていたことなどの影響により、その分が増収となっております。なお、滞納繰越分につきましては、最終調定見込み額により増額を行っております。

少し飛びますが、18ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正額5,520万4,000円の増額補正でございます。これは2節の児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、それから3節の生活保護費負担金、医療扶助費等負担金の増額が主なものでございまして、いずれも最終見込みによる補正でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,016万6,000円の増額補正は、国の補正予算内示に伴います中原コミュニティセンター施設改修事業に対する地方創生拠点整備交付金1,066万7,000円が主なものでございます。次に、めくっていただいて、19ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金1億3,397万3,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業の補助の決定及び事業の最終見込みによるものでございます。一番下、19ページの5目教育費国庫補助金1,481万9,000円の増額補正は、国の第2次補正予算内示に伴います、第二中学校の施設設備改修に対する学校施設環境改善交付金が主なものでございます。

めくっていただいて、22ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金3,928万9,000円の減額補正は、これは次の23ページをおあげください。23ページになりますが、栗選果選別施設整備事業に対する産地パワーアップ事業推進費補助金の減、2,474万5,000円が主なものでございまして、そのほかにつきましては、県補助金の交付決定、それから事業費の最終見込みによる減額などでございます。

めくっていただきまして、25ページをお願いいたします。19款、1項、1目繰越金を、1,059万1,000円増額補正をいたしております。

26ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入1,929万1,000円の増額補正のうち、1節総務費雑入のうち真ん中ほどになりますけど、災害見舞金799万2,000円は、熊本地震により被災をいたしました麓町本庁舎に対し、九州市長会を初め20の団体からいただきました見舞金でございまして、これらの見舞金につきましては、庁舎建設等基金に積み立てを予定しております。また、熊本県市町村振興協会交付金の特定財源741万円は宝くじ売上配分金でございまして、特定財源といたしまして防犯灯の設置工事及びカルチャーパレスの施設改修事業に充当をいたしております。27ページをおあげください。7節の土木費雑入のうち、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金1,077万2,000円は、平成28年度事業に対します国庫補助金の決定及び事業費の最終見込みに伴います関係町村からの負担金の増でございます。9節教育費雑入のうち、スポーツ振興くじ助成金、サッカー宝くじでございまして、1,573万3,000円の減額は、スポ

一ツくじ販売により得られる益金をもとに、スポーツ振興を目的とする事業に対しての助成金でございまして、平成28年度における助成金の確定による減額でございまして。

21款市債は、第5表地方債補正で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、歳出の主なものについて御説明をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,478万円の増額補正は、次の30ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金における人吉市地方バス運行等特別対策補助金4,250万9,000円、それと、その下、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金719万5,000円が主なものでございます。また、一番下でございまして。28節繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金2,217万6,000円と水道事業特別会計繰出金3,510万1,000円は、公営企業特別会計において退職を迎える職員3名分の退職手当などを特別会計のほうに繰り出すものでございます。なお、特別会計への繰り出しに伴い、一般会計において予算計上いたしておりました3名の退職手当を、30ページの一番上になりますが、3節職員手当等の退職手当から減額をいたしておるところでございまして。

めくっていただいて、31ページをお願いいたします。一番下です。14目市庁舎建設事業費2,602万7,000円の減額補正は、庁舎建設設計委託料の減が主なものでございます。債務負担行為の補正の変更の中でも御説明をいたしましたが、基本設計業務委託料に対する支払いが、平成28年度は前金払いのみとなりましたことから、減額をいたすものでございます。

34ページをお願いいたします。民生費でございまして。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,485万8,000円の減額補正は、28節の繰出金におきまして、4つの特別会計への繰出金の減が主なものでございます。

35ページをお願いいたします。一番下になりますが、2項児童福祉費のうち、2目児童措置費6,609万9,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金のうち、負担金でございまして子どものための教育・保育給付費負担金、これは委託費、施設型給付費でございまして、保育所及び認定こども園に対する運営費負担金の増、8,009万6,000円が主なものでございまして、単価の改定及び最終見込みなどによるものでございます。

36ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費2,826万2,000円の増額補正は、生活保護費のうち医療扶助などの増額が主な要因でございまして。

38ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費1,428万8,000円の減額補正は、13節委託料におきまして、平成28年度から指定ごみ袋を受託している業者との間で締結をいたしております契約単価が減となりましたこと、及び指定ごみ袋販売見込みの減によりまして、全体的にその影響で減となっておりますところでございまして。

めくっていただいて、39ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費3,243万8,000円の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金において栗選果選別施設整備事業の事業費確定によりまして産地パワーアップ事業推進補助金の

減が主なものでございます。

40ページをお願いいたします。一番下でございます。2項林業費、2目林業振興費1,543万円の減額補正は、13節委託料における下刈委託料、それから次のページ、41ページでございますが、素材生産販売委託料の最終見込みによる減が主な減額の要因となっておりますのでございます。

次に、42ページから44ページの8款土木費につきましては、主に補助事業の決定による事業費の確定、最終見込みによるものでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

44ページをお願いいたします。9款、1項消防費、3目消防施設費1,012万8,000円の減額補正は、15節工事請負費におきまして、防火水槽築造工事1基を予定しておりましたが、防火水槽を設置するために必要となる用地の確保ができなかったことによる減、及び18節の備品購入費において、小型動力ポンプ積載車3台分でございますけれども、その入札による減額分が主な要因となっております。

47ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費5,350万円の増額補正は、国の第2次補正予算内示に伴います中学校施設設備改修事業に対する経費でございます。第二中学校の消火設備、それから給水設備改修工事を計上いたしております。

51ページをお願いいたします。12款、1項公債費、2目利子1,636万3,000円の減額補正は、平成27年度借入利率が見込みより低かったこと及び借入利率の見直しなどによります減額でございます。

52ページ、最後でございます。14款予備費を2億1,976万2,000円、増額補正をいたしております。

以上で、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）についての補足説明を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） それでは、続きまして、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成29年度の当初予算は、歳入歳出のそれぞれ、1ページにありますが、165億8,277万4,000円、これは前年度と比較いたしますと14億3,265万円の増、伸び率からしますと9.5%ということで、大幅な増となっております。増額となりました理由といたしましては、市庁舎建設事業、それから人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業、それから大規模修繕・更新事業で実施します曙橋の補修事業、あと街路事業都市計画道路下林願成寺線の工事

の本格化、さらには扶助費等の増がその要因となっております。

予算書の1ページで、第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費につきましては、第2表継続費により、第3条債務負担行為につきましては、第3表債務負担行為により、第4条の地方債につきましては、第4表地方債により、それぞれ御説明のほうをさせていただきます。第5条一時借入金につきましては、最高額を20億円と定めております。第6条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

めくっていただいて、7ページをお願いいたします。まず第2表継続費でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、曙橋補修事業でございますが、事業に係る期間が3カ年を要しますことから、継続費を設定するものでございます。事業費総額を4億6,400万円とし、平成29年度から平成31年度まで、それぞれ年割額を定めるものでございます。

その下、第3表債務負担行為でございますが、情報系システム構築リース料は、現在、国が進めております情報セキュリティ強靱化対策に基づき、情報系システムを再構築するものでございまして、情報系機器の更新に伴いますリース料に係る債務負担の期間、限度額を設定するものでございます。

続きまして、第4表地方債でございます。まず一番上、臨時財政対策債は平成29年度地方財政計画及び平成28年度の確定額を勘案し、予算計上を行っております。

その下、カルチャーパレス改修事業債から、あけていただいて、8ページの一番下になります。市庁舎建設事業債までの全部で17件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、歳入歳出予算につきましては、前年度との増減の大きいもの、それから新規事業を中心に、主なものを事項別明細書により御説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。まず歳入でございます。1款市税、1項市民税のうち1目個人が11億8,919万7,000円で、前年度に比べ3,116万円の増額となっております。主に所得割の増額でございまして、これは生産年齢人口の減少による一定の影響は見られるものの、平成28年度の最終見込み額を勘案し、増収を見込んだものでございます。

続きまして、めくっていただいて、12ページをお願いいたします。一番上です。3項、1目軽自動車税が1億1,432万円で、前年度に比べ1,934万1,000円の増額となっております。これは現年課税分において、平成28年度からの標準税率引き上げに伴う影響、それから13年以上経過いたしました重課対象車が当初想定より多かったことにより、増収が見込まれるものでございます。

4項、1目市たばこ税が2億5,903万円で、前年度に比べ625万6,000円の増額となっております。これは平成28年度の最終見込みを勘案し、増収を見込んでおるところでございます。

その下、13ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税

3,668万8,000円から、めくっていただいて、15ページの上段でございます、5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金1,000万円につきましては、平成29年度地方財政計画の伸び率を勘案して予算計上を行っております。

その下、6款、1項、1目地方消費税交付金6億5,000万円は、前年度に比べ1,684万円の減額となっております。これは平成28年度の交付状況を勘案し、予算計上を行っております。

めくっていただいて、16ページをお願いいたします。一番下になります。10款、1項、1目地方交付税47億4,000万円は、前年度と比較し5,000万円の増額をいたしております。これは普通交付税におきまして平成28年度の交付確定額に、平成29年度地方財政計画の伸び率、これは2.2%の減でございます。それを乗じまして、さらに3%程度を留保するような状況で予算計上を行っております。特別交付税につきましては、前年度同額といたしております。

17ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金1億3,807万2,000円は、前年度と比較いたしまして2,726万5,000円の減額となっております。これは特定教育・保育施設等利用者負担金の減が主なものでございまして、平成29年度から保育園1園が認定こども園へ移行される予定となっており、それに伴いまして保育料が直接園のほうへ納入されることなどにより、そういうものが減の要因となっております。

それから、18ページから19ページを割愛いたしまして、20ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金21億1,277万3,000円は、前年度に比べ1億4,457万7,000円の増額となっております。これは自立支援給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金並びに生活保護費に係る国庫負担金などの増額が主な要因でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,961万円は、前年度に比べ2,646万7,000円の増額となっております。これは地方創生推進交付金の増によるものでございます。

めくっていただいて、22ページをお願いいたします。中ほど、4目土木費国庫補助金9億254万7,000円は、前年度に比べ4億864万6,000円の増額となっております。これは2節道路橋梁費補助金のうち、社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

23ページをお願いします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金8億9,383万1,000円は、前年度に比べ5,613万6,000円の増額となっております。これは国庫負担金と同じく、自立支援給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金などの増額が主な要因でございます。

めくっていただいて、25ページをお願いいたします。一番下になります。2項県補助金の4目農林水産業費県補助金8,158万7,000円は、前年度に比べ1,170万円の減額となっております。これは次のページの26ページになりますが、この中の2節林業費補助金のうちの森林環境保全整備事業費補助金、この減額が全体の減額の主な要因となっております。

ます。

めくっていただいて、27ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金4,487万6,000円は、前年度に比べ1,948万3,000円の減額となっております。これは4目選挙費委託金で、平成28年度に参議院選挙委託金1,798万6,000円がありましたが、これがもうなくなりましたので、それが減額の大きな要因となっておりますのでございます。

めくっていただいて、29ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金3,000万円は、前年度に比べ499万9,000円の増額となっております。これは古都人吉応援団寄附金を前年度から500万円増額したものでございまして、平成28年度の実績も踏まえて計上をいたしております。

次に、30ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を2億円、1件飛んで、3目減債基金繰入金1億円、これは財源調整のために計上をいたしております。

31ページをお願いいたします。4目の応援団基金繰入金1,790万円は、古都人吉応援団寄附金でいただきました寄附金を、九日町鍛冶屋町線石畳補修工事や一井正典青雲の志育成事業などに充当するものでございます。基金を取り崩して事業に充てるというような状況でございまして。

19款、1項、1目繰越金を前年度と同額の1億5,000万円で計上いたしております。

めくっていただいて、33ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入1億9,836万円は、前年度と比較いたしまして1,241万円の増額となっております。これは、次のページ、34ページになりますが、ちょうど中ほどから下のほうでございまして。7節土木費雑入における一般廃棄物処理施設周辺整備事業負担金4,012万6,000円、これは条件整備関連でございまして。及び人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金などが増の主な要因でございまして。

35ページの21款市債につきましては、先ほど第4表で御説明をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

続きまして、歳出でございまして。37ページをお願いいたします。1款、1項、1目議会費が1億8,643万5,000円でございます。前年度に比べ175万9,000円の減額となっております。内容につきましては省略をさせていただきます。

ずっとめくっていただいて、39ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が8億6,520万9,000円で、前年度に比べ1億327万5,000円の減額となっております。主な要因といたしまして、1節報酬におきまして、本市のふるさと納税業務や情報発信業務に取り組む地域おこし協力隊の報酬2人分408万円の増、それから40ページになりますが、3節職員手当等のうち退職手当の減などございまして、平成28年度当初予算におきましては、定年退職者14人分の計上をいたしておりましたが、平成29年度は定年退職者7

人分を計上しておりその関係で減額になっておるところでございます。

なお、平成28年熊本地震に伴い被災いたしました麓町本庁舎を平成29年度に解体するに際しまして、昭和37年の建設以来54年間の歴史に感謝を込め、平成29年11月に麓町本庁舎の閉庁式を予定しておりまして、閉庁式に関連する予算もここに計上をいたしておるところでございます。

43ページをお願いいたします。同じく一般管理費の中の19節負担金、補助及び交付金のうち、負担金でございます。平成29年4月から電子入札の導入を予定しておりまして、ちょうど負担金の中ほどになります。熊本県電子入札共同利用システム負担金281万1,000円を予算計上いたしております。

めくっていただいて、45ページをお願いいたします。6目財産管理費2億4,970万2,000円は、前年度に比べ1億7,728万8,000円の増額となっております。主な要因といたしまして、平成28年度の当初予算において、教育費に計上いたしておりましたカルチャーパレスの施設関連経費を、平成28年熊本地震の影響から仮本庁舎がカルチャーパレス施設内へ移転しましたことに伴い、平成29年度当初予算におきましては、総務費に関連経費を予算計上することによるものでございます。

また、46ページでございます。13節の委託料で、47ページにかけてでございます。47ページの15節の工事請負費も関連してまいります。公共施設等総合管理計画に先んじて、旧商工センター、旧老人趣味の家を解体するための設計委託及び解体工事並びにカルチャーパレスの施設整備、改修工事に関する予算を委託料、工事請負費のほうに計上させていただいております。

めくっていただいて、49ページをお願いいたします。9目情報管理費でございます。1億3,110万7,000円で、前年度に比べ1,482万8,000円の増額となっております。これは、平成29年度におきまして、情報セキュリティ強靱化に伴います情報系システムを再構築するに当たり、情報系機器の更新が必要となりまして、14節の使用料及び賃借料、OA機器リース料を増額することなどが主な要因となっております。

めくっていただいて、52ページをお願いいたします。新しい目でございます。13目市庁舎建設事業費でございます。5億4,683万6,000円となっております。平成29年度は新庁舎建設に向けての環境整備が主なものでございまして、内容といたしましては、庁舎建設実施設計委託につきましては債務負担行為を起しておりましたので、債務負担行為の平成29年度実施分でございます。それから、保健センター、勤労青少年ホームなどの解体工事、既存の水路解体、埋め立て、小永野第一雨水幹線改修工事業務委託などを計上いたしておるところでございます。

それから、52ページの一番下でございますが、9目恩給及び退職年金は、対象者がお亡くなりになりましたので、今回、目を廃目とさせていただいております。

63ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費10億8,182万6,000円は、前年度と比べ8,245万2,000円の増額となっております。これは65ページの20節扶助費のうち障害児通所支援事業給付費、それから自立支援給付費などの増額が主な要因となっております。

69ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費、23億1,024万3,000円は、前年度に比べ1億1,985万8,000円の増額となっております。これは、19節負担金、補助及び交付金のうち、負担金におきまして子どものための教育・保育給付費負担金の委託費、施設型給付費の増額、これは保育園と認定こども園に対する運営費でございますが、その増が主な要因となっております。

めくっていただいて、71ページをお願いいたします。一番下でございます。3項生活保護費、2目扶助費7億271万9,000円で、前年度に比べ3,181万4,000円の増額となっております。これは生活扶助費及び医療扶助費の増額によるものでございます。

77ページをお願いいたします。衛生費でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費3,972万1,000円で、前年度に比べ1,259万1,000円の減額となっております。これは、次のページの78ページになりますが、一番上の13節の委託料、指定ごみ袋販売委託料の減が主な要因でございます。

78ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費8億7,932万円は、前年度に比べ1億3,261万8,000円の減額となっております。これは、主に79ページの19節負担金、補助及び交付金の負担金のうち人吉球磨広域行政組合（し尿ごみ処理施設及び葬斎場）負担金の減額によるものでございまして、赤池ごみ処理施設建設に係る公債費の減、人吉市負担分で9,512万3,000円減額となっておりますが、それらが減の主な要因でございます。

80ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費5,339万7,000円は、前年度に比べ736万1,000円の増額となっております。これは1節報酬におきまして、平成29年7月改選以降の新体制による農業委員会委員の報酬及び農地利用最適化推進委員報酬の増が主な要因でございます。

87ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費8,556万8,000円は、前年度に比べ2,087万2,000円の増額となっております。これは、次のページの88ページでございますが、地方創生推進交付金事業として取り組みます13節の委託料の中の一番下、スマート林業展開事業委託料3,165万円の増などが主な要因でございます。

90ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費は、前年並みで予算計上いたしておりますが、ここには中小企業、小規模事業者をサポートするための起業創業・中小企業支援センターの立ち上げに要する経費を52万5,000円ほど予算計上いたしております。

92ページをお願いいたします。3目観光費7,493万8,000円は、前年度に比べ1,020万8,000

円の増額となっております。これは93ページになりますが、13節委託料の中に赤池ごみ処理施設延命化のための条件整備の一つでもあります、相良三十三観音赤池観音駐車場測量設計業務委託料330万円とオーバーホールが必要となっておりますからくり時計の改修委託料730万4,000円が増の要因でございます。

100ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費9億2,516万8,000円は、前年度に比べ3億8,977万5,000円の増額となっております。これは一般廃棄物処理施設の延命化に伴います条件整備事業を人吉球磨広域行政組合から受託することによる増、社会資本整備総合交付金事業の増、それから人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業の用地、補償費、工事に係る経費の増が主な要因でございます。

101ページをお願いいたします。5目橋梁新設改良費2億9,182万8,000円は、前年度に比べ2億1,850万6,000円の増額となっております。これは主に次の102ページでございます。15節工事請負費のうち、大規模修繕更新事業として取り組みます曙橋補修等工事などの増が主な要因でございます。

同じく102ページで、3項住宅費、1目住宅管理費8,739万2,000円は、前年度に比べ2,111万4,000円の増額となっております。これは103ページになりますが、15節の工事請負費の市営住宅修繕工事におきまして、市営住宅における住宅火災警報装置が設置以来10年を経過しておりますことから、古い順に取りかえを行うことに伴います取りかえ工事などの増が主な要因でございます。

107ページをお願いいたします。4項都市計画費、4目街路事業費2億7,035万8,000円は、前年度に比べ1億433万4,000円の増額となっております。これは都市計画道路下林願成寺線の工事が本格化しますことから、工事請負費の増額が主な要因でございます。

108ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費4億6,964万1,000円は、前年度に比べ2,003万1,000円の増額となっております。これは109ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の負担金で人吉下球磨消防組合負担金の増が主なものでございます。内容といたしましては、人件費の増のほか、平成29年度に購入予定の消防化学自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に対する負担金の増などが主な要因でございます。

119ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費6,243万円は、前年度に比べ5,817万9,000円の増額となっております。これは15節工事請負費における人吉西小学校、それから大畑小学校の屋外トイレ改築工事の増額が主な増の要因でございます。

131ページをお願いします。6項保健体育費、1目保健体育総務費9,255万9,000円は、前年度に比べ2,034万3,000円の増額となっております。これは132ページの19節負担金、補助及び交付金のうち負担金で、平成29年度に人吉球磨で開催をされます県民体育祭の運営組織に対する本市の負担金——負担割合は40%でございます。それと県民体育祭実行委員会負担金の増が主な要因でございます。133ページの交付金でございますが、各種スポーツ大会に

出場する選手等に対し、または選手の育成強化に向けた事業などを支援する目的といたしまして、NPO法人人吉市体育協会がスポーツ振興事業基金の設置を予定しておりまして、基金原資の一部として交付金200万円を予算計上いたしております。

同じく133ページの2目体育施設費7,245万8,000円は、前年度に比べ7,983万2,000円の減額となっております。これは平成29年度に開催されます県民体育祭のために、平成28年度において行いましたスポーツ施設改修工事が終了したことによるものが減の要因となっております。

134ページをお願いいたします。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費でございます。本年度が1億7,038万9,000円、前年度に比べまして1,419万8,000円の増額となっております。これは、11節需用費におきまして、平成21年度に購入をいたしました食器類が古くなったことに伴います買い換え、それから135ページになりますが、18節の備品購入費におきまして、平成5年8月以来、20年以上を経過しております学校給食配送車の買い換えによる増などが主な要因でございます。また、19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金でございます。136ページの一番上になりますが、学校給食費助成金2,519万円は、平成28年度に引き続き、児童・生徒1人当たり月額1,000円の助成を行うものでございます。

めくっていただいて、138ページをお願いいたします。11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費3,943万2,000円は、前年度に比べ3,943万1,000円の増額となっております。これは、平成28年熊本地震により麓町本庁舎を初めとする被災施設の本来の機能が現在分散しておりまして、特に庁舎機能移転による会議室を確保するためのプレハブ設置に伴いますリース料、それから保健センターの移転先でございます高等看護学校借地のための人吉医療センターへの賃借料、そういうものが増の要因となっております。

140ページをお願いいたします。14款予備費に6,288万7,000円を計上いたしております。

少し長くなりましたが、以上で議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案についての補足説明を終わります。御審議のほうよろしくをお願いいたします。

○市民部長（今村 修君）（登壇） 皆様、こんにちは。私のほうから、議第12号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,489万2,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保の予算は、事業運営に要する経費から国庫支出金交付金等を差し引いた残りを国民健康保険税で賄うという仕組みとなっております。したがって、予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の7,259万2,000円は、国保担当職員の給与、諸手当等の経常事務費、国保団体連合会共同電算委託料が主なものでございます。

17ページから18ページまでは省略をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費と審査支払手数料を合わせ、25億5,015万8,000円を計上しております。20ページにかけまして2項高額療養費の3億6,117万7,000円は、医療費が高額になって自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、50人分の2,100万円を計上しております。21ページをお願いいたします。4項葬祭費は90件分の180万円でございます。5項移送費に20万円を計上しております。以上、保険給付費の総額は29億3,435万6,000円となり、歳出全体に占める割合は58.28%でございます。

22ページです。3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の医療費を保険者として負担するもので、支援金と事務費拠出金を合わせ、4億5,402万8,000円を計上しております。4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整を行う制度による納付金でございまして、事務費拠出金を合わせ166万8,000円を計上しております。

5款老人保健拠出金は省略をさせていただきます。

23ページをお願いいたします。6款介護納付金は1億8,843万2,000円でございます。介護保険第2号被保険者の保険料に相当いたします。

7款共同事業拠出金の11億7,528万2,000円は、県内国保保険者の医療費水準の平準化を図る事業における拠出金でございます。

24ページでございます。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は4,314万2,000円を計上しております。特定健康診査と、その結果、必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費でございます。25ページをお願いいたします。2項保健事業費は、国保団体連合会共同電算委託料、訪問健康相談業務委託料、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用として、858万2,000円を計上しております。

9款基金積立金から27ページの11款諸支出金までは省略をさせていただきます。

歳出の最後になります。12款予備費は1億4,619万7,000円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。8ページをお願いいたします。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税に6億8,210万3,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税に3,003万2,000円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた額を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。国保税の総額は7億1,213万5,000円、歳入全体に占める割

合は14.14%でございます。

次の2款使用料及び手数料は省略させていただきます。

10ページにかけまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして、7億4,722万7,000円を計上しております。2項国庫補助金は、財政調整交付金、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を合わせまして、3億2,432万円を計上しております。

4款県支出金、1項県負担金は、11ページにかけての記載になりますが、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして、3,952万3,000円を計上しております。

4款、2項県補助金は、県財政調整交付金に2億2,187万8,000円を計上しております。

5款療養給付費等交付金の1億1,164万7,000円は、退職被保険者の医療費に対する交付金でございます。

12ページでございます。6款前期高齢者交付金の11億3,688万9,000円は、65歳以上75歳未満の被保険者の医療費を、各保険者間で財政調整する制度による交付金でございます。

7款共同事業交付金は、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金を合わせ、11億2,902万3,000円を計上しております。

8款財産収入は省略をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は3億7,648万9,000円でございます。

9款、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は省略をさせていただきます。

10款、1項繰越金、2目その他の繰越金に2億3,000万円を計上しております。

14ページから15ページは省略をさせていただきます。

以上、平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案を御説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、議第14号平成29年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長が御説明いたしましたので省略させていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項の間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。予算の性格上、歳出から御説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に6,243万1,000円を計上いたしております。介護保険関係職員の給料、諸手当等経常的な事務費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費177万6,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

3項、1目介護認定審査会費971万6,000円は、要介護等の認定を行う認定審査会委員の報酬等でございます。2目認定調査等費2,888万9,000円は、訪問調査員の報酬や、予算書は16ページになります、要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用等でございます。

4項、それから予算書は17ページになりますが、5項は省略させていただきます。

2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成等に係る費用でございます、予算書は18ページになりますが、総額35億8,737万1,000円を計上いたしております。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございます、総額9,013万5,000円を計上いたしております。

予算書は19ページをお願いします。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、1億140万3,000円を計上いたしております。

4項その他諸費、1目審査支払手数料412万5,000円は、介護サービス事業者からの保険請求の審査に係る国民健康保険団体連合会へ支払う手数料でございます。

20ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置としまして、限度額を超えた分につきまして支給をするものでございまして、1億7,896万6,000円を計上いたしております。

3款、4款は省略させていただきます、21ページをお願いいたします。5款地域支援事業費につきましては、平成29年度から移行します新総合事業に関する予算でございます。1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費5,663万6,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業、通所事業等に係る費用でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費1,093万8,000円は、新総合事業を利用する要支援者等の介護予防マネジメントに係る費用でございます。

22ページをお願いいたします。2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございます、2,333万4,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費5,357万4,000円は、地域包括支援センターの運営費等に係る費用でございます。25ページをお願いいたします。2目任意事業費1,428万2,000円は、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給支援事業費や、緊急通報体制等整備事業委託料などでございます。

予算書26ページをお願いいたします。4項その他諸費は、説明を省略いたします。

28年度までの介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、廃目としております。

27ページ、6款公債費から28ページ、8款予備費までは省略をさせていただきます。

続きまして、歳入を御説明いたします。7ページに戻っていただきますようお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます介護給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う仕組みになっております。介護保険料は3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくことになっておりまして、平成29年度は第6期事業計画の最終年度でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、第6期の月額基準額6,112円を算定基礎として、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計しまして、総額7億2,991万5,000円を計上いたしております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目在宅医療・介護連携推進事業費負担金250万4,000円は、在宅医療介護連携に係る町村負担金でございます。

3款は説明を省略させていただきます。

予算書8ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付に対する国の負担金でございまして、7億1,330万5,000円を計上いたしております。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための国の交付金でございまして、3億6,661万5,000円を計上いたしております。2目及び3目は地域支援事業に対する交付金でございまして、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に1,795万5,000円、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）に2,548万7,000円を計上いたしております。4目介護保険事業費補助金は52万6,000円としております。

5款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金11億936万1,000円は、介護給付費等に対する交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金2,513万7,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

6款県支出金、1項県負担金は、介護給付に対する県の負担金でございまして、現年度分5億7,434万6,000円を計上いたしております。10ページをお願いいたします。2項県補助金は、地域支援事業に対する県の補助金でございまして、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に1,122万1,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）に1,274万3,000円を計上いたしております。3目権利擁護人材育成事業費補助金348万6,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。7款は省略をいたします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護

給付費に対して、2目は地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対して、3目は地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業以外に対して、4目は低所得者保険料の軽減に対して、5目は職員の給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計の6億3,239万5,000円を計上いたしております。

12ページの8款、2項から13ページの10款までは説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、議第16号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第17号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第16号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,709戸、総給水量361万4,769立方メートル、1日平均給水量9,903立方メートルを予定しております。建設改良工事としまして配水管改良工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条企業債でございますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第7条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億3,865万7,000円、交際費5万円でございます。第9条利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を減債積立金として8,325万4,000円、建設改良積立金として1,017万9,000円処分することといたしております。第10条たな卸資産の購入限度額を782万3,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。申しわけございませんが19ページをお願いいたします。まず収入でございますが、1款水道事業収益を5億4,407万8,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業収益が5億2,118万円で、これは水道料金及び各種手数料等でございます。2項営業外収益が2,289万5,000円、これは3目長期前受金戻入が主なものでございます。3項特別利益3,000円は存目でございます。

20ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を5億657万1,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業費用が4億6,449万3,000円で、これは人件費、水源地、配水池等の整備委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。2項営業外費用は3,957万6,000円、これは主に企業債の支払利息と消費税でございます。3項特別損失が50万2,000円、これは過年度損益修正損等でございます。4項予備費は200万円を計上いたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明をいたします。25ページをお願いいたします。まず収入でございますが、1款資本的収入を4,543万8,000円としております。内訳は、1項企業債が4,000万円、2項工事負担金が543万6,000円、3項固定資産売却及び4項繰入金は存目でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出を3億2,625万5,000円としております。内訳は、1項建設改良費が2億4,100万1,000円、これは1目構築物費、1節一般改良工事、26ページをお願いいたします、2節負担金工事、3節起債対象工事及び2目機械及び装置費、3目営業設備費でございます。2項企業債償還金は8,325万4,000円でございます。3項予備費を200万円といたしております。

それでは、申しわけございませんが前に戻りまして、2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足しますので、その補填財源について御説明申し上げます。第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,081万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,679万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,058万6,000円と繰越利益剰余金処分額9,343万3,000円で補填することといたしております。

引き続きまして、議第17号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量につきましては、接続戸数1万1,720戸、年間総処理水量437万3,065立方メートル、1日平均処理水量1万1,981立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としまして、矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託を予定しております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条債務負担行為でございますが、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金及び矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託について債務負担を設定するもので、それぞれ期間と限度額を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第6条企業債でございますが、公共下水道債及び下水道事業債につきまして、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することのでき

ない経費は、職員給与費6,370万8,000円でございます。

4ページをお願いいたします。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から1億4,200万円の補助を受けるものでございます。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として7,399万9,000円を処分することといたしております。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。21ページをお願いいたします。収入でございますが、1款下水道事業収益を11億3,895万3,000円といたしております。内訳としまして、1項営業収益7億1,496万円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。2項営業外収益が4億2,399万円、これは2目他会計補助及び3目長期前受金戻入が主なものでございます。3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、22ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を10億9,286万円といたしております。内訳といたしましては、1項営業費用が9億5,889万4,000円で、これは人件費及び人吉浄水苑等運転管理業務委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。2項営業外費用は1億2,896万4,000円で、これは企業債の支払利息と消費税でございます。3項特別損失が100万2,000円、4項予備費を400万円といたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明いたします。26ページをお願いいたします。収入でございますが、1款資本的収入を1億3,320万3,000円としております。内訳は、1項企業債が8,570万円、2項負担金100万2,000円、3項補助金4,650万円、4項固定資産売却は存目でございます。

27ページをお願いいたします。次に支出でございますが、1款資本的支出を5億7,898万円としております。内訳は、1項建設改良費が1億4,291万7,000円、これは、1目管渠事業費、2目ポンプ場事業費、28ページをお願いいたします、3目処理場事業費でございます。2項企業債償還金が4億3,506万3,000円でございます。3項予備費を100万円といたしております。

それでは、前に戻りまして2ページをお願いいたします。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,577万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額332万9,000円、当年度分損益勘定留保資金3億6,844万9,000円と繰越利益剰余金処分額7,399万9,000円で補填することといたしております。

以上で、議第16号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第17号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第1号から議第31号までの提案理由の説明は全部終了いた

しました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時22分 散会

平成29年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月7日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成29年3月7日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第1号 | 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第2 | 議第2号 | 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議第3号 | 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議第4号 | 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第5 | 議第5号 | 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議第6号 | 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第7号 | 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議第8号 | 平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議第9号 | 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議第10号 | 平成29年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第11 | 議第11号 | 平成29年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第12 | 議第12号 | 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議第13号 | 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第14号 | 平成29年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第15号 | 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第16号 | 平成29年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第17号 | 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第18号 | 平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第19 | 議第19号 | 平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議第20号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第21号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第22号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議第23号 | 人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議第24号 | 人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の |

制定について

- 日程第25 議第25号 人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第26号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第27号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第28号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第29号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 議第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健康福祉部長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議 事 係 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

日程第1 議第1号

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を行います。

まず、日程第1、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） おはようございます。議第1号について質疑をしたいと思います。

予算書27ページであります。20款諸収入、4項雑入、9節教育費雑入のところなんですが、実は、ちょっと今回、最終補正ということで、西瀬小学校のプールの水道水の流失の件について、全員協議会の中で報告がなされ、私は一般質問をしたところでありまして。その一般質問を受けて、また、全員協議会の中で、執行部の対応ということで報告があったところがあります。求償をしないと。懲戒はするけど、処分はするけども、求償はしないというふうなことで報告をされ、その中で、ただ、求償はしないけども、何らかの誠意ある対応を、努力をしていくというようなことで、教育部長のほうから話があったと思っていますね。ということであれば、何らかの形で、そういった誠意が見せられたのかなとちょっと思っておったんですが、そういった部分が、私は最終補正に上がってくるのかなと思っておったものですから、ただ、今回、そういった形では最終補正に上がってきておりませんので、まずは、そういったその後の経過がどうなったのかということをお伺いしたいと思いますし、もう1点は、そういった形で、そういった誠意という形で、誠意を求め、努力を求められておりますけども、それが形として誠意が示されたのかどうか、この点について、具体的に答弁ができればお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。お答えさせていただきます。

まず、昨年6月に西瀬小学校で発生いたしましたプール水道水の流失事故につきましては、市民の皆様、議員の皆様にご心配、御迷惑をおかけしましたことに対し、この場をおかりいたしまして、改めておわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

西瀬小学校のプール水道水流失事故につきましては、昨年7月と11月に開催されました議

会全員協議会におきまして、教育部長から詳細については御説明させていただきましたが、その際、議員が申されましたように、西瀬小学校の校長、教頭、教員の3人並びに市教育委員会の教育部長、次長の処分と、西瀬小学校の校長からおわびの申出があったことを御報告させていただきました。その後、12月13日に、西瀬小学校の校長から、改めて市民の方々に多大な御迷惑をおかけしたことを重く受けとめ、そのおわびとして10万円の提示がございましたので、即日、一般会計の諸収入として受け入れております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 12月13日に10万円ということであったと。一般会計にも諸収入として受け入れをされているわけですよね。ということであれば、なぜ、今回、こういった最終補正でこの歳入としての計上がなされなかったのでしょうか。これが私は不思議であります。それを1点お尋ねしておきたいと思います。

また、例えば今回のその10万円という金額を見てみれば、損失額は約100万円程度でしたので、10万円で10分1の金額的な形でありますけども、これが多いか少ないのか、これは私も何も申すことはありませんが、これが社会通念上どういった形で理解されるのか。これをどういうふうに教育委員会として判断されるのか。それから、予算計上が今回終了しても、この予算計上をされていません。例えばこの受け入れの部分を今後どう処理されるのか。このままでいかれるのか、例えば会期中に追加提案をされるとか、私は一般質問もしましたし、それに対しての報告がありました。最終的にやっぱり何らかの報告、きちっとした報告が当然全員協議会等でなされてよかったのかなと思っておりますけども、それがなされずに、もう収入として入っているということでもあります。この辺についてどう判断されるのか、お尋ねをしたいと思っています。

ただ、一連のこういった今回の部分について、市長はどのように今回の状況を受けとめておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） お答えします。

まず、今回受け入れました10万円につきましては、教育委員会から納入通知書を発したものでなかったため、一般財源として受け入れ、既存の予算に諸収入の教育費雑入の費目がございましたことから、その中で調定を上げていたところでございますが、期間の経過とともに、今回の補正予算に計上すべきところを失念したものでございまして、このことにつきましては、重ねておわびを申し上げる次第でございます。

また、学校から自主的に申し出のあった10万円の金額が、社会通念上、理解されるかという点につきましては、いろいろな御意見、お考えもあるかと存じます。私自身、判断がつきかねるところでございますが、誠意の尺度をはかることは難しく、断言しかねるところでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。私のほうからは、笹山議員の、歳入として、現在、計上されていないので、このままでいいのかと。歳入超過等々でいいのか、それとも、何らかの手があるのか、手段があるのかということの御質問でございます。

先ほど教育長のほうから、予算要求を10万円入っていたけども、実際、忘れていたと、失念していたというような答弁がありました。ただ、この問題は私たちも重く受けとめておりまして、昨年からずっとやっぱりこの100万円近くの支出を既決の予算を使いながらやってきておりましたので、当然流れの中で、学校のほうからのそういう「支援」があったというのは、もう紛れもない事実でございます。そして、そのお金は、もちろん「支援」ということではなく、これまで支出した経費に対してやはり充当されて、初めてこの「支援」という形が1つの達成になるのではないかというふうには思っておりますので、お許し、お認めいただけるならば、会期中に補正予算という形で予算を計上して、お願いしたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。今回の西瀬小学校プールの水道水流失事故に関しまして、一連の流れをどう受けとめているのかという御質問でございましたが、この西瀬小学校プールの水道水流失事故につきましては、発生以来、議員の皆様を初め関係者に御心配をおかけしており、大変申しわけなく思っております。

この問題につきましては、当初から取り扱いを慎重にしなければならないと考えておりまして、原因の究明による再発防止と同時に、市民への損失の転嫁をいかに少なく抑えるべきか、この点でもさまざまに御意見がありますので、軽々に予算を充当すべきではないと指示をしておりましたが、なかなか取り扱いや判断の難しい部分もあり、対応について、適切さ、丁寧さ、正確さに欠けておりましたことに、重ねておわびを申し上げたいと存じます。

今、総務部長からも答弁させていただきましたが、改めて議会のほうへ御相談申し上げながら、しかるべき手続をとらせていただきたいと思いますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（井上祐太君） 先ほど、私の答弁の中に「支援」という言葉を使わせていただきましたので、これを撤回させていただき、「支援」ということではなく、「おわびの形」ということでよろしくお願いしたいと思います。申しわけありません。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、何らかの形で、今回、計上したいというふうな話がありましたけ

ども、こういった部分については、これは議会の中で、全員協議会もしくは一般質問等しながら、きちっとやっぱり明らかにしながら、取り組みもしてきた状況があったと思っています。こういった部分については、やはり議会に対しては、執行部はやっぱり責任ある対応をすべきだと私は思っているところです。やはり失念で済ませるのかどうかという問題もあるかもしれませんが、これについては、やっぱり最後まできちっとした形で報告をいただく。そして、その報告の中で議会の判断を仰ぎながら、どういった形で予算を計上するのかということを判断すべきじゃないかなと私は感じましたので、今後、こういったことがないように、議会に対しては責任ある対応を要望して、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。ございませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

もう質疑は終わりましたけれども、回数は。（「いや、項目は別のもので」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ありがとうございます。私、一括してしなければいけないと思っておりましたので、議長に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

もう1点は、38ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費の13節委託料、指定ごみ袋販売委託料についてであります。1,285万7,000円の減額という形があります。説明で契約単価の変更で減額された、もしくはごみ袋の販売見込みの減額で減額されたというふうな説明があったんですけども、1,200万円というかなり大きい減額の額でありますので、契約単価の変更がどういった形でなされたのか、もしくはその販売見込み量の減がどういった形でなったのか、もしくはそれがごみ減量にどういうふうに影響したのか、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） おはようございます。それでは、指定ごみ袋販売委託料の減額についてお答えをいたします。

今回の委託料の減額につきましては、議員も申されましたとおり、昨年実施をいたしました指定ごみ袋販売業務委託の入札におきまして、請負業者がかわり、契約単価が下がったことによるものと、それから、ごみ袋の販売数量が当初の見込みより少なかったことにより、委託料に不用額が生じたので、今回、減額するものでございます。

ごみ袋の単価でございますが、変更前までは、ごみ袋大につきまして142円であったものが108円に下がりました。それから、中が110円であったものが74円に下がりました。それから、小につきましては95円であったものが54円に下がったというふうなことでございます。それから、数量でございますけども、総数量では約3万8,000袋余りが見込みよりも少なくなっているというふうな状況でございます。

それから、ごみの減量でございますが、ごみの減量につきましては、毎年少しずつではございますが、前年に比べて減量化を達成してきているというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 契約単価がかなり下がっていますけども、入札ということなのですが、この契約については、入札は毎年度実施なのか、複数年なのか、ちょっと確認しておきたいと思っております。

それと、約3万8,000袋の減ということで、本当にかなりのごみ減量になっていますし、もう一つは、クリーンプラザの負担金にもかなり影響してくるのかなと思っております。ですので、実際、3万8,000袋の減がごみ減量どのぐらいに匹敵するのか、その辺は試算をされたことはありますでしょうか。できたら、例えば前年度と今年度の比較とか、そういったことを比較しながら、この3万8,000袋の減が、大体どれくらいのごみの減量になるというふうなことを試算することも必要かなと思っておりますが、これについて試算をされておれば答弁いただきたいと思っておりますけども、これはちょっと今、急遽質問しましたので厳しいのかと思っておりますけども、お尋ねをしておきたいと思っております。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

契約につきましては、3年契約で更新をしてきておりますので、平成28年に契約をいたしまして、これから3年間という契約で、また3年後に入札というような形になります。

それから、ごみの減量でございますが、手元にある資料では、約176トン余りのごみの減量化につながっているというふうにご考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第2 議第2号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第2号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第3号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第4号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第4号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第5号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第5号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第6号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第6、議第6号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第7号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、議第7号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案についての質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第8号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第8号平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第9号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第9号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第10号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案についての質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 7ページであります。第3表債務負担行為なんです、情報系システム構築リース料について、説明の中では、再構築のためのこのリース料なんだというふうなことで説明があったと思っております。その再構築というのがどういった形でされるのか、改めてし直すのかどうか、その辺がちょっとわかりませんので、ちょっと詳しく説明いただきたいというふうに思っています。

それから、136ページであります。10款教育費、7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の19節負担金、補助及び交付金の最後です。136ページの学校給食費助成金2,519万円ではありますが、今年度も1人1,000円の助成をやるというふうなことで計上されております。平成28年度から実施されておりますので、平成28年度実施をされた中での検証をどういうふうにされておられるのか。また、例えば過年度滞納額がどういうふうな形になったのか、もしくは現年度の滞納額の状況はどうなのか。この2点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 第3表、7ページでございます。情報系システム構築リース料、まず今回の再構築が必要になった背景について、簡単に御説明をさせていただきます。

総務省は、日本年金機構の情報漏えい事件を重く受けとめまして、平成27年12月、一昨年

になりますけども、大臣名にて新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化策をやってくださいということで、市町村においてするようにということで、通達を行っておるところでございます。その通達の中で、住民の個人情報が多く含まれております基幹系、それからマイナンバー系と、国・県とのやりとりを行いますL GWAN系と、情報収集に活用しますインターネット系の接続を、今一緒になっていますので、完全に分離するように指導がなされたところでございます。一番危ないのはインターネット系で、ここを通してさまざまな情報漏えいが出てきているというような状況です。

そこで、これまで本市においては、リースで行ってございましたパソコン等々では、その対応、要するに分離ができませんので、対応可能となりますパソコン430台、また、その他のサーバー等の機器類を含めたリース料を、今回、債務負担行為、平成29年度から平成34年度までの5年間によって、さまざまに対応できるような形にしていくと。これを今回、予算計上させていただいたということでございます。予算には、平成29年度分が歳出予算で上がっておりまして、5年間続きますので、残りの分はこの限度額の中で対応させていただくということでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、おはようございます。

学校給食費の助成について、まず検証ということですが、アンケート調査などを行ったわけではございませんけども、保護者の皆さんからは大変喜んでいただいているという声が届いているところでございます。

その上で、滞納のほうの状況なんですが、まず平成28年度における給食費の新たな支払いおくれの状況についてお答えします。平成29年1月末現在の支払いおくれの世帯、これはまだ滞納とまでは言えないですけれども、支払いがおくれぎみの世帯というところでございますが、123世帯でございます。昨年の1月末現在の支払いおくれの世帯が169世帯でございまして、比較いたしますと、給食費の一部助成を開始した本年度は46世帯の減となっております。また、昨年の4月以降の今年度に入りましてからの給食費が支払いがされていない世帯ということだと、2世帯でございます。昨年度は同時期に9世帯でございましたので、現年度における滞納者は減少しているということでございます。

次に、過年度の滞納につきましては、平成27年度末現在で569万円でございますが、催告書の送付や電話連絡等によりまして、本年度1月末までに、そのうち31万5,000円が入金されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） ページは7ページの、第4表の地方債についてでございます。地方債の公共施設等適正管理推進事業債の4,400万円。これはことしから始まっていますから、その内容をちょっとお知らせしていただきたいと思います。これが配られた全員協議会の中で説明された公共施設等総合管理計画の中間報告ですが、これに基づいてする事業債だと思いますので、その点もしっかりと説明していただきたいと思いますし、それと、最後にあります市庁舎建設事業債の5億1,390万円、この内容をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、当初予算の7ページのちょうど3番目になります、第4表地方債の中の公共施設等適正管理推進事業債4,400万円。これは議員がおっしゃったように新しい地方債でございます。これは公共施設等の適正管理の推進のために、平成29年度から国において地方債計画の中で位置づけられた起債でございます。先ほどおっしゃったように、公共施設等総合管理計画に基づいて、今後、改修を行う自治体、要は、例えば建築系の公共施設であったり、そういうものに対して充当率が90%で、かなり高いところで起債が借りられると。そのうち30%は元利償還に対して交付税算入があるというような状況でございます。これまでこういうものに関しましては一切対応ができなくて、市町村は75%の一般単独事業債、要するに何も見返りのないような状況でやってまいりましたので、非常にこの地方債が国のほうでつくられたというのはありがたいというふうに考えています。

ただ、期間が平成29年度から平成33年度まで、当面は5年間ということの起債でございますので、今回、うちのほうでつくりました公共施設等総合管理計画の中で、やはり個別の計画をしっかりと作り上げて、できるだけこの5年間の間に有利な起債を使って、事業を進めなければならないと思っています。

今回、本市が上げておりますのは旧老人趣味の家の解体工事関連、それと旧商工センターの解体工事、そういうものの除却事業というメニューを使って、今度やらせていただきたいというふうに思っております。

それから、8ページが一番下でございます。市庁舎建設事業債5億1,390万円、この内容でございます。これには全部で5つ入っております。まず市庁舎建設事業の実施設設計委託、これは昨年、債務負担行為を起こさせていただきましたが、基本設計プラス実施設計がございまして、基本設計は当該年度、平成28年度で対応させていただきました。債務負担行為を起こしております。平成29年度まで実施設計のほうはかかりますので、その歳出予算が、債務負担行為の限度額から、今度は歳出予算のほうに入れかわり、それに起債を充てているというような状況です。

それから、保健センター、勤労青少年ホーム、旧本庁舎等の解体工事に2億円程度を充当されているというような状況です。それから、小永野川をつけかえますので、それに関連する埋め立て、それから新たにつけかえるための測量設計、工事、そういうものが約2億

3,000万円近くの事業費に対して、今、私が5つ申し上げました事業費が全部で5億1,391万6,000円でございます。これに今回の災害復旧事業債、新しく熊本地震のためにできました起債100%、交付税算入85.5%の最高のもので見えています。それがここに上がっております5億1,390万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この公共施設等適正管理推進事業債、これは商工センターと老人趣味の家は解体するという事なんですが、この公共施設等総合管理計画の中間報告出されたんですが、この中の6ページに整備方針分析案というのが載っているんですが、これをずっと見ますと、老人趣味の家はあるんですよ。ちょっと近くのは、目が悪くてちょっとよく見えないんです。老人趣味の家の解体と書いてあるんですが、商工センターのほうはちょっと見当たらないように思うんですが、この整備計画の完全なでき上がったもの、これを早く議員に渡して見せないで、平成29年度からこれは始まるんですよ、この事業は。この平成29年度の当初予算に反映されているようですので、この中にちゃんとうたい込んである分は、この議員のみんなに見せないといけないと思うんです。そして、この今言われた5年間、平成29年度から平成33年度までの5年間になるわけなんです、この計画の10ページを見ると、アクションプランはもう平成29年度から平成36年度までの8年間なんですよ。この中にもう全てを入り込ませるわけですから、この中間報告じゃなくて、しっかりした決定した計画を早く見せてほしいと思います。それで、この今の起債の中に商工センターがどうして入っているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

この間、全員協議会で御説明しましたものは、本当中間報告でございますので、早目にしっかりしたものを御説明できるように努力をしていきたいと思っています。ただ、この公共施設等総合管理計画をつくって、やはり個別の施設計画をつくらなければなりません。それを今、各課のほうに依頼をいたしておまして、既存のものは、それを生かしていく。ここまでいけば一般質問になりますので、ぜひ一般質問のほうでやりたいと思っています。

商工センターのほうは、とりあえずここに、先ほど議員が申された6ページに掲げていないのは、今現在、本市のほうで管理していて、実際、稼働しているものを中心に拾い上げておりましたので、商工センターのほうは漏れていたというようなことでございます。まだこれは最終ではございませんので、しっかりその辺は加筆して、位置づけたいというふうに思っています。

今回、起債を先行させているのは、この間も説明しましたように、もう既に平成28年度から事業が動いておりますので、事業のほうにその起債を充てるということで、少し先行させている事業も幾つかあるということをお知らせしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○17番（仲村勝治君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第11号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第11、議第11号平成29年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第12号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、議第12号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第13号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、議第13号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第14号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第14号平成29年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第15号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第15号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第16号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、議第16号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第17号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、議第17号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第18号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、議第18号平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第19号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第19号平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第20号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議第20号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） この議案については、人事院勧告等に準じての改正ということで、職員組合との交渉において妥結をしなかったというふうなことで聞いたところであります。ですので、まずは組合との交渉経過についてどうだったのか、お尋ねしたいと思いますし、妥結できなかった論点はどこにあったのか。例えば組合側の論点、主張する論点、もしくは執行部が主張する論点の違い、その辺の相違点はどこにあったのか、この点をお伺いをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

議第20号人吉市職員の給与に関する条例の一部改正案は、これはもう議員が申されましたように、昨年8月に行われました人事院勧告に基づきまして、職員の扶養手当に関しまして、人事院勧告及び国家公務員に準じた改正を行うと、そういうものでございました。実際、12月には、それ以外のもの、手当関係を上げましたけど、扶養手当は平成29年の4月まで待つということで、審議も3月議会にお願いするというところでございます。

現行の扶養手当でございます。現在、配偶者が1万3,000円、それから配偶者以外の子、孫、父母等については、半分の6,500円で、仮に職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については1万1,000円、高校生、大学生の年齢までの間に子がいる場合は5,000円の加算がありますので、先ほどの配偶者以外の子の6,500円と5,000円を足して1万1,500円になっております。

改正後でございますが、子供が1万円となり、3,500円のアップとなります。配偶者については、今まで1万3,000円でしたが、孫や父母と同額の6,500円、半分になると、そういう状況でございます。また、これまでは、配偶者がいない場合に、子供、孫、父母等に対する扶養手当の額につきましては、そのうち1人については4,500円の加算がありましたが、改正後は、配偶者がいない場合のこの加算というのはなくなると、そういうような状況でございます。

なお、この改正は段階的に行うこととされておりまして、私が今申し上げました具体的な改正は、実質平成30年度からの実施となりまして、平成29年度の額につきましては、経過的な措置で実施をされるというところでございます。

組合交渉につきましては、昨年の11月28日と、ことしに入って2月20日の2回行っており

ます。当局側は、総務部長、総務部次長、総務課長、それから職員係長の4名が対応させていただきました。組合側は、昨年の11月28日は執行委員長、副委員長、書記長ほか、合わせて5名、それから、本年の2月20日は執行委員長、副委員長ほか、合わせて4名の出席がっております。

2点目の当局側、組合側の双方の考え方、それから、3点目の最後のほうで申し上げられた妥結できなかった論点、ここを少しかいつまんで御紹介させていただきます。市当局、総務部の考えといたしましては、地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与に準拠して定めることとされております。本市職員の給与につきましても、これまで人事院勧告及び国家公務員の給与に準じてきておりまして、今回の扶養手当の改定につきましても、これまでと同様、言葉が「国公準拠」という言葉を使いますけれども、これは交渉の状況でよく使う言葉なんですけど、国公準拠、国と同じようにやりますよということを原則として行っているというような状況でございます。

また一方、組合側としましては、配偶者に対する扶養手当は減額となるものの、子に対する扶養手当は増額となりますので、配偶者に一定の所得がある職員で、子育て世代の職員にとっては、これは増額のみでの改定となりますよねというような話がありました。配偶者と子供の両方に扶養手当が支給されている者は、改正後も余り変わりません。これはちょっと試算をしてみたんですけど、余り変わりません。ただ、子育てが終わりまして、配偶者のみの職員については減額になるというぐあいに、職員の家庭の状況によって増額となったり、減額となったりします。これも課題として、2点目が上がったところでございます。

さらに、組合側からは、今回の改正は、少子化対策、子育て世代に手厚くという意味合いがあると理解はするものの、配偶者に関しては、制度を改正したので、要は社会に出ていって、少なくなった分は稼いでくださいと、そういうことにもなりますよねというようなお話もあったところでございます。

人事院勧告で言われたように、民間での扶養手当の見直しは進められております。これは民間給与実態調査——民調といいますけれども、その中で、扶養手当の額は、現状の額とほぼ変わらない。民調は、これまた「民間準拠」という言葉を使いますが、民間準拠と言いながら、民間に先行して額を見直しているのではないかと、そういう危惧する意見も出されたところでございます。このような状況を勘案して、組合としては、個々の組合員の状況によって、利益があったり、不利益があったりするもので、一概に了解するとは言いがたく、よって、妥結には至らなかったというところでございます。

以上、長くなりましたが、お答えさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 当然人事院勧告については、民間準拠と先ほど部長答弁されましたが、民間の調査を踏まえて人事院が勧告するというような状況になっていますので、基本的に民

間が現状維持をしているのであれば、当然人事院の勧告も現状維持で勧告されなければならぬと私は思うんですね。民間が先行してそういった扶養手当を改正をしていくという状況であれば、それは民間に準じて、人事院もそういった形で勧告していくんじゃないかなと思います。

ただ、今回は、先ほど答弁されましたように、民間はそのまま現状据え置きだけでも、勧告のほうが先に減額もしくは増額のそういった扶養手当改定をしているというわけなんですよ。そこはやっぱり私も理解がちょっとできないところなんですけど、そのような中で、今回、扶養手当を改正したことによるその影響額はどういうふうに見ていらっしゃるのか、もう1点お尋ねしたいと思いますし、例えば、国準拠ということであれば、国準拠の人勸を基本的に行っていくということであれば、全て国どおりであるのかという問題があると思っています。全て国どおりやれば、当然国の人事院勧告どおりに国に応じてするのは、当然そうなると思っているんですね。ただ、やっぱりいろんな部分で、国準拠と言いつつも、違っている部分があると思っていますよね。

もう一つは、そういった配偶者の扶養手当を今回減額するわけなんですけど、都会と地方の中で、配偶者の方が働ける場が同じようにあるんでしょうか。恐らく配偶者は働きなさいというような形で、そういった減額をしていると思うんですね。ところが、働きたくても働く場所もない。そういった地方も、そういった国がするから、国どおりに地方も行っていいんだというような考えに基づいてしているんですけども、そこは国と自治体の違いがありますので、やっぱりそこは自治体に応じた対応をしてもよかったんじゃないかなと思っているんですね。その辺の対応の違い、また、そういった雇用の場をどういうふうに考えているかという部分についてどのようにお考えなのか、この2点をちょっとお尋ねしておきたいと思っています。

○総務部長（井上祐太君） 1点目のほうは私のほうからお答えさせていただいて、2点目のほうは市長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の扶養手当の支給額の改正は、国に準拠するというようなことを先ほど申し上げましたが、現状ではそれを市の方針とさせていただきますというような状況でございます。支給額の改正による影響額ということだと思いますけども、まず、これは平成29年度では段階的に実施されますので、一概に平成30年度との比較ということではありません。2段階で、平成28年度が少し平成29年度で見直されて、そして、最終的には平成30年度でしっかり見直されるということでございます。扶養親族に父母がいるといないでも変わってまいりますけど、これは複雑になりますので、配偶者と子供がいるという一般的な家庭で、そういう設定でお答えをさせていただきたいと思っています。

配偶者の扶養手当のみ支給される職員は、月額1万3,000円から、平成30年度には半額の6,500円になりますので、これは年額にしますと7万8,000円と大きな減額となります。次に、

配偶者も働いていて、配偶者が扶養から外れている職員は、子供1人につき月額3,500円の増額になりますので、これは子供1人だけでも4万2,000円の増額になります。それから、配偶者が扶養に入っている場合は、子供1人世帯で、差し引き減額になった場合には3万6,000円の減。子供が2人いると、今度は、逆に6,000円の増となります。これは試算をやっておりますので、なかなかイメージはできないかと思えますけども、やはり今回の改正は、配偶者の扶養手当の減額は、影響はかなり出てくるというようなことを申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） 2点目の配偶者の扶養手当、今回の減額に対しまして、国と地方の違い等々を踏まえたところでの本市の考えということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

今回の扶養手当の改正に対する考えでございますが、国においては「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子育て支援や社会保障の基盤の強化が根底にあるようでございます。一方、人事院勧告におきましては、主に子供に要する経費の実情、少子化対策が推進されていることに配慮することから、子供に係る扶養手当を充実させることが適当であり、配偶者に係る手当額を減額することによる原資を用いて、子に係る扶養手当額の引き上げを行うこととされたところでございます。

先ほど笹山議員もおっしゃいましたように、本市のような地方都市におきましては、雇用の場の確保は大きな課題であり、特に女性の場合、非正規雇用が大部分を占めており、そういう意味では、女性が働いて一定の所得を得るということは、現状におきましては厳しい状況にあると存じます。

一方で、少子化対策は、国の重要政策の1つでもあることから、子育てに関する環境整備、子に対する扶養手当の増額は必要なものであると存じます。人事院勧告では、子に関する扶養手当額の増加分につきましては、配偶者の手当額の減額分を原資とすると明記されておりますので、今回の方針、配偶者の分が減って、子の分がふえることには少し戸惑いもありますものの、了解をせざるを得ないというふうには存じます。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第21号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、議第21号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第22号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、議第22号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第23号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、議第23号人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第24号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第24号人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第25 議第25号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、議第25号人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第26 議第26号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第26、議第26号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 第1条の別表第1のところなんですけど、人吉市田野校区公民館を東間校区公民館大塚分館に改めると記載してあるんですよね。田野校区公民館が大塚分館に改まるということなんですけども、なぜ田野を大塚に改める必要があるんでしょうか。この理由についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回、改正を提案しております公民館条例の別表第1でございますが、名称という欄に「人吉市大塚公民館」とありますのは、公民館の建物のことを指しております、備考欄のほうの「田野校区公民館」というのは、公民館活動をする、いわゆる公民館活動組織を指しているものでございます。田野校区公民館が大塚公民館の項の備考欄に記載されておりますのは、大塚小学校が平成14年3月に休校したことに伴いまして、田野分校が本校に昇格して、田野校区と呼ばれるようになったんですけれども、大塚校区公民館は、田野校区公民館と名称変更をされました。大塚公民館という建物を主たる活動拠点として、大塚地区と田野地区を対象とした田野校区公民館として公民館活動が実施されてきたところでございます。

その後、平成26年4月に田野小学校が閉校されましたことから、田野校区は東間校区ということになりました。当該地域におきましては、田野校区公民館長を中心に独自に公民館活動が行われておりましたことから、大塚公民館という建物を閉鎖することなく、建物の名称を東間校区公民館の大塚分館としたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 歴史的な背景からこういうふうにしたんだということは理解できるんですが、ただ、田野は、大塚地区、田野地区とあるわけですよね。そういったことを考えれば、わざわざその大塚校区という捉え方であるかもしれませんが、その中に大塚と田野という地名があるんですから、あえて大塚分館としなくても、私は田野分館としてもいいのではないかなというふうに思ったところなんです。やはりそういった地名がなくなるというのは非常に寂しいものがあります。本当に田野地区が大塚地区として親しまれるのかどうか、その辺を私は理解に苦しむところであります。その辺は、あとは委員会の審査にお任せしたいと思います。

終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第27 議第27号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第27、議第27号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第28 議第28号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、議第28号人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第29 議第29号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第29、議第29号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 1点目は、条例施行が平成29年10月1日からということになっていますので、6カ月の猶予期間が設けてあります。この期間にどのような必要な手続をされるのか、1点お尋ねをしておきたいと思っております。

それと、もう一つは、全員協議会等の説明の中で、財源が確保できたから、今回、実施するんだというふうな説明があったところなんですね。ところが、私、昨年3月議会の一般質問の中で、給食費の助成との関連で質問をしております。そのときに松岡市長は「子ども医療費の無料化は、本来は国が少子化対策として取り組むべき課題であり、少子化対策を進める上で重要なことは、子供を安心して育てられる環境を整えることであると、私自身、強く思っております。要は、働きながら子育てができるように、保育所の待機児童の解消に力を入れるのと同じように、子供の医療費の負担を減らすことにも、県、国は主体となって取り組む必要があるというふうに思います」というふうに答弁されているんですよ。基本的には国・県が進めるべき事業なんだと、政策なんだと言いながらも、結局、今回は財源が確保

できたから実施しますというふうな提案になっていると思っているんですね。ですのでその昨年3月議会に答弁されたこの部分と、今回の財源が確保できたから実施するんだという、これ整合性をどういうふうに考えていらっしゃるのかについて、2点お尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、まず1点目の、6カ月間の猶予期間と、必要な準備についてお答えさせていただきます。

まず、新たな制度を開始するに当たっては、システムの改修がまず必要でございます。システム業者へ確認をいたしましたところ、設計協議からシステム改修後の検証まで含めて、やはり約半年近くかかるというようなことで、10月1日を施行日と予定をさせていただいたところでございます。

今後の必要な準備等につきましては、今申しましたシステム改修のほか、御協力をいただかなければいけない3師会、人吉市医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対しましての事務担当者等に向けての説明会、また、市民の周知につきましては、9月1日の広報ひとよし、ホームページの掲載、医療機関等へは少し早目にポスターの掲示等をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、9月の中旬ぐらいをめどに、子ども医療費の受給対象者の方へ、新たに受給者証をお届けしたいというふうに思っております。その際には、制度の改正についての説明文書を同封して、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

私の考えは、子ども医療費の無料化は、国・県が主体となってやらなければならない子育て支援のための重要政策、いわば国策でなければならないと考えておりますし、この考えは今も全く変わっておりませんし、これからもさまざまな機会を捉え、要望活動を行ってまいりたいと存じます。

現在、子ども医療費の無料化への取り組みは、対象となる子供の年齢や、医療費の範囲、所得制限や一部負担の有無など、その内容は自治体によりさまざまであり、都道府県及び市町村単位においてサービスの格差が存在しているところでございます。また、近年、自治体間で対象範囲の拡大に向けた競争が激しくなる傾向にあり、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっているところでございまして、このことは、平成27年度に厚生労働省が設置しました子どもの医療制度の在り方等に関する検討会でも議論されてきたところでございます。そのような状況から、本市としましては、未就学児の負担軽減については、居住自治体にかかわらず、全国一律の制度としての実施が必要であると、県下市長会を通して、国・県へ強く要望しているところでございます。現在、熊本県内におきましても、約4分の3の市町村が同じく中学校卒業までの無料化となっており、国・県の支援がない中でもしっかりと

取り組んでいる自治体もあるわけですので、やはりさきに申し上げましたとおり、国・県の積極的な関与、支援は重要課題であると捉えておるところでございます。

国・県との整合性をどう考えるのかという御質問でございますが、恐らく互いが歩み寄り、整合性を求めていくことは難しい状況にありますので、やはり地道な要望活動をこれからも継続させながら、一方では、地方単独事業としての子ども医療費無料化の安定した運営、要は財源確保をしっかりと行っていくことが肝要であると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、そういった要望活動をしっかりお願いしたいと思っているんですが、あと1点、気になっているのがあるんですね。確かに、子育て支援策の一環として、こういった形で拡大するんだと。私も反対するものではありません。だけど、やはりこれは大変重要な問題である、課題であると思っているところなんです。ただ、考えますのが、やっぱり一般財源を投入して実施をするという状況を考えますと、例えば日本国憲法に国民の三大義務がありますよね。教育の義務、勤労の義務、納税の義務と、これは憲法にうたわれているわけですね。ならば、この義務と、例えば自治体がこういった形で拡充して実施をしていくんだと。ならば、そういった医療費助成を受ける権利と、この権利と、その義務と、これをどういうふうに整合性を図るのかなと。これは非常に重要な課題だと私は思っています。ですので、やはりその辺の度合いをどういうふうに判断をしながら進めていくのが一番重要な論点だと思っていますので、この義務と権利の整合性をどう考えるのか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

現在の子ども医療費助成制度におきましては、医療保険に加入をしていれば、市税等の滞納の有無にかかわらず、満15歳以下の市に住所を有する子供について、医療費の助成を行っております。

御質問の件につきましては、議員御指摘のとおり、権利と義務は密接にかかわっており、子ども医療費に係る費用は、市民の皆様から納めていただいた市税を初めとした市の歳入から賄っておりますので、権利と義務の整合性を図る努力というものは行政の責務であると認識をいたしております。

ただ、事業の趣旨から申しますと、本市におきまして、子ども医療費助成制度の目的が、所得や家庭環境にかかわらず、安心して子供に必要な医療を受けさせることで、子供の疾病等の早期治療や健全な育成等の子育て支援を行うこととございますので、市税等の滞納がある世帯の子供につきましても、制度の目的に鑑み、医療費の助成を行っているのが実態でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、権利の要求に対し義務の遂行というのは当然果たさ

れるべきこととございますので、社会保障等の充実の表裏として、市税等に限らず、各種負担金、使用料に至るまで、滞納の解消と納入の強化につきましては、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第30 議第30号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第30、議第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第31 議第31号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第31、議第31号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第1号から議第31号までの31件についての質疑を終了いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時18分 散会

平成29年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月8日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成29年3月8日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 仲 村 勝 治 君
 2. 大 塚 則 男 君
 3. 宮 崎 保 君
 4. 豊 永 貞 夫 君
 5. 笹 山 欣 悟 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|-----|-------------|
| 1番 | 塩 見 寿 子 君 |
| 2番 | 宮 原 将 志 君 |
| 3番 | 高 瀬 堅 一 君 |
| 4番 | 大 塚 則 男 君 |
| 5番 | 宮 崎 保 君 |
| 6番 | 平 田 清 吉 君 |
| 7番 | 犬 童 利 夫 君 |
| 8番 | 井 上 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 10番 | 西 信 八 郎 君 |
| 11番 | 本 村 令 斗 君 |
| 12番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 13番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 14番 | 村 上 恵 一 君 |
| 15番 | 永 山 芳 宏 君 |
| 16番 | 三 倉 美 千 子 君 |
| 17番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 18番 | 田 中 哲 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健康福祉部長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議 事 係 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） 皆さん、おはようございます。17番、仲村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、1番目、人吉城跡、2番目、過去の一般質問より、3番目、公共施設等総合管理計画であります。質問の順序は、各項目の要旨の順序に従って質問いたしてまいります。

それでは、人吉城跡の中世城跡について質問いたします。

昭和36年9月2日付で人吉城跡は面積13万7,718.41平方メートルの史跡として指定されました。この部分は近世城郭部分であります。その後、平成15年、追加指定として、上原町、富ヶ尾町、麓町のそれぞれの一部分の7万8,403.71平方メートルを史跡として指定され、平成15年度より土地の買い上げの公有化事業が始まり、平成19年度に土地の買い上げ、公有化事業は終了いたしております。

次の段階として、発掘調査をして、整備事業を計画することになりますが、人吉市は庁舎建設に重点を置いており、発掘調査は何年先になるかわかりません。追加指定された約8万平方メートルの公有地の維持管理は費用がかかると思います。質問は、年間の必要経費と管理は直営なのか、委託なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

史跡人吉城跡は、昭和36年9月2日に国の史跡指定を受け、平成15年8月27日に追加指定を受けており、追加指定部分が中世城跡の部分、いわゆる上原城跡でございます。史跡の管理は人吉市直営で所管しているところでございます。業務の中で人吉城跡全体を管理しておりますので、中世城跡部分、ここだけという管理経費は特段予算化されていないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この中世城跡の中に、隊友会人吉球磨支部というところが借り上げている望岳苑というのがありますが、この望岳苑の敷地を整備するのに、1年に1回行って整備しているんですが、大変労力がかかるわけでございます。そして時間もかかります。市の管理するということになりますと、予算的にも職員の事務等にも大変手間暇がかかると思いますが、今の回答では、人吉市が管理していくということでございますので、しっかりと職員に負担もかけずに、かけるかもしれませんが、しっかりと管理していただきたいと思えます。荒れないようにお願いしたいと思います。

それでは、2番目の庁舎移転後の跡地の活用についてお尋ねいたします。

庁舎移転後の跡地の活用について質問いたします。麓町16番地の庁舎は熊本地震により使用不能となり、閉鎖されています。予算措置がなされ、書類等の手続が終了すれば、早急な解体が始まると思えます。解体後、発掘調査、整備計画、整備事業と進むと思えます。保存管理計画書の第2版によれば、便益施設の設置という計画がなされております。便益施設の内容についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

保存管理計画書にある便益施設ということでございますけども、ベンチ、あずまや、水道、トイレ、駐車場などを想定しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 庁舎跡はふるさと歴史の広場と同じような復元をすれば、大規模災害時の避難所や公園として活用できると考えます。昔はこの広場は競馬場だった話は聞いたことがございます。市の中央にあり、人が集まりやすいところでございます。ふるさと歴史の広場と一体となって活用できるような整備はできないか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

旧庁舎及び周辺につきましては、史跡人吉城跡保存管理計画書第2版では、武家屋敷整備、武器庫跡整備、旧庁舎部分は便益施設としての整備計画がなされておるところでございます。旧庁舎解体後、地下に関しましては、必要に応じ、周辺部分も含め、人吉市教育委員会により整備のための基礎資料を得るための発掘調査を実施することになります。そして、その結果を踏まえ、文化庁、熊本県教育委員会、人吉城跡保存整備専門指導会議、人吉市の関係各部と協議を行い、平成29年、30年度に策定する人吉城跡整備基本計画の中で跡地の活用を検討していく所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 発掘調査の結果、武家屋敷の跡に戻すような考えになると思えますが、29、30年度の基本計画で立てるということでございますが、歴史資料館の前に昔の遺構の跡

がありますが、あれは垣根がしてあるんですね、跡地に。境界の、武家屋敷の跡の、敷地の跡に垣根がこうして、溝の跡が掘ってあるんですよ。あそこを利用するのに、垣根が邪魔になるし、掘った跡が深くて、非常に危険なことになります。

今後のこの計画は、やっぱりふるさと歴史の広場のように平面的にやったら、後の災害の避難所にもなるし、防災の訓練にもなるし、祭りの広場にもなるし、いろんな利用、活用ができると思いますので、その29年、30年の基本計画のとき、しっかりと検討していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、3番の人吉城内の交通関係について質問いたします。

人吉城内の交通関係について、現在、人吉城跡を観光するには、車の進入は、田町方面からと、大手橋を渡る方法と、水ノ手橋を渡る方法の3つしかございませんが、大型バスで人吉城に入るには水ノ手橋を渡る方法しかございません。これを解消して、どちらの方向からでも乗り入れができるようになればより便利になるかと思いますが、できないか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

史跡内の交通体系につきましては、史跡人吉城跡保存管理計画書第2版で次のように位置づけられております。

まず、現在市道として機能している人吉城内線、これは市庁舎移転に伴い、人吉城歴史館までを管理道とし、そこから大手門までは遊歩道化を目指すということになっております。

次に、市道五日町田町線でございますが、市民の生活道路として利用度や重要性が高く、史跡へのアクセスなど史跡活用の視点からも撤廃することは不適である。ただし、現状では景観上史跡に相応しないため、今後は調査を行い、馬場跡として、かつ生活道として最適な整備の方法を構築していくということでございます。

次に、麓町矢黒線と城内原城線につきましても、生活道路とされております。

交通体系の整備は、先ほど申し上げましたけども、平成29年度、30年度に作成する人吉城跡整備基本計画の中で、関係部局と連携をとりながら長期的な整備を図り、計画的に進めていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、回答されましたが、計画に載っているのはよくわかるんですが、五日町田町線は都市計画街路ですね。その都市計画街路と遺跡が重複している、このすり合わせ、これは非常に難しくなると思いますが、それは教育委員会の中できちんと整理していただきたいと思いますが、私が心配するのは、八代港にクルーズ船が入港して、大型バスに乗りかえて、観光地目指して人吉市に来るわけです。そのときに、人吉城に来てくれるのか、水ノ手橋までわざわざ回らないかんというコースをとって人吉市まで来てくれるのか、私は

そこを心配して、どちらからでも入れるような方法がとれないかなという気がしましたから、質問したんですが、今ではちょっと回答になっていませんから、もう少し、バスが通れるような方法を、水ノ手橋から入って田町を通過して上球磨に行くとか、永国寺からそのまま史跡に入られるとか、そういう便利な方法がとれないかなというところで質問したわけですが、そのところの回答がまだないんですが、第2版に計画してあるとおりに回答されたわけですが、29、30年度にきちっとした計画を出されるそうですから、そのところをよく計画していただきたいと思います。

それでは、4番目の駐車場の配置についてお尋ねいたします。

駐車場の配置について質問いたします。人吉城跡には大型バス駐車場、観光客駐車場など表記された看板がありますが、駐車場として整備されたところは歴史資料館とトイレの先2カ所しかありません。駐車場の整備は、観光客の増加を図るためにも重要な要素であり、相良700年の歴史を感じさせるには、車からおりたときの印象が第1番目に大事だと思います。駐車場の配置の考えはないか、お尋ねしておきます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今後の史跡内の駐車場につきましては、史跡人吉城跡保存管理計画書第2版の中で、整備計画において、現在の人吉城歴史館西側部分でございますが、ここは駐車場としての文言は避けておりますが、多目的スペースとして位置づけられております。多目的のうちの1つとして、駐車場としての利用は可能であると考えられておまして、文化庁、県との協議も行いながら、検討していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、回答された西側部分ですよ。西側部分というのは、歴史資料館などの横にある駐車場のことだと思いますが、これに間違いございませんか。その歴史資料館の駐車場は、現在、城内に入っても使われないんですよ。現在あそこに大型バスを入れても、あその歴史資料館の駐車場は使うことができません。だから、道路の横に大型バス駐車場という看板が立っている。そのところの整理を、きちっとした方針を立ててもらったからの回答が私はよかったんじゃないかと思うんです。歴史資料館の横のあその駐車場にきちっと整備されたところにバスが入れば、この質問は出てこないんです。あるからこそ、この質問をせないかんようになったんですね。そのところを、内部のことになるのは、きちっと打ち合わせた後に回答してほしいと思います。

また質問する機会があるかもしれませんので、29、30年度の整備のときは、このところもきちっとしてほしいと思います。2回目の庁舎跡の便益施設、あれは駐車場も入ってますから、そのところをどうするかですね。そのところも考えていただきたいと思います。

それでは、次の5番目の防犯対策に入ります。

防犯対策について質問いたします。人吉城跡は文化財保護法、都市計画法、都市公園法、道路法など複数の法律により重複した規制があり、防犯のための照明をつけるにも、場所によって管轄が違います。東小学校の児童生徒が通学する道路は、大きな樹木のため、視界が遮られ、光も届かない状態であります。市役所も閉鎖され、人通りも少なくなり、安全確保が難しいと考えられます。

史跡の指定範囲が追加指定も含めて21万6,122.12平方メートルと非常に広く、山あり谷あり、樹木等があり、地形も複雑であります。老人、子供、女性、観光客と訪れる人たちはさまざまであります。防犯対策として訪れた人たちの現在地がわかるように、城内の案内看板を何カ所か設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

この件に関しましても、整備基本計画の中で、防犯灯という意味合いとは少し違うかもしれませんが、史跡の安全管理面での街灯設置ということが考えられておりますので、馬場跡の整備の中で検討し、通学路にかかる樹木などの伐採についてもあわせて検討していく所存でございます。

それから、案内板の設置ですけども、管理者としましても、史跡の情報を案内板においてお伝えしていくということは大事だと考えております。今後の整備について全容が整った時点で、看板の設置につきましても整備基本計画の中であわせて検討してまいりたいと思っております。

以上です。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 樹木を伐採して現在地がわかるような案内板が検討されるということですので、現在ないんですよね、そういう案内板が。それだから、城内の本丸のほうに行こうにも場所がわからない。あれからおりてくる場所もわからなくなって、何回か聞かれたことがあります。ですから、しっかりした看板が必要ですので、ここはよろしく願いいたします。

それでは、次の御館御門橋の調査についてお尋ねいたします。

この橋の竣工は、開き柱の裏に明和3年10月、西暦1766年と刻字されています。今から251年前に建てられた石橋であります。池の中という軟弱な地盤の上に建てられ、過去の大地震にも耐えて、現在もその雄姿を見せています。

橋にはいろいろな構成要素があります。例えば橋の形式、工法、材質、設計図面などいろいろな項目があると思います。調査の時期、調査項目等についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

御館御門橋は平成6年4月22日に人吉市の指定文化財となりましたが、人吉市教育委員会により指定する前に調査を行っております。そして、平成10年3月31日に発行された「ひと

よし歴史研究」の第2号において、御館御門橋という論考が掲載されておりまして、その研究の成果を発表されているということでございます。その後、天草市の祇園橋が国指定重要文化財になったことで、祇園橋に匹敵する桁橋ということで、人吉市の御館御門橋も上位の指定を求める声が高まってきております。

そのような中で、御館御門橋をまずは県指定へという動きが出てまいりまして、教育委員会により平成16年4月から橋の実測図を作成して、桁橋の構造調査、あわせて橋の歴史的意義の調査を実施し、同年7月8日に熊本県指定の申請を行い、10月22日付で指定をされたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この御館御門橋は、全国では10メートル以上の石橋では6番目に古いと書かれた本がでございます。それによると、桁橋が人吉球磨にあるということは非常に重要なことかと思っておりますので、しっかりとした調査をお願いしたいと思っております。

それでは、2回目に御館御門橋の調査のことで質問いたします。軟弱地盤の上に建つ橋脚の基礎は、熊本地震により不同沈下したのが原因ではないかと思っておりますが、石橋の床板が動いております。調査されたのか、その後の処置をどうするのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

熊本地震の後に文化財の被害調査を行いましたけども、その際には、今、御指摘のあった床板につきましては把握をしておりませんでした。議員からの御指摘をいただき、3月3日に現地確認を行い、それを確認しましたけども、その後、今後の処置については現在検討しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 県指定の文化財でございますから、簡単に扱うわけにはいきませんので、しっかりとした結果を出していただきたいと思っております。

この持ち主は、通行どめにするかしないかというのが重要な項目で上がってきますから、どうしようかというのを考えているんですね。通行どめにするかしないかは、県の指定ですから、修理をどうするかによっても変わってきますから、そのこのところの調査を早急にしていただきたいと思っております。

それから、この橋には、要望事項として、1つわからないことがあるんですね。この橋に、開き柱といってから、開いたところの親柱みたいなものがあるんですが、その後ろに竣工年月日を書いてあるんです。普通は表のほうに書くんですよね、竣工年月日は。それが裏のほうに書かれてあって、その理由がわからない。普通の橋よりもちよっと違うんです。何で竣工年月日が人目につかないようなところに、後ろのほうに書いてあるのか。この刻字自体は調

査されていると思いますが、そういう細かなところ、何でここに刻印してあるかというのでもできれば調査してほしいと思います。こちらは要望としておきます。

それでは、御館御門橋の歴史的価値について質問してまいります。

少し長くなりますが、2015年、人吉球磨の伝統と文化財群を結ぶストーリーが日本遺産に認定されました。ストーリーを構成する要素に人吉城跡があります。人吉城は人吉球磨を初め相良藩主の居城であり、約700年間人吉球磨の政が行われたところであります。この居城の入り口が御館御門橋であります。災害も多く発生し、経済的にも苦しかった明和の時代、第29代頼完公の時代でございます。それまでの木橋から石橋にかけかえられました。

相良家は宝暦から明和のわずか11年間の間に4人の藩主の交代がございます。宝暦9年、第27代頼央公が初めてお国入りし、竹鉄砲事件により暗殺され、第28代晃長公は8歳で城主になりますが、10歳で病死しています。

第29代頼完公は鷲尾大納言の子供であります。第29代頼完公は京都市の病気がちの藩主だったのではないかと推察いたします。病気がちの藩主頼完公を辺境の地の九州の山の中に迎えるに当たり、京都、江戸の文化芸術に負けない建造物がお国元の人吉市にあることを示す必要があったのではないかと私は考えます。全国的にも珍しい磨き上げられた石の桁橋を領民、藩主の総意でつくられたと思います。毎日約500人の領民を動員し、山江村より人吉まで運び、球磨川を渡して城内に運び、組み立てられたと思います。3カ月という短い期間ででき上がったことは特筆すべきことと思います。相良700年の歴史の中で、領民と藩主が一致団結した3カ月であったと思います。

御館御門橋は歴史的価値のある貴重な文化財と考えます。市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員からもお話しいただきましたように、御館御門橋は人吉城跡の相良神社前の堀にかかる長さ約10メートル、幅約6メートルの石の桁橋で、明和3年、これは1766年ですけども、その銘があり、熊本県内最古のもので、規模においては天草市にある国指定重要文化財祇園橋に次ぐ大型の桁橋でございます。当時の石工の技術とともに、人吉藩の普請奉行を中心に郡民総出により建設された貴重な石づくりの桁橋であることで歴史的な価値が認められ、先ほども申し上げたところではございますけども、平成6年4月22日に人吉市指定、平成16年10月22日に熊本県指定の重要文化財となっております、大変貴重なものであると認識しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、回答された天草の祇園橋は、御館御門橋よりも70年ぐら以後にできているんですね。そして向こうは国指定。こちらは国指定にならなかったというわけでございますが、昭和になってからトラック事故がありまして、床板が何枚か落ちたそうです

が、これによって国指定になってないのかなという感じがしますが、市も住民も一緒になって国指定に指定していただくように頑張って運動したら国指定になると思いますので、そのところをよく考えて行動していただきたいと思いますので、どうか国指定にできますように頑張ってくださいと思います。

それでは、8番目の熊本県指定文化財の表示がないのはを質問してまいります。

御館御門橋は平成16年10月22日に熊本県指定文化財となりました。指定文化財は標柱等によって明示されます。御館御門橋は標柱も説明文もありません。どうしてないのか、その理由をお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

この件につきましては、県の指定ということですので、熊本県の文化課に確認をさせていただきました。県指定の文化財については、平成12年度までは県が標柱を作成していたということがございます。その後、財政上の理由から作成は現在はないということがございます。なお、標柱の設置は義務ではないということもつけ加えられております。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 平成12年度まで設置して、義務ではないと言われますと、その後になったところは、前に指定されて標柱が立っている県の指定と、その後指定されたものと比較した場合、一目じゃわからないんですよ。観光客が来ても、この場所に県指定の文化財があるかないかは全然わからない。端的に言いますと、場所を言いますが、大信寺の地蔵堂は県指定で、ちゃんと標柱はあるんですよ。下から見ても標柱が見えます。こっちは文化財には標柱がない。こっちは文化財は指定じゃないのかなと市民が判断する可能性がございます。やはり、ここは単独費でもいいですから、やはりそういう県の指定ですよというのをやっぱり明示する必要があると思います。そここのところの取り計らいをよろしく願いしておきます。これ単独費で、説明文とか標柱を立てていただきたいと思います。

それでは、城跡の南側の整備についてお尋ねいたします。

城跡の南側の整備ですが、中世城跡の胸川沿いの西側と、球磨川沿いの北側は、復元建造物や石垣、水ノ手門跡などしっかりと整備されています。市庁舎の解体撤去後は池や神社の石垣が見え、整備されたところと、整備されてないところははっきりわかるようになります。御館御門橋と池を整備し、人吉城跡を周回されるようになれば、観光客や散歩する人も増加すると思いますので、市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

城跡南側、相良神社前の堀、それから郷義館跡などが位置する市道麓町矢黒線、また城内原城線の北側部分の整備、これにつきましては、史跡人吉城跡保存管理計画書第2版の中で、整備計画の中で、郷義館跡整備というふうになっている部分でございます。長期的な整備と

計画しているところでございます。

整備につきましては、旧庁舎及び周辺と同様に、教育委員会により整備のための基礎資料を得るための発掘調査をまず実施し、整備基本計画を策定してからの整備となり、長期計画として位置づけられているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 長期計画ということでございますので、今ここでどうこう言っても、長期計画で検討しますと言われたら回答になりませんので、しっかりした検討を行って、今、こちらの北側だけ、それよりも南側の池を中心とした御館御門橋あたりの整備を、しっかりした整備をしたら、あちらのほうにも観光客が向くと思いますので、しっかりした計画をお願いいたします。

それでは、シダの活用について、過去の一般質問よりシダの活用についてお尋ねいたします。

平成21年12月議会でシダの活用について一般質問をいたしました。回答は、隅やぐらに保管されていますシダの標本の展示、人吉市のホームページ等でシダの標本の情報発信をすることでありました。その後どう取り組まれたのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

平成21年12月議会でお尋ねをいただきましたことから、ホームページへの掲載を検討し、まず、熊本市立博物館の植物資料専門の学芸員の御指導をいただきながら、隅やぐら内に保管してあるシダ標本の整理に着手いたしました。やぐら内の中央の部屋から西側の施錠のできる部屋へ移動し、整理棚を移動しまして、整理番号に合わせて1点1点ラッピングしながら分類、収納いたしました。あわせて台帳整理も行い、平成28年3月に完了したところでございます。

シダの標本は人吉が生んだ植物学者前原勘次郎先生が収集されたもので、標本の重要性から人吉市が購入したものでございます。標本の活用ということから、市の教育委員会では、平成22年に人吉城歴史館春季特別展において、人吉が生んだ植物学者前原勘次郎の世界と題し、球磨郡内では普通に見られた植物で、現在は「絶滅危惧種」であるアイというものがございすけども、そのアイを初めとする代表的な標本を展示し、標本資料を通じて前原先生の偉業を顕彰したところでございます。これらは貴重な標本資料であることから、分類整理しました台帳を活用し、研究者の方や興味のある方の閲覧希望にお応えしていきたいと考えております。

また、ホームページにつきましても、先ほどお答えいたしましたとおり、教育委員会内部はもとより市の関係各課との協議、さらに関係機関の助言を受けながら、代表的なシダ標本や台帳情報の掲載について再度検討する所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） よくわかりました。人吉城跡は人吉市の観光の目玉となるものでございますので、しっかりと管理をお願いして、私の人吉城跡と過去の一般質問よりの項目を終わりたいと思います。

3番目の公共施設等総合管理計画に入っております。

それでは、数値目標についてお尋ねしております。平成27年7月27日、全員協議会において、公共施設等総合管理計画の策定について説明されました。策定スケジュールでは、平成27年度から平成28年度までに策定とありました。平成29年2月16日、全員協議会で、公共施設等総合管理計画中間報告の資料が説明されました。この中間報告が公共施設等総合管理計画として決定されているのか、平成28年度末までまだ日数がございます。最終決定された公共施設等総合管理計画が示されるのかわかりませんが、質問は、全員協議会の資料をもとに質問いたします。

平成27年7月27日の全員協議会の資料には、計画策定に当たっての留意事項に数値目標の設定とありました。中間報告には数値目標の設定は記載されていませんが、どうしてなのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、総務省、国のほうの動きです。計画の実効性を確保するため、でき得る限り数値目標を設定するというふうに明記してあります。目標の定量化に努めること、なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等全体を対象とすることが望ましいと示しておるところでございます。当然、数値目標は定めなければならないというような状況でございます。

今後、数値目標は確かに非常にわかりやすいものでございますけれども、状況によっては、その目標どおりにはいかないことも考えられるわけでございますので、そこをしっかりと今後調整を行っていかねばならない。要は、絵に描いた餅にならないように、個別計画を今後つくってまいりますので、施設個別計画との整合性もぜひやっていかねばならないと考えておるところでございます。

要は、本市の財政状況を考慮し、当然、補修それから統廃合、それからさまざまな状況の中での財政負担が出てまいりますので、今後の公共施設の管理に係るトータルコスト、全体的にどれだけの経費が必要となるのか、そういうものの縮減、もしくは平準化をしていかねばならないところがございますので、その部分については、今後しっかりと早目に協議を進め、方向性をお示しできるように業務を進めてまいりたいと考えております。

御質問の中間報告に数値目標がなかったというのは、これまで、以上のように私が述べま

した理由、そういう状況をまだまだ整理の段階でございましたので報告ができなかったと。当然、議員がおっしゃるように、数値目標はしっかり示して、そして、それを含めたところの公共施設等総合管理計画ということでございますので、そのことを申し述べておきたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 数値目標の2回目に質問いたします。

公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針によりますと、総合管理計画が、まちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数、延べ面積等に関する目標やトータルコストの縮減、これ今言われたトータルコストの縮減です。平準化に関する目標などについて、できる限り数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること、なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいことと、この総合管理計画の指針にはございます。

人吉市の28年度の1人当たりの公共施設の延べ床面積は幾らなのか。各施設の目標とする年度の1人当たりの床面積がどのぐらいか。また、類似都市の1人当たりの床面積はどのぐらいになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、平成28年度の本市の1人当たりの公共施設延べ床面積、これは、本年2月末で試算しましたところ、5.34平米でございます。各施設の目標とする年度の1人当たりの公共施設の延べ床面積につきましては、これは、先ほど申し上げましたように、今後、しっかりつくり上げていかなければなりませんので、個別計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

3つ目の、類似都市の1人当たりの公共施設の延べ床面積は、平成22年前後に調査された資料に基づきますと、当時の本市が属する人口枠、要するに類団の枠では、4.88平米となっておりますのでございます。これは、毎年人口減少が続いてきておりまして、1人当たりの延べ床面積というのは、恐らく今後は増加していくのではないかとというふうに思っております。人口で割ってまいりますので、そういう状況にあるということを最後に申しておきたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、人吉市の延べ床面積が2月末で5.34平米なんですが、この人吉市の基本方針、さっき全協で示された案ですが、この中で施設の総量を縮減する方向ということだったんですね、29年度の予算に上げられています、いろいろな施設の縮減が。それで、

全体的に、人吉市の各事業の対象となる事業の床面積の目標は必要だと思うんですが、人吉市の公共施設等総合管理計画の中間報告の基本方針どおり、床面積の目標が削減される計画なのかちょっとお伺いしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まだ、この公共施設等総合管理計画が完全納品にはなっておりません。当然、成果品が納品されまして、そしてそれに基づいて各部との調整等々も今後出てまいりますし、さっき私が冒頭で申し上げましたように、施設の計画の中でさまざまに利用者とか、そういう状況も見ながら、当然、目標をある程度目安を立てていくような状況に、作業に入っていくと思いますので、一概にその計画に上がったものに合わせてしっかりそのとおりにやっていくというのは、1回目に申し上げましたように、状況によっては厳しい場面もあると思いますので、あくまでも目標ということでお答えをさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 計画を実行するには、計画のもととなる数値をきちっと押さえておかないといけないと思うんです。個々の事業を進めていくには、個々の事業の数値をきちっと押さえていかないといけないと思います。

次の、仮称公共施設基本台帳の作成について質問いたします。

公共施設等総合管理計画を策定するに当たって、職員は現場の実態と課題を整理することは不可欠であります。人吉市では、公共施設等総合管理計画の策定資料として、施設の保有状況や利用状況、施設の更新費用等を明らかにしていると思います。私の質問は、人吉市全ての公共、公用施設を、施設ごと、目的、耐用年数、建物の面積、構造、階数——階数というのは1階、2階、3階ということです。工事履歴、耐震の有無、維持管理費、サービス内容などを整理した台帳が必要ではないかと考えます。この台帳ができるかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今、議員が申されました内容が、ちゃんと入っているのか思い描いておられるものに近いのかというのは、最終的な成果品で判断はさせていただきますけども、基本的には公共施設等総合管理計画と一緒にあわせてでき上がってまいります公共施設の基本台帳というのは、大体内容が国のほうから指導がっておりますので、今、おっしゃったことは入っているというふうに考えておるところでございます。要するに、そのような公共施設の基本台帳は作成されるということでお答えさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この公共施設基本台帳というのは仮称なんですけど、私がつけた名前でございます。よその自治体では公共施設白書という名称が普通用いられてるそうです。こ

の台帳みたいなのは、公共施設白書をつくっていただければ、大体進むと思いますが、この白書づくりに当たっては、よその自治体はどうなってるかといいますと、職員自体で現場の実態と課題を把握するために、職員自体でつくっているそうです。やはり、職員がしっかりした基本計画を立てていってこそ、初めて公共施設の総合管理ができ上がると私は考えております。

それでは、次の、住民との意見交換会について質問いたします。

計画策定に当たっての留意事項に議会や住民との情報共有とあります。人吉市の公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関するものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供を行いつつ策定することが望ましいとあります。公共施設の管理計画を策定する期間は27年度から28年度、2カ年ございました。住民との意見交換会は十分なされたと思いますが、質問は、意見交換会がされた時期、意見交換会の意見、その結果の処理、対象グループ等についてお伺いいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、今回、公共施設等総合管理計画を策定に当たっての意見交換会というのはやってはおりません。ただ、なぜやらなかったかという、今回、この計画推進のために、各校区、年齢層ごとに無作為に2,000人を抽出いたしました意識調査等々をやらせていただいて、またその意識調査等々を計画の中に反映させるようなやり方でまず計画をつくり上げたところでございます。ただ、議員が申されましたように、今後、例えばこの公共施設を統廃合するのか、例えば縮小するのか、そういうふうな議論も当然出てくると思います。一例を挙げてみますと、このカルチャーパレスの仮本庁舎の本庁舎ができて、そして、恐らく供用開始をしたときにはそちらのほうに庁舎が移ってしまいますので、じゃあその後のこのカルチャーパレスをどういうふうに運営していくのか、従来どおりのもとの形に戻すのか、それとも、それよりももうちょっと膨らませたような形でカルチャーパレスを利用していくのか、そういうものに対しての意見交換会は必ず利用者、校区、市民の方とやっていく必要があると思っておりますので、そういうことを総じまして、今回はまずは公共施設等総合管理計画をつくって、走らせて、そして、さまざまな中で意見交換会をして、そして、さらにこの計画書をしっかりしたものにやっていく、そういう手法をとらせていただくというところで考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この個別計画を進めていくために、住民との意見交換会は非常に重要でございます。しっかりと進めて、個別計画で進めていきたいと思いますが、今回、住民意見交換会ができていないのは、私の考えだったんですが、これ、熊本地震や庁舎移転など、

策定事業と重なったからその暇がないと言えはいけないんですが、それが時間的に余裕がで
きなかつたのかなという気がしております。今後、これを進めていくためには、しっかりと
した意見交換会を開き、住民の意見を吸い上げていただきたいと思いますので、よろしくお
願いしておきます。

それでは、次の、情報公開について質問いたします。

情報公開については、公共施設等総合管理計画には人吉市が所有する全ての施設を対象と
しています。市民の生活に直接関係することも多く含まれます。特に学校の将来構想には、
統合、再編の検討が上げられております。公共施設等総合管理計画に関する情報は全て公開
されるのか、その方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、概要版と詳細版を閲覧可能とする予定でござい
ます。常に見ていただいていると。固定資産台帳につきましては、整備ができ次第、いわゆ
る副本につきましても閲覧可能としたいと考えておるところでございます。情報は全て公開
するのかなというような質問でございましたが、全て公開にする方向で、現在、検討してお
るところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 全て公開ということですので、よろしく願いしておきたいと思
います。

それでは、今後の組織体制についてお尋ねいたします。

総務省の公共施設等総合管理計画に関するQアンドAによりますと、質問の事項で、公共
施設等総合管理計画の策定に当たっての指針において、公共施設等の情報を管理集約する部
署とあるが、情報の管理集約とは、具体的にどのようなことを想定しているか。この質問に
総務省の回答は、公共施設等に関する情報を施設類型、道路、学校ごとに異なる部署におい
て管理している場合、それらの情報を1カ所に集約し横串——横串とは焼き鳥屋で刺す串の
ことなんです、その横串で総合的に管理する等の対応方針について記載していただくこと
を想定しているとあります。私は、計画を実行する総合的な部署が必要と考えます。人吉市
の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員が申されますように、各担当課間の連携体制の整備、それは本当に重要なことだと。
この間の全協でも、次年度以降の進めていくための体制について少しお話をさせていただきました
が、具体的には、この計画を推進するに当たりましては、現在、総務部の契約管財課
が中心となっておりますけども、当然、ここには実施計画とか財政計画、そういうものが必
ず必要になっておりますので、本来なら1カ所でもってそういうのを全部統合してやるよう

な部署が必要でございますが、本市ではそれはちょっと組織的にかないませんので、企画、それから財政、それから契約管財、そして事業課で連携を図って進めていきたいというふう
に存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今の回答、計画どおり3課の連携でいくということだと思いますが、
全国には、1,718の自治体がございます。市が791、町が744、村が183です。1,718あります。
公共施設等総合管理計画の進め方によって、市町村の間には格差が生まれると思います。国
は、市町村間の格差が発生しないように、この指針を定めて手厚く今回財政措置がしてあり
ますが、手厚く財政措置をし、指針にありますように情報を1カ所に集約し、横串で総合的
に管理する方法が一番よい方法だと私は思います。連携より扇のかなめとなるそのかなめを
つくってこそ進むことと私は感じます。このかなめをつくることを要望いたしまして、私の
一般質問を終わりますが、最後に、ことしの3月31日付で退職される職員の皆様に申し上げ
ますが、長い間、人吉市のために御尽力いただき感謝申し上げます。退職後は健康に留意さ
れて、それぞれに新たなスタートをしていただくことを祈念いたしまして、私の一般質問を
終わります。本当に御苦労さまでした。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、松岡教育部長より発言の申し出がっておりますので、これ
を許可いたします。

○教育部長（松岡誠也君） 申しわけありません。私の先ほど仲村議員に対する答弁の中で、
シダの活用の部分で、アイという植物の話をさせていただきましたけども、この植物のこ
とを「絶滅危惧種」であるというふうに話をしたところですが、そうでなくて、正確には、
「絶滅種」ということではございました。おわびして訂正させていただきます。（「議長、4
番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚です。通告に従いまし
て質問をさせていただきます。

今回、通告しましたのは、1点目、住宅火災時の対応と課題について。2点目、児童・生徒に対する各種無料化、無償化の現状と児童・生徒への周知について。3点目、中学3年生までの子ども医療費無料化について。4点目、移住・定住の促進化対策についてお尋ねします。

1点目、1月31日午後4時56分、合ノ原町内において発生しました住宅火災には、消防署、消防団、市防災安全課、そして、関係者の皆様には、迅速な対応をおとりいただき、まことにありがとうございました。火元の方1名が負傷されましたが、現在、快方に向かっているとのことでした。残念ながら、自宅、納屋、トイレの3棟は全焼でしたが、さらなる延焼を防ぐことができましたことに、重ねて御礼申し上げます。

今回の住宅火災から幾つかの課題など感じましたので、お尋ねをしておきたいと思います。

まず、道路が狭く、大型の消防車両が消火に当たることができなかつたこと。道路拡幅については、さまざまな緊急時のことを考え、合ノ原町内より要望書を提出されたやさきの災害となったわけですが、どのように受けとめておられるのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。まず、このたび火災に遭われ、負傷されました方に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、大塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

拡幅の御要望がありました市道は、市道立石合ノ原線と申しまして、県道坂本人吉線を起点に、東側へ延長約212メートルの路線で、先は里道に接する市道でございます。県道坂本人吉線から約40メートル区間は、一部改良が済み、幅員が約5.3メートルでございます。

拡幅の要望でございますが、平成28年12月2日に地元町内より周辺が農地で農業関係の車両の通行が多く、一部は車両の離合も困難であり、火災等の有事の際に緊急車両の通行にも支障を来すとのことで、約60メートルの道路拡幅を要望されたものでございました。要望箇所の現況幅員は約2.5メートルでございました。

火災現場は市道の終点付近でございまして、今回、要望されているところから通じる箇所でございます。当該箇所も含め、市道への要望は、通学路の安全確保、拡幅、道路側溝や離合箇所の設置などさまざまございまして、町内会、あるいは、校区単位で開催されます市長との懇談会などから数多く寄せられるものでございます。その中で、道路幅員が狭い市道において拡幅の要望は、年間に10件ほどございます。

要望があった箇所につきましては、測量設計、用地交渉、水利組合などの協議も行う必要があります。また、予算確保も含め、すぐに事業着手できるとは限らないところでございます。全ての要望にすぐにお答えできないことは、大変心苦しいところでございます。市民の安全・安心な交通の確保のため、今後とも限られた予算の中で、改良を行ってまいりたいと存じます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきました。要望もさまざまに数多くあるという中、特に道路幅員についても年間10件ほどあるということです。今、部長述べられましたように、確かに市民の安心・安全というのは、当然私も含めて皆さん存じてらっしゃると思うんです。ただ、今回、やはりとうとう火災が起きてしまったということは重く受けとめていただきたいんです。やはり、要望書を出して、そのやさきに火災が起きたということは、これは真摯に受けとめていただいて、確かに限られた予算かもしれませんが、私はそういった市民の要望にはもっと早目、早目の対策をとっていただくことは大変重要ではなからうかと思えます。後から述べますが、いろいろな少子化対策、保護者負担軽減策わかるんですけど、そういった地域の市民の皆さんの安心・安全をより守っていくためにも、早急なる対策をぜひ講じていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、放水は近くの防火水槽、県道坂本人吉線上の消火栓、御溝川から集水しての消火になりました。県道、御溝川からの距離があったことなどから、道路の狭いところでは、消火栓設置の必要性もあると思っておりますが、どのようにお考えかお尋ねします。

また、火災鎮火後の被災者、近隣者の避難所として公民館を使用し、食事などは提供できましたが、宿泊についてはシングルマットなどの備品が不備なため、やむなく停電している自宅、あるいは親戚のところへ帰られました。ある程度の備品の必要性も感じたわけですが、この備品については地域で備えるべきなのか、あるいは行政のほうで検討いただけるのか、あわせてお尋ねいたします。

市内全域のことになりますが、防火水槽と消火栓について、熊本地震での損傷などの確認は行われたのか、また、防火水槽設置場所の標識が市内至るところで古くなっているように思いますが、点検、取りかえなどの計画はあるのか、あわせてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

4点あったと思います。まず、1点目の防火水槽と消火栓の増設の状況でございます。

防火水槽につきましては、基本的に1年間に1カ所増設を予定しておるところでございます。しかし、防火水槽建設に際しましては、ある程度の敷地が必要になることと、また、用地を無償で提供していただくことが、これらが前提条件となっております。ここ数年は用地の確保が大変難しいことと相まって、思うように防火水槽の建設が進まない状況にあるのは事実でございます。

消火栓につきましては、消防署、それから消防団の意見を聴取し、水道局と協議を行いながら、年に3カ所程度の増設をお願いしておるところでございます。増設をしておるところでございます。

東日本大震災の発生時におきましては、水道の断水により消火栓が使えなかったところも数多くありましたことから、防火水槽とあわせてこの消火栓も計画的に増設をまいりた

いと存じます。

それから、2点目の火災等で被災された場合の対応についてでございます。非常に本当に今回御迷惑をおかけしたということで、建設部長もお見舞い申し上げておりましたが、私からもお見舞いを申し上げたいと存じます。これは、避難される期間にもよりますが、現状はお住まいの町内で対応していただく場合と、今回の場合は合ノ原公民館に行かれたんですけど使えなかったということで、もう1つは市営住宅を準備する場合がございます。予測できない火災におきましては、状況に応じた速やかな対応が必要となりますので、被災者に丁寧に寄り添うことを第一義としまして、災害救助の窓口でもございます福祉課、それから公営住宅を管理します建設部の管理課、それから防災安全課を中心に連携して対応していきたい。備品等々のことにも対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の地震を受けて防火水槽や消火栓への影響とその後の対応ということで御質問いただいております。熊本地震発生後、消防庁から消防水利等に関する被害状況を把握するため、人吉下球磨消防組合におきまして、市内の消火栓と防火水槽の点検が行われたと伺っております。水利調査の結果、大きな被害は見受けられませんでした。交通量の多い道路に設置してあります消火栓、それから防火水槽は車両の踏みつけにより、ふたの開閉が困難をきわめたというふうに伺っております。また、数カ所の防火水槽におきましては、減水が見受けられましたので、定期的な水利調査を現在、消防団で行っておるところでございます。

最後の4点目の防火水槽や消火栓を示す標識、看板についてでございます。御指摘のとおり標識が見えにくい箇所、または、さびなどで古くなっている箇所が多数あるようでございます。その対応といたしましては、消防団員が定期的に水利点検を行っておりますので、その際に標識の点検をやっていただきまして、必要に応じて市のほうで取りかえを行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきました。今回の火災で一時避難になるわけなんです、火災のあった一帯が全て停電になったということで、自宅にはおれないということで、公民館のほうに来ていただいたんですが、後どうしようかということになりまして、朝までおれないと、そういうことで自宅に帰ってもらったわけなんですけど、そのときに感じたのがさっきのような話で、公民館にある程度備品があったらいいんじゃないかなということを思いました。それで、これは私の提案ですけど、例えば、福祉のほうで各家庭に呼びかけて家庭で眠っている毛布とか、バスタオルとか、もし不用品が、不用品って失礼ですけど、家庭で眠っているものがありましたら、提供できませんかということで呼びかけていただいて、それを各公民館のほうで管理するという方法もとれないのかなと。そうしますと、費

用はかかりませんので、クリーニング代は各公民館で持つということでもできるのかなというそういった考えもあったところです。財政といいますか、運営上豊かな町内は自分のところでできるかもしれませんが、ぎちぎちに運営している町内にとっては、そういったのがいただけたら公民館の備品として備えておくことが可能ではないかというふうに思ったところです。よろしく願いいたします。

2点目、これまで、国あるいは各自治体は、さまざまに少子化対策、保護者負担軽減策を掲げてきました。児童手当の支給、保育料の助成、小中学校では教科書の無償配付、給食費、医療費の無料化、あるいは一部助成、高校では授業料免除など、さまざまに保護者負担の軽減策と少子化に歯どめをかけるべき対策を行ってきています。負担軽減策としての成果は評価できるとしましても、少子化対策として捉えるなら、残念ながら成果が見えてない状況にあるかと思えます。

全国的な課題ではありますが、ここ20年で人吉市内の小中学校も驚くほどの生徒減になっています。例えば、平成3年か4年時は、人吉一中、二中は各学年8ないし9クラスでしたが、現在では各学年4クラス程度になっています。市内小学校も各学年1クラスから2クラスで、1、2年生においては、30人学級ですので何とか2クラスを維持している状況です。少子高齢化、景気回復が望めない中、今後も少子化対策、そして保護者負担軽減策として、無料化施策はさらに進んでいくものと考えます。

そこで、児童・生徒の皆さんが、なぜ無料でいただけるのか、なぜ無料で治療していただけるのか、なぜ無料で食することができるのか、そのような取り組みができるのか、再認識していただくためにも、先生、そして保護者、みずから理解していただき、改めて説明していただくことが、今こそ大切ではないかと私は考えますが、教育長のお考えをお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

子育て支援に係る無償化、無料化の施策のうち、特に児童・生徒が身近に感じているものには、国が行っております教科用図書の無償給与や、本市が行っております医療費や給食費の一部助成などがあると存じます。特に教科用図書の無償給与につきましては、毎年1学期の初めと、2学期の初めに担任の先生が教科書を児童・生徒に配付するときに、教科書は無償であり、その費用が税金によって賄われていること、子供たちにしっかり勉強してほしいという大人の願いが込められていること、また、大切に取り扱いしてほしいことなどについて説明がなされていると伺っております。私も同様な場面で担任をしていたときに、話していた経験がございます。また、給食費につきましても、本市において昨年4月から一部助成が行われるようになりまして、こちらは全ての学校でということではございませんが、担任の先生から通知文を児童・生徒に配付されるときに、この施策の意味や、給食の重要性などについて説明が行われたと伺っております。もちろん、保護者向けにつきましても、PTA総会であったり、また、就学前の指導の場合にお話をする機会がございます。

次に、税の仕組みにつきましては、小学校では6年生の社会科の授業で、中学校では3年生の社会科の公民的分野の授業で取り扱われております。全ての児童・生徒が小中学校それぞれで一度は必ず税金の大切さや、政治の働きなどについて学習する場面がございます。また、市内の小学校の中には、人吉球磨地区租税教育推進協議会の御支援と御協力のもとで、租税教室を開催し、税金の仕組みや使い方などについて児童が学ぶ機会を設けているところもございます。人吉市における子育て支援の施策について、子供の発達段階に応じて、理解ができるように説明したり、また、健やかに、そして賢い子に育ててほしいという家族や地域の方々の思いを伝えたりすることは、大変重要なことであり、また、必要なことであると考えております。何よりも、大塚議員もおっしゃっているとおり、子供たちが将来を担う社会人として、その責任と義務をきちんと理解し、それぞれの立場で社会に貢献できる人に成長できるよう、さらに責任と義務が果たせる社会人となるように、学校と家庭が連携するとともに、私自身も場面を捉えながらお願いしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、教育長のほうから答弁いただきました。先生、保護者の皆様は国税、市民税などからいろいろ成り立っていることはもう既に認識されていると思います。そのことを子供たちに伝えていくことで、感謝の心が芽生え、権利と義務、そして責務などについて理解できる一人の大人に育っていくのではないかと私は思います。

例えば、ここに買ってきたんですけど、無償の教科書があります。小学校、中学校、これを見ますと、この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込め、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。同じ文言が全部書いてあるんです。そういったのがやはり、時々にはしっかり教えていくのも大事なことはないかと私は思います。教科書はこういった明記ができるんですけど、給食費とか医療費はここに明記することはできませんので、やはり、日常の会話の中で、あるいは授業の中で先生、保護者の方が説明していただくことが大切じゃないかと私は思いますので、よろしくお願ひいたします。

3点目、29年度当初予算に計上されてます子ども医療費助成事業についてお尋ねします。

厚生労働省の調査を見ますと、医療費の自己負担を無料にしている自治体は900近くあり、全体の60%近くになっているようです。反面、760近くの40%の自治体は一部負担を求めている、金額は自治体によって異なっているようですが、1回の診療につき500円程度の自己負担を行っているとのことでした。対象にする年齢も自治体によって違いがありますが、少子化対策や人口流出に歯どめをかける対策として、最近では自治体同士が競い合い、対象の年齢を拡大する傾向にあるのも事実のようです。しかしながら、子ども医療費の負担は大きいことから、医療費無料化、対象の年齢の拡大などは助かりますが、自治体によっては住民からの不満も出てくることも考えられるようです。また、近隣市町村によって子ども医療費

助成事業に違いがあるため、住民からの不満の声が上がったり、医療費や給食費の無料化などで、転居先を決められる現象も起きています。

当市においては、平成26年7月から助成対象を中学3年生まで引き上げ、未就学児童は自己負担なし、小中学生は1医療機関につき入院一月2,000円、入院外1日500円を超える額を助成しています。市長は施政方針で無料化については保護者の皆様からの要望、そして歴代の市長が財政状況を鑑みながら、少しずつ拡充を続けてきたものと述べておられます。今回、医療費無料化については、財政状況など十分に精査されての取り組みであると考えます。ただ、一度無料化になりますと、後戻りできない施策でもあるかと思いますが、保護者の皆様の期待度も高く、待ち望んでおられることから、早急な取り組みを期待するところです。

そこでお尋ねしますが、医療費無料化の場合、保険診療と保険診療外の取り扱いについてはどのようにしているのか、1年間の負担額は幾らを想定されておられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様こんにちは。それではお答えさせていただきます。

子ども医療費助成の対象となるものとならないものを具体的にということですが、まず、助成の対象となるものにつきましては、健康保険証を用いて医療機関を受診したとき、保険適用された医療費に係る自己負担分でございます。助成の対象とならないものにつきましては、保険適用外の医療費に係る自己負担分でございます。例えば、薬の容器代、法定外の予防接種、健康診断の費用、また、入院時の食事代や部屋代、おむつ代などがございません。無料化後の市の助成の増額分につきましては、平成29年度は10月診療分からの適用を予定させていただいておりますが、平成28年度当初予算と比較しますと、約800万円の増額を見込んでいるところでございます。また、平成30年度以降につきましては、年間で約2,250万円の増額を見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま、保険診療と保険診療外の内容について説明いただきました。また、1年間でどれぐらいかかるかということで2,250万円という金額もお示しいただきました。

子ども医療費無料化については、全国自治体からの申し出などもあり、現在の自己負担や、国民健康保険の国庫負担の見直し、いわゆる国庫負担の減額措置なども議論されており、何らかの方向性が示されるものと考えます。医療費無料化は、少子化対策の重要な施策であると理解していますが、一方で、過剰受診を招くことにもなるのではないのでしょうか。低所得者や貧困児童、身体障がい、重度の障がい者などへの医療助成はしっかり行っていただかなくてはなりません。医療費無料化を決して否定するわけではありませんが、厳しい財政状況という面から考えるならば、いましばらくは段階的に取り組んでいくのも1つの方法かとも

考えます。例えば、例としまして、2人目、3人目から無料化する考え、小学生まで無料化、中学生一部助成の考え方、または、所得制限を設ける考え方もあるかと思えます。熊本市の見直し案のように、入院、通院、薬代などに区分を設けての対応も考えられるのではないかと思います。このような提案について、どのようにお考えかお尋ねをします。

また、市町村が子供の医療費に対する助成を行う場合、市町村国保に対する国庫負担を減額する、いわゆる減額調整制度とはどのような制度なのか、それによって、国民健康保険事業特別会計の影響についてはどうなるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、子ども医療費助成の拡充につきましては、対象年齢の引き上げ、所得制限の撤廃、一部負担の軽減や無料化について、市民の皆様や、議員各位の強い御要望もお受けしながら、歴代の市長が鋭意取り組んでまいった施策でございます。これまで、市単独経費での助成の拡充につきましては、財政上の理由等から段階的に取り組んできたところでございまして、現行では平成26年7月から対象者を中学生まで引き上げ、自己負担分の上限を1医療機関、通院1日当たり500円、入院一月当たり2,000円としているところでございます。

子ども医療費の無料化につきましては、これまで歴代市長の公約でもあり、多くの子育て世代の市民の皆様が望んでおられる施策だというふうに認識をしているところでございまして、このたび、中長期の財政計画におきましても、財源確保の見通しが立ったことから、これまで長年にわたる段階的な実施時期を経まして、多くの皆様の念願でございます中学卒業までの医療費無料化をようやく実施させていただくことができるようになったと考えているところでございます。また、今回の改正に当たり、段階的实施につきましても、財政上の観点から、庁内における制度検討の中で議論をしてきたところでございますが、第5次総合計画後期計画、平成31年までの計画でございますが、その計画において、中学校卒業までの医療費無料化を実施することとしておりますことから、仮に今回の改正を段階的に実施としましても、ここ約2年以内に医療費無料化に向けた改正を再度実施することになります。その場合、市、医療機関ともに短期間に2度のシステム改修等の準備作業が生じることになりますことから、双方の事務的、経済的負担増が懸念されるところでございます。以前から、医療機関等からは保護者負担の軽減や、事務手続の煩雑さなどから現行制度を早期改正し、無料化に移行するよう御要望があつていたところでもございますので、市としましても、御協力をいただきます医療機関等への負担増とならないよう配慮が必要と判断したところでございます。

また、制度が短期間に頻繁に変わることは、周知の徹底も含めて、保護者の皆様に混乱を招くおそれもございますので、これらも勘案しまして、このたびの改正案とさせていただいているところでございます。議員の御提案につきましては、大変重く受けとめさせていただいておりますが、中学卒業までの医療費無料化について、何とぞ御理解を賜りたいと存じて

おります。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、お答えいたします。

○市民部長（今村 修君） 皆様こんにちは。私のほうから国保への影響についてお答えをいたします。

国民健康保険事業には、各市町村の当該年度における医療費に対する定率の国庫負担のほか、市町村間の財政力の不均衡を調整するための国の交付金がございます。この国庫負担等に対する国の考えは、自治体が独自に実施をしている子ども医療費の助成制度によって、受診を助長することで、国の負担が増加するということから、実際の医療費に減額率を乗じて算出することとなっております。現在、小中学生に対して実施をしております本市独自の医療費助成制度において、平成27年度の国民健康保険に対する国庫負担等の影響は、約60万円の減額でございます。このたびの条例改正案により小中学生が完全無料化になった場合、さらに約50万円の減額となる試算でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、提案といいますか、説明いただきましたけど、なかなか煩雑になるというか、現場に混乱を招くということもあって、この方式でいきたいということですので、それは理解したいと思います。それと、今、述べていただいたように国庫負担のほうで、60万円プラス50万円で、実質110万円減額になるわけですけど、人吉市としては、減額になっても十分やっつけられるという判断のもとでこの医療費無料化というのは踏み切られると思うんです。だから、それは心配しなくていいのかなというふうに受けとめさせていただきます。

子ども医療費無料化は、お子様をお持ちの皆様には大変ありがたく、喜んでいただけるものと思います。市の財政状況が厳しい状況でないなら即実行すべきと私も考えます。

1点気になることとして、27年9月議会において、村上議員の質問で、クリーンプラザの負担金が数年かけて4億ぐらい減額になるなら、その分を新市庁舎の財源として確保することも可能ではないか、医療費の無料化も可能かもしれないことから、今後十分に検討いただきたいと述べておられます。それに対して市長の答弁として、確かに4億円は減額が出てまいります。4億円の中には起債の償還額に対する地方交付税算入分の2億円があり、実質約2億円の減額になると捉えている。この2億円を新市庁舎建設のために起債償還に全額充てることができるなら、財源面での課題もクリアできるが、クリーンプラザも施設の経年劣化、大規模改修などが必要であり、改修費用なども負担しなくてはならない。さらに、市の税収は人口減と景気低迷により年々減少し、社会保障費は高齢化により年々増加していることから、市の財政状況は相当厳しい状況にあると言わざるを得ないと答弁いただいています。この答弁から、私の受けとめ方としては、新市庁舎、医療費の無料化に充てることは困難で

あると受けとめてたわけです。

そこでお尋ねしますが、27年9月の答弁から、1年6カ月経過した現在、クリーンプラザの改修費用、税収対策、社会保障費の増大、法人税減収など、厳しい財政状況については、何らかの改善できる対策が図れるのか、医療費無料化に取り組むことが可能となった理由と、今後の財源についてお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆様こんにちは。お答えいたします。

平成27年9月の村上議員の御質問に対しまして、今、大塚議員がおっしゃいましたように、答弁をさせていただきました。このことは、平成29年一般会計の当初予算編成において、財政調整基金、減債基金を合わせて3億円取り崩しておりまして、恒常的な財源不足は解消できていない状況にあり、依然として地方財政は厳しいという認識は引き続き持っているところでございます。御質問の1年6カ月たった今、財政状況は改善されたのかということですが、どちらかといえば改善されたというよりも、新市庁舎建設に際し、新たな展開が出てきたということが最もわかりやすい表現ではないかと存じます。

具体的には、熊本地震の影響が転じて、市庁舎建設に有利な財政措置が講じられるようになったこと、要は、単費、一般財源によります持ち出しが少なくなり、捻出された一般財源を政策的経費に充てることが可能となったということでございます。あわせて、平成29年度でクリーンプラザ施設建設に係る元利償還が終了することから、今後、まとまった一般財源の安定確保が可能となったことも、子ども医療費の完全無料化実施の要因の1つとなっているところでございます。また、クリーンプラザ大規模改修の実施時期につきましても、行政組合と具体的な協議を行い、実施年度、及び負担金の平準化などを説明し、組合側には御了承いただいたところでございます。このように、子ども医療費の中学校卒業までの無料化については、一定の財源確保は見通せたものと存じておりますが、今後、総合計画実施計画、中期財政計画に基づく計画的な財政運営の中で、さらなる財源確保に全力を挙げてまいりますと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長の答弁で、子ども医療費無料化にはある一定の財源のめどがついたというふうにお尋ねしたいと思います。児童・生徒数の減少により、子ども医療費無料化などへの財政負担は年々減少していくとは思いますが、しかし、それと同じように税収も減少していきます。人吉市の人口は、平成25年から27年の3年間、3月末で約1,000人の減少です、3万3,545名。世帯数は80世帯減で1万5,623世帯となっています。80世帯の減は、人吉市から転出された方もかなりあるのではないかと思います。一方、高齢化は65歳以上が平成25年は1万976人で、平成27年は1万1,272名です。このように、人口減少、高齢化、社会保障費の増大、法人税・市民税などの税収の減は、今後ますます市の財政運営に影響

響を及ぼすこととなります。さらに新市庁舎建設についても、人件費、資材などの高騰で、事業費も増大するものと考えます。

医療費無料化については実現に向けて進んでいくものと捉えています。医療費無料化と同様にひとえにいま一度同じように考えてほしいんですけど、教育現場でここ数年進展がないICTの充実です。市内中学校では電子黒板の充実が厳しい状況にあります。もちろん先生方も財政状況が厳しいのを理解されながらも、何とかあと1台なりませんかというふうに期待をされています。教育現場の現状と児童・生徒の学習環境整備についてもぜひ精査され、施策に取り組んでいただきたいと思います。市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地方人口ビジョンによりますと、西暦2040年、本市の人口は約2万3,600人と推計をされ、2017年と比較いたしますと約1万人の減少になると予測されております。また団塊世代が75歳以上となる2025年には、高齢化率が37.4%に達するなど、介護、後期高齢者医療の負担増などが懸念されております。よって将来人口に及ぼす自然増減、社会増減などの影響度の分析及び予測による市の政策や方向性を定めていくことも非常に重要であると認識いたしておりますし、先ほど御指摘をいただきました教育現場の現状も十分承知をしているところでございます。

今後本市を取り巻くさまざまな課題に対応するためにも、市の最上位計画である第5次総合計画、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略による市の将来を見据えた計画の推進、進行管理等に取り組んでまいりたいと存じます。また、地方財政ほどの自治体も厳しい状況にあり、先行きは不透明であります。それでもしっかりとかじ取りをしていかなければならないと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長も御存じだと思うんですけど、学校の先生方たちというのは異動があるんですよね。3年、4年とか7年とかで異動されます。今人吉市見ますと、周りの町村はすごくICTとか充実しているわけなんです。せっかく向こうで一生懸命ICT授業された先生が、人吉市に来られたときに人吉市はどうなってるんだというふうになってしまうわけなんです。1つの例を挙げますと、一中、二中ですけど1階、2階、3階ありますよね。その階に1台あっても移動できないんです。ですから、やはりそういったところをしっかりと考慮していただいて、ぜひお願いしたい。せっかく先生方も町村で学んできたICTの授業の進め方が人吉市に来るととまってしまうといったこともあり得ますので、十分検討いただきたいのとあわせて、医療費の無料化をもっと進めてほしいんですけど、そこら付近も一緒に検討していただければありがたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 午前中、子ども医療費無料化について何点かお尋ねさせていただきましたけど、考えてみますと、やはりこの医療費無料化というのは各自治体でやるんじゃないかと、きのうも笹山議員の質疑でありましたように、国・県が全面的にバックアップするのが本当じゃないかと思うんです。各自治体がこういった補助を打ち出せば、国は国庫を減額しますよと言って何か逆行してるんじゃないかと僕は受けとめるんです。例えば少子化にしても、国はこれだけの持ち手をつくって訴えてるんでしたらば、もうとっくに医療費の無料化は率先してやるべきだと思うんです。どうして各自治体が対象年齢とかそういったことで競い合わなくてはいけないのか。私は根本的に国でやるべきだというふうに思っております。そこだけしっかり訴えていただければ、一般財源から持ち出しもなくなってくるわけですから、今回2,250万持ち出しなるんですけど、そういったことをしっかり国・県に訴えて、一日も早くどこがやるかということをしかり国は見きわめてほしいと思います。待機児童の消化じゃなくて、地方は少子化対策なんです、本当の。そこら付近を私は理解しているべきじゃないかなというように思っております。よろしく願いいたします。

先ほど松岡市長も2040年問題で人口減少の時代到来ということで、人吉市の人口は2万3,600人台に突入します。人口減少は高齢化を伴うことから、労働人口の減少、消費市場の減少となり、経済規模を縮小させることになると思います。求められるのは的確な施策を展開されること、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現できる社会環境の整備が大切になってきます。男子正社員の場合の有配偶率は、20代後半で約32%、30代前半で約58%台です。これに対して、非正規雇用の場合、20代後半で約13%、30代前半で約23%と正社員の半分以下にとどまっていることがデータとして示されています。このことから、相応の収入や安定的な雇用形態、やりがいのある仕事といった質を重視し雇用の確保が大きな課題であり、早急なる対策を検討すべきと考えます。

当市においては、これまで企業誘致、商店街活性化、農業・観光で食べられるまちなどさまざまな掲げ、対策を行ってこられたと思いますが、明るい兆しが持てる成果は見えてこない状況に感じます。特に企業誘致については、陸路、空路、季節による気候の変化、企業の海外進出などを考えますと、なかなか現実的には厳しいものがあるのではないかと考えます。

そこで新たな対策の1つとして4点目の移住・定住促進化対策についてですが、このことは各部それぞれにかかわる対策であると思います。例えば少子化対策から考えた場合、なぜ少子化になっていくのか、若者の流出、市民の高齢化、勤務状況、賃金・生活の不安による

結婚しない、人吉市に転入者が少ない。若者の流出が起こる原因は、職種がない、賃金が安い、本採用が少ない、大企業がない、レジャー施設がない、一度は都市部に出たい、大学進学などなどあるかと思います。地元の高校の現状はどうなっているかといいますと、ある高校の場合ですが、平成26年度は卒業生が131人に対して県内に残っているのは32名、ある高校は14名、ある高校は12名です。県外へ出てるのが46、31、107名と、これは26年度です。27年になりますと、ある高校は県外へ出る子が51名、31名、もう一校に至っては135名と、このような数で出ております。地元中学校からも卒業と同時に管外に出ています。人吉球磨管内の26年度卒業生882名で、人吉球磨管内県立高校合格者777名、その他の進路105名。27年が卒業生907名、管内の県立高校合格が750名、その他の進路が157名です。ということは、27年度中学3年生で150名ぐらいが出てくるということです。すなわち高校まで保護者の皆さんは一生懸命お子様を育て上げられ、行政もさまざまな助成を行い子供の成長を後押しするわけですが、高校卒業と同時に都市部への就職・進学となります。今も昔も変わらないのは、都会の企業で活躍する若者を地方で育て送り出していることです。そのような中、さまざまな事情で帰郷される方、人吉市で起業したい、あるいは農業経営などを行いたいと考え、UターンあるいはIターンで人吉市に転入された方などに対するの対策を検討すべきではないかと考えます。

市長も今回所信の中で述べておられますU・I・Jターン促進のためのターゲットの明確化、交流人口をいかにふやしていくか、スピード感を持って展開していく取り組みを進めると述べておられます。そこで、今回の人吉市移住定住アイデアソンはどのような取り組みなのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、本市では地方創生推進交付金を受けまして、切れ目のない交流人口の増加施策と定住人口の増加施策を展開することで本市への人の流れを創出するとともに、本市が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重要業績評価指標の達成を図るため、人吉賑わい創出事業に取り組んでおるところでございます。本事業は3カ年の事業でございまして、初年度は重点的に働きかけるターゲットの絞り込みや、移住定住に係るビジョンの策定に向けたさまざまな調査などを進めておるところでございます。

御質問の人吉市移住定住アイデアソンは、この人吉賑わい創出事業における普及啓発事業として実施をするものでございまして、人吉市民や本市の出身者、若者の雇用に取り組んでいる事業者など、さまざまな立場にある人吉ゆかりの方々が移住定住をテーマに自由に話し合い、アイデアを出し合うプログラムのことを申しております。開催は今週の3月11日と12日の2日間、初日はインプットセミナーや市内視察を行いまして、2日目に参加者がグループに分かれて移住定住をテーマにアイデアを出し合い、最後にはグループごとにアイデアを発表するという内容で開催したいというふうに考えております。アイデアソンとは、アイデ

アとマラソンをかけ合わせた造語でございまして、ものをつくるハッカソンに対してアイデアを生み出すことを目的としたイベントでございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉市として今から取り組んでいきたいというふうには私は受けとめたんですが、正直なところ今からですかという気もしないでもないんです。やっぱりもっと早い段階からやっていくべきじゃないかと思うんです。3カ年事業でアイデアを出し合って発表すると、これを3月11、12日ですか。もちろんやっていただくのはありがたいんですけど、他市の状況をネットなんかで見ますと、それはもう実はいろんなことされているんですよ。ここで全部は時間がないので言いませんけど、たくさん出ております。もう既に取り組んでおられます。早いからいいかと言えばそうじゃないかもしれませんが、ただ率直なところ人吉市は今からかなと、ちょっと何かおくれるのかなという気もしないではありません。

そこでもうちょっと取り組んでいく中で、1つ発想を変えた別の取り組みとして、この人吉市の自然環境が豊かで人情味も厚い生活の拠点としてすばらしいこの人吉市を、企業を待つんじゃなくて居住地としての対策を積極的に進めていくといった政策というのは考えられないか、お尋ねしてみたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員から今御指摘がありましたように、本当に事業が今からかというようなこととお思いになると思いますが、なかなかやはりここは本市が弱い部門でございまして、以前から地域づくり、まちづくり、そしてこの移住定住に関する事業が少しおくれたというのとは私も認めるところでございまして、やはりそれではいけません。人口増対策にはしっかり取り組む必要があると思いますので、覚悟を持ってやっていかなければならないと存じておるところでございまして。

御質問にお答えします。Uターン・Iターンのいずれにおきましても、人吉で暮らしたいという人をふやすために、居住地としての魅力を積極的にアピールすることは、移住定住施策のそれはもう間違いなく基本でもございまして。まちの魅力を知ってもらうため、多くの先進自治体では生活体験のための短期間お試し住居を用意したり、移住定住ツアーを開催するなど、移住希望者の方々に実際足を運んでいただいて生活体験をしていただく施策に取り組んでおられるようでございまして。豊かな自然に囲まれ、日本遺産にも認定された歴史と文化に恵まれた人吉球磨地域は、観光のみならず居住地として魅力あふれる地域であることを発信していくことが重要でありまして、本市におきましても今後移住定住施策を推進していく中で、そうした魅力あふれる居住地、人吉市での暮らしを実際に体験していただけるような施策も検討してまいりたいと存じます。人吉球磨は非常に住みやすいということで、かなり

評価も高いところがございますので、後はその魅力をいかに発信できるのか、前市長のときに雇用の場をつくって人吉に住んでいただくということも大切だけでも、逆に人吉に住んでいただいて外で仕事、要するに夜間人口をふやすというようなことでも人口増にはつながるというようなことも議論してまいったところもございますので、それも今の御提言受けとめまして、移住定住施策を積極的にやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今答弁いただきましたように積極的に取り組んでいただきたいと思います。特に東日本大震災があったということがありまして、東日本において非常に積極的に移住定住に取り組んでおられます。ここで参考例として広島県の三次市とか、あるいは福井県内の市町村、浜田市とか大槌町とか近くでは霧島市などが積極的に取り組んでおられます。幾つかその中で例を挙げてみたいと思います。人吉市の今後のためです。参考にさせていただけるとありがたく思います。

まず結婚されたときにお祝いとして2万円。出産祝いとして第1子には1万円、第2子には3万円、第3子以降には5万円の、うちの場合ですときじ馬スタンプを出すのはどうだろうかという考えです。もう一点は市内中学校より地元高校に進学した場合は、お祝い金支給とくま川鉄道定期券購入助成を行う必要があるのではないかというふうに考えました。これは今やってるのかわかりませんが、多良木町が多良木高校入学のとき5万円というのがあったというように聞いております。保護者の方に聞きましたらいろいろあったらしいんですけど、しかし保護者にとっては非常にありがたかったという声を聞いたところです。

またUターン・Iターンされる方への対策が十分でないため、帰郷された方の後の生活の補助、同居の場合、住宅改装・改築に対しての費用を助成する。空き家バンクを設立し、登録された空き家を購入した場合、あるいはリフォームした場合の費用を助成する。Uターン・Iターン者が企業を起こす場合には、減免措置、家賃の補助、初期投資に対して費用を助成する。Uターン・Iターン者が新築、あるいは購入または改修する場合、費用の一部を助成する。ここがちょっと僕がいいなと思ったのは、Uターン・Iターン者が人吉市を居住地とされ、近隣市町村に仕事での通勤者に対して、家賃補助、通勤手当を補助する。農業・林業を希望された方への取り組みとして、新規就農制度の活用と研修奨励金、家賃補助を行う。農林業に関して大学などへのインターンシップの案内を行い、受け入れ先には一律5,000円を補助するなど、あくまでこれは他市の取り組みを参考に一応掲げてみました。人吉の活性化、将来の人口ビジョン、交流人口増などの対策の1つとしての提案なんですが、こういった提案についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今たくさんいろいろ大塚議員のほうから御提案していただきました。さまざまに本当に今

後考えていかなければならないなというふう思ったところでお答えをさせていただくんですけど、基本的に本市のほうはまだ今からということでございますので、そういう状況でお聞きしていただければと思います。

移住定住施策の推進に当たりまして、多くの自治体がさまざまな方法で補助金などによる転入者を対象にした支援を行っておられます。具体的なものでいきますと、天草市は空き家を購入または賃借した転入者に対し、補助対象経費2分の1、上限100万円の空き家活用補助金、さらに補助対象経費の2分の1、上限20万円の定住促進奨励金などの制度をつくって実施されているというような状況でございます。本市のほうにはまだそういう補助制度はございませんので、やはりしっかり今後検討協議をしていかなければならないし、本気で取り組むならば積極的にやっぱり制度もつくっていく必要があるというふうに考えております。

ただこれら補助制度というのは、先進地の成功事例が必ずしも本市においてうまくいくとは限りませんので、地域性、まちの課題に合ったものがございまして、市民の皆様方に、そして移住定住される方々に納得していただけるような支援制度でなければならないと考えております。賑わい創出事業における調査結果などを踏まえて、さきに申し上げましたけども本市にふさわしい補助制度を検討・整備してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 最初言いましたように人吉市は今からですから、やはりそういった先進地で取り組んでいるところをモデルとしていいものを吸収していただき、できるだけ職員の皆さんの研修を踏んで、人吉市らしいものを出していただきたいと思います。

私先ほど高校のことを述べました。お祝い金とか通学定期とか、これも実際よそはやってらっしゃるんですけど、人吉市も十分にそれは検討いただけるんじゃないかと思うんです。何でかという、人吉市の高校は全国にも通用する高校なんです。人吉高校ありますけど十分通用できます。将来その高校の存続問題などが起こり得ないとは限りませんので、しっかりと高校を地元に残していくためにもそういった対策を考えていってもらいたいし、なおかつその子供たちに対して地元高校はしっかりと学力・体力の充実に努めていただきたいという思いがありますので、ぜひ高校に対する助成というのは考えていただきたいと思います。

人吉とほぼ同じ人口の高知県の香南市が取り組まれています、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で、将来展望に必要な調査分析としてアンケートを実施されています。高校、専門学校、大学などの卒業後の地元就職率の動向や進路希望調査、ぜひこの人吉球磨でも地元高校に協力いただき調査分析を行ってみてほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本年度実施中の人吉賑わい創出事業における調査の一環としまして、人吉球磨郡市内の全県立高等学校と九州技術教育専門学校に御協力いただきまして、各校における卒業生の進路

状況並びに進路指導を担当しておられる先生方へのヒアリングを行っております。この調査によりますと、およそ9割もの生徒さんが学校卒業を機に進学や就職などによって人吉球磨から離れていく一方、多くの生徒さんができれば地元での就職を希望し、あるいは大学卒業後には地元に戻ってきたいという希望を持っておられるということがわかったところでございます。

しかしながら、国勢調査によるデータをもとにした人吉市人口ビジョンでは、性別、年齢、階級別の人口移動の状況を見ますと、高校卒業を挟む男性の15歳から19歳の年齢階級で、397人の転出の超過に対し、大学卒業を挟む20歳から24歳までで122人の転入超過となっており、これでいきますと30%程度しか戻ってこれられないというような結果でございます。女性におきましても、360人の転出超過に対して54人の転入超過であり、15%しか戻ってこれられないという状況下にあるようです。さらにこれを年齢を下げまして、15歳から19歳までの中学校卒業を挟む年代別では、男性が243人の転出超過、女性が278人の転出超過と、中学校卒業後に人吉球磨地域以外の高校に進学される生徒さんも多数おられるというような結果が出ております。これらのことを考慮いたしますと、一旦地域を離れた本市の出身者が戻ってこられるような、あるいは戻ってきたくなるようなふるさとづくりのための施策はやはり必要であるというようなことが考えられます。高校生のことを先ほど支援の話をされましたが、そこは市長のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

未来を担う子供たちの可能性は限りないものがあるというふうに存じます。また子育て中の年代における移住の条件には、当然子育て環境のすばらしさということも含まれると認識しております。本市でも転入者のみならず子育てに関する支援をさまざまに行っていることは御存じのとおりでございます。その中で平成29年度予算の中にも御提案しております青雲の志事業に過去に参加いただき、ことし人吉高校を卒業する溝口然君が「NPO法人を立ち上げ」、地元のために貢献していきたいとの新聞報道がなされております。我々の若いころには考えられないようなすばらしい発想に改めて驚かされたとともに、頼もしく思ったところでは、子供たちへの教育の充実、子育て支援または地元高校の存続ということに関しましては、転入者のみならず本市にとりましても大変重要なことだと認識をしておりますので、小中学校とのかかわりは当然のことながら、今後は高等学校とのかかわりをさらに深めながら、大塚議員の御提案もどういう形で具現化できるか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。ぜひ高校の実情、中学校を含めそうですけどしっかりと把握していただいて、少しでも子供たちが地元に残るように努力していただきたい

と思います。私先ほどUターン、Iターン、Jターンと申しましたが、実際お尋ねしますとIターンというのはなかなか厳しいらしいんです。全く知らないところへぽっと来る方は少ないらしいです。やはりUターン、といえどもUターンされる方が1年間に何十人もいらっしゃるかといったらないんです、そんなたくさんは。もう本当に帰ってくる人というのはわずからしいです。だからこそ、すごく内容の濃い施策をやっていただけたら必然的に人はふえるのかなというものがありますので、ぜひよろしく願いいたします。ぜひ他市町村の施策を参考にされ、人吉市独自の取り組みと他市町村に見劣りしない魅力ある施策を検討いただきたいと思います。

なぜ定住や交流を促進するのか、それは近年都市部において田舎暮らしのニーズが高まっていることもあるかと思えます。例えば生まれ育った故郷に帰って仕事がしたい、自然豊かな環境の中で農業を経営したい、都会と違って静かな田舎で生活がしたい、老後の生活を自然豊かな環境の中で伸び伸びと過ごしたいなど、人さまざまだと思います。高齢者・若年層の方も地方に対して関心があり、田舎といえども人を引きつける魅力はあるのではないかと思います。このようなUターン、Iターンを含んでの定住交流希望者を受け入れる体制を早急に整えて、人吉市を都市部を含むさまざまな地域に売り出していただくことを切にお願いしまして、一般質問を終わります。

また、ことし退職されます職員の皆様、大変長い間の御勤務お疲れさまでした。これからの第二の人生しっかり楽しんでいただきたいと思います。お疲れさまでした。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。5番議員の宮崎です。

昨年を振り返ってみますと、昨年は1月24日の大雪に始まり、また4月は14日、16日と2回の熊本大地震に見舞われました。また6月から7月にかけては長い梅雨に入り、また梅雨が明けたかと思うと今度は猛暑という異常気象に見舞われた1年だったというふうに思います。また昨年暮れの12月22日には、新潟県の糸魚川市において火災が発生し、強い南風により147件にも及ぶ被害が出ました。これも自然災害の1つではないでしょうか。自然の厳しさを見せつけられた1年ではなかったかというふうに思います。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っています。

またそうした中で、昨年12月に行われましたWBC女子世界ミニフライ級において、人吉市出身であります黒木さんの娘さん、黒木優子さんが5度目の防衛をされました。黒木さんはひとよし春風マラソンにもよく参加されております。

それでは通告に従いまして、今回は3項目通告しておりますので、まず1項目として環境関係より生ごみの減量について、2項目としまして防災行政情報よりデータ放送を利用した住民情報サービスの活用、3項目に市民の声より肥薩線を未来へつなぐ協議会と世界遺産認

定登録の今後について一般質問をさせていただきます。

まず1回目の質問ですが、4年前にも質問をしておりますので、その後の経過について質問します。生ごみの処理容器と生ごみ処理機の事業実績について、23年度以降については前回聞いておりますので、24年度以降の実績はどのようになっているのか、また年度ごとに助成実績と事業を開始されてからの実績についてはどうなっているのかをお尋ねします。

1回目を終わります。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

生ごみ処理容器と処理機の設置に対する補助でございますが、平成4年に生ごみ処理容器を対象といたしました人吉市生ごみ処理容器設置事業補助金交付要項を制定いたしまして、スタートしたところでございます。それから平成9年に人吉市生ごみ処理容器・処理機設置事業補助金交付要項に改正をいたしまして、生ごみ処理機設置への補助を追加したところでございます。

実績でございますが、平成24年度が処理容器17基、処理機28基、補助金額78万3,100円、平成25年度が処理容器8基、処理機22基、補助金額66万4,400円、平成26年度が処理容器14基、処理機16基、補助金額46万3,400円、平成27年度が処理容器12基、処理機10基、補助金額31万4,100円でございます。平成24年度から27年度までの4年間で、生ごみ処理容器51基、補助金額で11万5,300円、生ごみ処理機76基、補助金額で210万9,700円、合計で222万5,000円を補助したところでございます。通算でございますが、平成27年度までに生ごみ処理容器1,339基、補助金額330万7,815円、生ごみ処理機544基、補助金額817万6,700円となりまして、現在までの補助金額合計は1,148万4,515円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 平成4年からということで、生ごみ処理機については24年間で1,339基の約330万と生ごみ処理機については9年度からということでありまして、19年で544基の817万というふうになっているようでありますが、では24年度からの生ごみの減量についての効果はどのようになっているのかお尋ねしたいというように思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

生ごみの排出状況についてお尋ねでございますが、生ごみは可燃ごみに含まれておりますので、可燃ごみの排出量の過去4年間の実績でお答えさせていただきます。

平成24年度は6,398トンで、前年度比0.3%の増、平成25年度は6,424トンで、前年度比0.4%の増、平成26年度は6,237トンで、前年度比2.9%の減、平成27年度は6,096トンで、前年度比2.3%の減となっております。ごみの総排出量につきましては減少傾向にあるものの、生ごみ処理容器・処理機への補助実績が減少している状況でございますので、今後生ごみ処理容器・処理機の補助制度やごみ出し時の分別、生ごみの水切りの徹底の啓発強化など、衛

生員の皆様と連携を図りながらごみの減量化に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 処理容器も24年もたちますと、やはり風雨にさらされておりますので、老朽化等により使えないものもかなり出てきているのではないのでしょうかというふうに察します。そうした中、減量化についてキエーロといったものを実証実験されたと聞いておりますが、それはどういうもので、それについてのメリット・デメリットはどのようなものがあつたのかお尋ねしたいというふうに思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

キエーロと称する生ごみ処理機材につきましては、一般財団法人自治総合センターの環境保全促進助成事業として平成26年度に実施の人吉市ごみ減量（見える化）事業の導入施策の1つとして実証試験を行ったところでございます。その中でモデル町内等のリーダーにより、生ごみ処理機材45基を使い、ごみ計量や生ごみの自家処理の実践と測定を行いました。現在でもその多くが使用されております。

メリットといたしましては、生ごみの処理に太陽の光と土壌の微生物等を使い、においや虫の発生も少なく、既製品よりも大変有利であるという成果が報告されております。デメリットといたしまして、設置場所やその取り扱いの煩雑さなどにより、失敗事例も報告されているところでございます。なお、このキエーロは平成27年度から生ごみ処理容器としての位置づけで購入費の補助対象としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ごみの減量のため、さまざまいろいろな取り組みでチャレンジされているようでありますので、今後生ごみの減量化については努力されますようお願いしておきたいというふうに思います。

また現在補助されています生ごみ処理容器や処理機も、先ほども言いましたように長年使用しますと老朽化や故障等により使用できなくなってくるものもあるというふうに思いますので、設置事業補助金交付要項の見直しや処理容器見直しを行ってもらい、処理容器・処理機の追跡調査などをする必要もあると思いますので、今後の検討課題としてよろしくお願いしておきたいというふうに思います。

近年高齢化が進む中で、生ごみを出すのも大変になってきていると思います。そうした中で、4年前もですけども生ごみを処理する処理機でディスパーというものがありますが、そのディスパーというのはどういう仕組みになっているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○水道局長（中村則明君） 皆さんこんにちは。お答えいたします。

ディスポーザーの仕組みについてという御質問でございますが、ディスポーザーは台所の流し台のシンクにある排水口のすぐ下に設置され、野菜くずや生ごみを水とともに細かく粉碎し、排水管に流し出すごみ処理機及び生ごみ処理システムのことでございます。ディスポーザーの構造でございますが、円筒内壁に固定された固定刃とモーターで起動する回転円盤で構成され、円盤状のカッター及び固定刃による衝撃剪断により生ごみを粉碎する構造となっております。ディスポーザーは野菜、魚、果物などの生ごみ等の処理は可能ですが、金属類、陶器、大きな骨、貝殻、カニの甲羅などのかたいもののほか、ゴム類、ラップ、ビニール、紙類、タケノコの皮のようにやわらかく引きちぎりが難しいものは処理できないようでございます。

またディスポーザーの種類を大別しますと、単体ディスポーザーとディスポーザー排水処理システムの2つがあります。単体ディスポーザーは、細かく砕かれた生ごみを排水と一緒に直接下水道や浄化槽に流す装置で、主に一戸建て住宅に用いられているようでございます。一方、ディスポーザー排水処理システムは、単体ディスポーザーで細かく砕いた生ごみを排水処理槽または乾燥装置で処理を行い下水道へ流す装置で、主に集合住宅等に用いられているようでございます。なお、排水装置や乾燥装置で処理することにより汚泥や固形物が発生するため、適切な処理をしなければならないようでございます。公益社団法人日本下水道協会では、このディスポーザー排水処理システムにつきまして、一定の性能基準をクリアできるものは排水設備として公共下水道へ流入する汚濁負荷が増大しないとして、認証をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ディスポーザーとは家庭のキッチンに取りつけて生ごみを簡単に処理できるものということですね。種類については大きく直接投入型と排水システムの2種類があるということですが、ではほかの自治体等においてディスポーザーの実証実験とかされているところがありましたら、その取り組み状況についてお尋ねしておきたいと思えます。また導入につきまして、どのくらいの自治体があるのかもあわせてお尋ねしたいというふうに思えます。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

単体ディスポーザーに関する実証実験ということでお答えいたします。現段階で実証実験を行った全ての自治体の状況を把握してはおりませんが、群馬県伊勢崎市、富山県魚津市の農村集落排水、北海道の歌登町、これは現在の枝幸町というそうですけれども、特にこの歌登町は国土交通省と北海道と共同で4年にわたる社会実験を行っております。その実験の総括を簡単に御紹介いたしますと、心配されました下水道施設への影響は堆積物発生率や堆積箇所の増加が確認されたものの、軽微なものであったようでございます。また使

用時のトラブルとしては、設置住宅での排水管の詰まりが多かったようです。歌登町では単体ディスポーザーが100%普及した場合、下水道への負荷増加に伴う下水道事業の費用増加が可燃ごみの削減に伴う清掃事業の費用削減を下回る。この歌登町というのは宗谷岬の近くでございまして豪雪地帯であるというところで、豪雪地帯過疎地域は可燃ごみ処理に経費がかかるような状況でございまして、清掃事業の費用削減を下回るというまち全体の行政コスト削減という総合評価を行ったようでございます。

また、単体ディスポーザーを導入しております自治体数でございしますが、大変申しわけありませんが、限られた時間の中で正確な数を確認できておりませんが、平成28年9月16日に開催されております北海道帯広市の会議資料によりますと、全国で21市町村が単体ディスポーザーを導入しているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ほかの自治体で実証実験は行われており、その際に若干のトラブルはあったものの、歌登町では国土交通省との4年間の実証実験を行い、そのまち全体の行政に対するコストの削減の総合的な評価を受けたということではありますが、それでまず人吉市としてディスポーザーを将来に向けて導入することを検討すべきではないかというふうに考えております。そうすることによって高齢者の負担も減ってくると思いますので、その点についてもお尋ねしておきたいというふうに思います。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

歌登町におきましては、下水道施設への負荷は軽微なものであったということで先ほどお話をしましたが、一般的に単体ディスポーザーを設置しますと、公共下水道の管渠、終末処理場、あるいは浄化槽に大きな影響があると思われますので、何点か述べさせていただきます。

まず家庭用排水設備では、宅内配管、ます等に堆積物の付着が考えられます。また排水槽の悪臭の可能性がございまして、次に下水道管渠では、小さな河川などの下に下水道の管を通す場合がございます、そういうのを伏せ越しと呼んでおりますけれども、伏せ越し、あるいはマンホールポンプや管渠の閉塞の原因となります。また排水の滞留及び堆積物の増加により、硫化水素等のガスが発生し、そのことに伴う悪臭と管渠が腐食し、漏水や道路陥没などが考えられます。次にディスポーザー排水に対応していない本市の終末処理場では、流入固形物負荷量の増加に伴い、汚水処理能力が低下しますので、処理施設の増設等も必要になってまいります。また汚泥発生量がふえ、汚泥脱水機の運転時間、薬剤及び汚泥処分料の増加につながり、電気料、汚泥処分費や修繕費用が増大すると思われます。またディスポーザー対応型浄化槽を除き、一般的に普及している浄化槽では、ディスポーザーで処理した排水を流すことは処理機能及び能力に支障を与え、処理されない排水が放流されることが想定され

ます。このようなことから、現在市としましては日本下水道協会の認証を受けた処理機能のあるディスポーザー排水処理システム及びディスポーザー対応型浄化槽をお願いしておりますが、先ほどお答えいたしましたとおり、全国で21市町村が生ごみ処理の経済性や地域性もあわせて検討され、単体ディスポーザーを導入されておられますので、その正確な数や導入に至った経緯も含めて、まずは研究をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中、4年前もなんですけれども幾つかの問題点について出されているようで、なかなか難しいとのことでもありますけれども、やはり今から言われましたように団塊の世代なんかで高齢化がますます進んでいく中において、この生ごみ出しも厳しくなってくるものだというふうに思います。また生活様式の変化によりごみの増加、特に生ごみについては約80%が水分というふうに言われております。また、ごみ置き場においても野良猫とかカラスなどからの被害対策にもつながるものだというふうに考えておりますが、市長としてこの取り組みについてどのように考えられるかお尋ねしておきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ディスポーザーの導入についてどう考えるかとの御質問でございますが、宮崎議員のおっしゃいますとおり、生ごみの減量についてディスポーザーは利便性の面では非常に有効な手段の1つであろうと考えております。しかし、一方では水道局長が答弁させていただきましたとおり、公共下水道施設への負荷が増大し、維持管理費がかさむことも考えられ、またもう一方では利便性を求める余り、ごみの分別に対する意識が低下し、ごみ処理そのものに対するモラルが失われることも考えられます。いずれにいたしましても、ディスポーザーの導入により人吉市公共下水道への影響をシミュレーションして、総合的に判断すべきであろうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） どちらのほうもやはり厳しい、困難であるということで、やはりそういうことの答弁であるというように思うんですけれども、そういうことばかりではなかなか前には進んではいけないというふうに考えます。これも1年、2年でできるものではないというふうに思います。やはり長いスパンでの取り組みになってくるのではないかとこのようにも考えます。先ほども述べましたように、やはり高齢化がかなり進んでおりますので、先ほども本市でも研究していきたいということでもありますので、取り組みをされている自治体に職員を派遣してもらい、そこで研修をしてもらって、人吉にどうしたら合うのか、またはどういう問題点があるのかというのも一生懸命勉強してもらい、一步でも前に進むことを要望

して、環境問題についての質問はこれで終わっておきたいと思います。

次に防災行政情報についてデータポンの活用についてお伺いいたします。1回目の質問であります。人吉では29年、来年度テレビを活用した住民情報サービスを検討されていると聞いておりますがどういったものなのか、また名称の由来と使用方法についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今聞きなれないお言葉データポンとは、自治体から発表されました情報をテレビのデータ放送を利用し、いち早くお持ちのテレビ、パソコン、スマートフォンで閲覧できる新しい防災情報住民サービスでございます。データポンは、テレビのデータ放送を使って近隣の市区町村から発表されました情報で減災を目指す、それを英語で6文字あるんですけどちょっとそれ御紹介しませんけど、その頭文字をとってD、T、A、P、O、Nをつなぎ合わせデータポンという名称になっているようでございます。また放送局の担当者のほうにお尋ねしましたところ、もともとは防災情報サービスを主とした内容で作成されておりまして、後に行政情報の掲載へも広がっていったというふうに伺っております。名称についてもデータ放送でポンとすぐにわかると。それでデータポンといったこと。それと熊本の名産、デコポンの文字をもじって耳に残る名称にしようといった民間放送ならではの柔軟な発想でデータポンと親しみを込めて名づけられたというふうに伺っております。

利用方法といたしましてはちょっとイメージをしながら、物がないものですからなかなか私が説明してもイメージしにくいというふうに考えますが、テレビのリモコンを持っているということでイメージしていただけたらと思います。利用方法といたしましては、テレビの電源をまず入れていただき、3チャンネルに変えていただいたところで、リモコンのDボタンを押します。そうしますと画面の右側にデータポンのアイコンが表示され、そのアイコンに合わせて決定ボタンを押していただきますと、防災行政情報を確認することができるということです。人吉市にお住まいの皆様は、基本的には人吉市の地域が選択されておりますので、先ほど申し上げました操作を行っていただくことで、人吉市の情報を得ることができます。現在ごらんいただくと休止中という表示になっているところでございますけども、これは29年度から加入を予定しておりますので、まだ休止と。他の自治体をごらんいただくと、人吉市のデータポンがどのように表示されるのかのイメージを持っていただけるのではないかと存じます。他の自治体をごらんいただく方法としましては、人吉市の休止中と表示されている画面の状態、リモコンの青色ボタンを押していただくと他の自治体の情報を得ることができるというふうになっております。

今、防災安全課のほうに災害用のテレビがありますけど、それではもう人吉市の情報が既に入っておりますので、見ていただけるような状況でございます。御自宅ではまだ休止というふうになっておりますので見れないような状況です。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） その「デコポン」とは今言われたように自治体から発表された情報をテレビのデータ放送を利用して情報を得ると。またそれについてはパソコンとかスマートフォンでも閲覧できる新しい防災情報住民サービスであるということであります。テレビのデータを使って発表された情報により減災も目指すものを英語の頭文字を合わせて使ったものということで先ほど言われました。

ではデタポンは現在において住民情報サービスを利用して実施されているのは県下でどのぐらいの自治体で利用されているのか。またその自治体が利用されているのであれば、どのような防災行政情報が利用されているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在放送局とデタポンの利用契約を結ばれている自治体は八代市、山鹿市、菊池市、宇土市、山都町、あさぎり町の6つの自治体でございます。次にどんな情報を掲載しているかという御質問でございますが、全ての自治体が議員も申されました防災情報、お知らせ情報、イベント情報を掲載されているようでございます。また電話帳情報が5つの自治体、学校関係の情報が4つの自治体ということで、情報が掲載されていると。その他といたしましては、各自治体でさまざまな状況でございますけれども、例えば防災行政無線の情報、お悔やみ情報、募集・相談の情報、暮らし速報、病院の情報、情報公開、そういうものがあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 現在のところ県内6市町村で放送局と利用契約を結ばれているところであります。人吉市においてまだテレビではきちんと見れないけど、防災安全課に行けば一定の分が見れるということであったというふうに先ほど言われました。ですので自治体によりいろいろな情報についてはさまざまということでありますが、ではそのデタポンを開始するための費用については大体どのぐらいの費用がかかるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

デタポンを利用する費用といたしましては、年間約90万円ということでございます。この費用には熊本県の補助がございまして、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金なるものを今使って本市のほうもさまざまな事業をやっておりますけれども、その補助金を活用することができるといことになっております。この補助金は、補助率が3分の2でございますので、市の持ち出しといたしましては残りの3分の1、約30万円となっております。また費用単価の面でございますが、本市は1万5,675世帯あるという状況ですので、

これは2月末現在の数字でございますが、データポンの費用を総世帯数で割りますと、1世帯当たり年間約60円ということになります。さらに補助を加えますと、1世帯当たり約20円で、1台当たりとなりますと、最近是一家に数台のテレビがあるところもございまして、さまざまな施設にテレビが置いてあります。そういうことも考えますと、1台当たりの費用単価は先ほど説明いたしました額よりもっと少ない額になると考えられるところでございます。決して負担をお願いするというわけではございません。市のほうで加入をさせていただきますので、情報は各御家庭で見ることができるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 年間について約90万円の費用が必要だけでも、県からの補助事業があるので、年間約30万円程度の費用で済むということでもかなり安く済むし、費用単価についてもかなり少ない額で行えるということでもあります、そのデータポンについて今導入されているところなんかも含めた形で、メリットまたはデメリットについてどのようなものがあるのかをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

使用したときのメリットという御質問でございますけど、これまで市民の皆様から防災行政無線で放送しました際に、これはさきの議会でもさまざまに御質問いただきましたけども、家の中にいる場合や車の走行音が大きくて放送内容が聞こえてこない、聞こえない、山や建物に音声が反響し、何と言っているのかわからないといったお問合せが多数っております。市としましては、防災行政無線、子局のラップ型スピーカーの音量調節とか、さまざまな対応をしておるところでございますけども、この選択肢以外に新たにデータポンで御確認をさせていただくというような状況で、最大のメリットは選択肢がふえるということでございます。

ラップ型スピーカーのお話を先ほどさせていただきましたが、現状では全ての方が満足を得る解決法が難しいというふうに防災安全課のほうでは検証をいたしております。また聞こえづらい対策の1つとして、電話応答サービスは2回線しかございませんので、皆さんが防災行政の放送直後に一斉に電話をかけられた場合にはつながりにくく、情報がすぐに把握できないというような事例が発生しております、これを考えますとデータポンには回線制限はございませんので、操作方法を覚えていただければすぐに情報をとることができるということでございます。山間部や災害時の孤立のおそれがある地域へは個別受信機等を設置しておりますけども、この本体価格とか設置費用を含めて、この個別受信機は安い費用ではなくてかなり高額であるというような状況でもございます。そういう状況の中で、費用単価の面からしてもこれはさまざまな媒体がある中で、このデータポンの放送は非常に有利であるということもメリットの1つとして申し上げておきたいと思っております。防災無線とかさまざまな広報ひとよしとかいろいろな手段を通してやっておりますけども、今一番私たちも個別に防災

安全課が情報を持つてるのが、やはりテレビが一番情報をとりやすいという話を伺っておりますので、そういう状況からしてもデータポンの効果というのは非常にあるのではないかとこのように考えております。

データポンには更新通知が届きますスマートフォンアプリがございますので、あらかじめ通知を届けてほしい自治体を登録しておきますと、自治体が更新情報を発信した場合に、お手持ちのスマートフォンへ更新通知が届く機能が備えられているというような状況でございます。この機能を活用していただくことで、これはスマートフォンをお持ちの方であれば更新されたことがわかりますので、どのような情報が更新されたのかを確認できるような状況です。

デメリットは、電話を入れて導入している自治体に確認をしましたが、現時点ではデメリットはそんなにありませんと、大きな問題はないというような回答をいただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、お答えとさせていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 確かに防災無線が非常に聞こえにくい難聴の地域とかに、対策としてスピーカーの音量や向きの調整、個別受信機の設置、電話応答など、さまざまに防災安全課のほうでも対応されているというふうに思います。そのまた1つの選択肢としてこのデータポンがふえるのではないかとこのことでもありますので、かなりいい分でありまして、また費用につきましても1件当たりの単価が安く、またスマートフォンのアプリなどでも利用できるということでもありますので、大変いいことだというふうに私も思います。

それでは本市としてはどのような情報項目を検討されているのか、また項目的にはどのくらいを予定されているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

データポンの項目は最大6項目という制限がございます。本市の項目といたしましては、他の自治体の項目状況を参考にさせていただき、現段階では5項目、防災情報、防災無線、お知らせ、イベント、学校関係の5つの項目で開始したいというふうに存じます。他の自治体の状況ですけど、八代市は4項目、そのほかの自治体は6項目でございます。見た目4項目ではちょっと少ないかなということで、4と6の間で非常に曖昧な決め方なんですけども5項目とし、新たな項目が必要になった場合に備えて1枠をあけておくというような状況で、現在計画しておるところでございます。

今後の利用方法でございますが、天候に左右されるイベント開催状況のお知らせ、例えば小中学校の運動会とか持久走大会とか花火大会の開催、それと市民の方が気になる情報をお知らせするものが1つ、これはまだ決めておりません。そして行政側から市民の皆様へ注意

喚起を行う情報。例えばPM2.5が環境基準を超える場合とか、冬時期に外気温がマイナスとなって水道管の破裂とか破損に注意していただきたいという情報があるわけでございます。そのほかにできれば乳幼児健診への呼びかけ、そういうものもできれば情報を載せたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で大体5項目程度を考えると。防災とか学校イベント等を想定されているということではありますが、ではその開始時期、かなりいいものだったらできたら早い時期に開始をしてもらいたいということで、運用の開始時期についてはいつごろを考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

運用開始は29年度のできるだけ早い時期に開始したいと存じております。より多くの市民の皆様へサービスを周知してまいりたい。災害の時期に、年度が変わればすぐそういう時期に入りますので、予算のほうも本議会のほうに御提案申し上げておりますので、ぜひ御議論していただければと思います。

先ほど私が拙い説明をさせていただきました操作方法についても、お時間があればパンフレット等でしっかり説明をさせていただく機会を与えていただければと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 私もこれについてはお願いしたいと思います。個人的に費用が発生するわけでもありませんし、また情報が届きにくい大変失礼な言葉になると思うんですけども難聴地区というところにも情報が必ず届くというふうなことであろうと思いますし、やはりそれを見ると情報がわかりますので、できましたら梅雨前の早い時期に運用の開始をお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 済みません、訂正をお願いします。先ほど「デタポン」のことを「デコポン」といったそうでありますので、その点については訂正方よろしく願いしておきます。

では次の質問に入ります。肥薩線を未来へつなぐ協議会と世界遺産認定登録の今後について

てについてお尋ねします。肥薩線を未来へつなぐ協議会と肥薩線利用促進存続期成会が発足した経過と、またその活動内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず肥薩線を未来へつなぐ協議会は、肥薩線の歴史的及び文化的な価値を検証し保存活用を図ることにより、未来への継承と地域振興に資することを目的といたしまして、平成23年8月に設立されております。人吉球磨10の市町村と八代市、芦北町、宮崎県えびの市、鹿児島県湧水町の14自治体で構成されまして、会長は発足以来人吉市長が務めており、事務局も本市のほうにございます。自治振興課が現在事務局を行っております。

これまでの主な活動実績でございますが、肥薩線の世界遺産登録推進事業とD51形蒸気機関車復活運行の2つが主な事業でございます。まず世界遺産関係では、資料収集や学術研究を初め、世界遺産の専門家を招いた講演会、それから木造駅舎の現地見学会などを実施いたしております。またD51につきましては、復活運行に向けた署名活動を行っておりまして、全国の皆様から8,417筆の御署名をいただき、1月末にJR九州様のほうへ提出をしたところでございます。そのほかにも肥薩線のホームページや沿線マップを作成いたしております。

次に肥薩線利用促進存続期成会は、肥薩線の存続に向けた活動を推進することにより、地域の総合的発展を期することを目的とし、昭和56年7月に設立されております。肥薩線を未来へつなぐ協議会の14市町村に加え、鹿児島県の霧島市と伊佐市を加えた16の自治体で構成されておりまして、会長は発足以来人吉市長が務めておりまして、事務局も本市にございます。

これまでの主な活動でございますが、利用促進に向けた事業といたしましては、肥薩線を未来へつなぐ協議会と連携したホームページやマップの作成、駅を活用した沿線地域における助成事業を実施、また肥薩線の環境改善や利便性向上に向けた活動としまして、JR九州のほうに要望活動を行っておるところでございます。

以上、御質問にお答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護員。

○5番（宮崎 保君） 全員協議会が2月16日に開かれたわけなんですけど、その前の2月14日の新聞報道に世界遺産登録断念へなどといった記事が載ってましたので、これについて聞いてみました。肥薩線を未来へつなぐ協議会と肥薩線利用促進存続期成会の発展的な解散に至った経緯はどのようなことだったのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

肥薩線を未来へつなぐ協議会につきましては、設立時から事業費負担の問題、それから会員自治体の世界遺産に対する温度差の違いがございまして、14の自治体が共同で事業を進めることが非常に困難になってきているという状況が背景にございました。また主要事業であ

ります世界遺産登録とD51の復活につきましては、施設等の所有者でありますJR九州の同意が得られないということもありまして、事業の推進は大変厳しい状況下にあるということでもございました。あわせまして、設立から肥薩線を未来へつなぐ協議会は5年を経過しておりますので、事業の振り返りの観点から一旦立ちどまり、存続を含め会のあり方について再考する必要があるのではと、加入自治体のほうからも意見がありましたことも今回の見直しのきっかけになったところでもございます。そこで平成28年の総会におきまして、肥薩線を未来へつなぐ協議会を解散し、肥薩線利用促進存続期成会の部会に組み入れることを提案いたしました。しかし、会員の全会一致には至りません。解散の議案は取り下げ、今後の進め方につきましては、会長預かり、人吉市長預かりとさせていただいたところでもございます。

一方、期成会のほうでもございますが、設立の契機となりましたのが昭和62年に行われました国鉄の分割民営化でございます。当時は廃止路線とか第三セクターへの転換に対する危機感が非常に大きく、当時の沿線26の自治体が力を結集しまして、国や当時の国鉄に地元の声を届けるために利用促進存続期成会のほうが設立されたと同っております。設立から30年以上が経過いたしました。肥薩線はJR九州の路線の中でも観光列車が最も多く走る路線に生まれ変わるなど、設立当時とは肥薩線を取り巻く状況は大きく変わってきているところでもございます。このようなことから、目的や事業を現在の状況と整合させる必要がありまして、肥薩線を未来へつなぐ協議会と肥薩線利用促進存続期成会を発展的に解散し、新たな組織の立ち上げを行いたいということで、現在さまざまに調整を行っているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 肥薩線を未来へつなぐ協議会は5年、肥薩線利用促進存続期成会についてはもう30年以上がたっているということで、一度立ちどまって考えてみるということでも言われたというふうに伺ってますし、やはり現在を取り巻く状況がかなり変化をしてきているということで目的や事業を現在の状況に合わせるために解散して、新たな協議会を立ち上げていくということではありますが、その新たな協議会とはどのようなものをお考えられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

新しい組織につきましては、これはもう総会で決定していただく事項でございますので、現段階では具体的に申し上げることはできませんが、基本的な考え方といたしましては、構成自治体の全てが共同で取り組めること。そして構成自治体だけでなくJR九州を含め関係者がともに地域の自治体周辺の振興が可能になることが必要であると考えております。そのようなことからいたしますと、沿線の魅力を発信する事業、それから肥薩線の利用促進事業などが主な事業項目になるのではないかと考えておるところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 先ほどより肥薩線は観光列車が最も多く走る路線ということで、やはりかわせみやませみが今月の3月4日から走り出し、いさぶろう、しんぺい号もあります。SL人吉号も運行されています。そういうものを持ち込んで世界遺産という形で取り組んでいったほうが、より観光振興にも大きく影響してくるものだろうというふうに私は考えております。

ここで市長にお伺いをしたいと思います。音頭をとられる人吉の市長として、新協議会で世界遺産登録推進に向けての考え、意気込みをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

肥薩線の歴史的・文化的価値は、今宮崎議員もおっしゃいましたように私も十分に理解をしているつもりでございまして、世界遺産と同等の価値のあるものと考えております。しかしながら暫定リストの募集も行われていないこと、施設所有者でございますJR九州様の同意が得られないということなど、現在の状況を客観的に検証してみますと、大変厳しい状況であることは間違いないことを認識しているところでございます。肥薩線を未来へつなぐ協議会の会長の立場で申し上げますと、世界遺産登録推進は肥薩線を未来へつなぐ協議会の解散により、主要な事業としてはなくなることとなりますが、新組織の中でもこれまで得られた成果を活用し、魅力発信事業を十分に行ってまいりたいと存じております。

肥薩線の活性化に向け一番大切なことは、沿線自治体が一体となって事業に取り組むことであるという考えを持っております。地域住民が誇りを抱き、観光客の増加により交流人口が増加し、沿線が活性化していくような事業を進めてまいりたいと考えております。また、本市市長といたしましては、肥薩線の世界遺産登録推進につきましては、これまでと変わらず遠大な夢の実現として捉え、総合計画等の市の重要施策との整合性を図るとともに、これまで議会におきましても御理解をいただきながら推し進めてきた経緯がございますし、全国市長会におきましても世界遺産登録に向けた整備に係る支援という項目で取り上げていただき、さまざまな方に御支援いただいた経緯もございますので、今後の取り組みには慎重に対応しながらも、肥薩線の利用促進、魅力発信にこれまで以上に取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今市長のほうからもやはり肥薩線の世界遺産登録推進に向けてはやっていきたいということでございますので、音頭をとりあえず人吉市がやはり中心となり、取り組みを行っていただきたいと思いますというふうに思います。

最後になりましたが、今月3月31日をもって14名の方が退職予定と聞いております。長い

間市政発展のため多大な御尽力をいただき、大変御苦労さまでした。また多方面におきまして御指導いただき、大変ありがとうございました。今後は体に十分に留意され、地域に帰られても市政発展のためさらなる御活躍を期待し、これで私の一般質問を終わります。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで松岡市長から発言の申し出があつておりますので、これを許可いたします。

○市長（松岡隼人君） 発言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど大塚議員の質問に対します答弁の中で、「一般社団法人を立ち上げ」というべきところを「NPO法人を立ち上げ」というふうに申し上げたようでございますので、「一般社団法人を立ち上げ」への訂正をお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの発言の訂正についてはよろしくをお願いいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さんこんにちは。9番議員の豊永です。早速質問に入りたいと思います。今回通告は3項目で、まず国民年金行政について、墓地行政について、そして市民の声からであります。

まず国民年金行政についてであります。今回の質問は12月議会で取り上げていました高齢者の生活困窮の支援について、その中の質問の中で、29年度から始まる国民年金受給資格期間が現行の25年から10年へ短縮されたことを取り上げました。12月時点では対象者数などデータがなかったので聞けませんでした。いよいよ年度末になってある程度わかってきたと思いますので、改めて確認の意味でお尋ねしたいと思います。

まず、国民年金改正法案の資格期間短縮の概要をお尋ねしたいと思います。

1回目を終わります。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

このたびの改正年金機能強化法は、平成26年10月に予定をされておりました消費税率10%への引き上げと同時に実施される予定でございましたが、国の増税延期に伴い、先延ばしになっていたのでございます。

かねてからの年金制度の課題の1つでありました無年金者対策として、社会保障と税の一体改革におきまして、納めていただいた年金保険料をなるべく年金の支払いにつなげる観点から、平成28年11月16日に成立をし、平成29年8月1日から施行されることになったところでございます。

施行日時点で年金の加入期間が10年以上ある65歳以上の方や、年金加入期間が10年以上あり、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある60歳以上65歳未満の方は、施行日に受給権が発

生をいたします。また、施行日以降に受給要件に該当した方は、該当した日に受給権が発生し、受給権の発生翌月分から年金を受給できるということになります。平成29年8月1日に受給権が発生する方への最も早い年金の支払いは29年10月でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 本来、消費税が10%に引き上げられた時点で実施される制度だったものでありますが、今回、29年度から始まるということでもあります。この老齢年金の受給資格は、資格期間が25年以上ないと受給できないというこれまでの制度から大きく改正されることになりまして、最低でも資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるというものであります。

今回の改正案で本市の対象者はどれぐらいいらっしゃるのか、また、保険料を納めた期間で年金額が、給付額が違うと思いますけども、この年金受給額は大体どれぐらいになるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

八代年金事務所の取りまとめによりますと、本市における対象者は250名でございます。年金額は、保険料を納められた期間や免除の期間、過去の標準報酬額に応じて決定をされますので、お一人お一人で年金額が違います。仮に国民年金のみ10年間加入期間がある方の場合でお答えさせていただきます。無年金だった方が新たに受給できる年金額は年間で約19万5,000円、月額で約1万6,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 12月の質問の趣旨は、高齢者の生活困窮対策について質問しておりました。今回の年金受給額は少額ではありますが、これまで生活保護を受けておられた方も10年以上加入されていれば自分の年金を受給できると。これまで生活保護をされた方も、これで抜けることもできる方がおられるのではないかと思います。

これまで国は無年金者対策として、加入期間が足りない場合、後納制度を、後から払って年金を受給するという、それが可能になる制度をとっておられましたが、今回の10年に満たない方も後納制度は適用されるのか。

また、これまで年金受給は諦めていた加入期間が10年前後の方もいらっしゃると思います。そもそも自分の年金加入期間を確認するにはどこに問い合わせればいいのか、お尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

国は、今回の法改正によりまして全国で約64万人が新たに受給できる見通しと発表されておりますが、同時に、約26万人は無年金のままであることも示唆されております。加入期間

が10年に満たない場合、国民年金制度におきましては後納制度がございます。時効で納めることができなかつた国民年金保険料につきましては、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度でございまして、過去の分を納付することによって加入期間が10年に達し、新たに受給資格を満たすことも可能でございます。

御自身の年金加入期間を確認する方法といたしましては、日本年金機構から送付をされますねんきん定期便で受給資格期間や記録漏れをチェックする方法と、日本年金機構のホームページ上でねんきんネットにアクセスをして確認していただく方法のほか、直接御本人が年金事務所へ確認する方法がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今回64万人の方が無年金を脱せられる、年金を少額ではありますけれども受け取ることができる。自分の加入期間がわからない場合は、ねんきん定期便またはホームページ、そういったところで問い合わせができるということでございます。

既に国民年金のお知らせとして、3月1日号の広報ひとよし、その中にも掲載されておりました。今回250人の対象者への周知方法はこの広報ひとよしでもありましたけども、ねんきん定期便もあります。今回250人に対する周知というのはどのようにされておられるのか。

また、これまで特殊詐欺でいろんな、還付金詐欺とかさまざま、いろんなこういうお金が動くときにはそういう詐欺事件も出てきておりますが、それに対する対応というのはどうされているのか、お尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

今回の受給対象者には、日本年金機構から直接本人様に郵送で、ターンアラウンド方式ということでございますが、通知が、年金請求書が郵送されることになっております。基本的な手続は、黄色の封筒がお手元に届きましたら、事前にねんきんダイヤルで予約をして、八代年金事務所に直接出向いて手続を行っていただくこととなりますが、対象の方が国民年金のみに加入されていた場合は、市町村の窓口でも受け付けをすることができるようになっております。

特殊詐欺対策についてでございますが、今回の改正により新しく受給される方がおられるということで、今後、年金事務所をかたって口座番号を聞き出すなどの事案が想定をされるところでございます。これまで消費生活センターが中心になって取り組んでまいりましたが、今後も対象者の方が被害に遭われないように、連携を密にして取り組んでまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 直接本人に通知が来るということでございます。また、詐欺等につい

ては、今後また注意喚起、これまで同様に注意喚起をしていただきたいと思います。これまで年金受給を諦めていた方も受給できますので、漏れなく受給できるように本市としても対応をお願いしておきます。この項目については終わります。

次に、本市の墓地行政についてであります。

ことし1月のヤフーニュースで、荒れ墓、無縁墓、お墓ですね。墓を継ぐ人がいなくなるとのタイトルで特集が組まれました。タイトルのとおり、墓じまいや無縁墓、墓を継ぐ人がいなくなるという問題は、地方に限らず日本全体の問題でもあると考えます。樹木葬や散骨などこれまでの風習にとらわれない考えもテレビ等で紹介されておりました。

さきに述べたヤフーニュースでは、人吉市のお墓の現状として、無縁墓の状況も取り上げられていたところでもあります。私も以前、墓地を探したことがありましたので、今回、無縁墓に関して、本市の墓地行政について何点かお尋ねしたいと思います。これまでも本市のお墓の現状については数名の議員が一般質問で取り上げておられます。質問が重複する部分もあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

市内各所で墓地が点在していますが、市有地の墓地と民有地の墓地があります。平成25年1月から12月にかけて墓地環境安全確認調査をされています。この調査結果については、平成26年6月に犬童議員が質問されております。その概要は割愛しますが、調査結果の中で、まず、質問として1点目は、民有墓地の墳墓総数と無縁墓数、墳墓というのはお墓ですね。お墓の総数と無縁墓の数。2点目は、市有墓地の墳墓総数と無縁墓数をお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

民有墓地と市有墓地における墳墓の総数と無縁墓のそれぞれの数についてでございますが、墓地環境安全確認調査を平成25年1月から12月に実施をしまして、その後も職員による確認作業を行っておりますが、きょう現在の民有墓地の墳墓総数は1万2,342基でございます。そのうち無縁墓は4,561基、36.9%でございます。また、市有墓地の墳墓総数は2,786基でございます。そのうち無縁墓は1,913基、68.7%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 民有墓地については宗教法人の所有だったり、共有地、個人所有の墓地なので質問はいたしません。市有墓地の墳墓総数2,786基の中の無縁墓は、答弁で1,913基、全体の68.7%、半数以上が無縁墓として存在しています。この無縁墓の整理について、これまで長年行われなかった理由をお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

改葬につきましては、墓地、埋葬等に関する法律において、埋葬した死体や収蔵した焼骨を他の墳墓または納骨堂に移すことであり、市町村長の改葬許可を得なければならないとされております。

市有墓地内の無縁墓の改葬がこれまで行われなかった理由でございますが、昭和57年に市議会議員、学識経験者、市職員で構成される墓地問題調査委員会を設置し、平成10年まで墓地のあり方を調査研究をされました。その間、人吉市願成寺墓地公園建設整備計画が策定されたものの、費用面、立地面の問題から計画断念の答申が出され、委員会は解散をされた経緯がございます。

当時から相当数の無縁墓が存在し、その整理、改葬が課題の1つでもあったと思われませんが、現在では約1,900基の無縁墓が存在することが明らかとなり、改葬等にも高額な経費がかかることから、無縁墓の改葬等は実施してこなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、答弁で、昭和57年から平成10年にかけて調査研究されたと。その答申では、墓地公園の整備というのは断念されたということでございます。結局今日まで何も整備されてないということは、墓地行政は何も進んでいないと、今の状況では進んでいないということであろうと思います。

答申では、費用面や立地面が問題になっていたようですが、この答申がこれまで人吉市の市有墓地の中の無縁墓の改葬、これがされなかった理由だということですが、無縁墓の問題もいつまでも放置しておけないんじゃないかと思っております。このままいくと、10年後、20年後、まさにそのままの状況で、無縁墓のままの状況じゃないかと思っております。

荒れ墓や無縁墓は全国的な問題として各自治体の悩みの種になっているのが実情のようであります。そんな中で、宮崎市、京都市などで、自治体の手で改葬、墓じまいを実施し、そのかわりに合葬墓や納骨堂を設置され、無縁墓解消へ向けて取り組んでおられるようであります。本市で改葬を実施した場合の費用はどのくらいになるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

墓地、埋葬等に関する法律において、死亡者の縁故者がいない無縁墓を改葬する際は、通常の改葬許可申請に先立ち、当該墓地の縁故者や権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を官報に記載し、立て札を1年間掲示して公告することが最低でも必要でございます。

市有墓地内の無縁墓約1,900基の改葬費用につきましては、墳墓の基本撤去費用が1基当たり約10万円から15万円でございます。丘陵地帯の悪条件下に多く立地をするため、かなり増額となることが予想されます。さらに、無縁遺骨を移動する先の墳墓等の整備や官報公告掲載料が必要とされますことから、全ての無縁墓を改葬した場合、億単位での費用が必要となることが予想されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） かなりの費用がかかるようでございますが、今言われた億単位という

のは、1,900基全てを一時期にやろうとするとそれぐらいのお金がかかりますけども、市内には14カ所ある市有の墓地、それぞれ点在しておりますが、それぞれできるところから取りかかるとするならば、実際できるんじゃないかと私は思います。一遍にすると億単位ですけども、今言ったように、取りかかれるところからやっていく、そういう手もあるんじゃないかと思っております。

そこで、改めて本市で無縁墓対策に取り組む考えはないか、また、市有墓地で墓じまいをされた方もいらっしゃるかと聞いております。年間どれぐらいおられるのか、これまでのデータがあればお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

これまでの墓じまいの件数につきましては、平成19年度が8件、平成20年度が10件、平成21年度が3件、平成22年度はございません。平成23年度が3件、平成24年度が3件、平成25年度が6件、平成26年度が11件、平成27年度9件の合計53件となっております。

今後の墓地事業につきまして、公益社団法人全日本墓園協会が実施をしました墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化への対応のあり方に関する研究の算定によりますと、本市の必要墳墓数の推計は、平成32年がピークとなりまして81基で、その後減少に転ずるようでございます。

このような状況におきまして、人口減少や人口構造の変化、また単独世帯や生涯未婚者の増加等による家族形態が変化する中で、現在は無縁墓ではないものの、将来的に無縁墓になってしまう可能性もあり、市有墓地のみならず墓地経営関係者にとりまして無縁墓の解消は大きな課題であると思っております。

無縁墓対策に取り組む考えということでございますが、先ほどの御質問でお答えしましたとおり、無縁墓解消の対策としての改葬の実施には多額の費用が必要となるということで、現状では非常に厳しいものと存じますが、今後も市有墓地の使用者の確認作業を継続して行い、その現状を把握してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 53件がこれまで墓じまいをされたということであります。実は先日、瓦屋墓地に行ってまいりました。そこでもやはり、墓があったらうという場所に、そこは更地になって、きれいに整地されたところが数件ございましたので、そういった意味では、あいている箇所はかなりあると思っておりますが、今現在、市有墓地で、今の53件の墓じまいを含めて、市有墓地で空き区画というのはどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

現在のところ把握している空き区画は80基余りでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 先ほど32年度に81基の需要が見込まれるというようにありましたが、今、80区画があいているというならば、今対応できるのではないかと考えております。この80区画、今答弁いただきましたけども、この80区画のあきの部分は、最後に市長のほうにちょっとお尋ねしたいと思っておりますので、その前に、県内他市で公営墓地、納骨堂、これを公営でされている状況をお尋ねします。熊本市では区画整備された墓地を市営で管理されておられるようですが、本市で市営の墓地整備の考えについてを、少しお尋ねしたいと思っております。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

公営墓地、納骨堂の状況につきましては、公営墓地を有する自治体が熊本市に7カ所、八代市3カ所、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市の4市にそれぞれ1カ所ございまして、県下全45市町村のうち14自治体でございます。また、納骨堂につきましては、熊本市と宇土市にそれぞれ1カ所となっております。

本市における公営墓地の考えということでございますが、これまで申し上げましたとおり、公営墓地の造成事業や納骨堂の建設等においては多額の経費が必要となることが予想され、現状では財政的にかなり難しいものがあると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 何点かちょっとお尋ねしてきましたけども、改葬もできない、新規の、今80区画ありますけども、これも、これまで私の以前に議員の方も、新規の使用に関しては公募はしていない、検討していくと、そういう答弁ではございましたけども、今の答弁で80区画のあきがあるならば、新規の墓地使用の公募ができるのではないかと考えておりますが、本市の墓地行政について市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでの国の墓地行政の変遷や社会情勢の変化に伴って、増加の一途をたどる無縁墓の解消につきましては、市有墓地のみならず、民有墓地においても大きな課題であると認識をしております。また、先ほどの市民部長の答弁にもありましたように、無縁墓の改葬の費用につきましては多額の経費を要することが推察されているところでございます。

さらに、墓地経営につきましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可の取得が必要とされ、そのための規則等の整備や経営上必要とされる使用料、管理料の徴収の可否などさまざまな課題がございます。今後それらを一つ一つ解決し、市有墓地の使用者の公募等につきましても検討してまいりたいと存じます。

今回、豊永議員に取り上げていただきましたこの墓地問題は、市民の生涯を通しての安心という面でも象徴的なものであり、長寿を楽しむ社会の実現にとって非常に重要な問題であ

ると言われております。ぼちぼちではなくしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ぼちぼちじゃなくて、スピード感を持って取り組んでいただきたいというのが気持ちでございます。平成22年に人吉市市有墓地の使用に係る公募及び許可に関する要項ができております。この件については、これまで田中議長、犬童議員、また平田議員も質問されております。その中で、先ほど言いましたように、新規の墓地使用に関する公募、これをぜひ行ってほしいという要望があった中の答弁では、今後検討していくという答弁でございました。今の市長の答弁も同じように検討していくという答弁でございましたが、今、80区画のあきがある状況であるならば、その前の無縁墓についてはお金かかるので、この際、検討していただいて、この80区画のあきに関する新規の墓地使用に関しては、早期に取り組めるんじゃないかと思っております。いろんな課題があるというのは、今、答弁でわかりましたけども、ぜひ、これは取り組んでいくというふうに答弁をしていただきたいんですが、ぜひもう一回、答弁してください。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

今、おっしゃいましたように、公募に関する要項はできておりますが、公募のための準備、特に使用料等々の徴収に関する面などが過去の経緯を踏まえたところ、現在の使用者、そして今後、応募される方たちに対しまして、そここのところの整合性等が今、最大の課題であるというふうに庁舎内でも検討を進めているところでございます。さまざまに情報収集、意見聴取等をしながら、豊永議員の御要望にも応えられるよう努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 検討はこれまでもうさんざんされているんですよ。まず、田中議長が24年にされて、そして、犬童さんが26年、平田議員が27年なんですね。かなりの時間がたってます。その間に課題というのはわかっていたと思うんですね。ですので、今回はぜひ実施していただきたいと強く要望して、この件については終わります。

次に、市民の声からです。戦没者追悼式典についてでございます。ことしで先の大戦から72年目を迎えます。昨年5月には歴史的な出来事としてアメリカ合衆国のオバマ大統領が広島を訪問し、原爆死没者慰霊碑に献花されました。また、安倍首相は、12月27日にハワイを訪問され、真珠湾攻撃の犠牲者を慰霊されております。多くの犠牲者に対して慰霊することは、後世に生きる私たちの義務であると考えますが、72年という年月は人の記憶を風化させていくのも現実で、戦争中の経験者も減少している状況であります。

本市において毎年行われている戦没者追悼式典はことしで戦後72年目を迎えます。1,441柱の英霊に対して恒久平和を誓い、平和啓発を後世へ引き継いで、風化させないことが式典

の一つの意味であると考えますが、近年の遺族会参加者の高齢化と減少は今後の式典開催が心配される。本市として今後の開催をどう考えているのかお尋ねいたします。

この件について、市民の方から問い合わせがございまして、今言った内容で今後の開催についてちょっと心配されておりましたので、今後の開催の考えをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

戦没者追悼式につきましては、今、議員からもございましたように、先の大戦にて命を落とされた戦没者のみたまを慰めるとともに、戦争の悲惨さ、私たちが享受している日々の平和の大切さ、命のとうとさを未来へ担う次の世代へ伝えていく平和の式典として毎年、開催をさせていただいているところでございます。

現在の式典の状況についてでございますが、式典参加者の過去10年間の推移を見てみますと、平成19年度から21年度までは毎年約250人ほどの参加者数でございましたが、平成22年度からは各年度により多少の増減はございますが、減少傾向にあり、平成28年度は初めて200人を切りまして、約170人の参加者数となっているところでございます。減少の要因につきましては、例年、式典への参加の呼びかけを遺族の方々に行っていたいております人吉市遺族会の役員の方々とも話し合いをさせていただきましたが、やはり終戦から71年の経過を経まして、戦没者を知る御遺族も次第にお亡くなりになっていくことに加え、御存命にあっても、御高齢により式典への出席がかなわないなどが挙げられているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後、戦没者追悼式が次世代に平和を引き継ぐ大切な式典として存続し続けるためには、戦没者の孫やひ孫の世代の方々からの参加など、参加者の増加を図っていく必要があるのではないかと認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 昨年、170人ですね、かなり少なくなっているようでございます。私も厚生委員会のときに参加させていただいておりました。やはり、後世に伝えるためにも、参加者というのはふやしていかなければならないんじゃないかと思っておりますが、今後、後世へ伝えていくためにも参加者をふやすことも大切であると思っております。参加しやすくするためには、これまでとは違う取り組みをしないとふえないと思っておりますが、市としては何か考えているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

式典への参加をふやす取り組みについてでございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、現在、人吉市遺族会とも協議をさせていただきながら、戦没者の孫、ひ孫など、若い世代の皆様にも参加いただけるような式典への見直しについて検討を重ねておるところでございます。

まずは式典の日程についてでございますが、例年では平日に開催をしてみましたが、

仕事や学業の関係上、若い世代が参加しにくいというお声をいただいておりますので、遺族会からも御要望がございました土曜日、日曜日など休日開催について検討を進めているところでございます。

次に、式典の内容につきましても、次世代を担う青少年の方々にも式典に参加していただくような取り組みを検討しているところでございまして、具体的には式典の中で青少年の参加者の方から恒久平和の願いや不戦の誓いなどについて意見表明をしていただく機会を設けるなど検討を行っておるところでございます。

今後も人吉市遺族会をはじめ、関係各位とも協議を継続させていただきながら、参加者数の増加を図るべく努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、答弁で土日開催ということも検討されているということでございます。また、若い世代の方の意見発表、そういったのも必要だろうと思います。遺族会の方たちとの協議が必要だろうと思いますので、その辺は協議していただきたいと思います。

市民の方から御意見いただいた中で、例えば平和教育の一環として、小中学生を参加させるのはどうだろうか。平和について考える時間とするならば、後世へと引き継がれていくのではないかとありました。この件について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、学校における平和教育の重要性につきましては、教育基本法第2条に、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと教育の目標の一つとして述べられております。

小中学校におきましては、この目標を達成するために、国語や社会等の各教科や道徳、さらには総合的な学習の時間などの授業はもとより、修学旅行などの学校行事や日常生活場面においても平和教育の視点に立った教育活動が推進されております。

そのような中で、戦争を体験された方々が御高齢になり、実体験を小中学生に語り継ぐことが難しくなっているのも事実でございますので、戦没者追悼式典に小中学生が出席することによって、日常の平和の大切さや命のとうとさ、そして平和への思いや願いを新たにすることは意義あるものであると存じます。

また、私といたしましても、子供たちが戦争を経験された方々の思いを正しく理解し、平和を大切にしようとする気持ちを育んでほしいと願っておるところでございます。しかしながら、具体的にどのような形で小中学生が出席させていただくのかということにつきましては、小中学校の授業時数や学校行事等の状況、参加の方法などについて、さまざまな方々から御意見を伺いながら前向きに検討していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 小中学生の参加というのは、私たちもみんな戦後の生まれなんで、戦争中の体験というのではないんでありますけども、特に今の小中学生は教科書の中でしかいろんなこういう戦争に対する知識というはなかろうかと思しますので、身近なところにこういう式典に出ることでそういう経験ができるんじゃないかと思しますので、ぜひ検討していただければと思います。

いずれにしても何か対策をしないと、10年後には今以上に開催が厳しくなると予想されますので、今提案したこともぜひ取り組んでいただければと要望しておきます。この件についても終わります。

次の市民の声から。手を振る条例という要旨で書いております。これはですね、3月に入り、春の観光シーズンが到来しました。JR九州は3月4日から熊本一人吉間で新観光列車かわせみやませみの運行を開始されました。多くのニュース番組で取り上げられ、さい先のいいスタートが切られたと思います。また、18日からSL人吉も本年の運行を開始され、人吉市への観光客がさらに増加すると予想されます。

本市としてもこの上ない好条件がそろうわけですが、市民の方も参加できるおもてなしとしての取り組みは何か考えておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

観光列車に対する具体的な市民からのおもてなしということで、今、この人吉にはかわせみやませみ、それからSL人吉が、それから、いさぶろう・しんぺいが走り、また、くま川鉄道では田園シンフォニーと、合計4本の観光列車が運行しているわけでございまして、このような4本の列車が走るというのは非常に珍しいところであります。

このような中、今まででございしますが、これは特にSL人吉に対しまして、人吉温泉観光協会を初めといたしまして、市民の皆様方の御協力を得まして、これは駅とか沿線での手や旗を振ったりとか、それと特に笑顔でございすね。笑顔で観光客の皆様への歓迎、おもてなし、こういったものを行っているところでございます。

また、市職員でございしますが、スポーツパレスのほうに横にJRの線路がありますんで、経済部と建設部の職員が特に多いわけですけども、昼休みの時間にスポーツパレスのテラスに出まして、歓迎用の横断幕を張ったり、そこで笑顔で手を振ったり、旗を振ったりと、今日もかわせみやませみ、昼休みにまいりましたので、私も手を振ってまいりました。12時58分でございましたけど。

また、今回、新観光列車かわせみやませみ、この運行に合わせまして、さらに手を振って、旗を振って、また笑顔でと、そういう輪を広げたいということを目的といたしまして、広報ひとよし、ごらんになったかと思いますが、この3月1日号の一番裏でございましたけれども、観光列車やくま川下りに手を振ろう、旗を振ろうという、そういう記事を掲載させてい

ただいております、また市民の皆様方にこういった御協力をお願いしてるところでございます。

これに合わせまして、人吉温泉観光協会、こちらのほうでは約1,000本の旗、ブルーの旗なんですけど、それをつくりまして、御協力いただけます団体や個人の方へ旗を配付を開始をいたしております。

また、現在、旬夏秋冬キャンペーンでございますけれども、ひな祭りをこの人吉球磨各地で開催いたしております、先日は九日町でございましたけれども、着物ぶらり歩きとか、女性の団体、皆さん方のお茶の接待とか、そういうのも既にやっております。

それから、これが終わりましたら、次は三十三観音の接待が、お彼岸でまいりますので、またここでおもてなしをしたいと。それが終わりましたら、今度、お城まつりもございまして、そういうところで皆様方を歓迎したいと。

また、きょうの、これは新聞の一つのコラムでございましたけれども、かわせみやませみの記事が出ておまして、それが、これはいわゆる熊本地震からの復興列車と、そういう期待があるというものでございました。これでさらに何度も乗っていただきたいというのがございました。これ、一番最初の初日の日、3月4日でございましたけれども、一日3回走ってるんですけど、この3回とも全部乗られた方がいらっしゃいます。この3回乗られた方に対して、私、全部旗を振りましたので、お一人の方に6回旗を振ったということになるんですけど。

そういうところでありまして、このかわせみやませみに一回乗っていただくとわかると思うんですが、実はこの列車の中におもてなしが凝縮されております。これを実は感じてもらいたいんですが、何かと申しますと、まず、列車の床に杉、それから壁には檜、これは人吉の球磨地域林業振興・木材需要促進対策協議会から寄附をしていただいた木材が使われてるんでございます。この寄附していただいた木材というのは、木材業者の方々が丹精を込めてつくった木材であると。これで皆様方をおもてなししたいというのが、一つありますね。それから、あと、お弁当がございまして、これは地産地消の地元の食材を使いまして、人吉のおばちゃんたちが丹精を込めてつくっていただいたお弁当と、これがそこに凝縮されてると。あとは、球磨焼酎もございましてね。球磨焼酎は、これは人吉の気候風土、水や空気、そういうもので培われて当時の皆様方がつくっていただいた球磨焼酎のこういったおもてなしもあると。また、人吉球磨のジビエ料理もありましてですね。それから、人吉の縫製工場のシャツ、そういうものをレールレディーの皆様方に着ていただいておりますお客様をお迎えしてると。

このように考えますと、この列車の中にはこの人吉球磨のおもてなしの結集といえますか、それが集まったのがこの列車であるということで、私はそのように感じていただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） かなり熱弁をされて紹介していただきました。おもてなしに関するさまざまな取り組みですね、これは観光客の方が来られて、おもてなしをすることでリピーターをふやしていく、その目的もあろうかと思えます。今、言われた中で観光列車に旗を振ろうというこの旗振り隊、この旗でございます。これ、きのう、いただいてまいりました。これを、旗を振ることで、列車とか乗られた方は、手を振る、旗を振る方には手を振って返す観光客の方もたくさんいらっしゃると思えますので、これはもうぜひ、住民の方ができる最高のおもてなしじゃないかと思っております。

この件に関して市民の方から情報をいただきました。新潟県魚沼市が、ここに走っております只見線、只見線に手を振ろう条例を制定されているということでございます。人吉でも取り入れたらどうかというものでございましたが、調べていく中で、沿線の6市町村でこの条例を可決されているようであります。この只見線の存続危機があつて、これを応援しようという背景があつたようでございますが、先ほどの答弁でも、既にもう手を振ろう、旗を振ろうの運動は始めておられますので、観光客に対して地元住民の方が誰でもできる最高のおもてなしとして本市でも条例の制定を考えてみてはいかがでしょうか。市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

観光列車に対し、市民の意識づけとして手振り等の条例化ができないかというような御質問でございますが、人吉市を通る鉄道沿線では現在でもたくさんの皆様方が観光列車に向けて手を振っていただいております。私も、3月2日にD&S列車かわせみやませみ号に試乗させていただきました。かわせみやませみに関しましては先ほど経済部長のほうから、その魅力を熱くお話をさせていただいたところですが、移り行く球磨川や森林など、山里での営みの美しさもさることながら、やはり私の心に一番響いたのは、沿線の方々の笑顔で手を振っていただいている姿でした。JR九州様や水戸岡先生も評価されておりますとおり、これが肥薩線の一番の魅力だなというふうに再認識をしたところでございます。かわせみやませみのすばらしさと景色とそれと手を振る住民の方々の姿が一致してこそこの肥薩線だということを改めて感じたところでございますが、幸い、この人吉にはくま川下りにおきまして川下りが始まりました明治のころから、お客様へ手を振ったり、お互いに水を掛け合つて別れを惜しんだというように、昔から今日まで、お客様に対し笑顔で手を振るといったおもてなしが続けられており、このような行為は時間を積み重ねる中で醸成された人吉オリジナルの文化だと位置づけることができるのではないかと存じます。

また、子供たちが見知らぬ方にもおはようございます、こんにちはなどと挨拶をすることに初めて本市を訪れた多くのお客様からお褒めの言葉をいただいております、さりげなく自然に行われる行為は感動さえ与えているところでもございます。

このようないわゆるおもてなしの文化の中で、心から表した歓迎が手を振るという行為で

ありますので、まずはこの沿線の皆様方がもともと持っておられるおもてなしの精神をさらに高めるための啓発活動を地道に続けていくことにより、心がこもったおもてなしの手振り、旗振り、さらに笑顔の輪を広げていきたいと存じます。

なお、このことを条例化すべきか否かということですが、条例化するとなると、例えば手振り条例なのか、挨拶条例なのか、おもてなし条例なのかなど、どのような内容にするか等、さまざまに検討が必要であろうと考えます。今後、さまざまな方からの御意見をお伺いしながら、前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、前向きに検討していただくということでございます。この手を振る条例、この旗振り、手振りはですね、SL人吉、かわせみやませみだけじゃなくて、くま川鉄道でもできます。また、くま川下りもですね。そういった意味では、この只見線のほうでは沿線の6市町村が同じ条例を可決されたということでございますので、そういった意味では球磨郡の町村にも声をかけられるんじゃないかと、球磨郡全体でおもてなしという意味でこの条例についてもぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりますが、最後に、今議会で退職されます職員の皆様、本当に御苦労さまでございました。退職されます14名の方は、今後、健康に留意されまして、市民の生活、いろんな意味でアドバイスを私たちにいただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。皆様の健康を御祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時58分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本日、最後の登壇となりました。執行部の明快な答弁をいただきまして、早く終わっていきたく思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

質問に入ります前に、3月末日をもちまして退職される職員の皆様におかれましては、長い間、公務員としての市政発展のための御奉仕、そして、大変御尽力されましたことに対しまして感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。そして、今回、私は特に感慨深いものであります。14名の定年退職者の中には、私と同期で入庁した職員の皆さ

んも数名おられますし、職員時代から一緒に活動してきた仲間が去るということは本当にこう一抹の寂しさが込みあげてくるものであります。それぞれの立場で御指導賜りましたことに感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後は、一市民として、健康に留意されまして、御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回は、市長の施政方針から過去最高規模の平成29年度当初予算について、経済振興から国民宿舎の今後の活用についての二点を通告をいたしました。

まず初めに、市長の施政方針から過去最高規模の平成29年度当初予算についてであります。今議会の施政方針を聞いておられますと、市長の任期4年の折り返しを迎えて、3年目に取り組まれる意気込みを感じたところであります。1年間に取られる五つの重点施策を打ち立てて、公約の実現に向けて加速されるようであります。五つの重点施策については、それぞれに課題はあろうかと思っておりますが、今回は平成28年度最終補正予算を上回る規模となりました平成29年度当初予算編成について、若干、掘り下げながら問題点について質問を行っていききたいと思います。

平成29年度予算編成の考え方につきましては、12月議会におきましても質問を行ったところであります。国の予算編成の方針、県の予算編成の方針が本市の予算編成に大きく影響することから、国の中期的な財政展望、それから予算編成の考え方について質問を行いまして、一定の理解はしているところでありますが、その後の状況の変化については何かあったのでしょうか、また、平成29年度地方財政計画を受けて、どのような予算編成となったのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

昨年12月市議会におきまして笹山議員から国の中期的な財政展望と予算編成ということで御質問をいただいております。その際は、平成29年度地方財政計画がまだ公表されておられませんので、国の骨太方針2015の概要、それから、経済再生、成長戦略でございますけれども、そのほかに財政改革の関連性、さらには主要一般財源であります地方交付税の動向等について公式発表されている範囲内でお答えをさせていただいたところでございます。昨年暮れ、12月22日付で、平成29年度の地方財政対策の概要が明らかになりまして、年明けに県のほうから具体的な説明があったところでございます。その内容につきましては、12月市議会におきまして、御答弁をさせていただきました内容と大きく変わったところはございませんでしたが、主要な一般財源の一つでもございます、地方交付税につきましては、速報値、最初の計画では前年度と比較しまして、4.4%の減ということで、報じられておりましたけれども、最終的には2.2%の減ということで、プラスに若干転じた。これは状況を調べてみますと、交付税特別会計における加算措置などが行われて、要は、地方からの要望に国が応えたというような状況、そういうことが一番大きく変更になったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 説明を聞きますと、29年度地方財政計画においても、12月市議会で答弁されたこととほとんど変わらなかったと。そのような中で、ただ、やはり一番私たちが気になるのは地方交付税でありますけども、その地方交付税について、前年度比の4.4%減から2.2%の減にとどまったと。非常に大きい状況にあると思ってるんですね。この財源がきちっと地方自治体が運営していくためには重要な財源になってますんで。ということは、その29年度の今回の地方財政計画が及ぼす影響については、12月市議会で答弁されてるのほとんど変わらない状況で予算編成をされたということで理解をしてよろしいでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

影響額につきましては、これは施政方針において市長が述べましたが、これが全てでございまして、主要一般財源である地方交付税を初め、全体的に過大見積もりがないように予算編成の準備段階から務めてまいりました関係で、その準備というのは昨年からやるわけでございますけども、年明けの本格的な予算編成段階におきまして、予算総額の規模そのものを見直すとか、軌道修正を余儀なくされるということにはなかったと。要するに、交付税を余りにもたくさん見込み過ぎてて、結果的に全体の予算編成が変わっていくとか、そういうことはなかったというところでございます。

これは国、総務省が平成29年度地方財政計画の策定に際しまして、地方が1億総活躍社会の実現、それから地方創生の推進、それから防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を0.4兆円、4,000億円上回る額を確保するという所期の目的を達成したことによる成果であるとそういうふうに分をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 概要については理解をしたところであります。そのような中で具体的に今回の平成29年度の当初予算の中身についてちょっとお尋ねしていきたいと思ってるんですが、まず、歳入についてやっぱり一番歳入の中で気になってるのは市税の動向なんですね。やはり今回、市税、若干28年度と比べれば増額で予算計上されております。また、こういった今の人口減少、またその税金を納める人の仕事の間、そういった法人の状況等を考えれば、なかなかそういった市税が増額する傾向はないのかなって、私思ってたわけなんです。その点について、市税の動向についてはどのように判断しておられるのか、この点をまず、お尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。市税の動向の前に、地財計画におきます地方税の動向について御説明をさせていただきます。地方財政計画における地方税総額は39兆円

程度を確保すると、これは前年度と比較して0.9%の増となっておりますが、これも施政方針で述べましたとおり、このことは地域経済の実情に応じ、差異が生じる。それはもう先ほど議員が申されましたような状況でございまして、予算計上に際しましては、過度な見込みがないように平成28年度決算見込みを勘案しながら、試算を行っているところでございます。具体的には、個人、法人いずれも生産年齢人口の減少。それから景気の回復が不透明な状況にあることを考慮いたしまして、調定ベース段階でその伸びをかたく見積もったというところでございます。

なお、収納率につきましては、平成27年度決算による確定収納率を採用させていただいた。要するに、調定額にその収納率は27年度の決算を乗じて試算をしたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） もう一つ気になってるのが、そのクリーンプラザの償還の関係なんです。平成29年度で終了するという事なんです。クリーンプラザの建設にあたっては、かなりの地方債を発行して、建設されてきている状況があると思っております。多分100億ぐらいかかっているんじゃないかなと思っておりますが、その公債費が事業費補正として一括算入されてきたわけですね。ただ、その償還が終了するという事であれば、一括算入する事業補正分がなくなるという形になりますので、これについては、やっぱりかなり地方交付税の算定についてはかなり影響があって、減額されるのかなってちょっと気になってるところなんです。その点については、影響については、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉球磨広域行政組合にお尋ねをいたしましたところ、人吉球磨クリーンプラザの建設総事業費は107億円ございまして、そのために発行した地方債は約74億円でございます。これは、平成14年度から平成29年度までが償還期限となっていて、ことしが最終年度になっておるところでございます。利子を含めると約82億円の償還をしてきたということでございまして、うち39億円が事業費補正、先ほど言いましたように交付税の中に元利償還が見えていたと。その事業費補正は先ほど議員が申されたように、代表自治体である本市の普通交付税のほうに一括で参入をされております。

82億円から39億円を引いた43億円を10の市町村で15年間にわたって負担をしてきたと。本市が負担した分は、ことし分まで含めると約20億円というような状況でございます。

御質問の趣旨でございます、本市へ一括される事業費補正分、交付税に参入される事業費補正分、これ一番多いときで3億円ぐらい入ってきてたんですけど、これは市に3億円入ってきたものは、元利償還分として行政組合に全部吐き出すような状況なんですけど、公債費がクリーンプラザの償還が終了いたしますので、その分だけ本市に入ってくる事業費補正分がなくなって、普通交付税の算定に影響があるというような趣旨だと思いますけども、地方

交付税はあくまでも地方財政計画において、国では国税5税を入り口ベース、それから地方に出ていく出口ベースで必要総額が確保されるということになっておりまして、ここはさまざまな算定手段、単位費用だったり、補正係数だったり、状況的にはですね、全体の地方の財源の不足額は臨時財政対策という赤字地方債で補填をしてますので、そういう状況でマクロ的な調整が図られておると。要するに、交付税は入り口、出口ベースで、総額は地方が必要な総額は全て確保されているという状況でございます。よって、交付税の伸びを勘案して本市の交付税を見込む、そういうふうな状況で算定を行いますので、例えば事業費補正分、先ほどの3億円がそっくりなくなって、交付税がその分人吉が減るとか、そういうような考え方にはならない。要するに、地方財政計画の交付税の伸びがそのまま本市でも伸びていくというような状況でございます。それでも交付税の算定に際しましては、国勢調査の人口、市道の延長、面積を初めとする測定単位、それから地域間のバランスに使用されます補正係数、最後は需要の基礎となります単位費用などが影響してまいりますので、これは新年度の当初予算編成におきまして、地財の伸びを乗じながらも本市のほうでは減額になることも考えられないことはありませんので、最終的には3%程度留保するような形で、最終的には100見なければならぬところを97しか見てないと。それが減額分、留保分でございますので、過度な見込みはしてないということで交付税については算定をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 私がちょっと勘違いしとったのかなって、ちょっと思ってるころなんです。そっくり影響あるのかなってちょっと思ったもんですから、ただ、そういった総枠の中で、算定をされる。ただ、その中にはいろんな補正係数等によって、地方交付税が決まってくるわけですね。ただやっぱりこれだけ人口減少になってくれば、それは人口減少分でその影響は今後あるのかなとちょっと気にはなってるところであります。

それと、もう一つは基金なんですね。財政調整基金それから減債基金、平成28年度の予算編成においても、約3億ほど取り崩しをされて計上されたと思ってます。

今年度も29年の当初においても、財調2億円、それから減債を1億円取り崩して計上してあるわけなんですね。そういった財源調整をするために基金を取り崩す。これはいたし方ないとは思いますが、ただ、そんなに基金が残ってるわけじゃありませんし、基金は今後の財政運営をしていく中で、きちっと基金の状況を見ながら運用していかないと大変なことになっていくと感ずるところなんですね。だから計画的に取り崩しをする中でも、今後やっぱり基金の動向がどう変わっていくのか、もしくは基金は大体どのぐらいやっぱり基本的に人吉の財政規模として、基金の必要な額は大体どのぐらいあったら、何とか健全な運営ができるとか、その辺の基金の考え方がやっぱりきちっとしとらんと大変なことになると思ってます。

ので、この基金についてどのようにお考えなのか、この点もお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回、財源調整のための財政調整基金を2億円、減債基金を1億円取り崩しておりますが、今回の基金取り崩しに対する基本的な考え方、これは昨年12月に作成をいたしております中期財政計画に基づくものでございまして、やみくもに基金を崩してるといような状況ではございません。今後の両基金の取り崩しにつきましては、これはもちろん計画的に行っていくかなければならない、議員も申されましたけども、それは言うまでもありませんが、原則、基金総額、財調と減債基金を合わせて、29年度末で約7億円の残となりますけども、これできるだけ減らさないということが最も肝要であると存じます。

この財政調整基金とか減債基金は多過ぎても国の指導が入りますので、要は、やはりできるだけ、基金は適度なところで蓄えて、そして、そういう住民サービスのほうにある程度回しなさいよ。状況的には、普通交付税の算定で入ってきたお金が基金に回ってるような自治体もありますので、そういう状況ではだめだよというのを国のほうから常に指導があつてるわけございまして、本市の基金の額はそんなに多くはないけども、少なくともないということをお願いしておきたいと思います。

要は、当初予算で3億取り崩したとしましても、繰越金がことしの6月決算が終わりましたら確定いたしますので、その総額の幾らかを基金のほうに繰り戻す。そういう操作をして、全体を減らさない。すなわち7億円以上確保しておくということが非常に肝要であると存じます。

いずれにしても、新庁舎が完成して庁舎建設のために発行した地方債の元利償還が始まるときまで、現在の庁舎建設基金6億7,000万近くありますけども、これに手をつけないと。要するに、これを公債費、庁舎の建設をしたときの元利償還に充てていく、そういうような状況を現在目指していこうと。これは以前も特別委員会のほうでもお話をさせていただいたと思うんですけども、そういう状況でしばらくは大変な財源の捻出につらい思いしなければなりませんけど、最終的な方針をしっかり定めて、この基金は使っていくというような状況で現在考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常にやりくりが大変なやりくりをしながら、財政運営をされるのかなとちょっと感じたところなんですけど、そういった庁舎建設等が始まる中で、庁舎建設に限らず、いろんな事業等が入ってきますよね。そうすると、やっぱりかなり財政が厳しくなる。もしくは起債が大きくなるそういった状況が今後やっぱり考えられるんじゃないかなってちょっと思ってるわけなんです。その点をやっぱりきちっと方向性を見定めながら、運営をしていくことが重要かなと思ってますので、その辺を今答弁にありましたように、きちっと

した財政運営をお願いしたいなというように思っているところです。

歳入の面では、今お尋ねした部分が若干気になってたんですが、歳出についてもちょっと気になる部分がかかなりあるわけなんですね。まず、先ほど話された庁舎建設、今後始まっていきますけども、29年度からかなり始まっていくわけなんですが、その庁舎建設に係る課題については、やっぱり年次的に具体的な取り組みを進めていかなければいけない。すると、そういった具体的に取り組みをする中では、やはり継続費をきちっと設定をしながら取り組むことが必要だと思ってるんですよ。この点について、具体的な計画、取り組み、それから継続費の設定をどうしていくのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市庁舎建設に係る課題といいますか、まず、年次計画による具体的な取り組みということでお答えをさせていただきます。現時点では基本設計がまだ終了しておりませんので、全体事業費を明確に見込むことはできませんが、6月の議会までには総事業費をあらかじめ見込みまして、年次計画による議員も申されましたけども、継続費を設定しなければならないと存じます。

本体工事を含めた総事業費は基本構想の段階で40億円という数字が公表されておりましたが、東日本大震災、熊本地震の影響により、現在資材単価、労務単価等が軒並みアップをしております。これは恐らく事業費総額はこのくらいではおさまらないのではないかというふうに推測をしておるところでございます。平成29年度に保健センター、それから勤労青少年ホームの解体、それから都市下水路のつけかえ、それから平成30年度から32年度にかけて本体工事、進入路の工事、それから西間別館のリノベーション工事などが出てくるものと考えておるところでございます。

それから継続費につきましては、6月で計上させていただくというお話をさせていただきましたが、新庁舎建設事業の総事業費を明確にするべく平成29年度から平成33年度までの恐らく5年間になると思いますけども、その継続費を設定したいというふうに考えております。平成29年度の当初予算には、既に解体工事とか水路のつけかえに要する経費などは、先行したような形で予算を上げておりますので、6月の時点ではこれも全て継続費に入り込んでくるというような状況でございます。継続費を設定する最大の理由は、事業が複数年度に及ぶことから、本来であれば、明許繰越の手続きをとりながら事業をやっていくわけなんですけども、継続費を設定することによって複数年間も繰越明許をしないで、逐次繰越という財政用語がございますけども、そういう状況の中で事業の展開が可能となりますので、そういう進捗を考えて継続費を設定するというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 40億を超えるような状況、資材等の高騰になれば40億を超えるような

状況があると思っております。恐らく基本的には、そういった庁舎建設事業に伴う部分については、地方債を発行されてという形になりますよね。非常に今後、かなり多額の地方債額を発行されるような状況が起きてくると思っております。地方債を発行しますと、やはり1つ考えるのが、実質公債費比率がどうなるかということなんですよね。地方債を発行することによって、やはり財政の健全化、これがどういうふうになるのか、やはり厳しくなるのかどうか、多額に発行することによって財政運営は厳しくなるならば、ここは公債費比率は上昇するというような状況になるのかなと思っております。ですから、この辺は地方債の発行についてはきちっと慎重に見ながら、見据えながら検討する必要があるというふうに思ってるんですけども、その公債費比率の上昇については、どのようにお考えでしょうか。私は上昇するのかなとちょっと危惧してるところなんですけど、この点お尋ねしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

平成29年度の市債発行額は、約19億円で、前年度と比較して11億円の大幅な増額となっております。この19億円というのは、以前はスポーツパレスを建設したときとか、人吉第一中学校等々を建設したとき、あとは都市計画街路事業がピークであったときに、このくらい地方債を発行してたというような状況でございます。増の要因は主にこれは庁舎建設事業に伴うものでございます。これまで御説明してきましたように、庁舎建設事業に関連する市債はこれは熊本地震によって新しく創設されました一般単独災害復旧事業債を充当することといたしております。被災市町村庁舎の復旧に対する財政措置という目的で新しく創設されたもので、充当率100%、交付税の措置、これは財政力に応じ最大85.5%。本市の場合は財政力は弱うございますので、恐らく最大で振り切れるような状況ということを総務省のほうから伺っているところでございます。御質問の実質公債費比率は現在、平成27年度決算で6.9%、これは県下14市の中で一番よい数値となっておりますのでございまして、本市の市債の発行が交付税措置のあるものを中心にここ数十年ずっとそういう発行をやってきたと、そのあかしであると思っております。地方債はやみくもに発行するものではございません。計画的に国・県の厳しい審査をいただきながら発行していくわけでございますので、その成果として捉えておるところでございます。

今回、市債発行額が大幅にふえておりますし、今後も恐らく本体工事が始まれば、地方債の発行額がふえてくると思いますが、現在、29年度実質公債費比率を仮試算しましたところ伸び率は0.5%程度の増、指数的には7.4、これが本体工事が始まっても7.8ぐらいでおさまるといふふうに財政当局では見込んでおるところでございます。実質公債費比率というのは、要するにそういう交付税のバックのある地方債がたくさん借りてあるところは、その分は数値的には十分、数値を計算するに当たっては控除されるような状況でございますので、その辺はこれまでの努力の成果ではないかと思っております。7.4%が多いのか少ないのかといいましたら、ちょうど真ん中ほど、14市では真ん中ほどぐらいかなと思っております。ただ、こ

れは一時的にふえるのであって、しっかりした償還が進んでいけば、またこれはしっかり安定してくると考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 交付税算入措置が控除されるわけですね。それが理解できなかったものですから、そのまま反映するののかと思ってたものですから、かなり大きくなるなと思ってたところですけども、そういうことであればそういった交付税算入措置がある起債を借りれば借りるほど、そんなに公債費比率は上がらないということを理解できるんですけど、ただ、今後こういった庁舎建設に限らず公共施設等総合管理計画の中でも計画をされていきますよね。そうすると、その管理計画の中で進むについては約毎年度20億ほどの予算が必要だというふうな話もされてますし、その20億についても地方債を発行する、それも事業債の交付税算入については、恐らく30%ぐらいの交付税算入措置がという説明を受けるところなんです。85%、30%かなり違いがありますので、そういった分にかかってくれば、やはり今までこれ以上に公債費比率は上昇するとか部分が見えてきますので、その辺は今後きちっとした財政運営をお願いをしたいなと思ってるところであります。

もう一つ、歳出の中で一番気になってるのが、社会保障費ですね。社会保障費本当に年々毎年毎年、当初予算でも増額で計上されている増加傾向にあるように思っております。29年度予算編成の中では、どういった点が社会保障費に影響してるのか、どのようにその辺を捉えておられるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

社会保障費の動向でございますが、これは、福祉サイドで扱ってます保育所、認定こども園の運営費、それから障がい者施設への自立支援給付費等々は単価改正等に伴い、これは毎年大幅な増加傾向にあるというのは、もう予算の審議の中でも十分御理解いただけるんじゃないかと思っております。平成29年度の当初予算を性質分類をいたしましたところ、速報値でございますけども約45億円で前年度当初と比較しまして約4.6億円の増。伸び率にしまして11.4%の大幅な増となっております。これは、当初と当初の比較ですので、29年度の当初と28年度の最終見込みを比較しますと、ここまではいかないと。補正予算でその分は確保していただいておりますので、ここは伸びてるのはあくまでも当初と当初の伸びということでお考えいただければと思います。

ただし、国民健康保険事業、介護保険事業につきましても、これ社会保障に近いような形、繰り出しをしておりますので、ともにその伸びが今回微増にとどまっており、それに伴いまして、一般会計からの繰出金が伸びなかった、余り伸びなかったということが今回、予算編成を比較的、楽にしたという言葉が適切かどうかわかりませんが、ここが毎年伸びてたものから、この伸びが少なかったからゆえにスムーズに予算編成がこれだけの歳出増であっ

でもうまく編成することができたということで考えております。それでも国民健康保険事業は平成30年度から財政運営主体が県へ移行する予定であり、標準保険料率など不透明な部分もございますので、相対的には社会保障費の議員が申された将来予測、動向に関しましては、明確なところで見通せないというのが実情でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 一般会計全体の中で占める割合についても、かなりの価格が占めてますよね。165億のうちの45億ですから、社会保障費だけでもかなり占めてると思ってます。本当に、でもこれは当然必要な経費ですので、いたし方ない部分もあるかと思えますけども、逆にこういった社会保障費についてもいろんな部分、努力できる部分については努力をする箇所があるのかなと思ってますんで、その辺はそれぞれの事業事業の中でお願いをしたいというふうに思います。

もう一つは、市長マニフェストですね、今、市長マニフェストについては第五次総合計画の後期基本計画の中に溶け込ませて実施をしてると、施政方針でも述べていらっしゃいましたけども、実際計画書に溶け込ませてあると思っております。そうしたら、それに関連する予算、今回の29年度について予算の計上はどのように計上されてるのか、この点を確認をしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えします。

市長の108のマニフェストは議員も申されましたように、第5次総合計画後期基本計画の中に溶け込ませておりまして、現在はマニフェストを実行するというよりも、総合計画、実施計画の戦略を1つずつ形づけていくことで、市長のマニフェストの実施につながっていると、そういう状況でございます。その多くは、第5次総合計画だけではなく、まち・ひと・しごと創生総合戦略にもあわせて位置づけられておりまして、具体的には戦略4の健康・福祉のうち子ども・子育て支援の充実として取り組みます、これはさっきの一般質問でも出ました、子ども医療費の完全無料化、それから戦略2教育・文化のうちスポーツ・レクリエーションの推進の中で、東京オリンピックに向けた選手の育成として取り組みますアスリート基金の創設、そういうものが全部は紹介できませんけども、予算が計上されてるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういうふうに少しずつ予算の中に計上されながら、マニフェストが実証されていくという状況になろうかと思ってます。

もう一つは、庁舎機能について、庁舎機能は今4カ所に分散されて運用されております。やはり、そういった4カ所での業務となりますと、いろいろ全協の中でも説明があつたと

ころなんですけども、やはり分散に伴う維持管理費の増加、これはかなり増加してるのではないかと思っているわけなんです。非常に気になってるところです。でも、4カ所分散してありますので、今はどうしようもない状況でありますけども、この維持管理費の増加について動向についてはどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えします。

熊本地震に伴い、昨年5月の連休明けから庁舎機能を――看護学校の場合は7月からだったんですけども、4つに分散して業務を行っております。もちろん、麓町本庁舎、西間別館2つで業務を行っていたときと比較しますと、予算規模で3,600万ほどの増となっているようです。増の要因で最も大きいのが西間別館とカルチャーパレス仮本庁舎に建設いたしましたプレハブ等のリース料2,000万ほどあります。それから、保健センターと勤労青少年ホームが事務所として入っております看護学校の借地料、これが1,000万ぐらいございますので、こういうものが大きな増の要因となっている。ただ、さきのプレハブ等のリース料、それから看護学校の借地料はいずれも一般単独災害復旧事業債100%の起債充当。要するに、被災庁舎の対象になっている。うちは被災をしたというような状況でございますので、一般財源の持ち出しはほとんどないということでございます。分析をしてわかった結果なんですけど、4つに分かれて非常に電気料とかさまざまに経費が上がってくるだろうと予想しておりましたら、28年度の決算時点ではそこまで上がらなかったということで、28年度の当初予算並みの経常的な維持管理運営経費でこの分散化したときの経費を賄うことができるという状況でございますので、これは職員の努力のたまものじゃないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなり災害復旧事業債、かなり有利な事業債ですね。聞いてみてほんとに予算規模で増額してますので、非常に持ち出しがかなりあるなって気にするわけなんです。ところが、中身を具体的に聞きますと、災害復旧事業債の対象になるということで交付税算入があるということで市の持ち出しはほとんどないんだという、なかなか私もびっくりしたところなんですけど、非常に有利な事業債だなとつくづく気づかされたところであります。

もう一点は、やはり負担金等についてなんですけど、一番気になるのは広域行政組合負担金の状況ですよ。非常に今までとは、クリーンプラザの償還が終わって負担金についてはかなり少ない金額でいくと思っております。ただ、今後いろんな事業等の中ではそんなに下がらないのかなとも気になるんです。今後、大規模改修とか、例えばクリーンプラザについて言いますと、15年間はまた継続しますけども、その後はまた新たな候補地、もしくは新たな建設をしていかなければならないとそういった状況も起きてきますので、そうなりますと、この負担金もかなり増加していくとそういった状況があると思っております。ですので、この点

の状況についてはどう判断していらっしゃるのか、また、特別会計の操出金の状況については、先ほど若干、国保とか介護等の状況を話をされましたけども、そういった特別会計操出金の状況についてはどのように見ていらっしゃるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これも行政組合のほうにお尋ねをしましたところ、行政組合が策定いたしております中期財政計画、平成24年度から平成33年度までの10年間でございますが、今後5年間は本市の場合は6億5,000万から6億9,000万程度で推移をすると試算をされておるようでございます。過去の本市が組合に出しました負担金のピークは、平成24年でございます、これは12億円を超える2倍ぐらいを負担しております、市の財政負担の大きな要因となっていたところでございます。今後はクリーンプラザの建設、それから、アクアパーク、汚泥再生処理センターの建設に係る元利償還が終了いたしますので、汚泥再生処理センターは平成33年度で終了するんですけど、これがありますので、負担金はクリーンプラザが建設される以前の市の負担ぐらいまでに落ち着いてくるというような状況でございます。

また、大塚議員のときにもお話しさせていただきましたが、市庁舎建設が終了する平成33年度以降には、今度はクリーンプラザと汚泥再生処理センターの大規模改修がやはり少しずつ出てくるということでございます。ただ、これは本市の状況を御説明してクリーンプラザの大規模改修もできるだけ平準化すると。単年度でどんと上がるようなことがないように、調整をしていただくように向こうのほうとしっかり協議をしておりますので、そこまでは影響がないんですけども、やはり負担金はこの6億9,000万ぐらいでずっといけるというわけではありません。やはり、大規模改修が出てまいりますので、そこを何とか乗り切る必要があるんじゃないかなというふうに考えております。以上が行政組合負担金の今後の財政負担の状況でございます。

特別会計は、国保、介護保険の特別会計への一般会計からの操出金につきましては、これは先ほども申し上げましたけども、29年度当初予算は微増であったという状況で、予算編成に及ぼす影響は避けられたというような状況でございます。ただ、国保の場合は先ほど言いましたように県単位への財政運営の移行、それから介護保険では2025年問題を抱えておることから確かな見通しは不可能でありまして、不透明な状況下にあるとしか言えない。それを申し上げておきたいと思えます。

また、企業会計への操出金のうち公共下水道事業につきましては、これは宝来排水機場の改築更新事業が予定されていること。さらに中核工業用地造成事業につきましては、土地の売却が計画どおりに進まない場合には、造成事業に係る元利償還相当分を市のほうから操出金に頼らざるを得ないところから、この両特別会計の負担金、それから操出金には状況によっては影響も出てくるというところでございます。少なくとも中期財政計画の中で行政組合

負担金、それから特別会計の操出金についてはしっかり原課のほうと調整をとりながら明確に数値のほうを押さえていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 将来的になかなか安心できない状況もあるようであります。もう1点は、先ほどこちよつと話をしましたけども、公共施設等総合管理計画、これまだ現在策定中という状況のようではありますが、やはり、これもちよつと気になるんですね。この総合管理計画との調整はどうされるのかなというのが、これも気になってます。調整をされてるのかどうか、今後されるのか、もしくはこの計画をどのように予算との関係で入れ込んでいかれるのか、これも非常に気になる場所なんですけども、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

公共施設等総合管理計画につきましては、午前中の仲村議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、今後、下位計画となります個別施設計画を策定すると、各部との調整を今後行わなければならないと考えております。具体的には、土木系の公共施設を例にとりますと、例えば橋梁関係につきましては、平成22年度に建設部が策定しました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、現在は整備を進めていっておりますので、財源等々の確保につきましてはほうまくいってるという状況でございます。

ただ、問題なのはカルチャーパレス等々の施設整備改修工事、今回当初予算で6,700万円の大ホールの屋上防水工事の予算化をしております。現在では、これには市債を充てておりますけど、これも午前中の仲村議員の質問の中で出ましたように、新たな起債が今度国のほうでできました。公共施設等適正管理事業債というのがありますので、これを使えば90%の充当率、そしてその30%は普通交付税で元利償還のバックがあるということで、これは5年間に限られていますけども、有効に使わないと非常にもったいないということもございまして、そういうさまざまな状況の中で、計画をまずは立てて、そして最終的には数値目標というのも質問で出されましたけども、状況的にその方針に従って適正に市債を発行していった対応をしていくと。それを今後指針にしていきたいというふうに考えておるところでございます。何はともあれ、国のほうもやはりこのほかに本市のように熊本地震で被災した庁舎だけではなくて、昭和56年以前に建てられた庁舎、要は本市みたいな庁舎がいっぱいあるんですよ。たまたま本市の場合は熊本地震で被災を受けた関係でその有利な起債を発行していただくような状況ができたわけですけども、それでも地震がないところ、通常に古いだけ、老朽化している庁舎を建て直すための制度も地方債制度も今度新しくでき上がっておりますので、こういうものもしっかり利用させていただきながら、できるだけ地方債は発行するけども、そういう有利な地方債もできるだけ選択していくと。それが国との調整が出てまいりますけども、そういうスタンスで今後はやらせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 個別管理計画については、新たにそういった個別計画を総合管理計画の中で、また個別計画については新たにつくりながら、それを管理計画の中に入れ込んでいかないかんのかなと思っておったものですから、例えば今話されましたように今まで市が策定しているそういった長寿命化計画とかそういった部分がそのままそれが個別計画につながっていくということで、ある程度そういった今まで計画としてされてきている部分についてはかなり事業としては進みやすい状況がありますよね。その辺は、私が勘違いしてました。安心したところです。そういうことに当たって、5年間のそういった猶予期間、これについては恐らく5年間で終わることはないのかなって、やっぱり、継続、延長、延長でいくのかなと思ってますんで、安心をしたところなんですけども。そういった中できちっとした計画を立てて、取り組みはする必要があるかと思っています。

あと、今回の施政方針の中では、先ほど言いましたように市長がかなり踏み込んで述べておられます。その中で予算との関係なんですけども、景気対策それから雇用対策関係、これの取り組みについての予算はどのように今回反映をさせておられるんでしょうか。これをお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、雇用対策でございますが、昨年度策定いたしました、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出するという基本目標に従い、250名の新たな雇用創出を目指すことになっております。具体的には施政方針においても御説明いたしました起業創業・中小企業支援センター、仮称ですが、設立のための準備経費を、また、スマート林業関連ではもうかる林業の仕組みを確立し、雇用創出につなげるため、木材産業活性化に向けた流通システムの構築を図ることとしております。それでも依然として、事業の展開が飛躍的に進んだということではございませんので、企業誘致への積極的な取り組みは言うまでもなく、今後新たな一手を矢継ぎ早に打ち出していく必要があると存じます。

次に景気対策でございますが、直接的な景気の対策ということでは、地方にとってはやはり公共工事であり、新市庁舎建設関連事業、交付金事業を含む道路新設改良費の拡充や広域行政組合受託事業、いわゆる条件整備、そして、スマートインターチェンジ整備事業の本格化、曙橋の大規模改修へ着手してまいります。ここ数年で取り組んでまいりました都市計画公園や橋梁、市営住宅等の長寿命化についても公共施設の更新として先行的に行ってきたものでございますが、前述しました公共施設等総合管理計画策定後は、施設ごとの個別計画によって、さらに年次的に本格化していくことになります。

また、今回の熊本地震の経験から地震への備えという点でもこれまでにないマンホールトイレ、非常用の受水槽の設置などへの取り組みを行ってまいります。一方、仕事をつくる

といった部分も間接的かもしれませんが、景気を支えるものだと考えておまして、スマート林業の取り組みにおける新たなビジネスの構築を初め起業創業支援や、中小企業支援への着手についても最終的には地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今後は本当はかなり景気対策についてもいろんな公共工事等が庁舎建設、スマートインターチェンジの整備と、かなりの公共工事が入ってきますので、かなりの景気対策につながるのかなとは思ってるところであります。

またもう一つは、移住定住の施策、これの推進。それから人口増のための具体的な対策、これも施政方針できちっと市長の重点施策の1つであるということで述べてらっしゃいますけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

移住定住の促進は人口減少社会への対策として策定した人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の1つであり、平成28年度から地方創生推進交付金を受け、人吉賑わい創出事業として取り組みを進めているところでございます。この総合戦略において、基本目標に本市への新しいひとの流れをつくることとして、人吉球磨の日本遺産を中心とした観光振興と、交流促進や多様な交流による移住定住の促進が掲げられております。これは日本遺産を核に新たな人の流れ、交流を促進することにより、人吉の認知度を上げ、本市のファンをふやしていくことで移住・定住者の確保につなげていこうというものでございます。このような総合戦略に基づいた本市の移住定住促進についての方針として、まずは日本遺産を切り口とした観光資源の活用や旅カフェによる情報発信と交流の受け皿をつくり、さらには広域行政組合や郡市町村と連携した広域観光を進めていくことで本市の交流人口をふやしてまいりたく存じます。そして、東京など都市部で開催される移住定住相談会への参加や、移住定住ポータルサイトを活用した情報発信による本市への移住希望者の掘り起こしを進め、実際に移住をされる方への支援策として各種助成制度の整備を進めてまいります。移住を検討される方にとっては住居、仕事、子育て、教育環境、医療や福祉の充実など、生活に関する全てが関心事であると言っても過言ではありません。移住定住施策は市民生活の全てが対象と言ってもよく、その促進をしていくためには庁内各課と連携をし、互いに協力しながら進めていくのが重要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 歳出の面から、多岐にわたってさまざまな予想されるような財政課題について質問してきたところなんです。これだけではありませんけども、こういったさまざまに今質問しました財政課題について、この平成29年度の予算編成を通してしたところな

んですが、やはり、今後はそういった部分をきちっと中期的展望を立てて、財政見直しをつけていくのが重要かと思っております。きょうの新聞記事にも熊本県も財政の中長期試算をやって行うというようなことで、5年ぶりにそういった試算公表をするということで記事が載っていたみたいであります。これも県議会の一般質問の中で答弁をされてるようではありますが、こういった中長期的な財政展望、財政試算は常に必要なことでもありますので、改めてこういった29年度の予算編成を通した中での中期的な展望をどのように考えていらっしゃるのか、最後にお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

日本の財政に対する国際機関の見方という観点から、平成27年11月9日付、OECDエコノミック・アウトルック98における日本への提言がなされていますが、その中に財政目標を達成するための詳細かつ具体的な戦略なしには、日本は財政の持続可能性に対する信認を失うおそれがあり、それは引いては金融部門や実体経済を不安定化させ、世界経済に大きな波及効果をもたらすおそれがあるという一文があります。これは我が国へ警鐘を鳴らす一文でありまして、将来の我が国の財政見直しは決して安閑としていられないということが読み取られるのではと存じます。当然のことながら地方財政は国の財政状況に左右されることは言うまでもありませんが、特に地方自治体の主要一般財源でもあります将来の財政の見直しをしていく上で最大のキーポイントは、交付税、地方交付税の動向は非常に気になるというところがございます。地方交付税の安定的な確保がままならない状況下におきましては、特に人口減少、少子高齢化が急速に進んでいる自治体単体での財政運営は非常に厳しくなるのではと危惧されておりまして、それゆえに今後も国の財政状況を常に注視するとともに、総務省の地方財政対策にも目配り、気配りを怠らないということが今は肝要ではないかと存じます。

平成29年度一般会計予算は、市政施行初めて、当初予算において160億円を超しまして、ここ数年、庁舎建設が落ちつくまではこの状態は続いていくものと予想をいたしておるところでございます。ただ、29年度の当初予算の財源内訳のうち、一般財源で比較いたしますと、平成28年度と比較いたしまして、約1,700万円しかふえてないと。これは先ほど議員が少し感慨深そうにおっしゃいましたけども、要はそれだけ財源的なことを考えて、庁舎にも取り組んでいく計画があると、そのあかしでございますので、私も最終的に集計をとって、財政課長のほうから1,700万円ぐらゐの増額で今おさまっておりますので、これでいいんじゃないですかというような報告を受けて、最終的に三役査定に持っていったというような状況でございます。庁舎建設に際し有利な市債、一般単独災害復旧事業債、これをしっかり使っていくことによって、何とか庁舎建設は進めていくことができると考えております。

ただ、最終的には財源調整のための3億円の基金の取り崩し、こういうものを行いました。そして、今後社会保障費を中心にまだまだ流動的なものもございまして、しっかりこの辺

は中期財政計画の中で数値を押さえていかなければならないというふうに考えております。29年度から33年度にかけて、多額の一般財源を必要とする事業、これは他の部署との事業調整に入りますけども、そういう庁舎をつくってる間は一般単独事業でやる事業には余り取り組まない。要するに、必要最小限度に押さえる。そして国庫補助事業であっても国庫補助裏に市債を充当する、そういうものを優先的にとっていくと。とれない事業については、できるだけ庁舎が完成した後に引き延ばすそのための手だてを講じると、そういうことを事業部門ともしっかり今後協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなり、本当に一般財源で1,700万しかふえてないと。意外とびっくりなんです。11億もふえていながら、その中の一般財源1,700万しか増額してないって、本当にこれは執行部がそれだけきちっと交付税措置の部分はかなり活用しながらいろんな部分を調整をされた努力かなとちょっとびっくりしたところであります。

ただ、こういった部分についていろんな角度から質問をして理解を深めないといけないと思っておりますので、今後も機会ある度にこういった予算のあり方、また予算編成等について深く質問を機会があればしていきたいというふうに思っております。以上でこの項目については終わりたいと思います。

次に、国民宿舎の今後の活用についてということであります。

これにつきましては、昨日新聞にも掲載されておりましたし、12日にくまがわ荘の営業等は終了するというようなことで掲載されてましたし、非常にこう惜しむ声が多いというように記事を読んだところであります。

平成29年3月末日をもってくま川下り株式会社によるくまがわ荘の指定管理が終了するという事なんです。それに伴って4月から運営が再開されるまでの間については温泉だけの運営を行うか否かの判断が必要となった中で両者の比較検討を行った結果、温泉だけの運営は行えないというような結論に至ったということ。これを2月16日に行われました協議会、それから全員協議会において報告があったところであります。

そのような結論を導き出すまでに経過の中で掲載してありましたように、検討会議もしくは作業部会においてさまざまに議論をされながら、そういった結果を導き出されたということでもあります。

今回はその具体的な論点を含めて質問を行いたいというふうに思っているところなんです。まずは改めて整理をしておきたいというふうに思っております。

国民宿舎くまがわ荘の開業当初から現在に至るまでの歩み、それから利用者数の推移もしくは収入の推移、営業収支の推移についてまずお尋ねしておきたいと思っております。

○経済部長（福山誠二君） 御質問にお答えいたします。4点、御質問いただいております。

まず、歩みということで、国民宿舎くまがわ荘の沿革ということで御説明申し上げます。

国民宿舎くまがわ荘は、昭和39年に開業いたしておりまして現在53年が経過いたしております。開業当時から市の直営施設として運営してまいったわけですが、開業から平成7年までの31年間この中で実質単年度収支赤字が11回に及んだということがございました。このことから平成7年になりますが、国民宿舎存続検討委員会が設置されまして宿舎を存続させるか否かということで検討いたしたところでございます。その結果といたしまして平成8年の3月定例市議会におきまして、当時は福永市長でございますが、3年をめどに廃止するという明言がございました。最終的には結論が出ずに、これが翌9年の3月定例市議会におきまして民間委託の方向でいくという方針に変更された経緯がまずございます。

その後、平成11年でございますけれども、くま川下り株式会社を民間委託の相手方として決定いたしておりまして、平成18年に指定管理制度に移行後も引き続き同社に運営をお願いいたしておるところでございます。

そのようにくま川下り株式会社に経営が移った後も赤字が続いておりまして、昨年9月5日でございますが、これも最近逐次皆様方にも御説明しておりますが、同社から施設の老朽化及び業績不振が継続したということが理由ということで、平成29年度以降の更新を行えない、こういった旨の申し入れがされたところでございます。

これを受けまして、11月28日でございますけれども、設備投資を最小限に抑えつつ観光施設として最も有効的な利用方法を検討及び協議するということが目的なんですけれども、これを目的といたしまして国民宿舎くまがわ荘における観光施設利活用等検討会議を庁舎内に設置したわけでございます。現在、作業部会も設置いたしておりまして、これで検討も含めまして協議を重ねているところでございます。

今のところが、歩み、沿革でございます。

次の御質問の利用者でございますが、この推移で見ますと、指定管理者制度に移行いたしました平成18年度から見ますと、平成18年に年間8,681人でありました宿泊者数、これが徐々に減少いたしておりまして、10年後の平成27年度には4,871人と、44%の減でございます。一方、温泉の利用者数でございますけれども、平成18年度が9,218人でありました。これに対しまして平成27年度は1万7,937人と逆に94%の増となっているところであります。

それから収入の推移でございますが、平成18年度に純売上額が1億1,242万3,000円ございました。これに対しまして、平成27年度には6,785万4,000円と約40%の減となっております。

最後に収支ということで、営業収支の推移でございますけれども平成21年から平成27年まで7期連続の赤字でございます。過去5年を見ますと平均900万円以上の赤字となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 大変厳しい営業だったなというふうになんて気になったところなんですね。本当に国民宿舎の沿革見てみましても、私はその平成7年、8年職員時代でしたし、廃止のときも、私もいろいろと組合の役員をしておりましたので、交渉等でいろいろと発言したことをちょっと思い出したところでもあります。

あと、2点目に、これまでかなり減少はしてきていたんですが、そのくまがわ荘が及ぼした経済波及効果、これについてはどのように検証されてるのかということでお尋ねしておきたいと思います。例えばその観光消費額の推移から見てどのような影響があったのか、この点をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

波及効果ということで、観光消費額の推移でお答えさせていただきますが、この推移を見ますと平成23年度が9,482万9,000円でありまして、これが年々減少いたしまして平成27年度は6,992万8,000円となっております。この推計観光消費額の算出方法ですが、これちょっと申し上げておきます。

熊本県の観光統計に準じて出しております。くまがわ荘の宿泊料金の基準額が4,860円でございます。これに飲食費やこの圏域だけで使えます交通費、それとか商品購入、お土産代とかになります。それにそのほかのお金を足しまして出したのが平均消費額。これにくまがわ荘の宿泊者数を乗じて出した値でございます。

くまがわ荘の宿泊者数、これは減少はいたしておりますが、平均して約7,000万円の消費を生み出している。こういうことから推察いたしますと年間5,000人から7,000人の宿泊、このように減ったという推移の中ではございますが、本市の経済に及ぼす影響というのは少なからずとも貢献をしていたのではないかと、私どもはそう判断しております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 減少しながらも経済波及効果については少なからず影響があったと、やっぱり国民宿舎が及ぼす影響についてかなり影響があったのかなと推定できたわけですけども、ただやっぱり今の現在の旅行形態の変化ですよね、もしくは市場動向についてはかなり変わってきてると思ってるんですよね。ですのでその辺の旅行形態の変化とか旅行市場の動向について、これについてはどのように今認識をされていらっしゃいますか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

現在の旅行形態と旅行の市場動向、この変化ということでございますので、大きく4つの傾向が見て取ることができます。

まず1点目ですが、国内旅行者数が減少傾向にあるということがございます。これは日本

旅行業界の調査でございますけれども、国内旅行の国内宿泊旅行者数、これが1990年までは緩やかに増嵩していたと、その後は横ばいもしくは微減でございます。こういう傾向に変わってきたということでございます。

旅行の形態につきましてもかつては社員旅行の団体旅行、こういったのが主でございましたけれども、インターネットの普及が著しい昨今でございますので、情報の収集から宿泊施設の予約までが簡単にできるということもありまして、個人旅行が主流になってきたということでございます。

それから4つのうちの2点目でございますけれども、旅行者のニーズが二極化したことが挙げられます。最低限のサービスで安価な宿泊施設を選ばれる層、安いところでいいんだというところと、それとは逆に豪華な施設で高級サービス、こういうのを受けることができる高価な宿泊施設を選ばれる層という、この二極化になっております。

安いところで前者を例にとりますと、外国人観光客、こういった方のいわゆるバックパッカーですね、こういったとこのゲストハウス、こういうのがございます。ゲストハウスでは、ただアメニティサービス、こういったものを省いた素泊まりの宿泊施設ということでございますので、トイレや風呂、台所、こういったのを共同で利用するため、一泊当たりの単価が非常に低く設定されております。また後者の高いところでございますけど、高い宿泊施設につきますと、これは一泊数万円を超えると、中には列車の中では100万円を超える、今度新しく列車が走っておりますけども。そういったぐあいに予約が取れなくても、高くても人気があるという、そういうところも存在いたしております。

それから3点目でございますけれども、旅館の減少がございます。旅館は老朽化もございまずし、またビジネスホテルとの競合による経営難という、こういう問題もありまして廃業が増加しているところであります。

厚生労働省が発表いたします衛生行政報告例によりますと平成18年度には5万4,100軒の旅館があったわけですが、これが平成27年度末には約4万700軒と10年間で約1万軒以上が廃業している状況です。こういう中で例えば国民宿舎を例にとりますと、平成元年ぐらいにはこの熊本県内には10軒ほどあったわけなんですね。そこで1つの連絡協議会とかございましたが、現在は山都町の通潤山荘とこの国民宿舎くまがわ荘、この2軒になってしまっていると、このように減少しているわけでございます。

それから4点目でございますけれども、外国人旅行者の増加がございます。観光庁の発表によりますと2015年度の国内への外国人の旅行者、これが約1,973万人でございました。前年度比でいきますと143%と大変増加いたしております、日本政府の目標といたしましてはこれが平成32年までには年間4,000万人を目指すということになっているところでございます。特にクルーズ船が非常に多くなっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなり旅行形態が変化してきた、そういった中で、例えばそういった旅行形態が変化してきた中でくまがわ荘を利活用する際、問題点がどういようにあるのかということが一つは考えなきゃいけないと思うんですね。例えばやっぱり、今のくまがわ荘を利活用する場合の問題点をどう把握しているのか、例えば施設の老朽化とか抜本的な改修計画とか、温泉源とか耐震性とかいろんなものがあると思いますけども、その点についてどのように把握していらっしゃるでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

利活用する場合の問題点ということでございますが、今後最も頭を悩ませる問題、これ今議員御指摘のように老朽化でございます。昭和39年建設後、53年が経過いたしておりますことから施設の老朽化が進んでおりまして、特に雨漏りや外壁の剥離でございますね、これが最近は最低限の改修しか行ってこなかったということもありまして、今後長期的に活用することを検討いたしますと、いずれ抜本的な改修が必要になると予測されまして、多大な財政負担も考えられるところであります。

例えば、くまがわ荘の長寿命化のためには屋上の防水、これ例えばでまだ正確に算定したものではありませんが、この防水工事約1,500万ほど、それから外壁の改修に約2,800万、それらの工事設計業務委託も必要ですのでこれが900万ほど、合計で5,000万円以上の額がかかるのではないかと、これあくまで試算でございます。

そのほか、各施設の老朽化も進んでおりまして、いつどここの設備が故障するか、少しこういうところも見ていかなければならないという現状がございます。

いずれにせよ、これからくまがわ荘の利活用を考える上でございますけれども、老朽化した施設、設備の大規模改修というのは避けて通ることはできないという、喫緊の問題であるものと存じております。

また皆様方もよく利用されますのでよくおわかりかと思いますが、客室にトイレがないと、それから全室が和室である、こういったものは先ほど旅行の変化と一緒に時代の流れとともに変化してきましたこういった宿泊所に求められているニーズ、これを満たした施設が更新できていないという問題もあるわけでございます。

こちらもくまがわ荘の利活用を検討する際には大きな障害と言いますか非常に検討しなければならない問題であると、そういうふう存じております。

また、耐震でございますけれども、こちらにつきましては平成26年度に耐震補強工事を行ってございまして耐震性は確保されている状態でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常にこう老朽化が問題であるということですが、例えばその国民宿

舎の長寿命化計画を作成して、例えば先ほどから話してます公共施設等総合管理計画の中に入れて、その中でこういった形で長寿命化計画をするんだということも一つ考える必要があると思うんですね。そうすることによって例えばそういったある程度の事業債が、交付税算入がありますから、それも勘案しながらどれだけの財源を計画的に打ち込むことによって、どういうふうな改修ができるということを計画することも必要かなというふうに思うわけですね。そういった計画をぜひしていただきたいなというふうに思ってるところであります。

そういったいろんな問題点を今聞いてきましたが、先ほどから言ってますようにそういったいろんな今後活用する部分を含めて若手職員による作業部会においていろいろ議論をされたというように聞いたところなんですね。ですのでそういった作業部会において議論された部分についてちょっとお尋ねしておきたいと思ってるんですが、その開催状況とか具体的にどのような意見が出されたのか、問題点をどういうふうに把握したのか、もしくはくまがわ荘の今後の活用案等について、どのような意見等が出たのか、これを具体的にお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

作業部会での議論状況ということでお答えいたしますが、平成28年11月28日に国民宿舎くまがわ荘における観光施設利活用等検討会議を設置いたしまして、第一回検討会議の中で活用方針については作業部会をつくると、このように検討することで決定いたしまして、作業部会でございますけれども、これは12月14日それから12月21日、1月19日と3回開催いたしております。くまがわ荘の利活用、宿泊料金基準等について議論をいたしたところでございます。意見ということで、中から出ました意見でございますけれども、各メンバーからは例えば少年野球等の合宿所、こういうものとしての活用はどうかというのもあります。それから、観光協会の事務局としての活用、今MOZOCAに入っておりますけれども。それからサテライトオフィスとしての活用、これ企業等にとということでございますけれども、そういった活用案についての意見、それから施設の老朽化を心配する意見、これやはり出ております。

それから低料金で利用できる施設、宿泊にお金をかけたくない、そういった層のターゲットですね、例えばラフティングで泊まってそのままラフティングするとか、そういうのになりますけれども、そういった料金に関する意見、こういったところでさまざまな意見が出てるところであります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常におもしろい、いろいろな意見がでたように今思ったところなんです。ただそういった作業部会でそういったいろいろな意見を出した、その分を恐らく上部機

関と言いますか検討会議の中で議論をして、そして取りまとめたというふうに思ってるんですね、検討会議の中で議論されて結論は出されたわけですよね、一番最初に話をしましたように、4月からの方法については出された。ただその検討会議の中でどのような議論をされたのかというのも必要かなとちょっと思ってますんで、その検討会議における審議状況、これどうだったのか、またその具体的な活用案等についてはどういうふうにまとまったのか、この点はどうでしょうか。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

国民宿舎くまがわ荘について検討会議の議論状況、それからどうまとめたかということでございますが、検討会議につきましては11月30日それから12月15日、1月6日、1月26日、2月22日と5回開催いたしております。

作業部会、先ほど申しあげました作業部会から上がってまいりました、くまがわ荘の活用方法についての分析、それから再開までの温泉施設の運営方針等、これについて議論してまいったところでございます。

その中でくまがわ荘の活用案についてでございますが、作業部会からの活用案について協議しました結果、設備投資を最小限に抑え観光施設として最も有効的な活用方法という前提のもとでございますけども、1つ目が宿泊施設として指定管理者を募ると。それから2つ目に、運営スタイルは温泉プラス宿泊であると。それから3つ目、顧客ターゲットは低料金の利用者層と。それから4つ目が国民宿舎の冠を外して施設名を自由にできると。こういった4つの方針からなる活用方法、1つは今のところまとめたところでございます。

現在は宿泊施設に限らず、いわゆる経済効果を生む施設である。先ほど申しあげましたいろいろな案が出ておりましたので、そういうところもやはり経済的なものがあるのであればそこも検討したほうがいいんじゃないだろうかというところで、活用法がほかにないか、これを検討を続けているところであります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 12番。笹山欣悟議員。

○**12番（笹山欣悟君）** まだ、検討会議の中ではさまざまな活用法を検討されてるというようなことですね。そのような中ちょっと私が気になってるのは、同じくその2月16日の全員協議会において説明あった件なんですね。

旅カフェ事業の仕切り直しをするというような報告があったところなんですけど、その中の説明では、予算については地方創生拠点整備交付金の内示があっているために、今議会に28年度補正予算として追加提案をしたいというようなことだったわけですね。またその設置場所の候補地としては市有地が中心となると、既存の施設を活用するというようなことから石野公園、それから城見庭園、国民宿舎くまがわ荘の3候補地を選定して今検討してるんだというようなことで報告があったと思っております。

それぞれのその3候補地についてはそれぞれのメリット・デメリットがあろうかと思ってるんですけども、ただ時間的には余裕がないように状況を受け取ってますので、なるべく早急にやっぱりそういった候補地を選定する。そしてきちっとした変更申請を行う、そういった必要に迫られてきてるのかなってちょっと思ってるところなんです。

です。例えばその3候補地を今の中で検討されておりますが、例えば石野公園、城見庭園、国民宿舎くまがわ荘とこれをそれぞれで見た場合に、これは私の見方なんですけども、私の見方で例えば消去法でこう見ていった場合に一番残ってくるのは、私の考えでは最適地は国民宿舎くまがわ荘になるのかなって、私はちょっと思うんです。いろんなことを考えた中で、です。やっぱりこういった恐らく今議会中にそういった予算を追加提案されて、取り組みをされるということですので、この点についてどうお考えなのかなってちょっと聞いておきたいなって思ってるわけですよ。くまがわ荘に旅カフェエントランスセンターを設置する考えはないのか、これ改めてお尋ねしておきたいと思います。どうお考えなのか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員申されますように国の地方創生拠点整備交付金を活用した拠点整備事業で、今仕切り直しということで国の内示がまいりまして、場所は現在未定というところで内閣府のほうに状況をお話しして、内示はしますということで補助申請はしてくださいということで、場所未定で今補助申請を行ったような状況です。ただ期間的には遅くても5月の連休明けぐらいまでにはしっかり場所を決めてやっていってくださいよということでお話をいただいております。というのが、この事業が28年度の事業でして、翌年度に繰り越しをして少なくとも29年度中には事業を完了させなければならない、供用開始まで含めて時間がないわけでございます。

そういう状況の中で市有地を、当初の申請は市有地でなかったわけなんですけど結果的に事業をやっていく上で、さまざまな設置条例等々をつくっていく上ではやっぱりこれは当然市の持ち物の中でやっていかなければさまざまに影響が出てくるということもございまして、現在市の持ち物、建物それから土地を含めて調査を行っていると、それは今議員が申されたことと同じでございます。

候補地としてはクラフトパーク石野公園、普通財産で今管理をしております城見庭園、旧中津留美術館ですね、それと今議員も熱くおっしゃっていただきました国民宿舎くまがわ荘、この3カ所を今のところ絞り込んで協議をいただいておりますけども、きのうちょうど総務文教委員会でこの話をさせていただいたときに、もう1つ案が出たんですけども、これは今度全員協議会で少しお話をさせていただきたいと思っておりますけども、これは駅周辺等々も十分その候補地として可能性は高いんじゃないだろうかというようなお話も、総務文教委員会の議員さんから出て、現在3プラス1というような状況で、少し選択肢がふえているような状況ですけども、その中でも今、一つずつを分析しながら点数をつけるということじゃなくて、

例えば旅カフェエントランスを開設したときに、じゃあどこが一番最もふさわしいのかというようにところに視点を置いて、さまざまな角度から現在企画それから経済部それから教育部等々ですと3者で今さまざまな検証を行ってるといような状況でございます。

ただ時間はないというのが、これは本当に本音でございまして最終的な旅カフェの整備箇所を議論しながら、議会にも御相談申し上げながら、しっかり事業の組み立て、事業費の算定まで考えますと3月いっぱいには場所を決めないといけないとそういうような状況まで今なっておりますので、そういうことを視野に入れながら、時間はそんなにありませんけどやっていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今話を聞いてますと、3月いっぱいには候補地を決めなければいけない、選定しなければいけない、本当にこう時間的余裕がない、猶予なしというふうな状況に追い込まれてきてるのかなってちょっと感じたところであります。

この旅カフェについては市長も熱い思いを持っていらっしゃるように、先ほども答弁のあったところなんですけども、やはりこういった状況の中で、早期に決定していく、これについては市長としてのトップリーダーとしての判断もこれは必要になるんじゃないかなって私は思っています。ですので、市長はどのようにお考えか、この点をお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

日本遺産のエントランスセンター旅カフェにつきましては、当初の予定地の変更等々によって、議員各位、関係者の皆様に多大な御心配、御迷惑をおかけしており、まずもっておわびを申し上げます。

多くの自治体では人口減少という問題は避けられない状況であります、いかに定住人口を維持し、外部からの人の流れをつくるかが今後の地域経済に大きく影響する部分だと認識をしております。

その方策の1つとして日本遺産を活用した地方創生事業への取り組みがあり、日本遺産エントランスセンターでもある旅カフェの設置は、私としても大きな期待を寄せておりますし、先ほど来、御質問をいただいております人吉球磨一帯が日本遺産という共通したテーマを持って、広域観光に取り組む大きな一歩であるという点でも大変意義あるものと考えております。

本市にとりましても、日本遺産の認定効果を最大限活用し、情報発信拠点及び交通拠点として、また新たな人吉スタイルの発信基地として整備をしていきたいと考えております。そのためにも旅カフェの開設場所は笹山議員にも御提案をいただきましたが、非常に重要な部分でございますので、今後慎重かつ早急に決定しなければならないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 時間的に言うとは本当はないというふうに感じましたので、また市長も熱い思いを持っていらっしゃるようでありまして、やはり答弁されましたように初めて球磨圏域が1つになった事業として取り組んでいく、これ非常に球磨圏域のこういった今からの広域的な取り組みについては、非常に重要な施策の1つだと思っております。

ぜひこれは成功させてほしいなというふうに思ってるんですけども、これは本当に時間がありませんので、関係機関で十分なやっぱり検討をされながら、きちっとした結果を導き出していただきますように、そして事業がもう28年度補正予算として提案されるわけですから29年度1年間しか事業の予定がないということです、このことも十分に勘案しながらおくれることがないように事業を遂行していただきたいなというふうに思っております。なるだけ早目の候補地選定、それから事業計画をつくっていただきますようお願い申し上げます。一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時36分 散会

平成29年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月9日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成29年3月9日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 宮原将志君
 2. 犬童利夫君
 3. 平田清吉君
 4. 福屋法晴君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君 |
| 6番 | 平田清吉君 |
| 7番 | 犬童利夫君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |
| 14番 | 村上恵一君 |
| 15番 | 永山芳宏君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君 |
| 18番 | 田中哲君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君				
副	市	長	松	田	知	良	君			
教	育	長	末	次	美	代	君			
総	務	部	長	井	上	祐	太	君		
市	民	部	長	今	村		修	君		
健	康	福	祉	部	長	村	口	桂	子	君
経	済	部	長	福	山	誠	二	君		
建	設	部	長	大	淵		修	君		
総	務	部	次	長	小	林	敏	郎	君	
総	務	課	長	小	澤	洋	之	君		
財	政	課	長	植	木	安	博	君		
水	道	局	長	中	村	則	明	君		
教	育	部	長	松	岡	誠	也	君		
農	業	委	員	会	長	荒	毛	正	浩	君
事	務	局	長							

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤	池	謙	介	君		
議	事	係	長	栗	原	亨	君	
庶	務	係	長	椎	葉	千	恵	君
書	記	白	坂	禎	敏	君		

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。2番議員の宮原です。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目に、企業誘致からサテライトオフィス誘致について、2点目に、子育て支援から子育て世代包括支援センターについて、3点目に、観光振興から石野公園「道の駅」構想について、そして4点目に、施政方針より外国人に優しいまちづくりについて質問をさせていただきます。

それでは、1点目の企業誘致からサテライトオフィス誘致について質問をいたします。

現在、政府は働き方改革の一環として、テレワークシステムの導入を推進しております。テレワークとは、ネットなどの情報通信技術、ICTを活用し、本社などから離れたところで仕事をするという新しい働き方です。例えば、自宅にいながら会社と連絡をとり、仕事を進めるという在宅勤務、出張や移動中にネットを利用して仕事を進めるというモバイルワークなどがあり、企業側はコストの削減や生産性の向上、また、労働者は通勤時間の削減やワーク・ライフ・バランスの向上など、両方に利点が得られると言われております。

そのテレワークシステムを地域活性化につなげようと、サテライトオフィスを誘致する自治体がふえており、政府もその取り組みを後押ししています。サテライトオフィスとは、テレワークの働き方の一種で、本社以外の場所にオフィススペースを構えることで、わざわざ本社に行かなくても近距離のオフィススペースで働くことができるものであります。

サテライトオフィスを誘致した自治体では、移住者や地元雇用者の創出、遊休施設や空き家の利活用、観光PR等に成功している自治体があり、また、サテライトオフィスを開設した企業においては、豊かな自然環境の中で仕事をするにより、心身の健康によい効果をもたらし、また、通勤時間が短縮できることにより家族サービスをする時間がふえたなど、社員の満足度が向上することで個々のモチベーションが上がり、また作業効率の向上も期待できることから、地方でのサテライトオフィス開設に興味を示している企業も多くあると言

われております。まさにウイン・ウインの関係をつくっていると云っても過言ではないサテライトオフィスは、今後もますます注目されると予測できます。

そこで、議員時代に美波町、神山町へサテライトオフィスを視察されたことがある市長へ、サテライトオフィスへの考えやサテライトオフィス誘致についての考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

サテライトオフィスの本市への誘致についての御質問ですが、近年注目されている新たな働き方、また、企業誘致の手法の1つでございます。具体的には、企業本社などの本拠地はそのままに、通信設備を備えた遠隔勤務、リモート勤務が可能な地方部において、衛星のように存在するオフィスを設置する誘致の手法であり、私自身非常に興味のある分野でもございます。

最近の国内の動きといたしまして、徳島県神山町を初めサテライトオフィスの誘致に着目する自治体は、北海道北見市や和歌山県白浜町など増加傾向にあり、近隣では、宮崎県日南市におきまして、シャッター商店街の空き店舗にIT企業のサテライトオフィス誘致に成功され、雇用に際しても地元の方を採用されているようでございます。また、総務省におきましても、地方創生の主要施策の一環として、地方部での実証事業を推進しているところでございます。

ここで、都市部の企業が地方にサテライトオフィスを構えるメリットを幾つか上げてみますと、まず1点目に、オフィスの賃貸料や人件費といった固定経費の削減が考えられます。ITツールを駆使して、遠隔でありながらコミュニケーションを図ることで、東京を初めとする都市部と地方部とで同じ業務ができるのであれば、都市部にオフィスを構える必然性がないので、比較的オフィスの賃貸料や人件費が安い地方部においてコストを抑えた企業経営が可能になると存じます。

2点目に、地方部にサテライトオフィスがあれば、本拠地のオフィスが台風や地震といった自然災害などで被害を受けてもバックアップが可能であることから、リスク分散を図ることができます。

3点目としまして、IターンやUターンを希望する人がふえている中、地元での就職を希望している人も呼び込め、また、卒業と同時に都市部へ流出する高校生が地元にとどまることで、人材確保の競争が激しい都市部よりも地方のほうが人材が確保しやすいというメリットも地方部における強みかと存じます。

そして何よりも、議員もおっしゃいましたように、時間の効率化と社員の働きやすさ、暮らしやすさがございます。総務省統計局の平成28年社会生活基本調査によりますと、東京都市部においては通勤時間に平均2時間近くを費やしているようであり、働く人々にとって心身的に大きな負担のようでございます。これが、地方に拠点を構えることが可能になれば、通勤に費やす時間を省くことが容易になり、通勤時間のカットによる時間の有効活用も可能

になろうかと存じます。

また、社員の働きやすさ、暮らしやすさという点におきましては、我々地方で働く側から見て、都市部で働く人々は、獲得賃金は確かに多いのかもしれませんが、予想以上に心身ともにストレスを抱えているようでもございます。人が多く、時間に追われる都市部よりも、地方のおいしい食材や爽やかな空気、地元の人々との触れ合いなど、都会ではなかなか味わうことができない魅力がある地方部のほうが働きやすい環境であり、サテライトオフィスを構えるメリットの1つであろうかと存じます。実際、本市は通勤時間の短縮を図ることが可能であり、山や川といった自然に触れ合うことができ、かつ温泉で心身をリフレッシュできる最適な場所であると認識しております。

さらに、サテライトオフィスを構える企業が地方にふえてきますと、単に雇用を生むだけにとどまらず、都市部で働いているエネルギーでおもしろい人材が地方で働くことによって、地方掛けるITベンチャー企業といった副次的な地域活性化の相乗効果も期待できます。

これらのことを踏まえ、今後は私自身が積極的にトップセールスを展開し、IT関連企業の誘致を進めるとともに、東京等を初めとする都市部のIT企業で働く社員のための癒やしの場をぜひ人吉の地で提供してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 市長は熱心にサテライトオフィスを視察されていますので、私よりもサテライトオフィスの効果や魅力については詳しいと存じますし、また、サテライトオフィスへのそういう思いも今聞かせていただきましたけども、政府は現在、ふるさとテレワークやお試しサテライトオフィスといった、テレワークやサテライトオフィスの誘致に取り組む自治体を支援しておりまして、平成29年度もそういった予算が出てくると思います。誘致するなら今がチャンスではないかなというふうにも考えるのですが、本市において今までIT関連企業のサテライトオフィスを誘致したことがあるのか、また、企業誘致といいますか、サテライトオフィスを誘致する際の本市独自の補助メニューがあるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

まず、IT関連企業の誘致の取り組みでございますが、昨年度から5件ほどの問い合わせが、東京と福岡、九州関係のところからあっております。実際に企業を訪問いたしまして、企業から求められるニーズとか条件に関して面談をさせていただいております。

企業との面談の際に、誘致に関する本市の強みを大きく3点説明いたしております。まず1点目が、東京都心部までの交通の利便性。これはアクセス状況の優位性、いわゆる鹿児島空港でございますけども、ここまで大体45分で行けるといふこと、それが1点でございます。それから2点目に、豊富な人材の確保。企業の中には人吉の地元の方を雇いたいということ

がございますので、人材の確保という点。それから3点目でございますが、これは先ほど市長が申されておりますがいわゆる豊かな自然環境でございます。この人吉という地の利点、これを強調しております。

また、IT企業が求めますニーズや条件面、これに合致できなかったということがありまして、現時点では誘致までには至っていないというところでございます。

それから、優遇制度、補助関係につきましては、これまで本市のスタンスといたしまして、企業誘致というのは主に製造業を中心とした工場誘致の優遇制度に重点を置いていたというのがございます。工場を直接必要といたしません情報サービス業、それとかインターネット付随のサービス業に代表されますIT関連企業にとりまして、現在のところ、このニーズに即しました満足度の高い優遇制度には至っていないという状況でございます。

つきましては、時代の流れや変化に対応できますように、今後、IT関連企業の誘致に当たりましては、企業側が求めておりますニーズを的確に捉えました優遇制度の見直しも必要と存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 工場誘致に対する支援はあるけど、今のところサテライトオフィス誘致への支援はないということで、昨年度は5社の問い合わせがあったんですけど、うまくいってないということで、もしそのときにこういった支援制度があれば何か形は違ったのかなというふうにも思いますけれども、今、全国的に見ても工場誘致というのは難しく、そういった中でのサテライトオフィス誘致というのは工場誘致にかわる新たな地域振興策だと思いますので、検討されるということですので、ぜひサテライトオフィスの誘致の際にも支援等を検討していただきたいというふうに思います。とはいっても、財政が厳しい中で、安易なサテライトオフィス誘致というのはだめなんじゃないかなと思いますので、例えば、家族での移住や地元住民の雇用とか、そういった条件をつけていく必要もあるんじゃないかなというふうにも思っております。

私、先ほど市長も言われましたけれども、先進地であります和歌山県白浜町にあります白浜町ITビジネスオフィスというところに視察に行っていました。この施設は、白浜町が和歌山県の補助を受けて、民間企業の保養所を買って、そこを改修し、IT関連企業のみが入居できる施設として平成16年から開設されておまして、入居企業に対しては助成金や税の優遇措置などの支援も行われておられました。

開設当初は空室が多かったみたいなのですが、現在、和歌山県がワーケーションとって、ワーケーションというのはワークとバケーション、これを組み合わせた造語であり、リゾート地などの環境のいいところで休暇を兼ねて短中期的にリモートワークを行うという意味だそうですが、そこに和歌山県は着目して、ほかの都道府県に先駆けて取り組みを始めた

ということで、県と町が連携して、あそこも南紀白浜空港が近くて、空港から約1時間というアクセスのよさと、あと景観をPRして積極的に企業誘致を行って、平成28年には施設の全8室が満室となっているところでありました。満室になっていますので、もちろん移住者の方もいらっしゃいましたし、地元雇用の方もいらっしゃいました。また、企業の方も自分の時間ができたということで、地元の子供たちにプログラミング教室を行うというような地域貢献等もされておられました。

そういったプラスの効果がありますので、ふるさとテレワーク事業の成功モデルとして、全国から多くの行政関係者やIT企業が白浜町に訪れておまして、現在、白浜町では2棟目となるサテライトオフィスを建設中でありまして、もう大体進出する企業も決まっているというような話もされておられました。

成功の要因は多くあったんですけども、人吉市も、先ほど言われてますけど、自然があると。温泉がある。そして歴史もあるし、アクティビティーもあると。鹿児島空港からも1時間もかからないということで、このワーケーション、サテライトオフィスの開設にぴったりではないかなというふうに思っております。

また、地方でのサテライトオフィスでは、遊休施設や空き家が多く活用されているということで、ここからが提案なんですけど、今、今後の活用が検討されている国民宿舎くまがわ荘、こちらをサテライトオフィスとして活用できないかということなんです。

検討会議でもそのような案は出ていたみたいなんですけども、何も全部ではなくて、現在旅カフェエントランスセンターの候補地でもありますので、例えば、温泉は今までどおり地元の方も利用できる。1階部分を旅カフェエントランスセンターに活用する。そして2階の部分をサテライトオフィスで活用するという複合施設ですね。私は複合施設というよりもハイブリッド型施設と言いたいですけど、ハイブリッド型施設として活用できるんじゃないかなというふうにも思っておりますし、くまがわ荘の場所は相良家の下屋敷だったということから、歴史とIT、まさに保守と進取の文化を体現する施設になるんじゃないかなというふうに思っております。

企業の方も仕事をしながら球磨川のすばらしい景色が見れて、仕事で疲れたらすぐに温泉でリフレッシュできるということで、企業の方々も興味を示されるのではないかなというふうにも考えております。ということから、くまがわ荘の活用の中で、サテライトオフィスとして活用するという視点も入れて検討していただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員も御存じのとおり、国民宿舎くまがわ荘につきましては、昨年11月から国民宿舎くまがわ荘における観光施設利用等検討会議を設置して、鋭意検討を進めているところでございます。ことし2月の行政経営会議で一定の検証結果と方向性が示されたところですが、観光的機能は当然のことながら、さらにさまざまな見地から幅広く施設の利活用の可能性を探っ

てほしいということで、複合施設も視野に継続して検討を行ってございましたところ、その後、日本遺産のエントランスセンターの候補地としても浮上してまいりましたので、さらに検証を深めていく必要が生じております。

宮原議員の御紹介のとおり、サテライトオフィスというイメージは、通常であれば商店街の中の空き店舗や遊休施設などに誘致されるものと考えがちでございますが、国民宿舎くまがわ荘であれば、どこをどの程度利用するのかによって変わってくるものの、規模的には複数のオフィス、あるいはオフィスの集合体を誘致できる非常に興味深い御提案であると私自身も受けとめさせていただき、今後の検討の一助にさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 市長も興味深いということですので、ぜひそのようになることを期待しているんですけども、何度も言いますけども、サテライトオフィス、成功しているところは、移住定住、雇用の創出、また地域振興などさまざまなメリットがありますので、今のくまがわ荘をサテライトオフィスとすることで、本市が抱えている問題も少しなりとは解決できるんじゃないかなというふうにも思っております。

今まではどちらかというと観光利用という点でずっと検討されてきたほうが強いと思います。今回、旅カフェの件もありますし、私は今回サテライトオフィスという提案もさせていただきました。ですので、時間はありませんが、検討会議もいいですけども、あらゆる視点、あらゆる活用方法を検討するプロジェクトチームをつくって検討する場もつくったほうがいいんじゃないかなと思いますが、市長はそのあたりどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、国民宿舎くまがわ荘につきましては、国民宿舎くまがわ荘における観光施設利用等検討会議において、引き続き観光施設としての利活用を主眼に、検証、検討を始め、現在は少し検討の幅を広げて協議を進めているところでございます。当施設の規模からも、議員御指摘のとおり、複合施設も視野に、観光を初めさまざまな活用が考えられるところではございますが、検討の幅は広げつつも、これまでの経緯もございますので、現在の国民宿舎くまがわ荘における観光施設利用等検討会議、そしてその下部組織であるワークショップメンバーで引き続き検討を行い、必要に応じて関係職員を増員するなど、会議の充実を図りながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 間もなくくまがわ荘も休館になりますので、検討する時間はなかなかないと思うんですけども、あらゆる視点で検討していただいて、くまがわ荘を観光施設とは違った形で活用するという変化を恐れることなく検討を進めていただき、ぜひ国民宿舎く

まがわ荘をサテライトオフィスとして活用していただきたいというふうに思っております。これでサテライトオフィス誘致についての質問は終わらせていただきます。

次に、子育て世代包括支援センターについて質問いたします。

今議会の施政方針の中で、平成29年度中に子育て世代包括支援センターの設置を計画しているとありました。この子育て世代包括支援センターですが、政府が少子化社会対策大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、おおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととされており、平成28年4月時点で296市区町村720カ所に設置されております。

子育て世代包括支援センターは日本版ネウボラと言われており、ネウボラとはフィンランド語で助言の場という意味ですが、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点として切れ目のない支援を実施することで、妊産婦等に対して、よりきめ細かい対応ができると期待されております。

私も昨年の秋に先進的にネウボラ事業に取り組んでいる東京都文京区の文京区版ネウボラ事業について視察をさせていただきましたので、ある程度のイメージはあるのですが、本市が今回設置を計画している子育て世代包括支援センターではどのような支援を行っていくのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

子育て世代包括支援センターは、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うということで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に設置するものでございます。

国が示しておりますセンターの事業内容としましては、まず1つ目に、妊産婦及び乳幼児等の実態を把握すること、2つ目に、妊娠、出産、育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと、3つ目に、支援プランを策定すること、4つ目に、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、以上の4つの事業となっております。また、これらに加えまして、地域の実情に応じまして必要な母子保健事業や子育て支援事業を行うこととなっております。

今回設置いたしますセンターは、まずは、先ほど申しました4つの事業を、既に行っている事業も多くございますけれども、より充実させ、質の向上を目指して開始する予定といたしております。国がセンターの全国展開を目指します平成32年度末までに、地域の実情に応じた必要な事業を随時加えながら進めてまいりたいと考えております。

地域の拠点については、母子保健に関する相談機能を有する施設で実施します母子保健型を保健センターに置き、地域子育て支援拠点等、身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施します基本型を福祉課に置き、まずはこの連携型として取り組んで

いきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 事業内容については、既に行っていることを充実させていくということなんですけども、私は母子保健型と基本型が同じ施設で、ワンストップ窓口で切れ目のない支援を行っていくことが子育て世代包括支援センターかなと思ってたんですけども、母子保健型と基本型が別の施設であっても、密に連携して支援を行っていけば、子育て世代包括支援センターとしての事業は行えるということで、本市においても母子保健型と基本型が、保健センターと西間別館というところで、2つ窓口を持って支援等を行っていくということだったんですけども、今回は庁舎の関係上難しかった部分もあると思うんですけども、できれば1つの窓口のほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

というのは、今まで妊娠期から子育て期までの支援が縦割りになってたので、相談される方もどこの誰に相談に行っているのかわからないとか、例えば保健センターに相談に行ったけども、担当が違うので西間別館に行ってくださいみたいな、そういった、言い方悪いんですけど、たらい回しにされるみたいな、そういったのを解消するためにこの子育て世代包括支援センターが設置されるというふうに思っておりますし、また、西間別館の児童福祉係は場所も狭くて、人も多いですので、相談に来られる方もなかなか相談しにくいんじゃないかなというふうに思っておりますので、これは今後の庁舎建設の問題にもかかわってくると思うのですが、ぜひ1つの窓口で、そして相談しやすい環境づくりというのをさせていただきたいというふうに思いますし、今回は別々の場所で事業を行うということですけども、相談に来られた方があっちに行ったりこっちに行ったりしないでいいように、密に連絡をとって相談支援業務を行っていただきたいというふうに思っております。

次に、子育て世代包括支援センターを設置する際には、保健師や助産師、ソーシャルワーカーなどの専門スタッフの配置が必要になってくると思いますが、スタッフの確保、人材育成についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

子育て世代包括支援センターの必要な職員体制としましては、国は母子保健型に関しまして保健師1名以上、基本型に関しましては利用者支援専門員を1名以上配置することとしております。現在、保健センターには、保健師を初め助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、心理士、保育士が配置され、また福祉課には、利用者支援専門員を初め子ども・子育て相談員、女性福祉相談員を配置しております。必要に応じてそれぞれ専門職が連携をとりながら支援を行っていく予定でございます。

職員の人材の育成につきましては、母子保健や子育て支援等に関します各種研修会、セミナー等に積極的に参加をさせ、担当職員間で情報共有に努めながら、それぞれ資質の向上を

図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今までどおりの体制でいくということですが、今は保健センターにはソーシャルワーカーはいないというふうに聞いておりますけれども、現在は経済的な問題や家庭環境、また生活に関する問題が多くなってきていると言われておりますので、そのような方に対する支援を行う技術としてのソーシャルワーク、こういったものも必要になると思いますので、今後の人材確保についてはしっかりと計画を立てていただきたいというふうに思っております。

また、人材育成の点でいくと、例えば相談に来られる方が20代の方と40代の方では人生の背景が違いますので、それぞれに対応できる相談員のスキルというのにも必要になってくると思いますので、あらゆる相談に対応するためにも、人材育成、組織の拡充というのをよろしくお願いいたします。

この子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていくことになっていますが、その切れ目のない支援等を通して、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待を早期に発見、低減することも目的としています。そこで、どのような支援の際に問題を発見し、どのように対応していくのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

取り組みの内容でございますが、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない子育て支援を実施してまいりますが、まずは母子健康手帳交付時に心身の状況や生活の状況などについてのアンケートを書きいただき、その上で個別の面談により聞き取りを行い、具体的な状況をまずは把握したいというふうに思っております。それをもとに、妊娠期から支援を必要とする方には、いつ誰がどのような方法でどのような支援を行っていくのかという具体的な個別支援プランを作成し、多職種によるチームとして早い段階から寄り添った支援を行っていくものでございます。

また、その後の妊娠期、出産期、子育て期と経過する中で、電話での対応、家庭を訪問しての対応、保健センター等に出向いていただいている対応など、困り感、不安感が大きくなる前の早い段階で相手に合わせた個別の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私が視察を行った文京区では、妊婦の方が妊娠届を提出したときに、母子保健コーディネーターが私があなただけの担当ですよという意味で名刺を渡されるそうなんです。そこでその母子保健コーディネーターが面接を行って、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をされておられました。また、面接になかなか来られない方もいらっ

しゃるということでしたので、面接に足を運んでもらうツールとして、育児パッケージ、子育て支援品の詰め合わせなんですけども、妊婦面接終了時に配布するという取り組みもされておられました。

人吉市と文京区では財政規模も違いますので、育児パッケージを配布するというのはなかなか厳しいとは思いますが、母子手帳配布時に面接を行うというのは大変有効だというふうに思いますし、なかなかプライベートなことまでは聞きにくいかもしれませんが、家庭環境や子育てにある背景がわかると問題を早期に発見しやすくなると思いますので、そのあたりも気をかけていただきながら面接を行っていただければというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、この子育て世代包括支援センターでは妊娠期から子育て期までの支援を行っていくことになってますが、出産後、産後のケアという部分がどのようになるのかなというふうに思っております。出産後はホルモンバランスが急激に変化するために、鬱状態になりやすいとも言われており、最近は高齢出産もふえてきているので、そうすると体への負担も大きいということで、産後ケアは大変重要であると言われております。

文京区では宿泊型のショートステイや母乳相談事業なども行われておりましたが、全国的に産後ケア、産後のサポートというのはまだまだ少ないと言われておりまして、本市においても産後ケアという部分については余り充実してないのかなというふうにも感じております。そこで、今後の産後ケアの方向性についてどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） それでは、お答えいたします。

産後ケア事業は、産婦にとって、特に初めて出産された産婦にとっては、医療機関を退院した後の不安定になる時期にとっても大切な事業だというふうに考えております。現在、保健センターにおいて生後1カ月を目安に乳児家庭全戸訪問に取り組んでいるところでございますが、乳児の健康状態はもとより、母体の健康状態、育児に関する相談、授乳指導など母親への支援も行っておるところでございます。これに加えまして、不安が大きくなる退院後1週間をめどに、電話での相談対応に取り組み、不安解消に努めたいと思っております。電話での相談対応により、体調の不良や育児不安など、早期に支援を必要とする方へは家庭訪問を早目に実施し、対応してまいります。また、現在も行っておりますが、対象者の状況によりましては、医療機関入院中に訪問し、医療スタッフとの連携のもと、必要な支援を行ってまいります。

今、宮原議員から御紹介いただきました文京区の宿泊型ショートステイ事業につきましては、家族等の支援を受けられない産婦や体調不良、育児不安のある方に対しまして大変意義のある事業だというふうに感じております。まだ熊本県内では実施しているところはないように聞いております。本市としましては、まず、ニーズの把握を行うとともに、受け入れ可能な医療機関の有無など、状況の把握を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 宿泊型のショートステイについては、財政的な問題もありますので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、医療機関と連携して、何かできることがあったら取り組んでいただきたいと思いますし、また電話相談、また乳児家庭全戸訪問、こちらをしっかりといただいて、情報を把握していただいて、出産後不安を抱えて過ごされている方がいらっしゃいましたら、相談に乗っていただいて、支援をしていくというような体制づくり、そういったものをしっかりといただきたいと思いますというふうに思っております。

最後の質問になりますが、せっかく子育て世代包括支援センターを設立するのであれば、市民の方々に利用してもらうことが重要だというふうに考えております。そこで、子育て世代包括支援センターをどのように周知していくのか、また、市民の皆様に親しんで活用してもらえるように愛称があればいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこで、子育て世代包括支援センターを周知するという意味でも、愛称を公募してみてもどうかと思います、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

周知の方法についてでございますが、最初にかかります母子健康手帳交付時に、お一人お一人にまず詳しくお伝えをしたいというふうに思っております。それとともに、広報ひとよしやホームページ等へ掲載を行ってまいります。また、保育園、認定こども園、幼稚園等の御協力をいただき、お知らせの配布、また医療機関等にポスターの掲示等をお願いをしてみたいと考えております。さらに、各地域で身近な支援をしていただいております民生委員児童委員、各校区の主任児童委員の方へも周知をさせていただき、さらなる御協力のお願いをしてみたいというふうに考えております。

また、子育て世代包括支援センターの愛称の公募につきましては、御提案をいただきありがとうございます。早い時期にぜひ公募をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 愛称については早い時期に公募したいということで、ぜひよろしくお願いたします。周知については、特に若い人というのはスマートフォンで情報収集されますので、ホームページもいいんですけども、スマートフォンでなかなか人吉市のホームページが見にくいんですよ。ホームページの一般質問じゃないんでこれ以上は言いませんけども、そういった情報発信とかも考えていただければなというふうにも思っております。

私が視察をした文京区の担当の方が言われたのが、もともとある事業を本当にうまく活用して、市民の皆様に利用してもらうことが大事なんですよというふうに言われました。今回、子育て世代包括支援センターを設置するんですけども、基本になるのはやっぱり今までやっ

てきたことだと思っておりますので、今後はこれを充実させていただいて、関係機関とも連携をとりながら、市民の皆様にご利用しやすい支援センターにさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、石野公園「道の駅」構想について質問いたします。昨年6月議会において、石野公園を防災機能を備えた道の駅として活用してはどうかという質問をさせていただきました。市長からは、国、県と協議し、検討していきたいという、石野公園の道の駅化に向け前向きな答弁をいただいたところであります。そして、現在本市が策定を進めている公共施設等総合管理計画の中間報告の中でも、石野公園は道の駅構想としての活用を検討しているとあり、石野公園の道の駅化に向けてさまざまな検討をされているというふうに思っております。

そこで、私が昨年6月議会で一般質問した、それ以降、具体的にどのような検討を進めてこられたのか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

昨年6月の一般質問以降、具体的にどのような取り組みを行ってきたかという御質問でございますが、昨年7月に国土交通省八代河川国道事務所の方とお会いし、道の駅登録準備に関する情報収集を行っております。その後、石野公園の施設状況等の資料を作成しまして、10月には八代河川国道事務所にて石野公園道の駅登録に関する問題点の確認を行っております。また、本年1月には国土交通省熊本河川国道事務所に出向きまして、八代河川国道事務所、熊本県土木部道路保全課、人吉市の4者で道の駅に関する関係者協議を行い、石野公園への道の駅機能の設置に向けての本市の考え方を御説明し、国土交通省からは課題等について御教授をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 熊本県、八代河川国道事務所、また熊本河川国道事務所、国交省とも協議を進められているということで、大変うれしく思っておりますが、その中でも、協議の中で課題等が出てきたということですが、そこで、道の駅化に向けてどのような課題が出てきたのか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

本年1月の協議におきまして、国土交通省より道の駅化を実現するために5つの課題について御教授いただいております。

1つ目は、利用者動線に配慮した施設の位置関係ということでございます。原則として、利用者が目標とする場所までの間に情報発信施設を必ず通るような動線を計画しなければならないということでございます。例えば、トイレ、あるいは売店等があれば、そこに行くまでの間に情報発信施設をつくるということでございます。

2つ目は、トイレや駐車場に関する課題でございます。交通量、立ち寄り率を調査し、それに合った駐車台数及びトイレの数を数値として算出すること。また、トイレにつきましては、現在は利用者の立ち寄りやすさやショッピングモール並みの清潔さや多機能施設が求められているので、トイレの改築等を計画したほうがよいということでもございました。

3つ目は、情報発信施設の機能という課題でございます。モニターや電光掲示板などインターネットとリンクさせたパソコンで制御し、24時間リアルタイムで情報提供を行えるものが望ましいということでもございました。

4つ目は、防災拠点の計画に関する課題でございます。熊本地震の経験から、道の駅に対しては防災拠点としての機能が求められているので、施設を道の駅登録に合わせて整備することは難しいとしても、いつかの時点では防災拠点としての、災害時に電気、水が確保できる施設、例えば発電機や受水槽、食料備蓄倉庫などの施設の設置を行うことが計画に必要であろうということでもございました。

5つ目は、道の駅の目的に関する課題でございます。道の駅にすることで地域にどのような影響を与えるのか、地域の活性化にどのように寄与するか、石野公園ならではの特徴は何かなどについて整理をする必要があるということでもございました。

今述べました5つの課題につきまして御教授があった後、国土交通省からは、現在、全国の道の駅が1,000カ所を超え、道の駅に求められる基準が上がってきているので、この5つの課題をクリアできるレベルの計画でないと道の駅化することは難しい、今後も引き続き実現に向けて協議を進めていきたいと思いますというお話をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 課題が5つあったということですが、トイレについては、石野公園ができた当初からあるのであれば、約30年近くたっているわけでありまして、今もタイルが剥げ落ちているところもありますので、これを機に改修を検討していただきたいというように思いますし、防災拠点に関しては、私も防災機能を備えた道の駅にしたらどうかと一般質問させていただきましたので、防災機能を持つ道の駅としての整備というものをしっかりと計画していただきたいというふうにも思っております。

また、地域に与える影響というのは、やはり平成31年のスマートインター開通ですね。やはりこれによる観光拠点、特にあれだけ広い駐車場を持っていますので、八代港に今、クルーズ船が来てますので、その観光客をバス数台で来て受け入れが可能ということでもありますし、また、観光だけでなく物産振興の拠点にもなり得るというふうには私は思っております。

ほかにも課題はありましたけれども、その課題をクリアすれば道の駅として登録できるというふうにも思っておりますし、国交省からも実現に向けて協議を進めてまいりましよう

言われているということですので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。そこで、今後、道の駅登録に向けてどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

私ども当初、周辺の道の駅の状況及び登録要件などから、石野公園の既存施設である駐車場やトイレの利用、情報発信施設としての案内所の改築を行えば登録ができるのではないかと考えておりましたが、先ほど述べましたように、道の駅登録につきましては、国土交通省より5つの課題を教授されたところでございます。

今回の道の駅構想は、石野公園の活性化にとどまらず、八代港から人吉球磨を訪れるインバウンドの受け皿など、地域の活性化に有効な施策と認識しているところでございます。財源的な問題も含めましてクリアすべき課題は大変多く、計画作成にはかなりの時間と労力を要することとは存じますが、実現に向け、関係機関との協議などを行いながら、着実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 着実に取り組んでいくけれども、時間と労力が必要であるということでありましたが、確かに課題があるので、簡単に道の駅登録とはいかないかもしれませんが、やはり平成31年度のスマートインター開通に照準を合わせて、公共施設等総合管理計画、また個別施設計画等を策定していく努力をしていく必要が私はあるというふうに思いますし、あとは、石野公園を道の駅にするという動きを加速させるのは、やはり市長の思い、やる気だというふうに思っております。そこで、市長の石野公園の道の駅化に向けた思い、決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど建設部長が答弁いたしましたとおり、石野公園の道の駅構想は、石野公園の活性化だけではなく、地域活性化の面からも非常に有効な施策であると考えております。今回、所管官庁であります国土交通省と協議を行い、道の駅化に向けてのさまざまな課題を御教授いただいたわけではございますが、克服すべき課題が明確になったという点では非常に良かったのではないかと私は捉えております。

6月議会でも答弁いたしましたとおり、都市公園内に道の駅施設を設置する問題や、観光、物産振興の面からの課題など、そのほかにも多くの問題、課題が予想されますが、国土交通省を初めとする関係機関と協議を進めるなど、道の駅登録に向けて前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 前向きに取り組んでいただけるということで、今後もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますが、建設から30年近く経過する石野公園を今後どのように活用するかと考えたときに、何度も言いますけれども、平成31年度にスマートインターが開通すると。八代港へはクルーズ船が来ていると。国交省も今、道の駅による地域活性化に力を入れているということで、今、石野公園を道の駅にする追い風が吹いているんですよね。トイレの改修等に財源等は必要かもしれませんが、いつかは改修しなくてはいけな時期が来るので、それ以上に、石野公園を道の駅にすることで、あそこを中心に稼ぐ地域がつくっていけるというふうに思っておりますので、この件については今後も追っていきたいとは思いますが、ぜひ議論を先延ばしすることなく、スピード感を持って石野公園の道の駅化に取り組んでいただくように強くお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。施政方針より、外国人に優しいまちづくりについて質問いたします。

施政方針の中で、交流人口の増加に向けた新たな切り口として、本年は外国人に優しいまちづくりを進めてまいりますとありました。ことしに入り、市長はいろいろな会合の挨拶の中で、外国人に優しいまちづくりを進めることで交流人口をふやし、人吉のよさを感じてもらおうことで、住んでいる人にも改めて人吉のよさを認識していただき、地域に誇りを持ってもらうというような旨のお話をされておられました。

言っていることはよくわかります。しかし、じゃあどうやって交流人口をふやして人吉市のよさを感じてもらおうのか、具体的な取り組みが見えておりません。そこで、外国人に優しいまちづくりをどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

外国人に優しいまちづくりでございますが、本市の持つ歴史性、日本文化としての奥行き、それらが今も日常の暮らしに息づいている風土などは、日本文化の真髄みたいなものに触れたいと考えている外国の皆様にとって非常に魅力的なのではないかと考えており、私自身、そのような取り組みの先進地である飛騨高山や長野県野沢温泉村などを視察した結果、その思いが確信に変わったところでございます。

また、内向きには、本市で暮らしている外国人の人々にも住みよい、安全・安心であると実感してもらうことも重要であり、住む外国人、訪れる外国人ともに人吉は外国人にとっても過ごしやすく優しいまちでありたいと着想しているところでございます。

具体的にはまだ確定的なものはございませんが、インバウンド等多くの外国人観光客を呼び込みたいというのが目的でございますので、外国人に対応できる各種相談窓口の設置や、インフォメーションの充実、多様性、グローバルスタンダードであるWi-Fiなどの拡充を先行すべきではないかと考えているところでございます。

また、見方を変えれば、外国の人に評価され認めってもらうことで、地域の誇りの醸成にも

つながりますし、日本国内における注目度も高めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） インバウンド観光を推進していく中で、インフォメーションの充実やフリーWi-Fiの整備を検討しているということでしたが、外国人の観光客にとっては重要なことであって、特に外国人の観光客にとって情報収集、情報を発信する際にはフリーWi-Fiが大変ありがたがられるということを聞いておりますので、インバウンド観光を推進していく上でフリーWi-Fiスポットを整備するというのは欠かせないことだと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、市長が言われたとおり、人吉市には外国人観光客だけではなくて、住んでいる方もいれば技能実習生もいらっしゃいます。また、住まれている外国人のお子様もいらっしゃいます。そのような方々がトラブルに遭わないようにしなければならないと思っておりますし、観光や防犯だけでなく、労働や居住、教育といったさまざまな場面でトラブルが発生した場合にすぐに対応できる体制を整えておく必要があるというふうにも思っております。

そのような国際社会に対応するために、実は2年前に人吉球磨外国人にもやさしい町づくり連絡協議会、これ仮称ですけれども、人吉市だけでなく警察署や企業、地域を巻き込んで設立しようという動きがありましたが、いまだにこれは設立されておられません。そこで、この人吉球磨外国人にもやさしい町づくり連絡協議会の設立の経緯と、なぜいまだに協議会が設立されていないのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

熊本県では昨年4月の熊本地震の影響で訪日外国人が減少しておりますが、近年日本を訪れる外国人や日本で働く外国人の方が急増しており、本市においても大型クルーズ船の八代港寄港やハラル事業の取り組みなどにより、東南アジアなど諸外国から訪れる外国人の方は今後もふえてくるものと思われますので、行政と民間が連携して受け入れていく環境の整備は急務であると考えております。

平成27年2月に自治振興課におきまして、県の機関の要請を受けまして、人吉球磨外国人にもやさしい町づくり連絡協議会の設立に向けた事前協議及び第1回設立準備会を開催いたしております。設立準備会では、人吉球磨在住の外国人の方を対象といたしまして、地元住民と外国人との相互交流、外国人の方も犯罪に遭わない、起こさない安全・安心で暮らせるまちづくり、国際化を意識した市民の意識啓発などを目的とした協議会を設立していくとした方向性は決まっていたようでございますが、具体的な設立の趣旨、協議会規約、組織体制、事業内容は今後の準備会で検討していくことになっておりました。

その後、平成28年4月に社会教育課に業務が移管されたものでございますが、このときの

協議には訪日外国人という視点が含まれておらず、協議会組織の範囲、協議会の役割、活動内容、取り組み事業などの再検討が必要であると考えましたので、いまだ協議会の設立には至っていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 2年前の2月に第1回の設立準備会を開催されて、昨年4月に自治振興課から社会教育課に事業が移管された。そして、訪日外国人という視点が入ってなかったから、再検討が必要なためにストップしているということでしたけども、市長は交流人口をふやすために外国人に優しいまちづくりと言い始めたのはことしに入ってからですが、当時はハラルおもてなし構築事業に伴うハラルツーリズムモニターツアーもされてましたので、訪日外国人の視点が全くなかったというわけではないというふうに私は思ってるんですよ。

本当にこの2年間、庁内で協議されてきたのかなというふうにも感じておりますが、第1回目の設立準備会からは、市長もかわりましたし、去年は地震があったので、市役所だけでなく警察の方も忙しかったので、なかなか話が進まなかったのかなというふうに推測させていただきますが、問題は今後どうするかなんです。ですので、今後、その協議会の設立に向けてどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

本市にお住まいの外国人または事業所に勤務される外国人に対して、教育、医療、福祉、防犯、防災などの生活支援に関する情報提供、地域住民と相互の理解を深めるための交流事業や啓発事業など、地域住民も外国人の方も安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることや、インバウンドなど人吉市を訪れる外国人に対してもおもてなしに満ちた優しいまちづくりを進めることが必要だと考えております。

このようなことから、社会教育という視点だけではなく、全庁的な視点での取り組みが必要であると思っておりますが、これからの外国人に優しいまちづくりにおいて、連絡協議会の設立は大切な事業だと考えておりますので、まずは庁内での協議、さらに県や関係機関との協議、調整を行い、設立の準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ぜひ設立に向けて動き出してほしいのですが、私も全庁的な視点で取り組む必要があるというふうに思ってます、最初に話したように、観光だけではなく、防犯、労働、居住、教育とさまざまな分野がかかわってくると思いますので、社会教育課が担当というのはいかがかなというふうにも考えておりますので、今後は、今度できる企画政策部に事業を移管していただいて、横断的に取り組んでいただきたいというふうに思っており

ます。

市長が言われる交流人口をふやすための外国人に優しいまちづくりも重要ですが、外国人が人吉市に安心して来れる、安心して住める地域づくりも必要だと思いますし、そうすることによって、ここに住む我々も安心して住めるようになるというふうに思いますので、人吉球磨外国人にも優しいまちづくり連絡協議会、これは市長が言われている外国人に優しいまちづくりと名称が似てややこしいですので、今は仮称ということですから、今後はこの名称も検討したほうが良いと思いますし、早急に準備会を開催して、設立に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わりますが、この3月末をもって退職されます職員の皆様、長きにわたり人吉市民のために御尽力いただき、そして今日の人吉市の礎を築いてこられたことに対しまして心から感謝とお礼を申し上げます。皆様におかれましては新たなステージで御活躍されることと存じますが、くれぐれもお体を大切にされ、魅力あふれるセカンドライフをお過ごしになられますよう心から御祈念申し上げますとともに、これからも市政発展のためにお力添えをよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の犬童利夫です。

まずもって、3月末日をもちまして退職されます職員の皆様に、これまでの長い間、市政発展と市民の皆様の幸福向上に御尽力をいただきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、私個人に対しましての御指導をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでございました。これからは健康に十分注意され、お元気でお過ごしいただき、これまで積み重ねてこられました経験を生かされ、市政発展のため御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をしてみたいと思います。今回は3項目について通告をしております。1項目めが、災害対応より、人吉市業務継続計画についてでございます。2項目めが、都市計画事業、下林願成寺線の工事についてでございます。3項目めが、市民の声から、人吉城跡ふるさと歴史の広場の整備などと、消防団の年末警戒等についてでございます。

まず、1項目め、人吉市業務継続計画についてでございます。このことにつきましては、

さきに全員協議会で説明があったところであります。災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報が利用できない場合でも一定の業務を優先的に行わなければならない業務やその対策について、特に重要な要素など、その概要と計画の目的をお尋ねいたします。また、防災についての対策を定めた計画としては地域防災計画がありますが、風水害、大規模火災などの場合、地域防災計画で対応されるのか、そして、新型インフルエンザ対策やテロ災害についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、人吉市業務継続計画の目的でございます。これは全員協議会でも細かく説明をさせていただきましたが、もう一度復習の意味でやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

大規模災害により行政みずからも被災し、庁舎や職員などに制約がある状況下において、優先的に行わなければならない業務、対策をあらかじめ定めておき、早急な対応、復旧、復興を目指すことを目的としております。

計画の内容につきましては、内閣府が定めておりますガイドラインにおきまして、計画の中で必ず定めるべき特に重要な6要素、まず1つ目が、首長が不在の場合の職務の代理順位、それから2つ目が、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、3つ目が、非常用電源や水、食料の確保、4つ目が、災害時につながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目が、行政データのバックアップ、そして6つ目が、非常時優先業務の整理をあらかじめ定めておくというものでございます。

人吉市業務継続計画を発動する基準といたしましては、本市において震度6以上の地震が発生した際に自動的に発動することとしておりまして、その他の災害におきましては、災害対策本部長である市長の宣言により発動することができるとしております。

議員御指摘のとおり、風水害や大規模火災につきましては、地域防災計画による対応を本市のほうは基本としておるところでございます。

また、テロ対策につきましては、国民保護法第35条に、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないとされておりまして、本市におきましては平成19年度に人吉市国民保護計画を作成し、現在定期的な見直しを行っているところでございます。

また、新型インフルエンザ対策につきましては、厚生労働省におきまして平成20年5月に新型インフルエンザ対策に関する法整備が図られまして、本市におきましても、人吉市新型インフルエンザ対策行動計画を平成21年10月に策定をしたところでございます。その後、平成25年4月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、翌年、26年の4月に見直しを行ったところでございます。この見直しでは、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象にしておりますので、名称に等を加えまして、人吉市新型イン

フルエンザ等対策行動計画として策定をし、現在、対策を講じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、業務継続計画の目的やその重要な6要素を述べていただきましたけれども、各種の災害対応については地域防災計画を基本として対応されて、また、新型インフルエンザやテロ災害については、個別の行動計画によって対応するというところでございました。

重要な要素を述べてもらいましたが、その中で、計画もされているところがございますけれども、現在の仮本庁舎が被災した場合は、代替となる庁舎の優先順位はスポーツパレスの第2別館を計画されております。地震の大きさなどで違いなどはあると思いますけれども、仮本庁舎とすぐ隣にありますスポーツパレス第2別館を計画されているところがございますけれども、同時に被災する可能性が高いと思います。その考えについてお尋ねいたします。また、代替庁舎の候補順位につきましては、地域防災計画との整合性についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

昨年4月に発生しました熊本地震において被災しました熊本県内の自治体では、本市を初め庁舎が使用できなくなった自治体が幾つかございました。このことは、被災者支援や災害復旧のスピードに影響を与えますことから、しっかりとした代替案を準備しておくことが非常に重要であると存じます。

人吉市業務継続計画では、現在のカルチャーパレスの仮本庁舎が被災して使用できなくなった場合の代替として、順に、今、議員が申されましたように、2番目に第2別館、スポーツパレスでございます。それから3番目に西間上町の現在の保健センター、これは看護学校でございます。4つ目に第1別館としておるところでございます。

仮本庁舎と2番目に設定しておりますスポーツパレスの距離が近いことで、同時被災の可能性があるのでということでは危惧されて、御心配もされているというふうには存じておりますが、実際に災害が発生して、ここの仮本庁舎、カルチャーパレスが被災した場合に、順位どおりに使用できるかということは、これはなかなか予想はできません。ここのカルチャーパレスもスポーツパレスも被害を受けるぐらいの大きな、例えば大地震が発生するということは予想はできませんけれども、予想もして決める必要もあるわけがございますけれども、そこは絶対的な基準としては堅牢な建物であるというのが国の方針の1つのよりどころというか、そういうところがございますので、カルチャーパレスとスポーツパレスの建設年度を考慮して順位を付しておるところでございます。

順位も重要ではございますが、万が一の際には使用できる施設がどこにあるのか、その施設にどのような設備があるのかななどを業務継続計画に記載をしておき、素早い対応に備える

必要があると考えているところでございます。

また、地域防災計画書に記載している順番は、ここの仮本庁舎、カルチャーパレスが1位、それから2位が第2別館、スポーツパレス、3位が第1別館（西間別館）になっています。そして4位が人吉下球磨消防組合の消防本部と、これと、先ほどの業務継続計画はちょっと内容、順位が違って、整合性の点で、第3位順位以降が違っております。業務継続計画の順位は、本庁舎が使用できなくなった際の庁舎機能業務全般の代替庁舎の順位としておるところでございます。また、地域防災計画の順位は、災害対策本部の設置場所を定めておりますので、相違が出てきているというような状況でございます。

この辺につきましては、防災安全課のほうでも整合性はとっていく必要があるのではないかと、今、協議をしております、この辺の協議が調いましたならば、またしっかりした会議の中でお示しをしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけども、業務継続計画では、順位どおりに予定はちょっとなかなか難しいところもあるが、地域防災計画の中での災害対策本部の設置についての基本的な考えというのは理解したところでございます。災害で庁舎が被災した場合、代替庁舎についてはやはり全職員の方が共通で認識される重要な事項であると思っております。地域防災計画との整合性を持って計画したほうがいいのではないかと思ったところでもございます。

次に、災害時、庁舎が被害を受けた場合であっても、被災者支援や住民対応にも行政データが不可欠であると思っております。業務の遂行に必要な戸籍などの重要な行政データのバックアップについてどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

戸籍データは、さきの東日本大震災を教訓に改正されました戸籍法で正本と副本を設けることが定められており、正本は本市が管理を行い、副本は2013年に構築されました戸籍副本データ管理システムにより、各市区町村とネットワークでつながれた全国2カ所の戸籍副本データ管理センターに最新の戸籍情報が厳重に保管をされております。

これに加え、システムに何らかの障害が発生した場合に備えまして、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、予備装置等を平常時からサーバーのバックアップとして配置し、運用をしておるところでございます。これを冗長化というふうに呼んでおりますが、本市の戸籍システムでは西間別館のサーバー室内にこの冗長化されたサーバーを設置しております、専用の磁気媒体にて毎日データのバックをとり、媒体は市民課の耐火金庫にて保管をしておるところでございます。

また、戸籍以外の重要データにつきましても、戸籍同様、サーバーの冗長化や媒体へのバ

ックアップなどにより、災害や機器障害などの際にはデータ復元が可能なシステムを現在採用しておるところでございます。これは本来であれば市民部長が答えるべきところですが、私のほうでまとめて答えさせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 市民部長のかわりまで答弁いただきましてありがとうございます。また詳しく説明いただきまして、ちょっと難しい言葉もあったようではございますけれども、戸籍法などにより万全なシステムにより保管が行われているということでもございました。

次に、勤務時間外に災害が発生した場合の職員の参集予測がなされております。発災から3日目で徒歩を中心とした場合、直線距離で20キロメートル圏内の職員、全体の70%が参集できるとされております。参考資料によります市職員の想定参集人員及び参集率を見ますと、6時間以内には50%の168名の職員が参集できるとなされております。ただし、先ほどから話が何度も出ておりますけれども、熊本地震による被害状況に鑑み、より厳しい条件での参集率を想定する必要があるとされております。なかなかこの想定については難しいところはあるかと思いますが、通常の勤務に支障のない範囲で、例えば校区別とか、あるいは何班かに分かれて、実際に想定を示した職員の登庁訓練をすることも必要ではなかろうかと思っております。自転車や歩行による自力参集を前提とした参集訓練を実施することで、登庁時間ごとの職員を把握し、優先業務の想定もできると思っております。そのお考えについてお尋ねいたします。

訓練につきましては、参集訓練だけでなく、職員の安否確認であったり、連絡網などを活用した非常通信訓練などさまざまな訓練の方法もあると思っております。このことが職員の意識の高揚につながるのではなかろうかとも思っております。また、平常時からこの計画の実効性を高めるためにも、全職員の方がかかわることが大切であろうと思っております。全職員に対して周知はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、御質問の最後のほうにおっしゃいました職員に向けての周知ということから回答させていただきます。まずは職員向けのグループウェアに掲載をいたしまして、いつでも確認できる体制をしておりまして、全職員への周知等々は現在確立をしておるところでございます。また、この業務継続計画の説明会につきましても、全職員を対象に4回開催をしております。参加人数は合計120名の参加でございましたが、これまで計画策定に携わった職員、それから行政経営会議において市長を含め副市長、教育長において説明のほうもさせていただいておりますので、少なくとも200名程度の職員には直接説明ができたのではないかと存じております。今後もさまざまな機会を捉えまして周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、災害発生後の職員の参集率でございますが、多くの自治体が業務継続計画を策定し、参集率を出されておるような状況ですが、本市の場合は、これ私も直接かかわった職員としてさまざまところを見ていきましたけども、やっぱり一番発生したら大変な状況になるということで、南海トラフ地震を抱える愛知県の参集率を参考に算出させていただいたところでございます。

それから、ありがたい御提案をいただきました。職員の参集訓練でございますが、議員の御指摘のとおり、これはもう非常に有意義であるというふうに存じます。訓練を行うことで業務継続計画の参集率と、実際どれだけの職員が集まることができるのか、これは比較検討ができますし、実際に職員が集まることで職員それぞれの防災意識向上が図られまして、改善等も出てくるものと考えております。

昨年の冬場でしたか、ここでやりましたけども、あのときに本来ならこの訓練をやりたかったんですけど、まだ計画が策定の途中でございましたので、できなかったわけでございますけども、できれば29年度にはこういうような訓練も入れ込んで、より実働に近い形で行ってきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 職員の方への説明なども徹底して周知していただきたいと思います。訓練につきましては、訓練をやることによって明らかになった課題や改善をしなければならぬところなど、この計画に反映されていくことが大切であろうと思っております。訓練をされることにより、ふだん見えなかったものが見えたり、あるいは業務を阻害するものが見えたり、多くの気づきなど、改善しなければならない課題なども得るものが多いのではなかろうかと思っております。今後の計画に生かすことによってより実効性のある業務継続計画になるのではなかろうかと思っております。訓練については、先ほど答弁いただきましたように、検討するとのことでありましたので、ぜひ実施していただきたいと思います。

次に、市長の就任当初、市政に対する所信の中で、防災に強い地域づくりを目指し、防災訓練につきましても、シナリオに基づく想定型のものでなく、突発型の防災訓練についても試行することで、有事に対応できる防災力も高めてまいりたいと述べられております。実効性のある業務継続計画こそが防災力の向上につながるのではなかろうかと思っております。市長の考えや今後の課題等についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

熊本地震におきましては、業務継続計画を策定済みの自治体でさえ、行政機能が麻痺してしまうなど、計画どおりには対応できなかったと聞き及んでおります。それでも既存計画があればこそ役所機能を継続させることも可能でございますので、今後、検討、検証を重ね、精度を高めることが肝要であると存じますし、さらに、経験値を踏まえることでより実務的

な計画へ進化し、我々を先導していってくれるものと期待をしております。

今後起こり得るかもしれない未曾有の大災害へ備えるためには、さまざまな課題が想定され、特に大地震が発生した場合には発災と同時に膨大な数の応急業務が発生し、対応していかなければなりません。そのような大災害時にどのような体制で対応していくべきか、言うまでもなく限られた職員での対応には限界がありますので、関係機関との連携、協力体制についてもこれまで以上に強化していく必要があると存じます。

いずれにいたしましても、今回の熊本地震を機に災害に強い本市の体制づくりを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 計画があってもいざというときに機能が麻痺した例があるということで市長も御答弁いただきましたけども、全くそのとおりだろうと思います。関係機関といろいろまた協議もしていただくということでございますので、また期待もしたいと思っております。

業務継続計画を機能させるためには、やはり策定するだけでなく、継続的な訓練、それによる更新というものが大切だろうと思っております。危機管理につきましては、災害などから時間がたつにつれて認識が薄れたり、あるいは意識も低くなることが懸念されているところでございます。訓練などを通じまして改善など課題解決を行いながら、計画の実効性を高めていただきたいと思いますところでございます。よろしく願いいたします。

それでは次に、2項目めに入りたいと思っております。都市計画事業についてでございます。

平成24年の3月と8月に下林願成寺線都市計画案や事業説明会がありました。そのとき、平成29年度には工事に着手したい旨の説明があったところであります。これまで計画どおりに進んでいると思っておりますが、下林願成寺線都市計画事業について、平成29年度から工事を予定され、予算も計上されているところでございます。この事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

都市計画道路下林願成寺線の進捗状況についての御質問でございますが、事業費ベースでの進捗状況と、用地の取得率でお答えさせていただきます。

まず初めに、事業費ベースの進捗率でございますが、本年2月末におきまして43%でございます。次に、用地の取得率でございますが、同じく本年2月末現在で取得筆数で53%、用地面積ベースでは57%の取得率となっております。残りの用地につきましては、21筆、1,188.42平方メートルとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、進捗状況について述べていただきましたけれども、21筆まだ用地の取得については残っているということで、またこれからも御苦労いただくものと思っております。

平成25年の質問の中で、自転車の通行については、車道の中の左側に整備される1.5メートルの路側帯を通行することになるとのことでありました。特に高齢者の方や子供たちの通行については、運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体に障がいを負っている場合、安全のためやむを得ない場合のいずれかに該当する場合は自転車で歩道を通行することができるということでした。また、自転車の通行ができる例外として、許可が必要であると思っておりますけれども、自転車通行可の道路標識がある場合は歩道を通行できるとのことでした。

この下林願成寺線は特に交通量の多い道路であります。自転車の歩道通行について、自転車通行可の道路標識の設置はできないか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

平成25年の答弁と同じようなこととなりますが、人吉警察署に確認しましたところ、道路交通法では道路における自転車の通行は原則として車道の左側を通行しなければならないとされておりますが、自転車通行可の道路標識がある場合に、自転車は歩道を歩行者優先の条件のもと通行できることが定めてあります。

また、その他の条件としては、車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車——道路交通法では自転車を普通自転車と呼びますが、普通自転車の通行がやむを得ないと認められるときに通行できると定めてあります。したがって、現在のところ、自転車は車道の左端を通行してもらうということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 自転車の歩道通行については、なかなか難しいところもあるようにございますけれども、今、答弁を聞きまして、交通量などの状況、その他関係機関と協議がなされていくものと理解しております。交通量の多い道路でもあります。歩行者も自転車も、そして車両もより安全に通行ができるような検討をよろしく願いいたします。

次に、路面の標示についてであります。今回の都市計画事業の範囲ではないかもしれませんが、本工事の起点近くのブックスミスミ人吉店東側の交差点部についてでございます。

通学や通勤の時間帯に、立ち番と申しますか、何度か通学や通行車両等の状況を見ました。ここは横断歩道も設置されているところでございますけれども、交通量も多いことであろうかと思っておりますけれども、横断歩道の標示が薄れておりました。また、このブックスミスミ人吉店の反対側、北側からですけれども、保護者の方が見守る中で子供たちが横断歩道を渡っ

て通学をしておりました。保護者の方の話によりますと、横断歩道を渡るために車がとまるのを一時的に待つわけでありませけれども、この待つ場所が、瓦屋町から願成寺町方面へ通行する車両から見ると、道路標識の柱であったり、あるいは樹木が重なって死角になるとのことでありました。実際に立ってみますと、本当に死角になりますし、車両も見えないような状況でございました。小さい子供ならなおさら見えにくいと思ったところでもあります。

そういう観点から、調査などをされまして、横断歩道の書きかえと、車両に注意喚起を促すための路面にカラー着色で表示をしていただき、安全を図れないか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

御指摘の交差点は、人吉インターチェンジ出口を左折し、最初の交差点部でございます。市道下林北願成寺線、通称農免道路は、人吉インターチェンジと主要道路を結ぶ幹線であり、議員おっしゃいますとおり、日ごろから大変交通量の多い路線であります。

まず最初に、御指摘のあった見通しを遮る街路樹につきましては、現地調査を行いました。今後、歩行者の安全のため、見通しがとれるように対応してまいりたいと存じます。また、横断歩道は、市道下林北願成寺線に引かれている横断歩道でございまして、横断歩道の設置、管理につきましては人吉警察署の所管でございまして、人吉警察署で管理、補修を行っているところでございます。この横断歩道は歩道の白線が薄くなり、見えにくくなっている状況でございますので、人吉警察署に補修等の対応を協議してまいりたいと存じます。また、交差点部のカラー着色帯の設置につきましては、人吉市で行っておりますが、これにつきましても警察との立ち会い、協議が必要でございまして、今後警察署と協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 死角になる樹木については早急に見ていただいたということで、検討していただくということで、よろしく願いいたします。カラー着色帯の標示については、関係機関、警察と今後いろいろ協議していただくということで、あそこの道路状況なども調査をされていると思いますけれども、そういう状況を見まして、ぜひ設置をお願いしたいと思います。

次に、都市計画事業の今後のスケジュール等についてお尋ねいたします。さきの説明会の中で、工着手前には地元説明会を計画するとのことでありました。工事に着手される前に関係町内などへの説明会の予定と、今後の概略でいいですので、スケジュール等についてお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

平成29年度の国土交通省の社会資本整備総合交付金の配分額によって工事の区間や期間が変わってまいります。大まかな工事の流れとしましては、国の交付決定を受けまして、工

事的设计、入札、施工業者の決定となります。その後、工程等につきまして、施工業者と協議を行い、工程計画を作成した後、周辺住民を対象とした住民説明会を行ってまいります。

住民説明会では、工事の方法や時期、交通規制の内容、各個人住宅への乗り入れなどの説明を行います。また、本工事区間は交通量が大変多いところがございますので、市民の皆様に対しましても広報等によりまして工事の時期や通行規制の内容につきましてお知らせしたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、当初の事業計画では平成29年度に用地買収、建物の補償等を行い、改良工事、平成30年度に改良工事を行い、本工事を完了する予定でしたが、国の交付金の配分次第では次年度以降に延伸する可能性もあると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 広報とか町内説明会については広く呼びかけて実施していただきたいと思えます。また、工事のスケジュールについては、国の交付金の決定後、またいろいろ計画されるということでございますので、また私たちが期待をしているところでもございます。

下林願成寺線の機能として、効率的に通過交通を処理し、広域道路網の機能向上を図るとともに、市街地への通過交通の進入を低減するとあります。市街地の交通渋滞の緩和につながるものとしては認識をしているところでありますが、これからもさらに交通量もふえるのではなかろうかと思っているところでございます。工事完了後は歩行者や自転車通行と車両の安全通行につながるものと期待をしているところでもございます。よろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）
7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） それでは、午前中に引き続き質問をしていきたいと思えます。

次に、市民の声から、人吉城跡ふるさと歴史の広場等の整備及び消防団の年末警戒等についてお尋ねいたします。

まず、庁舎解体後の計画についてでございますが、このことにつきましては、昨日、仲村議員の質問の中でもありましたので、重複するところもあると思えますけれども、質問させていただきます。

旧庁舎の解体後は遺跡調査など行われると思っておりますが、その調査計画とその調査期間についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

旧庁舎解体となった場合、地下部分を取り扱う際は市教育委員会による発掘調査が必要となっておりまいます。そのため、旧庁舎の解体工事の範囲をまず地上部分のみとし、地下に関しましては、必要に応じ周辺も含めて遺構の残存状況を確認するための発掘調査を行うところでございます。なお、発掘調査の時期は旧庁舎上部解体撤去後となり、調査期間はおおむね1年間は必要になるかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 旧庁舎につきましては、上部庁舎の解体後、調査に入るということではございました。また、調査期間も1年と相当かかるようであります。

次に入りますが、このふるさと歴史の広場でどれぐらいのイベントがあり、この広場を活用されているのか、お尋ねいたします。春夏秋冬、その四季ごとの主なイベント名やその利用件数についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

ふるさと歴史の広場の占用使用は申請書により許可を出し、広場を利用いただいているところでございます。イベントにつきましては、主なものとしまして、春のお城まつり、夏の花火大会、秋の産業祭、そして冬の出初め式と春風マラソンがございます。また、一般市民が利用されるものとしたしましては、グラウンド・ゴルフやゲートボールの練習及び大会、それから幼稚園、保育園、小学校等の遠足がございます。

次に、年間の使用状況でございますが、平成27年度の申請件数は54件でございます。その内訳は、市の事業で13件、グラウンド・ゴルフで27件、幼稚園、保育園、小学校の遠足が6件、おくんち祭りの御旅所などその他ということで8件というふうになっております。

最後に、利用日数でございますが、年間延べ229日となっております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） ただいま答弁いただきましたけれども、27年度は延べ日数で229日間の利用があり、また、あそこの道路などを通ってみますと、通常でもグラウンド・ゴルフの練習であったり、あるいは各個人の運動であったり、いろいろ利用されているようであります。また、多くの市民の方が活用されているようであります。

また、先ほど冬のイベントとして上げられましたが、平成29年人吉市消防出初式が、御存じのとおり1月8日に人吉城跡ふるさと歴史の広場で行われました。ことしは例年になく朝から降り出した雨は昼ごろまで降り続けました。団員を初め執行部の皆さんは雨にぬれながら日ごろの訓練の成果を披露されました。冬の雨には珍しく強い雨であり、大変であったろうと思います。本当に御苦労さまでございました。

この雨は、本部席付近も排水し切れない地表面に浮いた水が東側から西側のほうへ流れておりました。また、アスファルト舗装してあります馬場道の南側に設営されました各消防後援会や団員休憩所のテントの中も、やはり東側から西側へ表面の水が流れ、その流れは半端ではなかったということでございます。言葉で言えば川のように流れたということを知ったところでございます。町内会や女性部、あるいは消防の後援会の方々も大変であったというお話を聞いたところであります。

この施設の整備につきましては、いろいろの課題もあろうかと思っておりますが、排水設備の工事などできないか、またいろいろの規制などについてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

ふるさと歴史の広場は、市民の方々が広場を多目的に利用できるように、大井戸遺構を除き、馬場の北側、南側は全て芝張りでの計画でしたが、整備に伴う発掘調査で礎石建物跡などの遺構が確認されたため、盛り土で造成を行い、地下遺構を保護する整備工事を実施したところでございます。

まず、後口馬場、後口馬場というのは真ん中を通っている道路の部分ですけども、後口馬場の北側の整備は、旧城内グラウンドのときから雨水による水はけが最も悪い場所でもあり、雨水対策として山ずりという大き目の砕石による造成を行い、その中に透水性の暗渠排水管を18本埋設し、全面芝張りとしております。さらに、遺構表示につきましては、広場の活用を視野に入れ、遺構表示面と芝張り面との段差がつかないように、ゴムチップ舗装としていくところでございます。フラットな仕上げとなっております。

次に、馬場の南側の整備ですけども、当時、文化庁との協議におきまして、旧市庁舎移転後に旧市庁舎周辺の整備計画において全体排水計画を検討することといたしまして、全面透水性のシラスで造成をし、雨水対策として表面雨水を東から西に流すこととしまして、緩やかな傾斜をつけ、芝張りとしております。

今、出初め式のことについて御指摘もありましたけども、今後の馬場南側の排水設備ということにつきましては、旧市庁舎の解体撤去後の史跡人吉城跡整備基本計画を平成29年、30年度に策定する中で、庁舎跡地も含む馬場南側の全体排水計画についてもあわせて議論すべき点であり、文化庁、熊本県教育委員会、史跡人吉城跡保存整備専門指導員と協議を行いまして十分検討を進めていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、現在の整備状況について、また今後は調査後、排水についても議論するというところでございましたので、期待もしたいと思えます。この日は昼ごろには雨も小康状態になり、市内保育園、幼年消防クラブの通常点検が行われたところであります。中央付近で行われたわけでございますけれども、中央付近はたまるような水もなく、通常点検

が行われましたので、尋ねましたところ、暗渠排水が入っているということを聞きました。この馬場道から、さっき説明がありました北側については、暗渠排水が入っているということで話を聞いたところでございます。暗渠排水はかなり効果があるのではなかろうかとも思ったところでございます。その方向でまたよろしく願いしておきたいと思っております。

屋外の行事などは天候に左右されることは言うまでもありませんが、前日の雨で心配していたが、雨が上がれば行事ができる、そのような広場を期待するものであります。また、ふるさと歴史の広場は市街地に近く、市民の憩いの広場として、屋外のイベント会場として広域的な広場です。そして、仲村議員の質問でもありましたように、地震等の災害時の緊急に逃れるための指定緊急避難場所でもあります。そういう面からも整備をしていただき、排水がかなうようにしていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いしておきます。

次に、消防団の年末警戒等についてであります。昨年暮れにも、新しい年を迎えるに当たり、恒例の年末警戒を実施していただきました。地域の皆様の安心・安全を守っていただきました。その御苦労に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。昨年はその団員の激励など巡回方法が変更され、方面隊ごとに参集して実施されました。市民の方々や後援会の方から、それぞれに巡回して激励すべきである、何のための巡回激励かなど、また、警戒中地元を離れているときに有事があった場合出動がおくれるなど意見をいただいたところでございます。

これまでの実施の概要や、今回巡回を実施された理由と、そしてその後いろいろな意見などあったと思っておりますが、反省点や課題などありましたら、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

年末特別警戒は、12月28日から30日までの3日間、午後8時から翌日の午前5時までそれぞれの詰所で警戒し、2回程度管轄区域の見回りを行っていただいております。また、市長、消防団長など巡回、激励の方法でございますが、平成24年度以前は21部全てを2日間にわたりまして、これは初日に21のうちの11部、それから2日目に10部に分けて巡回を行ってございましたが、平成25年度から西瀬校区の第3方面隊第4分団が西瀬小学校に集まって巡回を行うようになり、今年度から方面隊ごとに集まり、初日のみ巡回、激励を行う方法に変更をいたしましたところでございます。消防団の理事会等で出された意見でございますが、議員が申されたさまざまな御意見の中には、団員からはとりわけ好評だったという意見が多かったということで、これはおもてなしの負担がなくなりよかったとか、詰所に団員を残すけども後援会の対応が大変だったとか、出初め式に向けた訓練をする部にとっては実施できなかったとか、方面隊ごとにするより、全体を1カ所に集め年末警戒の出発式のような式にしてはどうかという意見、そういう意見もございました。年末警戒、特別警戒そのものの日数、それから時間の見直しを求める意見も数多く出されたということでございます。これは私も理事会のほうに出ておりましたので、捉え方はさまざまにあったかもしれませんが、全体的に、先ほども申しましたように、団員からの評価は非常に高かったというふうな受けとめ

ております。

一方で、町内会、後援会の方々の意見といたしましては、よかったという評価もある中で、やはりせっかくの機会なので、市長には回ってきてほしい、団長にも来てほしい、警戒時間中に、先ほどおっしゃいましたように、部長が詰所にいないのはいかがなものかと。突発的な火災が発生したときに対応もできないんじゃないかと、そういう意見も出されたところでございます。状況はそういうことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたが、さまざまな意見があったようでございます。団員からの評価は好評であったということでありました。この決定については、また理事会の中で決めていただいたということでございますけれども、広く団員の方からまた意見なども聞かれることも必要じゃなかろうかとも思ったところでございます。

私的な考えではございますけれども、団幹部の方々がそれぞれ地域を巡回されることは、団員の激励あるいは詰所の現状などの課題も見られる機会でもあると思います。また、団員の意見を聞く場でもあるのではなかろうかと思っています。例えば巡回される市の幹部であったり、団の幹部の方たちがそれぞれ班に分かれて、時間短縮とか、そういうものであれば、巡回されるほうが分かれて行く考えもあるんじゃないかろうかとも思ったところでございます。いろいろな方策も、また今後、検討されると思いますけれども、そういう考えもできるんじゃないかとも私は思ったところでございます。

市長も消防団員として活動されて、いろいろ思いもあられると思います。立場が変わられようとも、その思いは一緒でなかろうかと思っております。今後の年末警戒や激励巡回のあり方等々について、市長の考えや課題等についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

年末特別警戒のあり方と巡回についてでございますが、まずは年末という多忙な中に、地域住民が安心して過ごせるために、年末特別警戒に当たっていただきました消防団員の皆様に深く敬意を表するところでございます。

さきの消防団春季幹部会議におきまして、挨拶の中で述べさせていただきましたが、消防団を取り巻く環境が劇的に変化をしているのは言うまでもありません。例えば昭和40年代は自営業者が7割に対し被雇用者が3割であったものが、今は自営業者が3割に対し被雇用者が7割と逆転をしております。地域コミュニティの変化、被雇用者の増加、若年層の減少、活動内容の多様化など課題は多く、やはり一人でも多くの消防団員を確保することが最大の課題であることは言うまでもございません。時代に即した消防団のあり方を考えましたときに、消防団に入りやすい環境、消防団員が活動しやすい環境をつくってまいらなければならないと常々考えているところでございます。

年末特別警戒におきましては、団員に寄り添う気持ちは変わりませんが、まずはできることから試すという考えに基づき、新たな巡回の方法が決定されたところでございます。また、消防団員と話をしました際に、朝の5時までではなく0時には終わるとか、3日間を2日間にするなど変えてほしいとの声が多くあったのも事実でございます。

私も、かつて消防団に所属し、先輩方の血と汗がにじむような伝統、それを引き継いでいく団員たちの責務等々を当事者として経験してまいりましたが、新たな課題を生きる団員たちの苦勞に、時代に即した改革の必要性も感じておりましたし、支える側である町内会や後援会の皆様の思いもしっかりと受けとめなければならないと感じておりました。改革には痛みが伴いますし、また逆に、命を守り地域をつなぐ消防魂など死守しなければならないものもでございます。この消防魂をしっかりと受け継ぎ伝えていくために、時代の流れを見ながら守るべきものは守り、変えるべきは変えながら、年末特別警戒のあり方、巡回のあり方についても、団長を初めとした幹部の皆様、関係者と今後も協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきました。今後、消防団幹部の方々や関係者の方々、それぞれに各方面からいろいろな課題について意見を聞いて、また協議されるということでありましたので、よろしく願いしておきたいと思っております。

年末警戒について、経験から少し述べさせていただきますが、市民の皆様の生活が慌ただしく忙しい時期に加え、火災の多発期におきまして、市民の皆様に防火思想の普及並びに火災予防の徹底を図ることと、団員のさらなる士気の高揚と、消防活動体制に万全を期するため年末警戒が実施され、地域に応じたきめ細やかな火災予防広報であると思っております。

ここに現役で頑張っておる宮原議員もおられますけれども、それぞれに、先ほど市長が話された職業の違う団員の方々、それぞれに話し合いがされるなど、コミュニケーションの場でもあると思っております。団員同士の結束が深まったりすることが、住民の皆様の安心・安全につながるのではなかろうかと思っております。

これまで地域の安心・安全のかなめとなる消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ってこられました。危機管理が問われている今、その重要性がますます高くなっているものと思っております。また、その消防団の活動などを支えるのは、先ほど市長も申されたとおり、町内会や消防団後援会であったり、市民の方々であると思っております。時代の流れにより合理化を進めるのか、いろいろ議論のあるところだと思っております。

また、これまで先輩の方々が脈々と受け継がれてきた伝統ある人吉市消防団でもあります。消防団の整備の中で、地域的な課題や改善点につきましても、先ほど述べられたように、さまざまな角度から検証していただき、団員の確保や負担の軽減など、活動しやすい環境づくりを進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時24分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆様、こんにちは。6番議員の平田です。食後のひととき、しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は1項目、市民の声から。その要旨は4項目。1つは、熊本地震被災地への支援について、1つは、新市庁舎建設について、1つは、ふるさと人吉を支える人づくりについて、1つは、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質問をしていきます。

本日は、既に3月、梅の花は咲きほころび、田んぼや畑、野山のあちらこちらで緑の葉が見られるようになってきました。日本の自然は正直です。毎年毎年、正しい周期でやって来ます。しかし、昨年4月に発生しました熊本大地震、復旧・復興にスピード感が感じられるでしょうか。また、東日本大震災から間もなく6年、被災地の復旧・復興は順調に進んでいるでしょうか。阪神・淡路大震災の復旧・復興までには何年を要したでしょうか。

災害の復旧・復興に関しては、国も、県も、被災地、地方公共団体も、いつも計画どおりに進めていますとは公言されていますが、東北地方ではいまだに仮設住宅で過ごされている方々がおられます。ましてや、熊本地震における大規模な被災地においては、まだ仮設住宅の生活から抜け出すことができない様相です。それはなぜか。それは地方で被災された方々の多くが高齢化し、雇用の場が少なく、しかも貴重な雇用の場が失われ、核家族化社会でもあり、被災後の生活資金にも苦渋されている状況にあるからと想定します。在職中の企業人や、公共機関の勤め人であるならば、少額の国民年金に頼らざるを得ない地方の人々において、建設費が約1,500万から2,000万もかかる新しい住居費用や改修費用が捻出できるでしょうか。

災害に対する復旧・復興については、資金面において、あるいは作業員等労働力面において、また、資材や機材面等々のあらゆる面において、対処、対応しなければならない事象が潜在すると思いますが、究極的に災害における復旧・復興をなし遂げられるものは、つまるところ、人、すなわち人材ではないかと思えます。

そこで第1回目。熊本地震被災地等への被災直後からの本市の人の支援、対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

東日本大震災時の支援内容も含めて、あわせてお答えをさせていただきます。

熊本地震に伴う被災地、被災市町村への職員派遣状況でございますが、昨年5月23日から12月27日まで、御船町、益城町、宇土市へ、合計67名の職員を派遣いたしております。その内訳でございますが、益城町に6月に2日間、これは6月4日と5日でございます。在宅避難者の健康調査業務で保健師を2名派遣いたしております。次に、宇土市につきましては、住家の被害認定のための一次調査及び二次調査業務で、6月4日から6月21日までの17日間、市民部税務課及び建設部都市計画課の職員を9名派遣いたしております。派遣期間も長く、派遣人数も一番多かったのが御船町でございます。5月23日から12月27日までの169日間、56名の職員を派遣いたしております。業務内容は罹災に応じた支援メニューの説明、案内等を行います総合支援窓口業務及び御船町建設課における応急修理受付窓口業務でございます。

それから、東日本大震災の際の職員の派遣状況でございます。まず、平成23年4月16日から12月23日まで、熊本県市町村合同支援チームの一員としまして、宮城県東松島市へ1回の派遣当たり1週間から2週間の派遣期間でございますが、計16回、17名の職員を派遣いたしております。派遣業務は、支援物資の仕分け、配送補助、罹災証明書発行業務、仮設住宅入居受付でございます。また、平成23年4月5日から4月12日の間、応急給水活動業務という名目で水道局職員を1名、宮城県石巻市へ派遣いたしております。さらに、平成23年6月1日から8月13日まで、3回に分けて、熊本県保健医療チームの一員として保健師を3名、宮城県南三陸町へ派遣をいたしております。

最後に、東日本大震災に係る長期派遣でございます。平成24年10月から平成25年9月までの1年間、宮城県東松島市へ事務職員1名を派遣いたしております。引き続き、同年10月からも事務職員を1名派遣しております。予定では、29年、ことしの9月までの派遣といたしておりますので、2名で計5年間の派遣となる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） たくさんの職員の支援ありがとうございました。

このたびの熊本地震における本市の被害は、市民のための公共施設である老朽化した市庁舎に大きな震動を受けて、建物の亀裂を拡大させ、市民に対する行政職務が履行できない状態に陥り、行政機能の分散化を余儀なくされました。現在も市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしている状況にあります。しかし、本市は、幸いにも死者が出たり、建物等が崩壊する等の甚大な被害がなかったため、市庁舎機能を移転させなければならない期間を除けば、被災地の行政職員等を支援すべく、また、支援しなければならないとの本市職員の強い意識のもと、職員等の派遣ができたのではないかとこのように考えております。

また、大規模な災害を受けた被災地行政は、復旧・復興をなし遂げるために長期間を必要とし、住民票や戸籍謄本、罹災証明書を発行するといった事務職員ばかりでなく、名称は定

かではありませんが、罹災証明書の発行基準となり得るであろう家屋調査員や、被災のうち、土地等の土地被害調査員、被災後のまちづくり等におけるまちの復旧・復興指導員等々、土木工学系の技術を持つ専門職の職員の支援を必要としていると聞いていますが、第2回目。本市の土木建築、農業土木等の専門技術を有する職員は、現在、何名雇用されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

技術系の職員に関するお尋ねでございますが、まず土木関係の技術職員が24名でございます。このうち2名を農業土木関係に配属をいたしております。残りの22名が土木系、建設部のほうにいるということでございます。

一方、建築関係の技術職員は8名でございます。技術職員の配置でございますけれども、主に建設部、水道局、それから経済部の農林整備課に配置をしておりますが、事業内容によりましては、その年度や、複数年にわたり技術職員を配置しなければならない事業もございますので、そういった場合には、これらの部局以外にも配置を行う場合がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ところで、先月26日発行の熊日新聞の見出しに「県内被災自治体復旧職員足りない 来年度応援確保めど4割 技術系特に深刻」とあり、その中に、職員を派遣する方針の県内市町村分として、特に1市4町5村が存在する人吉球磨地域にあって、核となるべき本市の名称だけがないのには愕然としました。

そこで第3回目。県内被災自治体から、また、県内市長会並びに県内町村会から本市に対して、平成29年度の応援職員の派遣要請はあったのか。要請はあったとしたとき、なぜ要請に答えられなかったのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

県内被災自治体からの職員派遣要請につきましては、熊本県を通じまして、平成29年度分の中長期の派遣要請があったところでございます。加えまして、熊本県市長会、それから町村会の連名で協力依頼もあつておるところでございます。

議員からの御紹介がありました報道資料等にもありますように、被災自治体におきましては技術系職員が大きく不足をしている状況、これは本市のほうもしっかり承知をいたしておるところでございますが、市におきましては、平成29年度から新市庁舎建設、それからスマートインターチェンジの整備事業、それ以外にも技術力を要する大きな事業を抱えている現状にございまして、技術系職員を中長期にわたって派遣することは、現在では非常に困難な状況にございます。また、事務系職員につきましても、東日本大震災の被災地支援派遣を初め、平成29年度が関係機関、関連団体等への職員派遣がピーク、要するに、国とか、そういうところに派遣しておりますけれども、そういう状況の職員がピークを迎える年でございまし

て、中長期にわたる県内被災地への職員派遣については断念せざるを得なかったと。平成29年度の人事配置について、今度14名の退職者が出ます。その中での人事配置でございますので、非常に苦労したところで計画を練っておりますので、そういう状況も要素としてあるわけございまして、私たちの気持ちから、それから市長の気持ちとしても、ぜひ被災地のほうには派遣はしたかったと、そういう気持ちは持っておりますので、そのあたり御理解いただければと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） どの自治体においても、少子高齢化と若者の流出により、なかなか人口減少に歯どめがかからないという状況にあります。行政改革により職員の適正化を進めざるを得ない状況にあり、現在の職員数はぎりぎりの状態、そのため、ふだんから少ない技術員を割けば、みずからの業務が回らなくなるとの言い分、果たしてその言い分によいのでしょうか。特に、震災は突然に前ぶれなくやって来る現在、あすは我が身かもしれません。

本市においては、既に新庁舎建設、スマートインターチェンジの建設、中核工業用地の造成等々の事業を展開しているさなか、多くの専門職員を必要としている現状にあることは理解できております。しかし、身内とも言える県内の被災自治体からの依頼であり、あえて支援すべきであるというふうに考えます。しかも本市と同様な内陸部の被災地の支援業務、専門技術を磨く絶好な機会と逆に捉えてはいかがでしょうか。

続きまして4回目。特に国内の大規模災害時には、いつも自衛隊や消防庁、警察署等への災害派遣要請が行われ、いつもそれらの方々の活躍の場面を目の当たりにしています。そこで、本市の自衛隊協力会の活動状況はどのようになっているのか。また、毎年8月末に行われている本市の防災会議や防災訓練において、いつも参加支援を続けている熊本市内の陸上自衛隊の記念行事等に市長の参加案内はあっているのか。また、参加されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

人吉市自衛隊協力会の活動状況としましては、毎年5月に人吉支部の総会が開催されまして、自衛隊募集や自衛隊施設見学、防衛講演会、入隊予定者の合同壮行会等が年間の事業計画として予定をされておるところでございます。市長が人吉市自衛隊協力会の会長でございますので、当然市長は、総会を初めさまざまな状況の中で、できる限り出席をしているというような状況でございます。公務で出席できない場合は、松田副市長のほうが出席をしているというような状況でございます。

後段で申し上げられました自衛隊のほうのイベント等々もですね、去年は健軍でございましたか、これには市長のほうは出席をしたというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして5回目。大規模災害時等において、国は被災家屋等の調査、被害状況を現地調査し、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊との判定を下し、罹災証明書を発行しなければならないとされていますが、本市職員の中に罹災証明書の発行業務を担当できる職員はいるのかと昨年6月議会において質問しました。執行部から、現在は確保していませんが、罹災証明書を発行できる担当職員の育成、確保は必須課題であり、職員に研修と体験等により習得させ、罹災証明書を発行できる職員の確保及び被害状況判定調査員の増員、育成に努めるとの回答がありましたが、熊本地震発災から間もなく1年、その後、罹災証明書を発行できる担当職員の育成はなされたのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

昨年、人吉盆地南縁断層地震を想定いたしまして、未曾有の大災害時においても、限られた人員、資源でもって、市役所業務を継続することを目的としました人吉市業務継続計画を策定いたしましたところでございます。計画の中に301の非常時優先業務が位置づけられておりますが、その業務の1つといたしまして、複数の課で協力遂行する罹災証明の発行業務がございます。昨年6月4日から21日までの17日間に、市民部、建設部の職員を被害認定のための一次調査と二次調査のため、宇土市へ派遣し、習得いたしましたノウハウを持ち帰りまして、総務課、税務課、都市計画課、防災安全課の職員が連携、チームを組んで、現在、本市の被災家屋の現地調査に当たっておるところでございます。

また、業務継続計画の下位計画になります部門別行動計画においても、対応する業務につきまして明確に規定をしておく必要がございますので、現在、対応マニュアルについて、対策班ごとに整備を進めておるところでございます。もちろんその中には罹災証明等々を発行するためのチーム編成も入ってくるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 罹災証明書の発行担当職員の確保はできているということで、今後も継承のほうをよろしく願いいたします。

次に、新市庁舎建設について質問していきます。第1回目。皆さんもよく周知のとおり、地球は移動する十数枚のプレートで覆われており、我が国、日本列島は4つのプレート、太平洋プレート、北米プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレートが会合し、大きく千島海溝、日本海溝、伊豆・小笠原海溝、相模トラフ、南海トラフ、南西諸島海溝、そして本県にも最も大きな影響力を有する中央構造線という大断層線を持っています。そのため、我が国は地震大国とも言われ、日本のどの地域にあっても大規模地震が発生する可能性が高いことが知られています。

実際に近年、家屋の倒壊は言うまでもなく、数多くの貴重な人命を失うような大きな地震

災害が起きておりますが、この人命をも失うような大震災は、世界が、また、日本が始まったころから起きていることです。このことは、皆さんも中学校の歴史教科書で習ってきたはずですが、残念ながら中学校の歴史教科書では、過去の大震災の歴史や地域の活断層の位置までは教えられていません。大震災から我が身を守るためには、実際に生活している地域の活断層の位置、そして、活断層が動いた過去の歴史については教えておくべきであり、知っておくべきことであると思います。なぜなら、このたびの熊本地震まで、我が熊本県には地震はなく、住みやすい県であるといった神話みたいな風潮をすり込まれていた感があったようにも思います。

私の耳学問で申しわけないのですが、今回のような熊本地震は過去にも幾度ともなくあり、その都度、立ち直ってきたとの経緯を持ち、その大震災の周期は約150年ごとに繰り返されていたと聞いております。では、本市、球磨地方が抱える人吉盆地南縁断層の活動周期はと聞くと、古来、約300年ごとに活動を繰り返し、震度は約5程度の地震が繰り返されていたと聞いたことがあるように思います。

そこで、考古学を習得された方か本市の古文書等の中に、また、地震工学を研究されている方々の中の研究記録に真意となるものを見聞されていることがあれば教えていただきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

残念ながら、平田議員に、いろいろ今、私たちが教えを請うというか、さまざまに今、説明をしていただいて、防災安全課でもかなり細かく調べていったんですけど、なかなかそこまで追いつくことができませんで、現状では、国の地震調査研究推進本部の調査報告書に基づいた御回答ということで、御理解、御了承いただければと思います。

人吉盆地南縁断層につきましては、過去の活動状況でございますが、国の地震調査研究推進本部の調査報告書によりますと、人吉盆地南縁断層の平均的な上下方向のずれの速度は約0.1メートルから0.2メートル、これは1000年に当たりですけども、そういった可能性があり、最新活動時期は約7300年前以降、約3200年前以前であった可能性があると言われております。活動時には断層の南東側が北西側に対し、相対的に2メートル程度隆起したと推定されております。また、平均活動間隔は約8000年以上の可能性があるとされています。これはよく議員も御存じのことだと思います。

将来の活動でございますが、人吉盆地南縁断層は全体が1つの区間として活動し、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定されております。その際、断層近傍の地表面では、断層の南東側が北西側に対しまして、相対的に2メートル程度高まる段差が生じると推定をされております。さらに、地震発生確率には幅がございますけども、その最大値をとりますと、これは前回も御説明させていただきましたけれども、本断層は今後30年以内に地震が発生する可能性が1%以下となっております。我が国の主な活断層の中では、やや高いグ

ループに属すると報告をされております。

災害は忘れたころにやって来るという教訓ではございませんが、大地震は、きょう、あす起きても何ら不思議ではないという恐怖を今回の熊本地震で身をもって体験をいたしましたので、万全の備えと不測の事態への想定を常日ごろから行っていくことの重要性を市民一人一人に御理解をいただくことが、私たちの役目、宿命であるというふうに考えておるところでございます。300年ごとに動いている周期、その辺の記録というのはですね、ちょっとお時間をいただいて、私たちも勉強させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして第2回目。本市では防災拠点となる新市庁舎建設に向け、現在、基本設計計画書を作成中と思っておりますが、本市の防災拠点としての市庁舎とは、どのようなものを指すのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

目指すところでございますが、人吉市業務継続計画では、大規模災害発生時において、市民の生命、生活及び財産を守るため、本市が有する施設を最大限有効活用することを掲げておるところでございます。新しく建設されます新市庁舎は、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するための防災拠点となり、被災状況を的確に把握し、関係機関と連携して速やかに対応、対策がとれる施設となることを目指しておるところでございます。

また、災害時におきまして、庁舎の一部を被災者やボランティアの一時受け入れスペース、職員の待機スペースとして有効利用できるように、検討をしておるところでございます。現在、本市の人吉市地域防災計画の中では、21カ所の指定避難所がございます。この指定避難所に、現在の計画では1万1,550名の方が避難が可能ということで位置づけしております。ただ、この1万1,550名というのは、現在、国が東日本大震災後に指針を示しておりまして、この1万1,550名というのは、本市の場合は、2人で3.3平米でございます。これを例えば2で割りますと約1.6平米。今回、国が出している指針は、これが2から4平米でございますので、やっぱり今の、そこは東日本大震災後にさまざまな状況の中で、やはり快適とまでは行きませんが、避難所である程度の期間を過ごしていただくためには、やはり現状の指針では狭過ぎるということで、見直しが今図られておりますので、本市のほうも、この指定避難所の面積を少しふやして、そうなることによって、受け入れ可能人員は当然1万1,550人は割ってくるということです。状況的には、今回の新市庁舎のほうで、一時避難所として受け入れも必ずやっていかなければならないというような状況でございます。では、その受け入れ可能な人数がどのくらいになるのかというのは、今、配置計画等々を検討いたしておりますので、確定しましたならば、その辺もお話をさせていただければと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 新市庁舎は、いかなる災害、地震にも耐え得る庁舎であること、また、いかなる災害時においても、市民等への司令塔としての機能を果たせる庁舎であること、市民に対して安心と安全を与えられる庁舎であること、そして、いつでも市民が集える、使い勝手のよい庁舎をつくることを命題として、新市庁舎の建設を考えておられることと思いますが、これまでの新市庁舎建設計画の変遷についてお尋ねいたします。

そこで3回目。当初の新市庁舎建設計画では、保健センターと勤労青少年ホーム及び弓道場を解体して、その跡地に新市庁舎を建設するとの計画でありましたが、現在の建設計画では、弓道場は現在地に残して、建設することに変更されています。なぜこのような変更があったのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

弓道場の移転につきましては、議員が申されたように、基本構想段階では移転が前提となっておりました。その最有力の候補地でございました人吉スポーツパレス周辺が、駐車場周辺だったんですけど、今回の熊本地震によるさまざまな状況を踏まえ、大規模災害時の指定避難所もしくは救援物資のバックヤード、さらに被災者の仮設住宅の建設場所等々として、その利用価値が熊本地震後に相当高まりまして、結果、弓道場が移転することの移転先としての可能性は、今度は逆に狭まりまして、施設を管理する教育部、それから人吉市弓道連盟と再度協議を行った結果、弓道場は現在地にとどまるということになったところでございます。また、現在の弓道場が、供用開始からわずか10年程度しかたっており、当時の建設に要しました事業費が約1億2,300万円、また、建設に際し、市債、起債を発行しておりますので、平成28年度末で元金及び利子をあわせて、まだ4,100万円ほど償還が残っている状況もその要因となっております。

さらに、今回の移転には、グレードの高い要望が弓道連盟のほうからありまして、現状のものよりちょっと規模の大きい弓道場をつくってほしいと。これが相当お金がかかるような状況で、これも現在地に残す要因になったところでございます。それでも、弓道場については、安全面の観点から、移設してほしい、住宅街にはそぐわない施設であるという厳しい御意見も周辺の町内からいただいております、これは1回誤射があつて御迷惑をおかけしたところから、説明会の中でさまざまに出てきた意見でございますけれども、あの地に弓道場がこのままあり続けるのかということに関しましては、引き続き、教育部、それから弓道連盟と協議を行ってまいりたいと存じます。

いずれにしても、弓道場が残るということは、なかなか難しい問題であったわけでございますけれども、議会のほうにも御了承をいただいたということで、とりあえずクリアはしたものの、今後は住民の皆様、特にあの周辺、西間下町、それから南寺町、この辺の方、住民の方々を中心に御理解をいただけるように、説明会でも再度お願いをしていきたいと思

ます。また、安全対策もしっかり施しまして、事故がないような状況もしっかりつくっていかねばならないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして4回目。小永野第一雨水幹線の移設についてお尋ねいたします。現在の小永野第一雨水幹線の移設費については、国から全額補償されるとの説明でありましたが、移設には当然移設経費と移設時間を要することになり、しかも、もとの小永野第一雨水幹線を埋め立てた上に、新市庁舎1階床面積の約半分部分が建設されるような計画になっております。そこで、移設費用は国から全額補償されるとはいえ、なぜ余計な経費と時間を無駄にされるのか。また、地盤強化の低下にもつながりかねず、しかも埋め立てた上の建物は、大規模な震災による液状化の発生も考えられる中、なぜ小永野第一雨水幹線の移設をしなければならないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

当初の配置計画におきましては、市道808号線、これは総合福祉センターまで続いている市道でございますけども、その市道808号線を水路につけかえる形で、最初はそういう工法をとるということを予定いたしておりました。その後、専門部会におきまして、さまざまに協議、検討を行いました結果、市道808号線を残して、逆に水路をそちらのほうにつけかえる案が浮上し、それから、さまざまな角度から、山下設計を中心に検証を行ってきたところでございます。

水路のつけかえ案につきましては、まとまった一団の土地として敷地全体を有効活用でき、これは説明もさせていただいたわけなんですけども、災害時の活動拠点としての有効性が高まる。要するに、庁舎が水路のほうに行くことによって土地の有効活用ができると。それと、市道をそのまま活用できることで、工事期間中の総合福祉センター等への動線、それから、駐車場の確保が可能となることと、新たに取付け道路をつくる必要がなくなっているというような状況、また、工事の施工性も高まること、さらに、先ほど議員も申されましたように、一般単独災害復旧事業債、充当率100%、交付税算入率が85.5ということで、その対象にもなるということが、国のほう、県のほうとの協議の中でお認めいただきましたので、財源的にも非常に有利になることなどを勘案いたしまして、この計画を採択するに至ったということでございます。それは、そういうメリットがそれを後押ししたということでございます。

懸念されておりました新市庁舎の位置に関する特別議決というのがございます。要するに、今、御議決いただいているのは、永溝7-1というところで御議決をいただいていますけども、今の既存の溝の上につくれば、一本杉の地番にひっかかってまいりますので、この辺がちょっと大丈夫だろうか、特別議決に影響がないだろうかというふうなところで協議をいたしま

した。法務局のほうにも行ってまいりまして、これについては問題ないと、法令上変更する必要がないということが判明して、それも後押しになったわけでごさいます、最終的には特別委員会、それから議会の全員協議会のほうで決定をしていただいたというところでごさいます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 第5回目。小永野第一雨水幹線を暗渠にすれば、庁舎構内の拡大につながり、暗渠化により市民等の往来の安全性が確保できるのに、なぜ暗渠化ができないのか。また、小永野第一雨水幹線は、もともと周囲の田園地帯の用水路として使われていたものと考えますが、なぜ水道局が管理するようになったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

水路の暗渠化につきましては、特別委員会におきまして状況を説明し、関係機関の皆様方の御意見、御要望もお伝えしたところでごさいます。ただ、暗渠化へすることへの課題もまだ数多く存在しており、今後、さらに検証し、整理していく必要がございますので、その考え方につきましては、協議の中で方針がまとまりましてから、改めまして議会のほうには御報告、御説明をさせていただきたいと存じます。

また、小永野水路は、昔から生活用及び農業用として利用されていた、いわゆる溝と呼ばれるもので、幅も一定ではなく、至るところにゆがみ——湾曲ですね、ゆがみが見られていたものを都市下水路事業により断面や水路について改良、改修を行ったものでごさいます。よって、都市下水路として整備され、現在は雨水幹線という位置づけで下水道事業に属していることから、水道局において管理を行っていただいているところでごさいます。これは水道局のほうに確認をさせていただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） よくよく話を聞きますと、暗渠化するかしないかは、水道局の意見、判断ではなく、市長の判断で実施できるということをちょっと耳にしております。市民の安全で効果的な利活用方法を正しく判断していただきたいと思います。

続きまして第6回目。新市庁舎建設は、将来の子供たちの負担とすべきではないとの市長のマニフェストから、最小予算でコンパクトな新市庁舎建設を考えておられるようであり、新市庁舎建設における床面積を9,000平方メートルとして決定したかのように進めておられますが、国の試算方法では、本市新市庁舎建設の床面積は1万2,000平方メートルまで可能であるというふうに言われています。市民の安全と安心をうたい、しかも市民の防災拠点とし、市民がいついかなるときに大規模災害に遭遇しても、新市庁舎内で避難対処できる庁舎とすべく、新市庁舎建設の床面積の拡大も視野に入れるべきではないかと考えておりますが、

お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

新市庁舎の規模でございますけど、基本構想の算定面積を基準とし、西間別館の利活用を図り、一時避難所を兼ねた総合的な防災機能を附帯させることを踏まえ、9,000平米としておるところでございます。9,000平米の根拠は、さかのぼりますと、これは基本構想が決定いたしました27年の3月だったと思いますけど、水道局業務スペースの移転、それから麓町本庁舎及び保健センターの建てかえも含めた基本構想時の7,650、もともと7,650でした。これを基本としておりまして、これに防災拠点としての避難所機能を含めた防災センターのスペースを増設するというところで、最終的に9,000平米になったというところでございます。これは御説明して、前の恐らく改選前の委員会だったと思いますけども、その御了承はいただいております。

今後、少子高齢化等の人口減少により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されている中で、まず維持管理等に係る経費を抑えることが重要になってまいります。現在、策定を進めております、今議会でも取り沙汰されております公共施設等総合管理計画におきまして、長期的な視点で公共施設等の総合的なマネジメントを進めていくこととなりますが、その柱となるのが、これは公共施設総量、全体の適正化、縮小といえますか、それを指すものでございまして、新市庁舎につきましても、できる限りそういう考え方の中で、コンパクトな庁舎の実現を目指してまいりたいと存じます。

また、今の面積から3,000平米ふえるということは、それだけ財政負担も当然伴いますので、そこは市の実情に合った庁舎という考え方からすれば、9,000平米の規模は適正なものとして存じておるところでございます。これは1万2,000平米まで行けますよというのは、国のほうからの地方債計画の中にも明記というか、読み取ることはできますけども、そういう事情で9,000平米としておるところでございます。

なお、この9,000平米については、特別委員会、そして全員協議会の中でも御承認をいただいたということで、執行部のほうは受けとめておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、前問に起因することですが、市民の防災拠点とするために、また、市民がいついかなるときに大規模災害に遭遇しても、市庁舎内で避難対応できるように、しかも安心して避難行動がとれるような部屋の確保として、かつ市民がいつでも市庁舎を訪れやすく、利用しやすく、そして、自分を磨く場所として、新市庁舎のある1階フロアに、現在、手狭で老朽化した人吉市図書館を設置することはできないか、お尋ねいたします。このことが実現すれば、全国の行政庁舎に図書館を兼ね備えた庁舎は見たことがなく、聞いたことがないと思います。本市は必ず他自治体からの視察研修の的になるのではないかと

というふうに思います。しかも、図書館系の職員の方も、ひょっとしたら、ぜひ新市庁舎で勤務してみたいというふうに思っておられるかもしれません。いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

この御質問をいただいたときに、もうみんなで驚いたところもありますけど、そういう視点もあるのかなというふうに、別の意味で、改めて議員がおっしゃる内容について、しっかり内部で検討もさせていただきました。ただ、現状では、すでに配置計画も進んでおりますので、現在の図書館というのは本当に手狭で、当然将来は移転を考えることも構想や考えに入れていかなければならないと思いますけども、現時点では新庁舎に図書館を配置する予定はございません。その旨、お答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 現市庁舎建設計画では、新市庁舎内に水道局を設置することのこと。水道局が現在地に移設され、運営を開始されてから長い年月を経過して、市民にも水道局の設置場所は既に定説化されており、新市庁舎への移転はいかがなものかと考えます。水道局を新市庁舎内に配置すること、なぜ配置される予定なのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

これ、先ほど申し上げましたが、平成27年3月末で策定をいたしました基本構想におきましては、水道局を新庁舎へ移すということは、基本構想の中では決定をいたしていたところでございます。

水道局は、現在、浄水苑で業務を行っておりますが、新市庁舎の位置とかなり距離がございまして、利用者の不便がこれまでもたびたび指摘をされていたところございまして、水道局からも、市民サービスの面でのマイナス面を是正するため、新市庁舎の中に移転させてほしいという要望もございまして、ヒアリング等を行いまして、水道局を新市庁舎へ配置することを決定したわけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、新市庁舎内に本市の行政管理下になるということですかね、藍田財産区事務所や、職員組合の事務所、農業委員会事務局、議会事務局等々もそうですが、配置が検討されているようですけども、どのように配置される予定なのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

行政委員会のほうは、ほとんどが新庁舎に入るわけですけども、これはこの間御説明しましたけど、教育委員会、教育部だけが西間別館の2階のほうに配置するというのを、現在、

決定させていただきました。変更になったというふうな状況でございます。

職員組合事務所など、麓町の本庁舎に配置されておりました機関、そういうものは優先的に新市庁舎に配置する方向で計画をしておるところでございます。また、藍田財産区の事務所に関しましては、藍田財産区区議会が新市庁舎への配置と申しますか、事務所も、そして、区議会の議会も、そこでやりたいというような申し入れがありまして、強く希望されていることもありました。さらには藍田財産区に関する所掌事務が経済部の所管となっております。そういう状況で、将来的な事務の効率化等を考慮いたしますと、配置に関しましては、前向きに検討していく必要があるのではないかと、これは特別委員会のほうにも御報告をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、現西間別館地におけます市道第19号青井西間線からの構内進入路として、構内道路を市道に認定して、交差点として改修、改良するか、現在のまま構内車両出入り口として改良するか、検討されているようですが、市道に認定してから改良すると、警察署からの許可を得る必要があり、許可が認可されるのに約1年余りの日数を要することから、市道として整備するより、構内道路として整備するほうが、整備時間がかからなくて済むと思えますけども、どのように計画されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市道第19号青井西間線の進入路につきましては、現在、道路整備を行う際の技術的基準を定めるに当たっての参酌すべき道路構造令に基づきました右折レーンの設計を行っております。構内通路につきましては、歩行者等の安全面に最大限配慮できるように、警察署及び消防署等と協議を重ね、設計を取りまとめていきたいと存じます。内容につきましては、さきの特別委員会で2案を出させていただきました。内容等につきましても、かなり細かく建設部長のほうから説明をさせていただきましたので、これから少しお時間をいただいて、市道でいくのか、構内道路でいくのか、あと通路でいくのかということに関しましては、ある一定の方針は出してはいるものの、まだ少し時間も残されておりますので、その辺を協議の中でしっかり話し合いまして、そして方針を決め、議会のほうにも最終御報告をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、本市におきまして、先月、2月6日から2月21日火曜までの期間、新市庁舎建設基本計画案についてのパブリックコメントが実施されましたが、その間の意見者数は28名であったとのことでした。パブリックコメント実施の市民への案内不足がこういう結果になったのではないかと、いうふうに思います。今回の意見募集のみならず、

あらゆるパブリックコメントにおいての周知が募集期間間際であったり、しかも募集期間が短かったりと、とにかく市民への案内不足が目につきます。本当に市民からの意見を求めるならば、市税の徴収日の案内ばかりでなく、防災行政無線と言われる行政無線を大いに活用して、市民へのパブリックコメント中であるということの周知を図るべきであると考えますが、執行部の考え方をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

基本計画に基づいてのパブリックコメントでしたので、28名というのは、本当におっしゃるように少なかったし、周知がちょっとうまくいっていなかったのかなというのは、私たちも反省をしておるところでございます。

御質問のパブリックコメントに限らず、市民から意見募集する際は、防災無線などを利用して広報をやっていけないだろうかということでございます。現在、防災行政無線の放送事項は要綱で規定をしております、気象に関すること、避難に関すること、市の行政の周知に関すること、国・県のその他公共機関からの周知に関すること、市長が特に必要と認めたこと、5項目あるわけでございます。そういう状況からすると、例えば3番目の市の行政の周知に関することで、現在、市税の納期が迫っていますという、行政無線を使って放送しているわけなんですけども、この分類からすれば、今回のパブコメの意見募集の呼びかけということで防災無線を使うということではできたわけでございます。ただ、防災無線に、現在、安易に頼るべきではないという苦情が、防災安全課のほうに非常に多く寄せられておりまして、こういうことへの対応も今やっておるのも事実でございます。

現在、要綱の見直し、整理を進めておりまして、防災無線は本当に非常時にしか使わないということで、当然気象とか、避難とか、火災予防、そういうものに特化させていただいて、そのほかの行政情報については、これは昨日、宮崎議員から一般質問していただきましたが、新しい防災情報住民サービス、きのう、データポンという話をさせていただきました。その導入も計画しておりますので、そういう行政情報などは、そういう新しい住民サービス的手段の中でやっていければ、まだ見る機会がふえるんじゃないかなというふうに思っています。防災無線はちょっと聞き漏らすときもあるかと思っておりますので、そういう状況で考えております。

なお、パブリックコメントは、今回が終わりではございません。当然庁舎の鳥瞰図、アウトラインが出てきたときには、地元の説明会も、校区説明会もあると思いますし、さまざまな御意見もこれからいただいきたいと思いますので、その中で、まだしっかり庁舎建設については議論をさせていただきたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時41分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、ふるさと人吉を支える人づくりについての第1回目。本市では、毎年、約400名もの人口減少により、単純には税収も減っていく中、将来にわたっての子ども医療費及び学校給食費の財源の確保をどのように考えておられるのか。

また、第2回目。本年度の子ども医療費及び学校給食費でふえた事業費は、本市起債をふやすことで補っているのではないかと。

また、第3回目。本市においては、近年、起債借入額が増加傾向にあると思われるが、起債に頼らず、将来の負担を減らしていくべきではないかと考えるが、近年の起債残高の推移はどの質問をするつもりで予定しておりましたが、昨日の笹山議員の一般質問の中で全て回答がありましたので、ここでは、毎年、本市の起債残高が約140億円で、減少することもなく推移していることについてお尋ねいたします。

起債残高約140億円、皆様、この金額をどのように思われていますか。本年度の本市の当初予算額約165億8,000万円、毎年、償還額は約14億円、起債残高はほぼ横ばい、このことを一般家庭で考えるとき、確実に破産宣告、自己破産状態と考えられるのではないかと。この状態が一生続くのかと考えたとき、人のため、世のためと考えなければならないでしょうか。多分私が生きている間は本市の起債はなくなることはないだろうというふうに思います。本市行政は借金についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

起債が減らないというのは、例えば北海道の夕張市が破綻したときは、380億円ぐらいの起債残高を残して破綻したんですけど、状況的には、あれは第三セクターの運営費を一時借り入れという形で飛ばしながら返済をせずに、それが累積して、要するに、返済する力もないのに、どんどんどんどん雪だるま式にふやしていったと。それがあって、自治体の倒産に至ったというような状況があるんですけど、要は計画がないと、やはり地方債も借り入れられないし、当然償還計画も、計画的にはできないというのは、自治体が常にやって一番頭の痛いところでございますので、そこがうまくいっているかというのが、実際、大事なところでございます。そういう状況下を踏まえて御答弁をさせていただきたいと思っております。

本市の状況でございますけども、きのうも笹山議員の御質問にお答えしましたように、地方債の発行には、国、県の厳しい審査が入りますので、起債の発行は、今のところ適正に行われておるところでございます。また、起債の発行に際しましては、国の地方債計画のもと、適債性を重視し対応しておりますので、起債償還も年間の所要財源で十分に対応できているという状況でございます。140億円半ばで推移をしておりますが、近隣の類似団体、

例えば水俣市さんはですね、同じぐらい、140億円ぐらいだと思うんですけど、宇土市さんは、これが160億円ぐらいありますので、やはりそれだけ事業をたくさんやってこられて、起債がかさんでいるというふうな状況でございます。今のは本市と財政規模が大体同じような自治体の起債残高でございます。

私たちが起債の残高以上に、現在、夕張市の財政破綻以来、新しくできました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の中で重視をいたしております実質公債費比率、これは27年度決算におきましては、3カ年平均で6.9%ということで、熊本県の市の中では常にトップの位置を維持していると。健全な比率は保っている。要するに、これが低ければ低いほど、その借金に頼っているような状況ではなく、償還計画の中で借入れを適正に行われていると。その数値として、今、一番総務省が決算統計の中で重視をしている数値でございます。これは経常収支比率よりも、今、重視をされていて、平田議員が申されるように、やはり起債に頼っているような状況は、やはり自治体でもかなり財政が非常に厳しくなるような状況の一要因となっておりますので、そこを注意するように、国のほうからしっかり指示がまっているというような状況でございます。それでも、議員がおっしゃるように、後年度に過度な負担とならないように努めていくことは、本市としての使命でございますので、引き続き事業の見直し、それから総合計画、実施計画、それから中期財政計画に基づく財政運営の中で、適正な市債の発行、そして償還、これを計画的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 実質公債費比率が非常に低い、6%ぐらいであるとか、健全化、適正に対応してるというふうに言われましたけども、140億円もの借財、これを率に直すと毎年幾ら金融機関に余計に払ってるかというのを考えていただければ、非常に起債というものは重きものがあるというふうに思いますので、よろしく管理のほうお願いいたします。

続きまして、第4回目。先月2月19日に行われました第14回ひとよし春風マラソンについてお尋ねをいたします。

マラソン大会実施後の反省点はなかったか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の春風マラソンは、天候にも恵まれ、沿道には例年以上の市民の皆様に応援に駆けつけていただくとともに、各町内会、団体、企業、個人の皆様によるさまざまなおもてなしの御協力をいただいたところでございます。市民一体となったおもてなしの取り組みと大会運営に対する多大な御協力に心から感謝を申し上げます。

例年、赤飯、つぼん汁など温かい郷土料理を振る舞っていただくおもてなしボランティアの皆様、市内外で温泉の無料開放や広告協賛、お楽しみ抽選会への商品提供をいただいている事業所の皆様、4,000本の応援小旗を作成いただきました人吉市老人クラブ連合会の皆様、

また沿道の町内会の皆様にはコースの周辺の清掃を初め、イチゴや飲料水の提供をしていただきました。さらに、ことしは郡市の各高校のほかにも人吉第一中学校の生徒の皆さん、また人吉医療センターからは救護ボランティアとして新たに御参加をいただいたところでございます。多くの皆様の御協力、本当にありがとうございました。

そのような中で、特におもてなし関係では、スタッフや参加者に対する郷土料理の振る舞いにおきまして、大会当日のみならず、前日、前々日から大勢の皆様が6,000食もの食材の切り込み作業や小豆を煮たりと作業の負担が大きく、ボランティアの高齢化と相まって今後の課題と考えております。また、コースの狭さや駐車場の確保、宿泊のホテルや旅館がなかなか取れない。朝の交通渋滞、スタート時の転倒に対する安全対策、そのほか、当日は天候がよく暖かかったこともあり、給水所の飲料水や紙コップが不足しましたことや、シャトルバスの待ち時間が長かったことなど、課題も見られましたが、今後、実行委員会や各専門部会でその対策を検討いたしまして、よりよい大会運営を目指してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、全国各地、ことしは海外からも御参加いただきました大勢のランナーの皆様が笑顔で完走されすばらしい思い出となりますよう、市民一体となったおもてなしやボランティアを通じた地域づくり、人づくりに今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） この第14回ひとよし春風マラソンにおけるハーフマラソンの部に参加させていただいたものとして感じたことは、ことしのコースの整備、これが各地区並びに各町内とも隅々まで清掃が行き届きまして、非常に気持ちよく走ることができました。また、沿道の応援者も途切れることなく続き、最後まで完走することができました。また、給水支援者の方々も最後の一人が通過されるまで応援される姿を見ることができ、本市のふるさと人吉を支える人づくりにおいては、このひとよし春風マラソン大会においては参加者に対するおもてなしと支援される姿勢を見るにつけ、ふるさと人吉を支える人づくりは既に完成している感じが受け取られました。本当にありがとうございました。

続きまして、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

この答弁の中で、1項目ですが答弁者に農業委員会事務局長を挙げておらず、議長の了承を得て答弁していただきますので、議員各位よろしく願いいたします。

第1回目、本市が取り組んでいます中核工業用地への企業誘致においてハラール関連食肉加工産業の誘致を目指して現在進行中とは思いますが、その進捗状況。また、食肉加工産業を誘致できた場合、浄化槽設置後の水利権の問題等、あらゆる関係機関との調整が必要になってくると思われませんが、具体的にどのような機関との調整が必要かお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ハラール関係ということで、今までカミチクということで明言しておりますので、カミチクということでお答えをさせていただきます。

進捗状況と水利権関係の御質問でございますが、まず進捗状況でございます。

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げておりますとおり、本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出することを目的で行っております地域の農林水資源や観光資源を活用いたしました新たな地域産業の充実強化策の一環といたしまして、この食品加工産業のマザー工場的な企業誘致を進めておりますのが株式会社カミチクとの協議、これを現在重ねているところでございます。

具体的に申し上げますと、まずハード面でございますが、このハード面に関しましては、建設予定のハラール専用食肉センターを含みます食品加工施設の新設、これに向けまして建物の配置計画や屠畜場のライン、それから必要となりますハラールの認証、そのほか、空調設備や浄化槽設備といった附帯設備、これについての協議を関係機関も含めまして進めているところでございます。ソフト面に関しましては、企業誘致の側面からだけではなく、農業政策も構想実現のためには大変不可欠かと存じております。

そこで、継続いたしましてコンセンサスを図るべく、周辺町村との協議、とりあえず錦などとなってまいります。それから、現在の人吉球磨地域の畜産業の現状と課題を踏まえての対応策に関しまして、カミチクが進出した場合の畜産農家への資金援助や経営ノウハウ、こういったものの想定されますメリットにつきまして地元農業4団体でございますが、この4団体との融和を図るための協議を重ねているところでございます。

また、水利権等の協議ということでもう一つ御質問がございました。

こちらにつきましては、工場からの排水処理にかかります水利権の問題、こういったものに伴います関係機関の協議でございますけれども、想定されます協議団体といたしましては、熊本県や隣接いたします錦町、それから球磨川漁協などとの調整、協議が必要と認識しておりますところでございます。

現在はまだその段階までには至っておりません。これらの関係機関との協議、調整につきましては、今後クリアすべき課題として十分に対処してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、人吉鉄道ミュージアムの運営費について。平成27年度は地方創生先行型交付金において、平成28年度は地方創生推進交付金の交付を受けて運営しておりますが、平成29年度以降も継続して交付される見通しかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

人吉鉄道ミュージアムの運営費に、平成27年度から地方創生関連の交付金を、議員が今述

べられましたけども、活用をさせていただいております。平成29年度におきましても、推進交付金交付申請を継続事業分として本年2月に行っておりまして、交付決定は4月当初に予定されております。

国の交付金の制度上、毎年交付申請を行い、認定を受けることとなりますが、交付金がいただけのように引き続き努力をしてみたいと存じます。

平成28年推進交付金申請時に地域再生計画もあわせて認定をしていただいておりますので、平成30年度までの3年間は継続事業として推進交付金の交付申請を行っていく予定でございます。これは恐らく申請は認められるものと存じます。

ただ、その後につきましては、他の活用できる交付金補助を今、成長戦略室のほうで必死になって探しておりますので、可能な限り一般財源の持ち出しを減らすように、特定財源を使ってこの管理運営を補填していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） この人吉鉄道ミュージアムの運営費につきましては、5年間は補助金をいただけるということで議会のほうも了承したような状態で、市長1人がちょっと反対されたという経緯もありますけども、あと1年は、平成30年度まではどうにか確保できるみたいですから、残りの1年、どうにか確保していただいて、それ以後も運営費の確保をよろしくお願いいたします。

続きまして、3回目。国民宿舍くまがわ荘については、昨日の笹山議員の一般質問において詳しく回答がありましたので、先月、2月28日火曜日、本市カルチャーパレス小ホールにおいて行われました日本遺産人吉球磨シンポジウムにおいて基調講演とパネルトークが行われました。

講演者の原研哉氏、隈研吾氏とコーディネーターの鈴木輝隆氏から、国民宿舍くまがわ荘の活用法について、エントランスセンター、旅カフェはどうかとの助言もありました。

お三方とも人吉球磨の日本遺産を活用した観光への取り組みについて、できれば今後とも未永く指導、アドバイスをしていきたい旨の講演をされておられましたので、コンタクトを密にされて行われたらと思っておりますが、これに対する考え方をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

昨日、笹山議員にもお答えいたしましたとおり、旅カフェ設置、エントランスセンター設置の候補地の一つとして、現在、国民宿舍くまがわ荘を検討しておりまして、今後、庁内で国民宿舍くまがわ荘利用等検討委員会及び関係部署での協議を経て、早急に対応してみたいと存じます。時間はないというのは、きのう、かなりしつこく私も申し上げましたので、そういう状況で取り組んでいかなければならないと存じております。

国民宿舍くまがわ荘は相良家下屋敷跡でもございまして、歴史的ストーリーを感じさせ、

景観にすぐれている場所であるということで、日本遺産シンポジウムでも、原研哉氏、隈研吾氏、両先生方にも御推薦をいただいたということは今、議員が申されたことでございまして、さまざまに御両名の方の御意見等々も参考にさせていただき、さらなる検討を重ねてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、農用地の維持管理について質問いたします。

まず初めに、青年就農給付金対象者である新規就農者の現在の就農状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

青年就農給付金の受給者の方々ということですが、平成24年の制度開始から5年間で今、経過いたしております。5年間で総計16人の方が受給されていらっしゃいます。

諸事情により、やむなく離農された方、やめられた方ですね、それとか休止された方、こういう方もいらっしゃいまして、給付金受給が終了された方々も含みまして、就農に際し計画をされました青年等就農計画に基づかれまして、野菜、水稻などの経営類型に応じた目標達成に向けて農業経営をされていらっしゃるところでございます。

中には、当初計画を超えて経営をされている方、こういう方もいらっしゃいますし、さらには作物ごとの生産者で組織をされております生産部会、これに加入されたり、それとか栽培講習会や研修会への参加、それと先輩農家やJA等の専門指導員の方々の指導とか助言、これによりまして技術や知識の習得、向上にも取り組んでいらっしゃる方々もいるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、本市の農用地の維持管理を進めていく上で、本年7月から選任される農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地地権者への強制力もないのに、耕作放棄地及び無耕作地の耕作指示をするという役割をどのように果たしていこうとされているのか、お尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） 質問にお答えします。

農用地の維持管理を進めていく上での農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割についてのお尋ねでございますが、本年7月改選後の農業委員会におきまして担い手への農地集積、遊休農地の発生防止解消、新規参入促進などの農地等の利用の最適化の推進に関する指針というものを定めることになっております。

農業者の高齢化が進む中で耕作放棄地の増加が深刻な問題となっておりますが、前述しました新制度後に策定いたします農地利用最適化指針に基づきまして農業委員と農地利用最適

化推進委員とが相互に連携しあって農用地の維持管理に向けた活動に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。

本年3月をもちまして退職される職員の皆様、本当に御苦労さまでした。確実な申し継ぎをいただきまして、後輩の育成を最後までお願いをするとともに、ますますの退職後の御発展と御健勝をお祈りいたします。

ありがとうございました。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 13番議員の福屋です。通告に従いまして一般質問を行います。

通告は、中核工業用地からハラール関連企業誘致について、曙橋改修工事から今後の工事計画について、市民の声から新市庁舎についてと県民体育祭についてであります。

初めに、今月をもって退職されます職員の方々に対しまして、お礼を申し上げます。今後とも、体をいたわり、人吉市の発展にお力を賜りますようよろしく願いをいたしますとともに、お疲れさまでございました。そして、大変ありがとうございました。お世話になりました。

まず初めに中核工業用地から、平田議員と重複するところがあるかもしれませんが、私なりの質問として質問を行ってまいりたいと思います。

ハラール関連企業誘致についてと通告しております中核工業用地については、平成26年に内閣府から地域資源を活かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画として認定を受けておりますが、その後、議会に対して用地整備について人吉中核工業用地予算が計上されてきております。

これまで、人吉中核工業用地において、どのような事業を行ってこられたのか、また、これまでの計画と進捗状況についてお尋ねをしておきます。1回目を終わります。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉中核工業用地におきます企業誘致のためのこれまでの計画、それと進捗状況という御質問でございます。

まず、計画についてでございますが、平成26年5月に国に選定されました地域活性化モデルケース、これを踏まえて作成いたしております地域再生計画、これに掲げました構想の一つとしてのハラール専用食肉センター、これを含みます食品加工施設の新設に向けまして、対象となる企業を迎え入れるために、現在、人吉中核工業用地の整備を鋭意実施しております。進捗でございますけども、ハード面に当たります企業受け入れのための環境整備を行っております、これまでお認めいただきました予算で調整池の工事を初めといたしまして内

閣府の地域再生戦略交付金等を活用いたしまして、造成工事や敷地内の進入道路工事、このような中核工業用地内の工事は竣工済みであります。現時点では、中核工業用地への進入車線をふやすための交差点の改良工事に着手している状況でございます。

天候の状況等や予期できない事由によりまして工期がずれ込むことも予想されますが、予定どおり平成28年度中には工業用地内の一定の環境整備は終わらせる計画でありまして、平成29年度から企業への用地の売却が可能になってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 平成26年5月に選定された地域活性化モデルケースを踏まえて、構想の一つとしてハラール専用食肉センターを含む食品加工施設の新設に向けて企業を誘致するというようなことで説明をいただきました。そして、進入路工事についても、現在進めておられることで答弁をいただきましたので、それについてちょっとお尋ねいたします。

現在、企業誘致のための国道からの進入路整備が行われておりますが、今後、中核工業用地においてどのような整備が必要とされるのか、工事計画があるのか。また、あるとすれば、どのような整備が必要となるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

現在、実施いたしております進入道路の交差点改良工事、これ以降の工事計画でございます。本市といたしまして、工業用地を分譲するまでの一定の環境整備についての完了の予定でございます。

今後は、進出していただける企業のニーズに即しました附帯工事については若干想定されるかとは存じますが、中核工業用地に関する今後の大規模な工事は発生しないものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ハラール事業に関連しての工事だろうと思うんですけど、それで、地域資源を活かした人吉ハラール促進区を実現するため、人吉ハラール関連企業誘致として株式会社カミチクに来ていただくとのことでしたが、その後、株式会社カミチクとはどのくらいの期間で、どのような協議をこれまでにされてこられたのか、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

株式会社カミチクとの協議の進捗状況でございますが、カミチクとしましては進出に際し、これまでと同様でございますけども、一寸の揺るぎも変更なく、本市といたしましても平成26年度から今日に至るまで屠畜場設置に伴います許認可など、こういったクリアすべき課題解決について密接に情報共有を行いながら一つずつ取り組んでいるところでございます。

具体的に、ハード面に関しましては、ハラール専用食肉センターを含みます食品加工施設の新設に向けまして、建物の配置計画や屠畜場のライン、それから、その他空調設備や浄化槽設備、このような附帯設備についての協議を関係機関も含めて現在進めているところがございます。ソフト面に関しましてですが、こちら、人吉球磨地域の畜産業を初めといたしまし農業政策の発展も一つの課題でございますので、この継続してコンセンサスを図るために、先般実施いたしましたシミュレーション事業の結果をもとに周辺町村、錦町ということになってまいりますけども、そういった周辺町村との協議、それとか、現在の人吉球磨地域の畜産業の現状と課題を踏まえての対応策に関しまして、カミチクが進出した場合の経営ノウハウ等、そういった想定されるメリットにつきまして、地元農業4団体との融和を図るための協議を現在重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これまでに、今も協議をされているということですが、私が最初にいただいた資料には平成29年の4月でしたか。今、もうあそこで操業を始めるということで説明をいただいておりますので、どうしても本当にできるのかなという感覚でおります。

それで、この事業に関しては、整備計画においては国からの交付金をもらっておられると思いますが、この交付金についてどのような趣旨のもので、幾らの交付金で、例えば期間について、いま一度説明をいただきたいと思っております。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉中核工業用地の環境整備に充当いたしました内閣府の地域再生戦略交付金でございますけども、まず趣旨でございますけれども、これは地域再生計画に位置づけられ、事業実施に対しまして、その地域の創意工夫によって課題解決を後押しする仕組みといたしまして経費の全部、または一部を交付することにより地域経済の活性化、雇用機会の創出、地域の活力の再生を実現することが目的でございます。先駆的かつモデル性のある事業に対して交付されるものでございます。これが趣旨でございます。

それから、今までの交付額ということで申し上げますと、平成26年度からの造成工事等に充当いたしておりまして、事業費が2億8,143万2,000円、これのおおむね2分の1の交付率で1億4,071万6,000円を頂戴いたしております。

なお、交付対象となる期間でございますけれども、地域再生計画の目標達成期間として掲げております平成32年3月31日までとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 国からの補助が2億8,000万円近くで、2分の1ですので1億4,000万円ぐらいですかね。平成32年3月31日までということで、まだ期間がありますので、それ

まではしっかりとした協議をする。また、せっかく始めた事業ですので、必ず来るというような約束を取りつけるようなことを今後も協議していただきたいと考えております。

国、県のハラール事業について、どのような関与があるのか、それぞれについてお尋ねいたします。交付金ですので、事業が達成できなければ返済しなければいけないということなのか、返済について何らかの条件があるのか。また、返済するとなれば、どのような条件で返済するのか。また、返済しなくてもよいとされる事業はどのようなものか。また、その返済しなくてもいいような事業というのはどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

また、熊本県として人吉ハラール促進事業に関してどんな許可が必要なのか、必要とされる理由、このことについてお尋ねをしておきます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

国及び県のハラール事業についての関与でございますけれども、まず、国の役割といたしましては、屠畜場の設置を含めましたハラール専用の食品加工施設の新設に向けての進捗管理にかかる関与がメインとなっております。具体的には、地域活性化モデルケースに選定されました本市に対しまして、年に1回の割合でございますけれども、有識者によりますヒアリングが内閣府で実施されておまして、ロードマップに対する進捗状況の報告と今後の課題について協議を重ねているところでございます。

次に、交付金の返済についてということで、返済についての有無と条件でございますけれども、この点につきましてはさまざまなケースを想定いたしますと、返済の可能性については必ずしもゼロではございませんが、株式会社カミチクとの覚書が継続をいたしており、また、進出に向けた活動として国が認めていただいている期間、先ほど期間申し上げましたけれども、この期間内におきましては返還の可能性は低いのではないかと見込んでおります。

返済の条件といたしまして想定するケースでございますけれども、仮に地域再生計画の趣旨とは全く異なる業種、食に関連しない製造業とか情報通信業などの工場建設のために工業用地を売却する場合、こういう場合には交付金の返済も想定されると認識いたしております。交付金返済とならないよう、国と随時相談を行いながらカミチクさんとも協議を進めてまいりたいと存じます。

また、返済をしなくてもよいケースといたしまして想定しておりますのは、ハラールに関する業種が進出するケース、当然これでございますが、具体的な関連業種としまして、マザー工場となりますハラール専用の食品加工施設を核として、そこから派生いたします食関連の業種のほかに、製品を保管、それとか運輸する物流業、こういったものも想定できますし、工場からの排水処理を担う企業からの進出、これに向けまして前向きなお話、幾つかいただいているところでございます。

もう一つ、県の関与、役割についてでございますが、屠畜場設置を初めとするさまざまな許認可の総合的な窓口は熊本県でございます。

具体的な理由といたしましては、屠畜場の設置に向けましては厚生労働省が定める屠畜場法、これに基づく高度な衛生管理基準の審査が必要でございまして、許認可権者は県となりますために、設置に向けて熊本県との協議が必要でございます。

また、新たに屠畜場をもう1カ所追加する場合がございますけど、ほかの既存の屠畜場との兼ね合いがございます。

屠畜場がふえるとなりますと、これは新たに県の食肉衛生検査員も増員する必要があるとも聞いておりますので、こちらにつきましては、県の職員として任命されるものでございますので、別途、熊本県との協議が必要となってくるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、説明をいただきましたが、ちょっと確認なんですけど、この工場をつくるに当たって、例えばマザー施設がなければできないのか。マザー施設がなくても関連ですね、屠畜とか、そういうものだけでもできるのか、ちょっとそこだけ確認したいんですけど。

○経済部長（福山誠二君） この事業計画はマザー工場を中心として考えておりますので、マザー工場は必ず必要ということでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） このマザー工場ができるのがやっぱり一番かなということですので、しっかりと、やっぱり議論をしながら、協議しながら、密にお会いいただいて、早く来ていただくような対策をとっていただきたいと思います。

そこで、中核工業用地にもし株式会社カミチクが来なかったとしたら、今後どのような対策を考えておられるのか。また、これまでは株式会社カミチクを企業誘致することが目的で整備が行われてきていると思います。

これまでと違う企業を誘致するときに支障はないのか。もし来なかったときの対応について、どう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

企業が進出してこなかった場合は余り考えたくないことなんですけど、進出を表明されております株式会社カミチクにおかれましては、社運をかけて本市を最適地と判断いただいたわけでございますし、進出に際し、お気持ち、これ現在も揺るぎないものとお言葉を頂戴いたしております。

せっかくのありがたい企業進出のお話が白紙撤回とならないように、私どもといたしましても相当な覚悟をもって、引き続き課題解決に向けまして関係機関と調整を図りながら、先ほど申し上げました、まずはマザー向上となるカミチクの誘致と、それと同時進行で関連企業への訪問、それと協議、これらを行いまして、最小限のリスクの軽減と最大限の努力をし

てまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） カミチクさんのほうは社運をかけて進出をしていただくという言葉いただきました。そういうことを念頭に目指していかれるんであろうと思います。少しでも早くほかの関連団体とも協議を行い、スムーズに操業が行われるようお願いをいたしておきます。

企業誘致は、人吉市において少子高齢化社会の歯どめになるとも思いますし、若者の働く場所の確保として大切な事業であります。人口減少を想定するのではなく、人口をふやすことを重点課題と捉えていただきたいと思います。

同時に、早く次の手を考えてもいいと思いますが、松岡市長の企業誘致についてのお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、進めております株式会社カミチク様の誘致を初めとする企業誘致全般に対する私の考えについてという御質問でございます。

結論といたしまして、私が今後最も重点を置きたい企業誘致の分野といたしまして、株式会社カミチク様を核としたハラル関連の企業誘致と、仕事創出から始める移住・定住促進策の手段の一つとして都市部からのIT系ベンチャー企業のサテライトオフィスの誘致を積極的に進めてまいりたいと存じます。

特に、ハラル関連の企業誘致に関しましては、改めて酪農や肉用牛の生産をめぐる人吉球磨地域の畜産業の現状に目を向けてみますと、畜産農家の高齢化や後継者不足、また、牛の飼育頭数の減少により子牛1頭当たりの価格が4年前と比較して2倍以上に高騰している状況にあります。その結果、肥育農家の経営は圧迫されており、初期投資に多額の費用がかかることに加えて餌となる飼料代も高騰していることから、肥育牛経営者の持続可能な経営を行うには個々の生産者の自助努力だけでは限界があり、数年後の畜産業を取り巻く環境はますます厳しくなるものと予想しているところでございます。

そこで、多くの雇用による経済波及効果を生み出す企業誘致も人吉球磨地域にとって非常にありがたい話ではありますが、人吉球磨地域の畜産農家が抱える課題に対しての早急な対策が必要であると強く認識をしております。

このような課題に対して、株式会社カミチク様におかれましては、これまでの経験で蓄積されました経営ノウハウ等を提供することで人吉球磨地域の農畜産業に貢献したいとまで言っておられます。

したがって、この事業を成功に導くことができるならば、安定した雇用の創出といった面からだけでなく、人吉球磨地域の畜産業の持続可能な経営、ひいては南九州の畜産業

の振興に大きく寄与するものと私は確信をしておりますので、これまでどおり、決意を変えることなく、引き続き課題解決に傾注するとともに、IT系企業のサテライトオフィスも視野に入れながら企業誘致実現のため、積極的なトップセールスに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長の決意を聞きましたので、いち早く、これまで以上にカミチクさんと協議をしていただきたいと思いますと思います。

早く企業誘致をすることによって、議員みんなが質問してるような少子高齢化にも歯どめがかかるといけないかなと思っております。

この件については、引き続き質問していきたいと思っております。また、わかり次第、情報を議会のほうに、全協あたりでも常に提示していただくことによって議会協力もできるんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、曙橋改修工事から、今後の工事計画について質問いたします。曙橋は供用開始から約39年が経過しており、主桁の腐食や防食機能の劣化など各所の損傷が報告されたところがあります。曙橋は本市東部に位置し、球磨川にかかる水の手橋、大橋、人吉橋、紅取橋と並ぶ主要橋梁として位置づけられていることから、平成29年度から平成31年度にかけ大規模な補修工事を実施されるとのことで、事前協議を行っておられ、準備が整い次第補修工事に着手されるようですが、今後の補修工事の内容と計画についてお尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

曙橋は市道願成寺錦線において1級河川球磨川にかかる橋長174メートル、総幅員が10.3メートルの橋梁でございます。昭和53年に架設されまして、福屋議員おっしゃいましたとおり、供用期間が約39年経過しております。

曙橋については、平成22年度に作成いたしました人吉市橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、平成26年度から平成27年度にかけて橋梁詳細調査を行ったところでございます。調査の結果、劣化損傷などが確認されましたので、大規模修繕更新補助事業を活用し、平成29年度から平成31年度の3カ年で橋梁補修工事を行う予定でございます。

お尋ねがありました補修工事の内容及び計画でございますが、平成29年度から平成31年度にかけては、床版のひび割れ補修、主桁の塗装塗りかえ、落橋防止システム装置、舗装工事、高欄の取りかえ工事、照明施設の取りかえ工事などを予定しているところでございます。また、平成30年度から平成31年度にかけては、工事用仮設道路などの仮設工事を行いまして、橋脚の補強工事を予定しているところでございます。以上、3カ年にわたり補修工事を行う予定でございます。この曙橋補修工事につきましては、平成29年度一般会計予算継続費として上程しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 曙橋は3年間、長期にわたって補修工事が行われますので、補修工事に着手される前に近隣の町内に対して説明会を行う予定があるのか。説明会を行う予定があるとすれば、いつごろ、どのような説明会が行われるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

現在、実施設計の作成及び関係機関との事前協議を行っているところでございます。

協議が整いましたら、工事発注後、工程等につきましては施工業者と協議を行い、工程計画を作成した後、説明会を開始するわけでございますが、今のところ、何月ごろとかということではなくて、発注後、業者のほうと工程表を作成し、関係地元町内を中心といたしました説明会にて、工事工程、通行規制などの説明を行いたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ぜひ、決定をされましたら工事発注後ですか、説明会を開いていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いしておきます。

また、現在、スマートインターチェンジの仮設工事も行われておりますが、先日、起工式も終わり、本格的に工事が始まると思っておりますが、現在でも工事用の大型車両が曙橋を利用しております。曙橋の補修工事が始まれば、相当な数の工事車両や一般車両が通行することになると思いますが、補修工事を行う前提として、これまでに曙橋の1日の通行車両について調査をされたことがあるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

曙橋の1日の通行車両についての御質問ですが、平成21年度に実施いたしました市内主要交差点交通量調査をもとにお答えいたします。曙橋を通行する車両は、1日当たり約8,000台通行がございまして、大型車両の通行は約700台となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 1日当たり8,000台という、非常に多い通行があつておるようです。大型車は今も1日に何台と通っておりますので、それと、通行に対して支障を来すと思えます。それで、平成29年度から工事をされるのであれば、早めに工事の期間や工事目的を記載した看板を設置していただいて、道路を頻繁に利用される方々に対しまして、早く周知するということが大切になるのではないかなと思っております。

看板を設置する予定があるのか、お尋ねをいたしておきます。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

福屋議員おっしゃったとおり、看板の設置については、施工業者が決まり次第、早めに設置したいと思っております。本工事区間は大変交通量が多いところがございますので、市民の皆様や道路利用者に対しまして看板はもちろんのこと、広報等によりまして早めに工事の期間や通行規制などの情報をお知らせしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 看板については施工業者が決まり次第、設置をしていただくということですが、平成29年から工事があるということで、簡易な看板といいますか、平成29年から平成31年まで曙橋改修工事が行われますというような、業者名なくとも、そういうのを高速道路おりにこられる方々に早めに明記することがいいんじゃないかなと思うんですよね。でないと、平成29年と決まってすぐから設置されたとしても、そういう方はほとんどわからないと思うんですよね、夜間通行されたりとかいろいろありますので。そのような、簡単といったらいけないかもしれませんが、そういう表示ももしよければ考えていただきたいなど要望しておきます。

スマートインターチェンジ工事に携わる車両については国道を利用していただくとか、大型車両については迂回路を利用していただくとか、何らかの方法を今後検討していただきたいと思います。

えびの一人吉間において高速道路で何らかの事故が発生すると、地元の方々は動けなくなりますので、これらのことについてどのような対策をとっていただくのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

スマートインターチェンジ工事と曙橋補修工事の期間は平成29年度から平成31年度と重なる時期がございます。スマートインターチェンジ工事用の大型車の通行におきましては、基本的には国道219号を使用することとしておりますので、曙橋を通行する計画は現在のところ予定されていないところでございます。スマートインターチェンジ整備室とは、現在大まかなところで打ち合わせを行っております。工事発注時期なども踏まえ、今後も調整を図ってまいりたいと存じます。

また、曙橋補修工事は基本的に片側通行で工事を行いますが、大型車につきましては迂回させる計画をいたしております。高速道路等において事故が発生した場合も含め、大型車の迂回ルートにつきましては、交通渋滞も考えられますので、できるだけ市民の皆様など道路利用者の方に御迷惑をかけないようにスマートインターチェンジ整備室や警察などの関係機関と今後、協議、調整してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 基本的に、スマートインターチェンジのほうは国道を利用していただき、大型車については迂回路を利用していただく方法を取っていただくようですので、関係機関と密に協議をしていただいて、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

曙橋の補修工事については、人吉市も水ノ手橋での経験が生かされることと思いますが、水ノ手橋と違うのは、今まで人吉市を初め球磨郡への重要なアクセス道路であります。また、昼夜を問わず大型車の利用が大変多いことです。

曙橋の補修工事については何かあったときにすぐに対応していただける地元業者の方々に施工をお願いしていただくということはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

施工業者についての御質問でございますけれども、過去の本市の橋梁の改修工事の実績におきましては、議員も先ほど申されました、まず平成21年度に人吉橋、それから平成26年度に水ノ手橋の工事がございます。どちらの工事におきましても、複数の企業による建設工事共同企業体、いわゆるJVによる競争入札を行っておりまして、企業の組み合わせといたしましては、橋梁工事に豊富な知識と実績を持つ全国規模の企業と、橋梁工事の実績を持つ地元企業とのJVを条件としておるところでございます。

曙橋の改修工事に際しましても、今後、設計内容を十分に精査しながら施工業者の選定を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 工事に関しては、JVで行っていただくということで人吉市の業者も入れていただくということで大変ありがたく思います。そのほかに簡易な工事整備とかあると思いますので、そういうところはできるだけ人吉の業者のほうに発注をしていただくようお願いをしたいと思います。

最後に、市長にお尋ねをいたしますが、今後、若者が地元に残ってもらうためにも地元で働ける場所の確保が大切ですから、地元でできることはぜひ地元業者の方に施工をお願いしていただきますよう、お願いをいたします。

曙橋補修工事だけでなく、そのほかの工事についても何らかの、JVみたいに組んでいただいて、人吉の業者を使っていただけたらと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市が発注する公共工事に関しましては、議員のお考えのとおり地元業者で施工可能な工事につきましては地元業者に発注するという基本的な方針のもとに競争入札の業者の選定を行っているところがございますので、曙橋の補修工事に関しましても、設計の内容をしっかりと精査し、業者の選定を進めてまいりたいと存じます。

あわせて、地元企業の御努力、御発展も期待するところをごさいます、地元の雇用環境の確保は市民生活にも直結いたしますし、ひいては本市の浮揚にもつながるものと考えているところをごさいます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ぜひ、そのような体制を今後も取っていただきたいとお願いをさせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後4時02分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 次に、市民の声から2点を通告しておりますが、1点目に新市庁舎建設について質問していきますが、先ほど平田議員の質問で答弁をいただいたわけですが、重複するかもしれませんが、私なりに質問してまいりたいと思います。

まず初めに、人吉市新市庁舎建設に向けた計画について、パブリックコメント、日本語で意見募集ですかね、これを実施されましたが、どれくらいの方々がどのような御意見を寄せられたのでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの平田議員の質問と少し重複するところもありますけれども、御了承いただきたいと思ます。

人吉市新市庁舎建設基本計画案に対します意見募集（パブリックコメント）につきまして、新市庁舎建設に向け人吉市新市庁舎移転建設基本構想をもとに必要な機能や規模などの実現と課題を解決し、建物の配置や必要な機能の整理など基本設計に反映すべき事項の方針を取りまとめるために、広く市民の皆様から御意見を募集したところをごさいます。募集期間は、本年2月6日から2月21日まで、閲覧場所はカルチャーパレスの市仮本庁舎を初め、市内の各校区コミュニティセンターなど計10カ所と市のホームページにおきまして実施をいたしております。

募集結果をごさいます、これは先ほど数字を答弁させていただきました28名の方からさまざまな御意見をお寄せいただきましたが、御意見につきましては現在取りまとめ作業を行っております、市の考え方をお示ししまして、市のホームページにおいて公表する予定といたしております。

御意見の主な内容をごさいます、地元産材を活用した木材建築への御意見、これが一番

多かったわけでございますけども、あと内装、外装、家具などへの活用。それから、そのほかに庁舎機能につきましては防災拠点等についての御意見等をいただいておりますのでございます。

いただきました御意見は今後の基本計画、基本設計、実施設計を取りまとめていく上で参考にさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） パブリックコメントについて実施してありましたので、私は町内とか知り合いのところを回りました。意見募集の様式を持って回ったんですけど、いろいろ話を聞いたときに、パブリックコメントって何だ、こんなこと言われても私たちにはわかりませんという話でした。

だから、市庁舎をつくるためには意見を募集しましたという行政の、これは何て言いますか、行政が勝手につくるものなんですけど、そういうもので意見を言わないと一応周知しましたよということ言って、意見はなくても、そのように進んでいくんですよという話をされて、それが20日だったものですから、その徴取をできませんでした。やはり、こういう進め方でするのは私たちに対してはパブリックコメントでもいいと思いますが、人吉市の60代以上の方々にこういう提示をして本当にわかるのかな、もうちょっと丁寧な意見の徴取をするべきじゃないかなと私は今回つくづく思いました。私が回ったのも遅かったものですから、収集ができなかったという議員としての責任が果たせなかったなという感覚でおりますので、できれば括弧書きでもいいですから、そういうのを書いて渡していただければいいなと思いました。

きょう、宮原議員と市長の話を聞いて、私にわからないような横文字が非常に出てきましたので、何となくはわかりますけど、やはり聞いているのは若者ばかりではなくて、やはり高齢者もいっぱい聞いておられる。特に高齢者は議会傍聴とかいろんな場所で聞いたりするのを楽しみにしておられますので、もう少し丁寧にさせていただきたいなということです。

それで、新市庁舎建設に当たって、私はこの人吉市新市庁舎建設基本計画案を見させていただいて、いろいろ説明をしていただいておりますが、この中にも、想定した規模を参考に基本設計、実施設計で最終面積を確定しますとか、最終的に皆さんの意見を吸い上げて検討していきますよというのが書いてあります。

そこで、新市庁舎建設に当たっては一度お話をしておりますが、弓道場移転を含めたところでのプロポーザル方式での契約だったと思いますが、弓道場の移転がされないのであれば、見積価格は適正な価格と言えるのでしょうか、このことについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 先ほどのパブリックコメントは本当にこれでいいのかというのは私も非常に思ってるんですけど、ただ、これから先、鳥瞰図みたいなイメージできるものな

んかができてくれば、これをもって当然校区説明会、町内未来カフェ等にも出て、市長のほうの説明してまいりますので、そういう状況の中で、そのときにはたくさん御高齢の方もいらっしゃると思いますので、意見をたくさん言っていただけるんじゃないかなと思いますので、直接対話の中でもしっかりやらせていただきたいというふうに考えております。

御質問の、当初の仕様書で計上いたしておりました弓道場の解体撤去、設計は議員がおっしゃるように取りやめましたので、当然、御指摘のとおり、その部分が減額になるはずでございました。ただ、その減額分は人件費の相当分がほとんどだったんですけども、配置計画等の変更等により、当初に予定がなかった第1別館倉庫、今、税務課がおります倉庫、それと、その横にあります観光振興課とか社会教育課が、お城まつりとかそういうものの品物を入れておりますけども、あそこの倉庫の解体等々が出てまいりましたこと。それから、これは先ほど申し上げました小永野第一雨水幹線のつけかえにかかる基本設計業務、そういうものが追加になってきまして、そういうものに振りかわっていったというような状況でございます。減額になるはずだったものが別の計画変更で使われてしまったということで御理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） どこかの全員協議会の中でも話をされたのかなという感覚だけで、はっきりした記憶がないものですから、できましたら丁寧な説明を今後していただきたいなと思います。

関連なんですけども、弓道場というのは、これまでに事故は起こっておりませんが、先ほども説明されましたが、矢が場外に飛び越えたということがありと地元の方がおっしゃっております。

弓道場は現在地に残されるとのことですが、最初の計画では道路もつけかえる予定でしたと先ほど説明いただきました。道路の移転もなく、排水路については私も全員協議会の中で危険なものと、先ほど言われたように暗渠にして上を駐車場にしたらいんじゃないかなということを提案いたしました。その折は即却下されたと思っております。

道路サイドに排水路を今後計画をされますよね、弓道場の横の今の市道のところに。これまで弓道大会開催時には、応援場所が確保されておりましたので、道路側から応援をされていたようです。

今後、市庁舎が完成すれば、これまでと違い、たくさんの方がおいでになりますので、大会時の安全対策について、安心して安全な都市を目指す人吉市でありますから、十分な安全対策を考えておられるんだと思いますが、安全対策についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

弓道場を残しました経緯は、先ほどの平田議員への答弁でも御説明をさせていただきますし

たが、福屋議員のおっしゃるとおり、これは地元の町内の方々からは、安全面の観点から移設してほしいという強い意見があることも私たちは十分承知しております。

この事故が起きたときは、私も教育部長をしております、末次教育長が就任してすぐのときでございましたので、2人で奔走して収拾に当たったことを思い浮かべているというか、非常に苦労したなというふうに思っております。そのときに行いました地元への経過説明会の中でも、やはり危険であるから移設してほしいというような意見は周辺の住民の方から出されたということを記憶いたしております。

御質問の弓道場の安全対策でございますけども、以前、アーチェリー事故、アーチェリーの矢が場外に飛ぶ事故が発生いたしました。これ、弓道場の横に併設してある遠的のところのアーチェリーを使われて矢が飛び出したわけなんですけども、その後の対策といたしましては、防護柵とアクリル板の防護壁を設置をいたしております。それで何とか現状は急場をしんいでいるというふうな状況です。

ただ、これで全てベストな状況ではございません。新庁舎が西間別館一帯で供用を開始しますと、当然、弓道場が残りますので、弓道場周辺への人の動きが多くなることは十分に予想されることでございます。来庁者を含むあらゆる安全対策を検討いたしまして、弓道場の利用者、それから大会がありますときの参加者、それから、それを見るお客様、そして来庁者を含む住民の方々が安心できるような安全対策を、これはしっかり、今、市庁舎建設準備室のほうでも教育委員会と協議をしておりますし、状況に応じては専門家の御意見も聞きながら対策を早急に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 弓道場を建設されるときに、ちょうど私も、そのときの委員長だったものですから、ここでは危ないですよとか、万が一事故があったときの対策はどうするんですかというお話をさせていただきました。私はあそこにつくるのは反対したんですけど、あそこの道路というのが非常に隣接してますね。弓道場の観覧席というのがないんですよ。あそこの観覧席がないので、道路の上に観覧席をつくってくださいというような提案もしたことがあります。せっかく今度、排水路を移設されるのであれば、難しいかもしれませんが、例えば道路を2メートルぐらいこちらのほうに移設してもらって、そこに観覧席を据えて防護柵をするとか、提案ですのでどうなるかわかりませんが。

それと、今、説明がありましたアクリル板、これは非常にいいと思うんですよ。防護柵とかそういうのは、アーチェリーの矢とか弓道の矢も突き抜けていきますよね。0.5ぐらいの網目でないと突き抜けます。それと、そんな小さい網目では、今度は見えませんね。

せっかく庁舎と並行してつくっていただくんだったら、するんだったら、アーチェリー競技というのも人吉高校が全国大会に行ってますので、こういうものだというのが市民もわか

るんですね、来庁されれば。大会を、おどんな日本一弓道大会ですか、そういうのも行われておりますので、そのときに来庁者も見られる方もおられるかもしれないですね。

でも、今の状態では非常に危険。だから、道路を少し引いていただいて、これはいろんな協議が必要だと思いますが、そこに観覧席でも少しつくりたいかな。後ろをアクリル板にするとか、そういうのでつくっていただければなということも、今後の審議会とか特別委員会のほうでも検討していただければなと思います。

それと、次にパブリックコメントで先ほど言われておりましたが、この意見募集、閲覧場所の資料によれば、交付税措置として9,000平米で建設をするというように記載されているようですが、このことについては何度も説明をいただいておりますが、やっぱり国は先ほども言われましたが、1万2,000平米まで起債対象とするとのことでしたので、新市庁舎はやはり1万2,000平米で可能なら、今後の防災機能拠点という説明ですので、先ほど、私聞き逃したんですけど、総務部長が防災拠点の中に避難場所を兼ね備えたと言われたのか、ちょっと聞き間違いをしているかもしれませんが、大きくすることによって防災機能拠点だけではなく、避難場所として対応できるんじゃないかなと思います。

説明の中では、防災機能拠点として一時避難場所という説明をされておると思うんですね。この一時避難場所と避難場所というのは全然違うと思うんですね。そのこと、対応できるとは思います、その件についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

新市庁舎の規模、基本構想の算定面積9,000平米をベースにしてるということは、先ほど平田議員の御質問でも御答弁させていただきました。また、不足する面積につきましては、西間別館を有効活用すると、これも申し上げました。このことは、本当に、今1万2,000平米というのはたまたま最初からあったわけじゃなくて、国が有利な地方債制度、熊本地震の後にそういうふうに面積的に人吉市が試算をすればそこまでいけるんですよというような話が国のほうからありまして、1万2,000平米はそれをきっかけに出てきたわけでございますけれども、本市としては、適正な、先ほども言いましたけれども、実情にあった面積というのはずっと9,000平米というのは基本構想のときから変わっておりませんので、そのことはここで申し上げておきたいと思います。

災害時の避難所としましては、私が申し上げたかったのは、地域防災計画書、21カ所の指定避難所がございます。それプラス町内会館等々もございますので、基本は災害時の避難所、これは大災害も含めて指定避難所が基本になります。それを補うような形、要は、そういう形での被災者の一時受け入れスペースとしても新庁舎を利用していただければ幅広い災害対策の一助となるんじゃないかというふうに考えておまして、そういう状況の中で現在検討を行っておるところでございます。

今後、公共施設の総量適正化にも配慮しながら、限られた建築面積の中で防災拠点として

も最大限に機能が高まるように今後実施してまいりたいと存じます。

この辺の詳しいところは、恐らく最後に聞かれると思いますので、市長のほうからも答弁があると思います。よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 9,000平米と1万2,000平米というのがどっちが本当なんだろうということで、頭につくのは、どうしても1万2,000平米、国からはいいんですよと言われましたけど、人吉市の試算では9,000平米なんですよというのを、市長の悪口じゃないんですけど、説明のときに聞いておるもので、じゃあ、1万2,000平米でいったらどうなんだよという話で、それが頭に残っておるわけですね、すり込まれておりますので、こういうような質問になったんですけど。

そこで、こういう資料を全員協議会でいただいた中で、人吉市新市庁舎建設基本計画ですか、この基本計画案について説明を何度もいただいておりますが、その中で、各階の平面図についても説明をしていただきましたが、その平面図に、私、ちょっとお尋ねしたことがあるんですけど、吹き抜けが計画されております。なぜ、吹き抜けが必要なのですかというのを山下設計の方にも提示しました。

私は見たときに、空気の流れ、流動、これは吹き抜けは煙突にかわるんじゃないかなと思うんですね。換気扇と同じような感覚なんですよ。吹き抜けで抜けた場合には、例えば冬場の暖房という、暖かい空気は下には行かんですよ。必ず上に行きますよね。せっかく1階で暖めた空気を庁舎に来られる方が玄関をあけるたびに空気は流れるんですよ。暖かい空気は上に行きますから、流体のそこに空気が入り込むのは当たり前ですね。ということは、冬場に一番大切な場所が寒くて、夏場は、今度は逆に冷たいんですよ。高齢者の方が来て、寒がっておられる、寒くなる。そのような吹き抜けがなぜ必要なのか。何度考えても、私はわかりません。そのあたりをもうちょっと配慮してもいいのかなと。

それと、平米数が、多分吹き抜けをやめて、そこをフロアにしたら平米数が変わってくるんだろうと思います。これは、建築基準のほうで変わるんだと思いますが、どうしても、そのあたりが必要なのかという納得した答えを私は市民の方にお知らせすることはできません。

ましてや、これはあってはならないかもしれないかもしれませんが、吹き抜けというのは非常に危ないところですね。それは2メートルぐらいのフェンスをつくっていただければいいですが、1メートルちょっとぐらいのフェンスで万が一すつと落ちるかもしれないし、物を持っていったときに落とすかもしれない。じゃあ、下におったときの危険度はないのかなとかですね。

ただ、吹き抜けという感覚でつくるんだったら、開閉式の吹き抜けだったら考えてもいいのかなというのを私は思いますけど、これについてどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

吹き抜けの必要性等々については、これはこの間、特別委員会でも御説明させていただいて、さまざまに御意見をいただいたところがございますので、私が今から答弁いたしますのは市庁舎建設準備室のほうでつくったものでして、今後、まだ課題も多いということで、決定をしているわけじゃありませんので、そういうところで答弁のほうを聞いていただければと思います。

新市庁舎建設基本計画案では、吹き抜けにつきましては、できる限り自然光を導き入れ、下段と上段の温度差を利用した自然換気システムを採用することでランニングコストの低減を図ることから、また各階に分散した機能を一体的につなげる空間としても吹き抜けを検討しておるところでございます。

空気循環の効率が悪いのではないかと今、お話もありましたけども、それも承知はしておりますが、コストの面におきまして、あらゆる角度から検討を行い、今後の基本設計におきまして決めていかなければならないと思っております。

この内容については、決して市庁舎建設準備室が全部考えたのではなくて、当然、今、設計を行ってます山下設計のほうから御意見をいただいて、それをまとめ上げたものですので、この件につきましても、できれば議会のほうにも山下設計のほうからもおいでいただいて、吹き抜けのことについては少しいろいろ異論も出てますということもお伝えしておりますので、ぜひしっかりした議論をさせていただければなと思っております。きょうはこのぐらいでお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、特別委員会のほうにも提示されたということで安心したんですけど、全協の席で山下設計立ち会いのもとで吹き抜けについてはどうしてかというのを尋ねておりますので、ぜひ参加をいただき、山下設計の吹き抜けの必要な理由というのを私は絶対聞いてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そして、同じく、各階の平面図の1階玄関の横に売店が設置されております。これも全協のときに市民の待合所ということで聞いたんですけど、そこに市民コーナーをつくっていただいて、玄関を入ったところに現在計画をされておられるようですが、果たしてここでのかな。これは私だけかもしれませんが、市民は市庁舎にそれぞれの目的を持って来られるのですから、玄関のこの場所でこれまでの旧人吉市庁舎のように、職員の方々がこれまでのように今後利用できるのでしょうか。もう少し検討したほうがよいのではないかなと私は思います。実施計画の段階では変更ができませんので、今ならまだ検討され、変更ができると思います。

万が一、職員の方が来られるときに、ちょっとクレマー的な方が見られたら、職員は就

業中なのに、というような話になるんじゃないかなというのちょっと考えました。これは、市民の方ともそういうお話になりました。

今後、一番利用されるのは職員の方だと思います。これまでにこの新市庁舎計画について、売店のあり方、そのほかのことについてもですが、職員組合の方と協議をされてこられているのか、お尋ねをいたしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

新市庁舎内の配置につきましては、現在、用途に応じ、今後、ゾーンごとの検討を行ってまいります。その一端として、前回ですか、お示しして見ていただいたという状況でございます。まだ案の段階でございますので、当然、今後検討していく必要があると思います。

売店の位置につきましても、誰もが利用しやすい配置を検討いたしまして、具体的には基本設計におきまして決定をしていきたいと存じます。

また、新市庁舎について、職員組合と協議をしているのかということ、当然、職員組合の事務所というのを新市庁舎の中に設置するということになります。現時点ではまだ組合側とは具体的な協議は行っておりませんが、組合側のほうからは執行委員長を通して、こういう配置計画、それからさまざまな職員組合員への周知も必要になるから、できれば機会を捉まえていろいろな状況を報告と意見交換会をしていただきたいという委員長のほうから申し入れがっておりますので、それを含めて近いうちに協議をさせていただくことになると思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 一番使うのは職員でありまして、職員が仕事しやすい場所で市民のために頑張っていただく場所ですので、ぜひそのあたりは協議をしていっていただきたいと思っております。

次に、西間別館は教育部、健康福祉部の保健センターが配置されるとの説明を受けました。西間別館は今後耐震補強が必要になってくるのではないかと思います。これまでも現在の西間別館建物について安全なのか、本当に大丈夫なのか、同僚議員から多くの質問、意見、提案がされてきておりました。

このようなことを考えると、半世紀に一度の大々的な工事ですから、一つ屋根の下で市民の安心、安全のために仕事に頑張っていただきたいと思いますが、基本構想の段階であり、基本設計、実施設計まで時間もあります。

先ほど言いましたように、1万2,000平米の建設は絶対にできないのか、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

御心配されております西間別館の状況でございますが、平成26年度の耐震診断の結果、耐

震性は十分に確保されているとの診断結果が出ておりますので、その結果を受けまして西間別館をリノベーションし、活用することにしたところでございます。本館に隣接し、別館を配置する利点もございまして、西間別館は乳幼児を連れた利用者や高齢者、障がい者、そして職員の誰もが安心して利用しやすい施設となりますよう、ユニバーサルデザインの導入を図り、さらなる耐震性の確保やコンクリートの延命化策を講じることで庁舎としての拡充を図ってまいりたいと存じます。

新市庁舎の規模につきましては、私自身の考えも変遷をたどりましたが、市庁舎建設に関する特別委員会を初め、市議会での御議論や市庁舎建設等審議会での御審議、校区説明会等、これまでの経過、経緯を踏まえて導き出された結論であり、基本設計の前提となる基本計画案にこの9,000平米が基礎数値として明文化されております。

先ほど、総務部長もお答えしましたが、今後、少子高齢化などの人口減少により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されている中で、維持管理等にかかる経費を抑えることが重要になってまいります。その背景にあるのが公共施設の総量適正化でございまして、現在、設計中でございます新市庁舎につきましてもできる限り効率的でコンパクトな庁舎を目指していくというのが時代の要請であると認識をしております。

さまざまに御意見はあるかと存じますが、基本構想の算定面積を踏まえ西間別館の利活用を図り、一次避難所を兼ねた総合的な防災機能を備えた、おおむね9,000平米という新市庁舎の規模について、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 前回、基本設計ということで平面図で4階に議会と一緒に教育部が設置されるというような説明を受け、その後、出ていったということで、ちょっとその辺で私の考えなんですけど、西間別館については今すぐ耐震補強が行われなくても大丈夫と説明されておりますが、今月に入ってから地震が発生しております。何が起こってもおかしくない時代ですから、壊れるかもしれません。これは壊れないという確定もありません。

同じ市の職員として安全で快適な場所で仕事ができるのと、古く、何が起こってもおかしくない場所での仕事では、職員が仕事を行うとき意識が違ってくるのではないかなと。

例えば、今後の避難場所や災害援助の倉庫として、また会議室として、また備品倉庫など、そういうことで利用価値がたくさんあると思います。今後、市民の方々の大切な御意見を新市庁舎建設に反映していただくということと一緒に、やはり同じ新市庁舎の中に、新しい場所に教育部は入らないでくださいというのと一緒ですよ。

先ほど答弁された、同じ施設の中で共有をして市民のために安心、安全を行うというような答弁をされておりましたので、やはり教育部もそちらに置いて、別館のほうに、そういう対策を置くところをつくる。今後、金がかかると思いますよ、耐震で大丈夫だと思いますけ

ど、耐震補強をしていかなければならない、リノベーションすると言われました。それにもお金はかかります。だから、同じお金がかかるんでしょう。じゃあ、その起債も同じになってくるんですから、同じ場所につくったほうがいいんじゃないかな。

やはり、私は議員ですけど、職員としたら教育委員会に配置がえになったら、何か、私の感覚では「・・・・・・・・」古いほうに行かされたのかなという感覚にならないのかな。多分、そういうことはないと思うんですけど。そういうことを考えたら、もう一度やっぱりしっかり入れるような議論をしていただきたいなというのを思っております。

そこで、最後に人吉市市庁舎建設については、市民の方々は防災機能を備えた避難場所であると思われているようですが、正確な説明を今後していただき、災害時には避難所ではなくて一次避難所を兼ね備えた場所として今後地域説明会においても、このような丁寧な説明をしていただきたいと思います。現在、基本構想から基本計画の段階で、今後、基本設計、実施設計、建設工事となりますから、今後、住民説明会を各校区でしていただくと思いますので、住民説明会をされるのであれば、いま一度丁寧に説明をしていただきたいと思います。会場での説明をされるのは松岡市長だと思いますので、最後に市長の御答弁をいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

新市庁舎建設事業計画におきましては、基本設計案の取りまとめの段階で時期を捉えまして、完成予想図や防災拠点機能の整備方針など、目に見える形でのものも提示しながら、事業の地元説明会、校区説明会等を通して市民の皆様へわかりやすく、かつ丁寧に御説明にまいりたいと考えております。その中で幅広く御意見や御要望についてお伺いをし、市民の皆様とともに歩む市庁舎を目指してまいりたいと存じます。

もちろん、これまで以上に計画も具体化をしてまいりますので、市庁舎建設に関する特別委員会を初め、議員各位、人吉市市庁舎等移転建設審議会にもさまざまな御意見、御提言をいただきながら、新市庁舎建設事業を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今後、市庁舎建設に関する特別委員会とか審議会、そのあたりともしっかり議論をしていただいて、丁寧な説明をしていただくようお願いをしておきます。

次に、県民体育祭についてお尋ねをしておきます。

第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会は、人吉球磨を会場といたしまして開催されますが、昨年の大会は熊本地震のため開催中止となり、多くのアスリートの方々も日ごろの努力が発揮できずに大変な年となりましたが、ことしは被災された皆様を励まし、復興支援大会として多くの選手、関係役員の方々に対し、最高のおもてなしで選手団を迎え、最高の大会が開催されるとのことですが、さらに人吉球磨大会はすばらしい大会であったと言っただけ

るよう郡市一体となって取り組んでいかれるようですが、大会事務局または郡市大会関係者の皆様方には最後まで頑張ってくださいますようお願いをしておきます。

そこで、人吉球磨大会における競技種目と、どこでどのような協議が開催されるのか、開催時間などについて決定されておられるようでしたら、この件についてお尋ねをしておきます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会は、ことしの9月16日、17日の両日、12年ぶりに人吉球磨地域で開催されます。今大会は、人吉球磨10市町村の全てにおいて競技が開催されるため、郡市一体となって取り組む大会になるものでございます。

御質問の競技の種目、会場及び開催時間でございますが、熊本県民体育祭の競技方法には採点競技と公開競技と二つございまして、今回の県体人吉球磨大会におきましては、24の採点競技と九つの公開競技にて開催をいたします。

市町村別に開催競技を申し上げます。人吉市では14競技、15種目の実施でございます。種目は、水泳、軟式野球、ソフトボール男子、ソフトテニス、バレーボール男子、バスケットボール男子、バスケットボール女子、ハンドボール女子、サッカー、剣道、弓道、相撲、空手道、クレール射撃、そしてボウリングでございます。次に、錦町では3競技、4種目の実施でございます。種目は、軟式野球、卓球、ゲートボール男子、ゲートボール女子でございます。あさぎり町では6競技、6種目の実施でございます。種目は、軟式野球、ソフトボール女子、バレーボール女子、サッカー、柔道、馬術でございます。多良木町では3競技、4種目の実施でございます。種目は、陸上競技、バレーボール女子、バスケットボール男子、バスケットボール女子でございます。湯前町では2競技、2種目の実施でございます。種目は、ハンドボール男子、アーチェリーでございます。水上村では1競技、1種目の実施でございます。種目は、銃剣道でございます。相良村では1競技、2種目の実施でございます。種目は、バドミントン男子、バドミントン女子でございます。五木村では1競技、2種目の実施でございます。種目は、グラウンドゴルフ男子、グラウンドゴルフ女子でございます。山江村では1競技、1種目の実施でございます。種目は、ハンドボール男子でございます。最後に、球磨村では1競技、1種目の実施でございます。種目は、ソフトボール男子でございます。そのほかに、人吉球磨地域以外での開催競技として、テニスが熊本市で実施されることになっております。

次に、九つの公開競技につきましては、人吉球磨で開催されるのがカヌーと登山の2競技でございまして、ほかにラグビー、ウエイトリフティング、ボクシング、セーリング、ゴルフ、日本拳法、体操の7競技は地域外の県内の施設で開催されることになっております。

以上、申し上げましたように、10市町村全てにおいて競技が開催されることになっております。

開催時間につきましては、採点競技のほとんどが大会2日間の両日とも実施され、おおむね午前10時の競技開始となっております。公開競技は公開により開催日程など全て競技団体にて決定及び競技運営まで行われますので、人吉球磨大会開催期間中の実施がほとんどですが、別の日程で実施される競技もございます。

なお、全体の取りまとめとなる総合開会式が9月16日土曜日、午前10時から人吉スポーツパレスで行われまして、総合閉会式が9月17日日曜日、午後3時から人吉市カルチャーパレスで行われます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） たくさんの競技がされるということで、人吉でも14競技を行っていただけるということで、大変見学に行くのも楽しみかなということを思っております。できましたら、決定をしてしまいましたらどこでどういう競技があるのかを一覧表でも、もしできるようでしたら、全員協議会でもいいですから議員のほうにも配付いただければとお願いをしておきたいと思っております。

次に移りますが、施政方針の中で、温かいおもてなしで選手団をお迎えされるということですが、温かいだけでなく、最高のおもてなしで人吉球磨大会を開催していただき、これまでの大会と比べて熊本県下から来ていただきます大会関係者、選手とともに、地元市町村民を初め、熊本地震復興大会として、これまでたくさんの応援をいただきました全国の皆様に対しまして、元気な熊本をお見せする大会にすることが大変大事であり、重要であると思っております。

そのためにも、開催地であります人吉球磨の皆様早く大会を知っていただくことが大切だと考えます。熊本県民体育祭の開催に先立ち、大会ポスターや競技が開催されます場所、周辺に周知看板やのぼり旗など、このようなものを設置をされる予定はあるのか。周知活動の現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の人吉球磨大会開催については、昨年5月に準備委員会が発足し、その後、9月に実行委員会へ移行しまして準備を進めているところでございます。

御質問の大会開催PR等周知活動につきましては、昨年6月に大会スローガン及びシンボルマークの公募を行いまして、大会スローガン639人、そして、シンボルマーク398人の応募をいただいております。また、10月には郡市の市町村の庁舎や人の交流が多い総合開会式会場となる人吉スポーツパレスや人吉スターレーンに横断幕や懸垂幕を設置していただき、啓発に努めているところでございます。

のぼり旗につきましては400本を製作いたしまして、昨年12月中に各市町村及び各競技団体に配付しております。そのほかには、行事ごとに広報ひとよしや新聞等にも記事掲載をし

ていただいております。

今後、4月には制作中のポスターを配付する予定にしておりますし、のぼり旗の設置も徐々に進んでまいります。

また、総合開会式リハーサルの実施や、炬火採火式といたしまして、火を自然の方法でおこす炬火採火の式典を、国宝青井阿蘇神社の境内をお借りしての実施を計画しております。

のぼり旗設置やポスターの掲示、式典などイベントを開催し大会の周知を図るほか、競技種目や競技会場の紹介など、市町村広報紙や新聞社などの御協力をいただきながら市民の方々へきめ細やかな情報の発信及び周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） そこで、また今後、人吉球磨県民体育祭が素晴らしい大会であったと言ってくためにも、大会開催終了まで運営にかかわっていただきます実行委員会関係者の今後の事業計画についてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

大会当日までの流れでございますが、現在は4月に開催予定の第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会実行委員会第2回総会の準備を進めておりまして、新年度に入りますと、大会実施に向けての具体的な競技や各関係機関への協力依頼などを進めていくこととなります。

競技運営関係では、県及び地元競技団体、開催地市町村、事務局の4者での合同ヒアリングを再度開催し、競技運営に絡む役員などのスタッフや、物品、会場設備関係など細部についての確認を行い、それにあわせた最終調整及び関係機関への協力依頼などを行ってまいります。また、熊本県体育協会においては県民体育祭関連のさまざまな会議が開かれますので、その結果を受けて競技別のプログラムなどを実行委員会で作成してまいります。

大会運営関係では、総合開会式や総合閉会式、炬火採火式などの式典を実施いたしますので、式典実施要項や会場設営計画、運営スタッフマニュアル作成及び各市町村職員やスポーツ推進委員などへのスタッフ協力依頼などを行ってまいります。また、スタッフポロシャツなどの被服関係や弁当関係の調整、競技会場や総会、開会式会場への誘致看板作成及び設置、協議など、議員も御存じのことと存じますが、かなりの項目の調整を行うこととなりますので、しっかり整理をしながら順次、準備を進めていく予定にいたしております。

そのほか、温かいおもてなしにつきましては、郡市内の小中高校の児童・生徒の皆さんに御協力をいただき、選手団への応援旗やメッセージなどのものづくりや、競技会場での地元の皆さんの応援が一番のおもてなしと考えますので、地域住民の皆さんに会場へ足を運んでいただけるよう呼びかけを行うなど、現在、依頼内容を検討しているところでございます。

新年度事業計画の概要を申し上げますと、4月に実行委員会第2回総会の開催、5月に4者合同ヒアリングの実施、7月末に各都市参加申し込み及び宿泊申し込み締め切り、8月上

旬及び下旬に第72回県体代表者会議の開催、8月中旬に総合開会式リハーサルの実施、9月上旬に炬火採火式、そして9月16日、17日の大会当日を迎えることとなります。大会終了後は、大会報告書の作成を行い、11月下旬に実行委員会解散総会の開催という流れとなります。

これまで申し上げました事項などを初め、大会開催に向けましては実行委員会の専門部会などにおきまして十分な協議検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 答弁の中で、地域住民の皆さんに会場に足を運んでいただきたいという答弁をいただいておりますので、私もそう思います。

大会周知、今後の事業計画について大変詳しく説明をいただきました。ありがとうございました。

そこで、違う視点から教育長にお尋ねをいたしますが、小中学校の部活動が社会体育に今後移行することが決定していますが、小中学生がスポーツに親しむよい機会であり、熊本県民体育祭に応援参加を勧めてもらうことは可能か。小中学校に対して見るスポーツの楽しさ、また、スタッフとして参加する楽しさ、こういうことを多く体験していただくことをしていただければ、大会というのはこういうものだと考えられるんじゃないかなと思いますので、昨年、熊本のほうで開催がされませんでしたので、熊本県民体育祭が復興応援大会として、また温かいおもてなしをする大会ということで人吉球磨で行っていただくということで、学校に対しての教育長の熊本県民体育祭についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

ことし実施の熊本県民体育祭を初め、これまで国民体育大会や全国高校総体と、地域を挙げて取り組まなければなし得ない大会が当市におきましても開催されてまいりました。

このような大会は、今後の地域、そして日本を担っていく子供たちにとって、先ほど議員も申されましたが、一流選手のプレーを目の当たりにすることができる絶好のチャンスだと捉えるとともに、大会を支える運営者、またはボランティアとしてどのような方々がどのように関係し、動き、運営に当たっているかも肌で感じるすることができるよい機会であると考えます。

今回の熊本県民体育祭におきましては、既に準備段階から多くの児童・生徒の皆さんに携わっていただいております。

先ほど、部長答弁の中にもございましたように、昨年6月に募集をいたしました大会スローガン及びシンボルマークにつきましては、多くの児童・生徒の皆さんから応募をいただきました。残念ながら、小中学生の入選はありませんでしたが、スローガンの部に多良木高等学校の生徒1人、シンボルマークの部に人吉高等学校の生徒1人がそれぞれ優秀賞に選ばれております。

また、大会初日に開催します総合開会式におきましては、部活動として練習しております吹奏楽部や合唱団、また入場行進時の各郡市のプラカードの保持者や国旗、大会旗、県旗、県体協旗の保持者などのスタッフとして多くの生徒の皆さんに御協力をいただく計画になっておりますし、各競技会場では中学校、または高等学校の部活動部員の生徒の皆さんに競技補助員としても御協力をいただくことになっております。

今後は、先ほども教育部長のほうからも申し上げましたけれども、実行委員会におきましても、各小中高校に対しての依頼内容を検討中ということでございますし、競技会場での地元の方々の応援が一番のおもてなしとも考えます。

スポーツを見る楽しさ、また体感することでともに感動も味わうことができます。小中学校の児童・生徒へぜひ会場へ足を運んでいただけるよう呼びかけを行う予定でございますので、学校側にも最大限の参加、協力をお願いしてまいりたいと思います。

そして、笑顔いっぱい、元気いっぱいの子供たちの姿が応援する姿であっても、これが復興につながっていけば幸いだなと感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 末次教育長から、学校に呼びかけをしていただき、参加も予定していただくということで、大変ありがとうございます。今後とも、周知をしていただきたいと思います。

そこで、最後に松岡市長にお尋ねいたしますが、温かいおもてなしで選手団を迎え、人吉球磨大会がすばらしい大会であったと思われるために、市長という立場でどのような大会を目指しておられるのか、この大会に対する意気込みをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会は、12年ぶりに人吉球磨地域で開催されるとともに、昨年の第71回阿蘇大会が熊本地震の影響により中止を余儀なくされたことにより、2年ぶりの大会開催であることから大会関係者及び参加予定者の方々を初め、県民の皆様からも大きな期待が寄せられております。

人吉球磨大会におきましては、元気な挨拶と笑顔の絶えない大会になることを目指し、学校関係者や児童・生徒の皆さん、地域の皆さんの御支援と御協力を得ながら、派手さはなくとも温かいおもてなしを展開できればと考えます。

また、今大会は人吉球磨10市町村全てで競技を受け持つこととなり、人吉球磨が一丸となって取り組む絶好の機会でもあり、熊本県民体育祭の広く県民の間にスポーツを普及し、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与しようとするものであるの趣旨のもと、この大会を通してスポーツが持つ意義、スポーツから生まれる

効果をしっかり理解し、スポーツを通して被災されました県民皆様の地域活力、復興の一助になればと存じます。

また、相良700年が生んだここにしかない文化や歴史的景観、清流球磨川が育んだ豊かな農産物や球磨焼酎、そして温泉もございます。選手、役員はもとより、御観戦や応援でお越しの皆様にも御堪能いただけるものと思います。

参加された皆様にすばらしい大会であったと言っただけのよう、関係機関並びに地元の皆様方の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ありがとうございます。

人吉球磨の選手の皆様の大活躍を祈念しますとともに、成功裏に終わることをお祈りし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時04分 散会

平成29年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成29年3月10日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成29年3月10日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 塩見寿子君
2. 本村令斗君
3. 高瀬堅一君
4. 井上光浩君

日程第2 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君 |
| 6番 | 平田清吉君 |
| 7番 | 犬童利夫君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |
| 14番 | 村上恵一君 |
| 15番 | 永山芳宏君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君 |
| 18番 | 田中哲君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健康福祉部長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君
選挙管理委員会事務局長	瀬 上 雅 暁 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議 事 係 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで福屋法晴議員より、発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番、福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。

昨日の私の一般質問の中で、不適切な発言の部分がありましたので、その発言部分の取り消しをお願いをいたします。その部分は、3項目めの新市庁舎建設についての質問の中で、「私の感覚では」の後から「古いほうに」の前まででございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（田中 哲君） ただいま、福屋法晴議員より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しの申し出は、許可することに決しました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）及び議第33号人吉市景観計画等策定審議会条例の制定についての2件につきまして、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第32号及び議第33号の2件につきまして、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第32号及び議第33号

○議長（田中 哲君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま、追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）は、国からの地方創生拠点整備交付金の交付決定に伴い、追加補正をお願いするものでございます。また、西瀬小学校のプール水道水流出事故に対する学校側からのおわびとしての納入金を、あわせて歳入予算として計上するものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ165億259万4,000円とするものでございます。

議第33号人吉市景観計画等策定審議会条例案は、景観法に基づく人吉市の景観計画、景観条例、その他景観形成に関する事項を調査、審議するため、新たに人吉市景観計画等策定審議会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置することについて、同項の規定により、新たに条例を制定するものでございます。なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、また、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加は、2款総務費、1項総務管理費、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業でございまして、国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金事業でございます。国からの交付決定が本年2月となりましたことから、それ以降の事業の着工となりまして、年度内完了が困難なために、全事業費5,180万円を繰り越すものでございます。

その下でございまして、第3表地方債補正の追加でございまして、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業債1,950万円は、国の補正予算に伴います地方創生拠点整備交付金を活用した、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業に対するものでございまして、限度額、起債の方法等を定めております。

次に、めくっていただいて、7ページをお願いいたします。歳入の主なものでございます。一番上、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,340万円の増額補正は、

地方創生拠点整備交付金の決定によるものでございます。中ほどの20款諸収入、4項、3目雑入10万円の増額補正は、西瀬小学校のプール水道水流出事故に係る、西瀬小学校からのおわびとしての納入金を予算計上するものでございます。一番下、21款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

めくっていただいて、8ページでございます。ここは歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、15目、これは新しい目でございますが、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業費5,180万円の増額補正は、国の補正予算に伴います地方創生拠点整備交付金を活用した、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備に要する経費でございます。その下、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、補正額に増減はございませんが、歳入において、西瀬小学校からのおわびの形として、納入金が10万円を予算計上いたしましたことから、財源の充当ということで10万円、特定財源のその他に充当を行っております。なお、ここで一般財源が減額になっておりますので、この減額分は予備費のほうに充当されるということでございます。

9ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を880万円減額補正いたしております。

以上で、議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）についての補足説明を終わります。

御審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました、議第32号及び議第33号の2件に対しての質疑は、本日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は、3項目を通告しました。

初めに、子どもの貧困対策の1つである、就学援助制度について質問します。次に、教育関係、主権者教育についてと子ども議会について質問します。最後に、市民の声より、公共施設のバリアフリーについてと、観光のまちづくりとバリアフリーについて質問をします。

まず1項目めは、子どもの貧困対策についてです。

最近、格差と貧困社会を身近に感じる出来事がありました。40代男性は、学習塾の講師でしたが、児童・生徒の数が減っている中、パソコン通信を利用する塾が台頭し働いていた塾がつぶれました。子育て世代なので今必死に求職中です。70代の男性は、働いている間は給

料が出ていましたが、病気で辞職した途端無収入になり、たちまち生活が立ち行かなくなっ
てしまいました。貯蓄もゼロで生活保護を申請しました。50代の女性は、高齢の両親と生活
していますが、今は何とか生活できているけど、何か起こったらあつという間に転落してし
まうかもと不安だ。少し家計にゆとりが出て買い物をする気になれない。そう話してくれ
ました。いまや貧困は特別な人が陥る問題ではなくなっているのではないのでしょうか。子ど
もの貧困率は16.3%、6人に1人が貧困状態におかれ、とりわけ、ひとり親家庭の子どもの
貧困率は54.6%、実に2人に1人が貧困状態にあるのは重大な社会問題です。子どもの貧困
問題に取り組んできた関係者の運動や世論によって、2013年、子供の貧困対策の推進に関す
る法律が成立し、2014年には子供の貧困対策に関する大綱が策定されました。そこにはこう
書かれています。

「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に
様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境
によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、
必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。そうした子供
の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現
を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策
に関する大綱」を策定する。」。国としても放置できないと思うのなら、国は貧困問題の根
っこにある労働政策、社会保障政策を改善し、子どもや教育に関する予算、子供の貧困対策
の予算を抜本的に拡充しなければいけないのではないのでしょうか。私は、去年の3月議会で、
就学援助制度について質問をしました。制服が買えず入学式を欠席したという、西日本新聞
の特集記事を紹介して、人吉の就学援助の実態をお聞きしました。そのとき就学援助を受け
ている子どもの割合は、小学校では10年前と比べて6.7%から14%、中学校では8.1%から
15%に倍増しているというお話でした。では今年度、就学援助制度を受けている児童・生徒
数は何人でしょうか。そのうち新入学児童生徒学用品費の対象となったのは何人でしょうか、
お尋ねします。

○**教育部長（松岡誠也君）** 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

人吉市教育委員会が支給しております就学援助費の今年度の支給対象者でございますが、
平成29年2月末現在で、小学校が205名、中学校が144名、合計349名でございます。そのう
ち新入学学用品費の支給対象者数でございますけれども、小学校が18名、中学校が48名、合
計66名でございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 1番。塩見寿子議員。

○**1番（塩見寿子君）** 実は、新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金が単価が2倍に
引き上げられたと聞きました。実際は、中学校ですけれど六、七万円かかる入学準備に対し

2万2,900円の支給では少な過ぎるのではないかと、余りにも実態とかけ離れていると、私は予算の引き上げを求めていたものです。

そこで、本市は、補助単価の引き上げにどのように対応するのか、お尋ねします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えします。

平成29年1月30日付で文部科学省初等中等教育局から、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の予算案についてという事務連絡が発出されておりまして、本市にも届いているところでございます。これによりますと、国は、義務教育段階の就学援助に係る平成29年度予算案において、補助単価の一部見直しを行っております。具体的に申しますと、ランドセル代や制服代などの新入学児童生徒学用品費の単価を、小学校が2万470円から4万600円へ、中学校が2万3,550円から4万7,400円へ引き上げることを示しております。この補助単価の引き上げに対して市はどう対応するのかという御質問でございますが、要保護児童生徒につきましては、生活保護法に基づき支給される教育扶助の受給対象世帯に対し、市福祉課から、小学校新入学児童1人当たり4万600円、中学校新入学生徒1人当たり4万7,400円を、それぞれ上限として現在支給しております。この額は、今回文部科学省が見直しを行った補助単価と同額でございます。生活保護費と就学援助費の重複支給は、国の補助対象とならないことから、本市では、教育扶助の受給対象となる世帯への支給は、この教育扶助にて対応しているところでございます。

以上お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 1番。塩見寿子議員。

○**1番（塩見寿子君）** 小学校で4万600円、中学校では4万7,400円に引き上げられる。要保護世帯にとっては、うれしい喜ばしいニュースだと思います。では準要保護世帯、要保護に準ずる程度に困窮している世帯にも適用されるのか、お尋ねします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えします。

準要保護世帯の児童・生徒に対する就学援助につきましては、教育委員会で就学援助費として対応しているところでございますが、先の三位一体の改革により国の補助が廃止され、税源移譲、地方財政措置を行うということで、各市町村が単独で行うことになっております。今後、支給対象者の増加や単価の引き上げにより、市費の支出額がふえることが考えられますので、新入学学用品費の単価の見直しにつきましては、市の財政状況を見ながら対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 1番。塩見寿子議員。

○**1番（塩見寿子君）** 国庫補助の対象となっている要保護世帯は引き上げられるのに、準要保護世帯の引き上げは自治体に任せるとするのは、国は余りにも無責任ではないかと思えます。どちらも新入学費用が高くて困るとするのは同じはずで、就学援助制度充実のために

は、準要保護への国庫補助を復活させるなど、国による財政支援が必要なのではないのでしょうか。市町村の就学援助の取り組みを後押しするには、財政的な裏づけが不可欠だからです。ですから、国は子どもの貧困対策として、思い切って予算を確保すべきだと思います。また、市のほうも、財政と相談しながら前向きの検討をお願いします。

次に、新入学児童生徒学用品費の前倒し支給についてお尋ねします。

2月6日の朝日新聞に、入学準備金前倒し広がるという見出しで、こんな記事がありました。経済的に苦しい家庭の小・中学生約150万人が受けている就学援助の一環で支給される入学準備金について、支給時期を前倒しする自治体がふえている。朝日新聞のまとめでは、少なくとも全国の約80市町村が、入学後の支給から、制服購入などで出費がかさむ入学前に変更していた。子供の貧困が問題化する中、前倒しはさらに広がりそうだ。ということで、前倒しする自治体が紹介してありました。例えば東京都の新宿区、世田谷区、八王子市、札幌市、群馬県の太田市、三重県の四日市市、大阪府の泉大津市、北九州市、熊本市、佐賀市などです。では、本市でも新入学学用品費を、入学準備金として入学前に支給できないかお尋ねします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

新入学学用品費を入学前に支給することに関しましては、3月時点では転出入者が流動的であり、入学式直前に転出される例もございますので、入学前の支給が困難であることやできるだけ返納回収の手続が生じないよう、また、申請者の把握や対象者の認定作業などの事務処理が正確に行えるよう、入学者が確定する入学式以降に支給に関する手続を始めたいというふうに、現状では考えているところでございます。また、現在の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱では、学齢児童生徒の保護者に対する就学援助に係る経費を国による補助の対象としており、入学する年度の開始前に支給された援助に係る経費は、当該補助の対象とならないことも、3月支給が困難である理由の1つでございます。しかしながら、入学前に支給している自治体も、今御紹介がありましたように、あるようでございますので、そのあたりの情報を入手しながら、検討できればと考えているところでございます。なお、この入学準備金として、支給に関しましては、平成29年2月13日付で発出されました文部科学省の通知によりますと、前年度支給分についても、国が補助できるよう検討を行っているということでございますので、そのあたりの動向にも注意しながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 1番。塩見寿子議員。

○**1番（塩見寿子君）** 2016年5月24日、参議院の文教科学委員会で、日本共産党の田村智子参議院議員は、生活困窮世帯が入学準備金の立てかえ払いをしなくて済むよう、就学援助を入学前の2月から3月に支給するように要求したことに対し、文部科学省の初等中等教育局長が、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう、十分配慮するよう通

知していると答弁したそうです。

そこで、その通知はどのようなものか。通知文の留意事項についてお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてという表題で通知文が出ております。平成27年8月24日付で発出されたものでございますが、この補助金に係る事務処理が各市町村教育委員会において適切に行われるよう、各都道府県教育委員会へ指導を促す内容となっております。手続や費目に関する説明のほか、市町村がそれぞれの費目を支給する場合に留意することとして、幾つかの留意事項が記載してございますが、その中に、新入学児童生徒学用品費に係る部分がございますので、御紹介を申し上げます。

要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。特に新入学児童生徒学用品費等というふうに記載してございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） だとしたら、通知に照らして入学前支給をやるべきではありませんか。国は、援助を必要とする時期に速やかに支給するように言っているんです。特に新入学児童生徒学用品費とまで言っています。入学前に支給できないかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

幾つかの自治体での事例もございます。そして国の文科省でも、そういうふうな内容で検討を行っているということでございますので、ことしはもう時期的に無理ですけども、将来的にはそういう方向性によって、市でも対応できるように努力をしたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、将来的に対応できるように、市としても努力をしたいという回答をいただきました。大きく受けとめます。昨年から前倒しを始めた福岡市は、市議会などで、入学準備金なのに支給が6月、7月では準備金と言えないとの指摘が出たことがきっかけとなりました。担当者は、子どもの貧困が全国的な問題になる中、市民サービス向上になると考えたそうです。ことしの3月から支給を前倒しする八王子市の担当者は、予算措置を伴う新たな貧困対策はなかなかできない。前倒しは事務手続の見直しで可能なため決めたと言ったそうです。また、熊本市も来年度から始めるそうですが、熊本市に問い合わせをしました。担当の方は、平成27年9月議会で入学前の支給の要望があったことや、転出入が流動的という問題は、市外や私立の学校に入学した場合には返してもらうようにして、福岡市にも問い合わせをしたりして問題をクリアしたと話されました。結局、子どもの貧困対策への行政のやる気が問われているのではないかと思います。就学援助制度について、入学前支給ができ

ないか、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

就学援助費につきましては、経済的理由によって修学旅行に行けないとか学校に登校できないなど、子どもたちの学校生活に支障を来すことがあってはなりませんし、家庭の負担につきましても、できるだけ軽減したいとの思いを強く持っておりますので、制度の問題や市の予算的な課題等もごさいますが、先ほど教育部長からもお答えをさせていただきましたように、行政といたしまして、精いっぱい支えてまいりたいと存じます。今後も子ども・子育て支援策の充実を図り、安心して子育てのできる社会づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 将来的に実現できるようにしたいというその回答をもらって、その将来的というのが、多分来年になることを期待いたします。

子どもの貧困について、学校の先生やいろんな方にお話を伺いました。ある先生は、学校の美術の時間に貧困がわかると言われました。100円ショップで買った絵の具しか使えないので、色の鮮度が違うという話でした。小学校の先生からは、母親がダブルワークで仕事をしているので、保育園の弟が園を休むと小学生の2人の姉が世話をするために、交代で学校を欠席させられるという話を聞きました。子供食堂を立ち上げたいという方は、冬なのに夏のような薄着でサンダル履きで歩いていた少年を見かけ、追いかけたけど姿を見失った。彼はネグレクト、育児放棄ではないかと気になった。そういう話を伺いました。

学校では、子どもの情報が集まり、子どもの貧困をつかむチャンスはたくさんあります。それを支援につなげていかなければなりません。子どもの貧困を見逃さない仕組みづくりを幾重にも張りめぐらせて、学校も地域も行政も協力して取り組んでいこうではありませんか。

球磨郡のある小学校の先生からは、学校で就学援助のお知らせを2月から配布している。4月いっぱい締め切りですから職員朝会で何回も言われ、必要な子が出したかどうか、学校も意識して取り組んでいるとお聞きしました。

翻って本市ではどうでしょうか、参考にすべきではないかと思えます。子どもの貧困を解決するためにいろいろな取り組みを学び合い、これからも引き続き提案していきます。

これで子どもの貧困に関する質問を終わります。

2項目めは、教育関係について、主権者教育についての質問に移ります。

去年から普通選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳選挙権になって初めての選挙は7月の参議院選挙でした。18歳、19歳の新有権者の投票率は、それほど高くなかった報道だったと思います。

そこで、本市の参議院選挙の投票率と世代別の投票率についてお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（瀬上雅暁君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、

塩見議員の御質問に、選挙管理委員会からお答えいたします。

昨年7月に執行されました、人吉市の参議院議員通常選挙における投票率は56.06%でございます。

次に、年代別の投票率でございます。最初にお断り申し上げますけれども、年代別の集計につきましては、全部で25投票所ありますうち、コンピューター管理を行っております、11の投票所での合計でお答えをさせていただきます。10代は27.37%、20代は32.45%、30代は45.35%、40代は54.01%、50代は60.97%、60代は67.12%、70代は71.72%、80代以上は46.12%でございます。また、18歳、19歳につきましては、全投票所での集計を行っておりますので、その集計をお答えいたします。18歳は35.75%、19歳は20.00%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 10代は27.37%、20代は32.45%、30代は45.35%というふうにして、そういう結果だったことがわかりました。若者層は3人のうち1人が投票したけれど、2人は投票しなかったということです。原因はいろいろ考えられると思いますが、ふだんから政治に関心を持って考えたり話したりする経験が少なく、政治が遠いものになっているのではないかと思います。また、国の主権者は我々国民であるという主権者意識が希薄なことがあるのではないかと危惧するものです。そんな中、先日の人吉新聞に、人吉高校で2月24日、主権者教育の模擬投票が行われたとの記事がありました。公職選挙法の改正で、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、在学中に有権者となり得る高校生が、仕組みや主権者としての意識、心構えを養う機会をと、実施されたということです。この主権者教育とは何か、また、どんな取り組みをしたかをお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

主権者教育についての御質問でございますが、平成28年6月に文部科学省の主権者教育の推進に関する検討チーム、最終まとめが公表され、その中で、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進し、推進に当たっては、子供たちの発達段階に応じ、学校、家庭、地域が互いに連携、協働し、社会全体で多様な取り組みができるよう、各種推進方策を実施するものとされております。このようにさまざまに連携、協働し、取り組んでいくということになっておりますが、そのうち選挙管理委員会が、若い世代に対して行った啓発活動についてお答えいたします。

まず、昨年度は、平成27年12月に球磨工業高校におきまして、熊本県選挙管理委員会と本市選挙管理委員会合同で、2、3年生を対象に模擬選挙を行っております。また、同じく平成27年12月には、人吉高校の生徒を対象に、選挙について考えようと題しまして講演を行ったところでございます。今年度は平成29年1月に、球磨工業高校の1、2年生を対象に、高

校生のための主権者教育と題しました講演を、それから平成29年2月には、先ほど議員のほうからも御紹介ございましたが、人吉高校1、2年生を対象に模擬選挙を行い、それぞれ啓発活動を行ってきたところでございます。

次に、18歳になり初めて選挙人名簿に登録された方に対しては、バースデーカードと申しまして、次の選挙から投票できますという旨の通知を、郵送しているところでございます。また、今年度からでございますが、人吉高校そして球磨工業高校の3年生を対象に、投票のガイドブック等小冊子を配布し啓発を行っております。また、市内の各中学校に対しては、生徒会選挙で実際の選挙の雰囲気を感じてもらうために、投票箱それから記載台の貸し出しを行っております。

最後に、明るい選挙推進協議会主催で、啓発作品コンクールを実施しているところでございます。今年度は、市内の小・中学校を対象にポスターと習字の募集を行いまして、小学3年生から中学3年生まで、423点の応募があったところでございます。今後も若い世代に政治に関心を持っていただき、投票率が向上するよう啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 主権者として、社会の一員として主体的に行動できる力を育むのが主権者教育であり、子どもたちの発達段階に応じて、学校や家庭や地域が連携、協働し、社会全体で取り組むものであると理解しました。また、選挙管理委員会としても、若い世代にさまざまな例えば講演会、模擬選挙、ハンドブックの配布など、さまざまな啓発活動をされているとわかりました。しかし、若者の投票率は低調です。どうやったら若者が選挙に行くか、私なりに考えました。

1つは、開票の様式を見学することです。私は、去年開票の立ち会いをしました。決められた時間ぴったりに開票が開始され、施錠されていた投票箱から投票用紙が出され、それぞれの部署での作業が始まりました。何段階にもわたっての確認作業を経て公正に進行していました。判読が難しいものはすぐに無効となるのではなく、できるだけ有効になるように扱われていました。その厳粛な雰囲気のもと、私たちの投じた1票はこのように大切にされているんだと感動しました。

もう1つは、選挙権を獲得するまでの歴史を学ぶことです。戦前には女性は選挙権は認められてはいませんでした。女性は選挙には参加できなかったんです。男性も年齢や収入によって制限されていました。女性参政権獲得、昔は婦人参政権と言っていましたが、その獲得のためにたくさんの運動があり、戦後になって男女平等の普通選挙制度になりました。やっと女性も主権者として扱われるようになったんです。私は、女性が参政権を手にするまでの戦いを知ってから、選挙権をおろそかに扱ってはいけないと思うようになりました。ほかに

もいろいろな方法があると思います。選挙に行こうよと家でも話題にし、政治について語ることが当たり前になる社会になればと思います。投票率を向上させるには、このように主権者としての意識を育てることと、そして政治が遠いものではなく、身近なものとして感じる必要があるのではないでしょうか。私は、山江村で子ども議会が開かれたと聞いて、これだと思いました。そこで、子ども議会の教育的意義についてお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。

まず、市内小・中学校における主権者教育の現状についてお答えいたします。

将来の有権者である子どもたちに対して、公共の精神や主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するという主権者教育の理念はとても大切なものであり、学校教育においても、重視して指導している項目の1つでございます。特に社会科の学習は、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として、必要な公民的資質の基礎を養うことを狙いとしております。

小学校6学年におきましては、日常生活における政治の働きと、我が国の民主政治の考え方について学習しております。さらに中学校第3学年におきましては、日本の民主政治や地方自治の仕組みなどを学ぶことにより、将来の有権者として、政治参加への意識を身につけさせるようになっております。こうした教科の学習のほかに、中学校におきましては、生徒会の役員改選時に選挙管理委員会を立ち上げ、立候補者受付期間や選挙運動期間を設けて、一般に行われる選挙日程に沿った活動を展開しております。

本市選挙管理委員会から、実際に記載台や投票箱を借りて、模擬体験をしている中学校もございます。これらの学習や体験を通して、子どもたちは議会や選挙を、より身近なものとして捉えることができているのではないかと考えております。このようなことを考えますときに、子ども議会は、実体験を通して本市の将来を担う子どもたちが、議会や地方自治の仕組みを学習し、調査や取材をもとに市政に関するテーマについて、自由な発想や視点から意見、提言を行い、日常生活における政治の働きを、直接的に学ぶことができる貴重な機会であると考えます。

私も校長時代に中学生議회를、いわゆる子ども議会でございますが、実施させていただきました。地域の現状と課題、将来について、中学生の視点で、そして考え方で、行政に質問をぶつける中学生の姿に頼もしく感じたところでございます。また、傍聴にいられておりました保護者の方々からは、深く考えているなど感心、将来が楽しみだというような弁をいただいたことを思い出しております。さらに市政に関する理解と関心を深め、ふるさとへの愛情と誇りを育むことにもつながり、大変意義深いものであると認識しており、将来有権者となる子どもたちの、主権者意識の向上につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） ただいまの教育長のお話で、子ども議会についてもよりリアルに想像できましたし、主権者教育については、例えば今、学校で社会の学習とか生徒会活動で、とりわけ主権者教育を強調しなくても、そういう学習活動で身に備わることもできるんだなと思いました。子ども議会は、本市でも過去に取り組みましたそうです。本市での取り組みと県内の子ども議会の状況についてお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

まず、子ども議会の過去の取り組みについてですけれども、本市におきましては、過去2回、平成12年度と平成16年度の夏休みに、青年会議所と教育委員会が主催、共催となり、人吉市議会の理解と協力を得ながら、人吉市こども王国事業の1つとして子ども議会を開催しております。第1回目の平成12年は、子どもたちにまちに対する率直な意見や考えを発表してもらうことにより、21世紀を担う子どもたちに、まちに関心を持ってもらい、人吉を愛する心を育みたいという願いを込めて開催されました。市内2つの小学校の6年生の代表児童が子ども議員となり、どんなまちに住みたいですかというテーマについて質問や提言を行い、活発な意見交換がなされました。また第2回目の平成16年は、市内の4つの中学校から代表となった子ども議員27名が集い、人に優しいまちづくり、ごみ問題、リサイクル活動の活性化、人吉市のよさのPRなどについて質問を行い、市長を初め各部長がわかりやすく答弁を行いました。このように子ども議会の開催は、議会とまちづくりを子どもたちが直接学ぶ場となり、自分たちの住む地域に対する理解を深め、ふるさとへの誇りと郷土愛を育む一助になったと考えているところでございます。

次に、県内各市の子ども議会の開催状況でございますが、14市中8市が恒例開催となっております。熊本市を初め3市が毎年開催、ほかが隔年または3年に1回の開催となっております。ほとんどが中学生を対象としており、夏休みに開催されているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本市で子ども議会が根づかなかったことは残念です。学校サイドに過重な負担があったのかもしれませんが。ところが子ども議会を調べてみると、対象が小学生だったり中学生だったり自治体によって異なります。同様に、主催が教育委員会だったり議会だったり青年会議所だったりします。社会教育のスタッフが指導をしたり、社会の学習の延長で意見や提案の発表であったりするのもあるようです。小学校低学年のときは、市役所や議場を外から見学しますけれど、誰もいない議場を見ても議会の様子はわかりません。子ども議会では、実際に議場の中に入って、議席に座って模擬議会を体験します。先ほどもおっしゃいましたが、子ども議員の質問に、市長や執行部が正面から回答します。議会が身近に感じられるのではないのでしょうか。市政に関心を持つきっかけになるのではないのでしょうか。

そこで、市長に伺います。本市でも子ども議会に取り組んではどうでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、まちづくりには人づくりが欠かせない大事な要素であり、本市の未来を担う子どもたちには、ふるさと人吉を誇りに思う大人に成長してほしいという、強い思いを持っています。近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、さまざまな問題が危惧されておりますが、人づくりの一環として、子どもたちが議会の模擬体験を通じて、日常生活と行政のかかわりや本市が直面するさまざまな課題について考え、議会制民主主義への理解を深めながら、地方自治の仕組みについて学習するということは、大変意義のあるものと考えております。また、保護者を初め市民の皆様にも、子どもたちの議場での活動を傍聴してもらうことを通じて、市議会や行政の取り組みを、より身近なものと感じてもらえることもできると考えております。子ども議会の開催は私の公約でもあり、第5次人吉市総合計画が目指す、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりに、子どもたちが進んで参画してもらう契機となりますよう、今後、その実現に向けて準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長もマニフェストの1つに挙げられていたということで、実現の可能性が高いと受けとめました。今、準備段階にあるということです。市庁舎が完成したときの記念行事という特別なものではなく、できるだけ毎年開催されることを希望しまして、子ども議会についての質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 3項目めは、市民の声より、公共施設のバリアフリーについて質問をします。

公共施設のバリアフリーは、市長のマニフェストになっており、公約にかかわる問題であります。まず、市長がマニフェストに掲げた経緯とその進捗状況をお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

多くの方が利用される公共施設のバリアフリーの推進は、大変重要な施策であるというふうに考えておまして、私も公約の中に掲げさせていただきました。就任後に策定いたしました、第5次人吉市総合計画後期基本計画におきましても、公共施設のバリアフリー化の継

続実施と、物心両面にわたるバリアフリーの推進を掲げているところでございます。就任後の進捗状況ということでございますが、完全なバリアフリーとはまいませんが、熊本地震による市庁舎機能の分散という緊急事態が生じる中、市民の皆様の安全や利便性を確保するために、西間別館や仮本庁舎の使用形態や利用対象者の変化に合わせた安全対策工事を、優先して進めているところでございます。また、学校におきましては、安全で安心な教育環境の確保のための、階段改修工事や教室改修工事を行っております。また、平成29年度当初予算におきましては、田野活性化センターのスロープ設置工事を上程させていただいているところでございます。

本市におきましては、かなり早い時期からバリアフリー等に取り組んでおりまして、優しいまちづくりや子ども王国ひとよし基本構想など、本市のまちづくりの視点には、人吉らしい優しさ思いやりといったものが、ずっと息づいていたことを確認しているところでもございます。今後は公共施設の長寿命化等を計画的に行うこととした、人吉市公共施設等総合管理計画を策定いたしますので、その基本方針のもと個別の施設計画と調整を行い、あわせて有利な財源を確保しながら、計画的に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長がおっしゃったように、市庁舎を初め公共施設は、誰もが利用しやすい施設でなくてはならないと思います。特に災害時の避難所となっているコミセンや学校において、バリアフリー化、具体的にいうとスロープの設置、障がい者トイレ、トイレまでの動線の確保は、どこまで進んでいるかをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

人吉市地域防災計画書に定めております指定避難所は21カ所ございますが、そのうち優先して防災安全課が災害対策本部会議の中で開設する避難所が8カ所ございます。8カ所のうち人吉スポーツパレスと、あと5カ所のコミュニティセンター、これは東西コミセン、東間コミセン、西瀬コミセン、中原コミセン、大畑コミセン及び人吉高校の合計7カ所につきましては、障がい者用のトイレの設置及びスロープ等による動線の確保ができております。8カ所のうち残り1つでございますが、これは現在の保健センター、看護学校でございます。スロープの設置により避難所までの動線の確保はできておりますが、障がい者用のトイレの設置とトイレへのフラット化というものは未整備でございます。ただ、保健センターは、現在、人吉医療センターから、本年度は無償でお借りしている施設でございます。整備につきましては、所有者側、医療センターとの協議が必要となりますので、当然、三、四年後、要するに西間別館のリノベーションが終わった後には、保健センターはそちらのほうに移転をします関係で、できるだけ新たな整備、投資、そういうものは最小限に抑えなければならないというようなところで、現在考えておるところでございます。それでも現状では、避難

所として開設する場合は、避難される方に支障がないように、できるだけ職員が避難者に対して寄り添うなどいたしまして、細かくその介助を行うなど、そういうことをしっかり徹底してまいりたいと存じております。

次に、21カ所から8カ所を除く、13カ所の避難所の状況でございますが、これはほとんどが小・中学校でございまして、こちらのほうは大地震などの大規模災害時に開設を予定している。要するにどんどんどんどん拡大していくと、そういうふうな避難所でございます。13カ所のうち障がい者トイレがある施設は、市内小・中学校のうち4カ所、その他の施設が2カ所、計6カ所となっております。またスロープにつきましては、要所に設置をしておりますが、ピロティ構造の体育館から遠いといった、さまざまな課題もあると認識しております。現状では、障がいのある方々や高齢者の方々におかれまして、スポーツパレス等のバリアフリーの整った施設のほうに避難していただくよう、現在お願いをしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の答弁で課題が明らかになりました。小学校の場合、障がい者用トイレがあっても子ども用のものであったり、体育館には障がい者トイレはなく、校舎のほうに行かなければならなかったりします。車椅子を利用している場合、段差があったらどうでしょう。子どもさんならだっこしたりして対応できるかもしれませんが、車椅子を利用されている高齢者の方の中には、自分たちはどこに行けばいいんだろうと不安な方もおられるようです。遠くのスポーツパレスより近くの避難所がよいことは言うまでもありません。

私は、災害時の指定避難所となっているコミセンや学校を、優先してバリアフリー化をすることを求めます。また、その際、業者や担当の係の方だけで進めるのではなくて、障がいをお持ちの方の意見も聞いて進めるように要望します。中にはスロープをつけたけれど、実際には使い勝手が悪い例や、トイレまでの通路が渡り廊下になっていてフラットではない例があると聞きました。せっかくバリアフリーにしたのにと後悔しないように、例えば車椅子を利用される方に工事の計画を見せて、これでどうですかと意見を聞く市政を期待して、公共施設のバリアフリーについての質問を終わります。

最後に、観光のまちづくりとバリアフリーについて質問します。

市長は、施政方針で、「活かし、稼ぐための観光戦略」として、外国人に優しいまちづくりを進めると言われました。本市の持つ歴史と文化、観光都市としての人吉は、大いなる魅力にあふれています。要は、豊かな観光資源を生かし切るかどうかではないでしょうか。私は、そのためにはバリアフリーは欠かせないと考え、質問に取り上げました。まず車椅子を利用される方が外出するとき困ることは、トイレ、駐車場、段差などだそうです。外出するとき、できるだけ事前に家で用を足すようにしているとか、高速道路のパーキングエリア

のトイレは、屋根つきで一番使いやすいとか聞いて、改めてバリアフリーについて考えることができました。そこで、本市で車椅子を利用されている方は何人おられるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それではお答えさせていただきます。

人吉市における車椅子利用者の人数についてのお尋ねでございますが、正確な数を把握するのはかなり難しいところがございますので、市で把握しております障がい者福祉サービスや介護保険サービスを利用されている数でお答えをさせていただきます。

まず、障がい者への補装具給付事業により車椅子を購入された方が44人、介護保険の福祉用具貸与サービスで車椅子をリースされている方が平成29年1月時点で177人、計221人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市の事業でそういうサービスを利用して、車椅子を使っておられる方が221人。部長もおっしゃったように、それ以外にも自費でとか譲り受けてとか車椅子を利用されている方、そして予備に、家の中では車椅子は必要ないけれど、外出のときには使うという方もおられると思います。この車椅子を利用されている方々が自由にまちを歩き、食事をしたり買い物をしたりできるまちは、誰もが安心して過ごせるまちに違いありません。私は以前、バリアフリーマップを手にしたことがあります。社会福祉協議会にお尋ねしたら、今から15年前ぐらいにつくられたそうです。当時はバリアフリーに向けて、多様な取り組みがなされたとお聞きしました。そこで、15年前の本市での優しいまちづくりの取り組みについてお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） それでは、お答えいたします。

十五、六年前の事業になりますので、ちょっとさかのぼって調べさせていただきました。

まず、優しいまちづくり総合整備事業としまして、平成11年度に策定しました第1期障害者計画、ともに歩むまちづくり行動計画に基づき、市公共施設のバリアフリー化を県の補助事業を受け、平成12年度、13年度の2カ年にかけて取り組んだものでございます。具体的な施工内容につきましては、各施設における車椅子利用者用駐車場の整備、トイレの改修、出入り口の自動ドア化などを行ったものでございます。主な事業としましては、平成12年度は、市庁舎、保健センター、スポーツパレス、カルチャーパレスなど7施設、平成13年度は、各校区のコミュニティセンター及び石野公園の5施設で、改修工事を実施しております。

次に、優しいまちづくり総合推進事業として、障がい者や高齢者など全ての人が利用しやすい民間施設及びバリアフリーに努めた団体や個人を表彰する、人吉福祉のまちづくり表彰というのを実施しております。これは民間施設のバリアフリー化の促進とともに、市民の方々の福祉のまちづくりへの理解と意識の高揚を図ることを目的としたものでございます。

あわせて、当時既に実施中でございました、建設部所管の人吉市優しいまちづくり建築物整備促進事業の周知を図ることにより、この制度を活用した民間施設のバリアフリー化への改修を進めております。なお、この制度につきましては、現在も人吉市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業として、継続をされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 十五、六年前になりますか、そのときには官も民も一緒になって、優しいまちづくりを推進していった、意識もそういう表彰とかがあつて、みんなでそういうまちづくりをやっているという機運が高まっていたと受けとめました。では現在の優しいまちづくりの取り組みはどうなっているか、お尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

現在の優しいまちづくりの取り組み状況についてということですが、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する、現在の全庁的な取り組み状況としてお答えさせていただきます。

まず、住環境の整備についてでございますが、その人の生活状況に応じて適切に配慮することが大切であり、助成事業等を通じて個人住宅のバリアフリー化など、高齢者、障がいを持つ方の住環境の整備は進みつつあるところでございます。

次に、都市環境につきましても、公共性が高い大型商業施設や駅などの建築物等については、高齢者、障がいを持つ人に配慮した施設整備について、新築改良時には、法令に基づくバリアフリーの基準適合が義務づけられておりまして、既存の施設については、基準適合への努力義務がございます。また、道路や公園等におきましても、誰もが使いやすいトイレの設置や、段差を少なくするなどの設計が採用されてきております。しかし、以前からある建物や道路などの中には、段差が解消されていない、洋式トイレがないなど、バリアフリー化が促進されていないところもあるようでございます。このような中、公営、民営の住宅のバリアフリー化及び高齢者、障がいを持つ人のみならず、子どもや妊産婦など全ての人が暮らしやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要がございます。つきましては、第5次人吉市総合計画後期基本計画を初めとする各種計画に基づき、今後とも各担当部において、引き続き推進をしてまいりたいというふうに考えております。これらの取り組みが、結果として、地域外から多くの人が訪れる観光のまちなどへ生かされるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 現在は、それぞれの部で、目標にバリアフリー化とかが義務とか努力目標になって組み込まれて、例えば建物そして住環境いろんなところでバリアフリー化を総

合的にやっている。各課で推進しているということでした。15年前の優しいまちづくりのときと今と比べてどうでしょう、例えばバリアフリーマップは、以前は冊子になって配布されましたが、今はホームページで見えるようになっていました。ネット環境が整っていない方は見ることができません。そして忘れてならないのは、観光客にも車椅子を利用される方がおられるという視点です。そこで、車椅子の方が入れる温泉施設がどのくらいあるのか、また、観光振興課に問い合わせがあったときどのような対応をしているのか、お尋ねします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、こんにちは。

車椅子を利用される障がい者の方の温泉施設ということですが、これにつきましては、浴室まで直接車椅子で入浴できるという施設、こういうものがございませんが、介助者を必要とするとか一部の利用制限、こういった条件がある中では、主な市内の宿泊施設では、19施設中11の施設というところでは利用できるということでございます。また、宿泊施設ということではないんですが、車椅子でも浴室に入ることができる温泉施設は1カ所ございます。しかし、電動車椅子というのは感電しますので、これはだめだということです。それから私どもの観光振興課に問い合わせがあったときの対応でございますけれども、これにつきましては、まず利用される方々のお一人お一人の状況とか希望をまずお伺いいたします。それから、観光施設へ問い合わせを行いまして、より御要望に合った観光施設を御紹介しております。今、議員がおっしゃいましたように、社会福祉協議会のホームページにありますバリアフリーマップも御紹介いたしまして、一番問題になるのはトイレが一番重要ですので、観光施設だけではなくて、人吉市内にはこういうところにもトイレがありますので、もし必要になりましたら、このバリアフリーマップのホームページを見ていただければという、そういう御紹介もしているところであります。これにつきましては、観光案内所も同じようにいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 1番。塩見寿子議員。

○**1番（塩見寿子君）** 湯布院には、車椅子のまま入れるリフト式の温泉や、大分県の温泉の中には、寝たままで入れるベッド式の浴槽があるところがあるそうです。改造するには巨額の経費が必要となり大変悩ましいところです。今は問い合わせがあったら、観光振興課では、できる限りの対応をしている。ときには介助のお手伝いもしているという話を聞いて、その奮闘ぶりに感謝いたします。私が入吉の観光資源を生かし切るためには、バリアフリーの視点が必要だと強調するわけには、こんな話を聞いたからです。

1つは、車椅子を利用されている方が、広島からの友人を入吉城址に案内されたときの話です。喫茶店でお茶を飲もうとしたら、段差があって店の中に入れなかった。せっかくだからと友人夫妻とその方のお連れ合いは、店内に入って一息つかれたけれど、その方は店の外で待っていた。もしその方が観光客だったら、人吉にいい印象を持つでしょうか。

もう1つは、車椅子では青井神社はお参りができない、お参りが難しい話です。右側の通用門から入っていくけれど、砂利が深くて車椅子のタイヤは沈んでしまう。車椅子を押すのにも力が要って疲れてしまい近づけない。毎年遠くから参拝している。もしその方が観光客だったら、人吉にいい印象を持つでしょうか。

市長は、この話を聞いてどう思われたかお聞かせください。また、観光地として、バリアフリー化による優しいまちづくりについて、市長の考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

観光地として、バリアフリー化による優しいまちづくりについての考えということでございますが、観光客にとって優しいまちづくりを推進していくためには、観光施設のバリアフリー化は大変重要であると、私も認識しているところでございます。クラフトパーク石野公園や観光客が多く利用されるトイレなど、公共観光施設におきましてはバリアフリー化を進めておりますが、民間観光施設におけるバリアフリー化は、各事業者個々の設備投資が必要なことから、なかなか進んでいないのが現状でございます。この民間観光施設のバリアフリー化を推進するに当たっては、誰にでも優しい建物の工事に対する補助事業であります、熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業等の周知を積極的に行い、各事業者の負担を少しでも減らし、市全体の民間観光施設のバリアフリー化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私が紹介した2つの話、これはお二人とも人吉の方です。自分は人吉の住人だからいいけれど、もし観光客の皆さんが、こういう疎外感とかを味わわれたらマイナスになると思う、という話をしてくださいました。私は話を聞いて、本当に人吉の印象が悪くなる、そういうことがあってはならないと思うんです。人吉はよかった。もう一度来たいと思っていただけるように、どんな人が来ても安心して過ごせる観光地を目指していく必要があると思います。観光都市人吉市の観光の柱を福祉で補強する。観光と福祉を組み合わせるまちづくりを考えていけば、人吉は優しいまちとして生き残ることができると思います。

別府では、福祉のまちづくり条例をつくる時、バリアフリーについて市民と一緒に話合いをされ、話合いの中で認識は進んだと聞きました。人吉でも、まずは気づきや意見を何でも出し合う場をつくって見たらどうでしょう。市民の皆さんの中には、問題意識を持っておられる方やアイデアをお持ちの方、協力をしたいという方はおられると思います。市民の皆さんと力を合わせて、優しいまちづくりが展開されることを要望して、これで一般質問の全てを終わります。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思いますが、流れの上で、ダムによらない治水対策のほうを一番最後

に持っていきたいと思います。ですから、1番目に、市長の施政方針演説で、安倍首相の政策に対する認識について。2番目が、国民健康保険税で、引き下げについて。3番目に、介護保険で、利用料への助成について。4番目に、ダムによらない治水対策で、球磨川治水対策協議会について、質問をしてみたいと思いますので、準備方よろしく願いいたします。

まず、最初の質問です。市長は、施政方針演説において安倍首相を持ち出し、その政策に期待するかのような話をされています。そこで、この質問を行います。施政方針の中では、安倍首相が語った経済最優先や金融政策、財政政策、成長戦略の3本の矢を引用していますが、これまでの安倍首相の経済政策によって、どのような状況が起こっているのでしょうか。安倍政権の経済政策であるアベノミクスが始まって4年になりますが、その行き詰まりと破綻は明瞭だと思います。世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すという掛け声のもと、日銀の異次元金融緩和や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で史上最高益を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。しかし、労働者の実質賃金は、4年のうちに年額で19万円も減り、家計消費は、実質15カ月連続で対前年比マイナスとなっています。日銀の異次元金融緩和も、実体経済には全く影響がなく副作用だけが拡大し、事実上の政策変更を余儀なくされました。市長は、安倍首相の経済政策によって、実質賃金や家計消費が悪化しているのを認識していないのかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

いわゆるアベノミクスといわれる政策によって経済の好循環が起動し始め、企業収益は高い水準で推移し、円安の進行と実体経済の改善などを背景に、物価の持続的な下落に歯どめがかかり、我が国はデフレを脱却したと言われておりますが、一方では、景気回復の恩恵をほとんど実感できていないという声が上げられているのも、また事実であると捉えております。特に議員の御指摘は、実質賃金と家計消費の問題であると存じますが、中でも物価と賃金をと捉えるならば、その相互関係から物価と賃金がそろって上昇するような環境をつくるとともに、物価の伸び以上の賃金上昇を実現していくことが政治の課題でもございますし、その実現を強く願うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 望みとは言われますけれども、実態的には非常に先ほど申しましたように、実質賃金や家計消費が数字の上でも下がっているのは明確ですし、そのところはやはりきちっと認識されるべきだと私は思います。そのような状況の中でどういうことがさらに起こっているかですが、さらにアベノミクスは格差と貧困を一層拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしています。自民党政権のもとで、とりわけ1990年後半以降、新自由主義的な経済政策が強行されたことにより、所得・資産などあらゆる分野で格差と貧困が広がり、

日本経済と社会の大問題になっています。日本は先進国の中でも貧困大国となっています。1997年と2012年とを比較して、日本の貧困率は14.6%から16.1%となり、OECD34カ国の中でワースト6位になっています。子供の貧困率は13.4%から16.3%となり貧困の連鎖が深刻です。働きながら生活保護水準以下の収入しかないワーキングプア世帯は、就業者世帯の4.2%から9.7%と2倍になりました。貯蓄ゼロは30.9%で、1997年から2015年の間に3倍に急増しています。超富裕層がますます富み、国民全体の所得が低下する中で、中間層が疲弊し貧困層は拡大する。これが現在の日本社会の姿です。市長に、安倍首相の経済政策の中で、格差と貧困が拡大しているという認識はないのかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供の貧困を初め、あらゆる年齢層に貧困が広がっていると言われておりますが、さまざまな場面においてそのような現実直面し、市長として政治に携わる者の1人として、非常に辛く無力感にさいなまれるようなときもございます。安倍首相の本年年頭の記者会見での経済優先等の発言を、施政方針に取り上げさせていただきましたが、もちろん、そこには課題も多く存在をしていると認識をしております。本当の意味で企業の収益のさらなる増加、個人所得や消費の増加、生産の拡大といった、経済の好循環の実現が必要であると強く感じております。微力ではございますが、私も自治体の長として一層の努力をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 子供の貧困が広がっている状態など、それはよく市長としても感じておられるのわかりました。そういう中で、なぜこのような首相の話を取り出したかという気もしますが、今それについては申されましたので、それはそれとしまして、やはり、この貧困問題が市民の生活にも非常に問題ですので、今から言います国民健康保険税の問題、それから介護保険料の問題がいよいよ大きな問題だというふうに感じていますし、その質問をしていきたいと思えます。

国民健康保険についてですが、実質賃金や家計消費が悪化、そして格差と貧困の拡大については、市長も認識されていることはわかりました。市民の暮らしを守ることがさらに重要になっています。ところが私が最初に議員になった1999年以来、国保税の引き上げや介護保険料の引き上げ、下水道料金の引き上げが行われています。公共料金の引き下げは市民の生活を守る上で大変重要です。そのような視点から、この質問と次の介護保険の質問を行います。

国民健康保険は、低所得者が加入する保険であり、市民の生活を守る上で保険料の引き下げは大変重要であると言われております。その実態を明らかにする必要があります。

そこで、国保税に加入している世帯数、そのうち所得が100万円未満の世帯数、100万円か

ら200万円未満の世帯数、また、200万円未満の全ての世帯数は、国保世帯の何パーセントになるかをお答えください。

○市民部長（今村 修君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

平成27年度決算時点でお答えをさせていただきます。国民健康保険の全世帯数でございますが、課税された世帯総数は6,289世帯、そのうち世帯所得100万円未満は4,249世帯、世帯所得100万円以上200万円未満は1,293世帯でございます。世帯所得100万円未満と100万円以上200万円未満を合わせた割合は、全体の88.12%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁で、国保税がどういうものか、本当に低所得者の方々が払われている保険であるということがわかりますし、そういうもので国保を見なければいけないなという気がいたします。そこでですけど、今のがわかれば、低所得者の方々が国保税を払えない状態にあることが危惧されます。国保税を滞納している世帯について、全体の世帯数、そのうち所得が100万円未満の世帯数、100万円から200万円未満の世帯数をお答えください。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

全体に占める滞納世帯は959世帯でございます。そのうち世帯所得100万円未満の世帯は574世帯、世帯所得100万円以上200万円未満の世帯は284世帯でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁で、低所得者の方々の中に本当に多くの方々が滞納されている実態がわかりました。払いたくても払えない世帯と思えますけれど、多くあることがわかったんですが、そこで、さらに心配なのは、低所得者の中には、今の状況なんですけれど、そうであるならば、保険証がもらえずに無保険状態になっている方々がおられるのではないかとということが心配になります。そこで100万円刻みの低所得者階層で分けた場合に、それぞれの階層に何世帯の資格証明書の交付がなされているのかお伺いします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

資格証明書を発行している世帯は21世帯でございます。そのうち未申告の世帯が9世帯でございます。所得区分では、世帯所得100万円未満の世帯は9世帯、世帯所得100万円以上200万円未満の世帯は2世帯でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いわば今の政治によって格差、貧困がつくられている状況にあると思うんですね。そして、また所得も非常に減った方がたくさん生まれている。そのような状

況にあります。そして、今みたいに、要するに資格証明書の世帯が、今話されましたが、何世帯もある状態がわかったんですね。人吉は、納税相談をすれば短期証は渡しますのと言われますけれど、やはり、この低所得者の方々は、まずやっぱり食べることとかをしなきゃいけませんし、そういうのにやっぱり当然お金は要るわけですね。ですから、もうなかなか納税相談にとっても、払うお金がないので行けないという、そういうふうな状況に今あるんじゃないかということが容易に考えられるわけですね。そして、また、資格証明書になれば病院の窓口で一旦10割、全額を払わなければなりませんので、なかなかもう病院に行くこともためらってしまうということも起こっていると思います。それから病気の悪化が起こることも考えられますし、まさに死の危機に直面しているような世帯が何世帯もあるというような、そのような深刻な状況にあるというふうに思います。それで、そのような状況の中、一般会計から国保特別会計へ法定外繰り入れを行い、国保税を引き下げている自治体があります。熊本県下でも多くの自治体で、法定外繰り入れを行っていることが考えられます。そこで熊本県内の45市町村のうち、一般会計から国保特別会計へ法定外繰り入れを行っている自治体は幾つあるかお伺いします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

その前に、先ほどの答弁の中で、階層ごとということで、300万円未満の世帯が1世帯ございました。

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

熊本県が公表しております、県下全市町村の平成26年度国民健康保険事業年報によりますと、国民健康保険特別会計に対する、一般会計からの法定外繰り入れを実施している市町村数は23市町村でございます。総額といたしまして約49億円、そのうち熊本市が約23億円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 要するに、県下の半分以上ですね、大体半分ですけど、その辺が法定外繰り入れを行っているわけですね。ですから人吉市でも十分それが行えると思うんですよ。とりわけ昨年12月20日付の国保新聞を見ますと、2015年度の一般会計から市町村国保特別会計への法定外繰り入れは3,516億円で、前年度3,472億円より44億円増加していることがわかります。このことは市町村が高過ぎる国保税を抑えるため、引き続き一般会計からの繰り入れを行っていることを示しています。

政府は、都道府県下に向けたガイドラインなどで、決算補填等目的の繰り入れは、計画的には削減すべきとしていますが、国保は自治事務であり、一般会計からの繰り入れは制度上禁止していないことを明言しています。人吉市も一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れを行い、国保税を引き下げるべきではありませんかということをお伺いします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

平成30年度から国保の財政運営が都道府県に移行される制度改革が決定をしていることは、議員御承知のとおりでございます。制度改革を迎えた際、都道府県の役割の1つといたしましては、市町村ごとに納付金の額を決定し、その納付金を納めるために必要な標準保険料率を市町村ごとに計算して公表、通知することとなっております。市町村は、都道府県への納付金支払いのために、収納率の見込み等によって、納付金を十分に納められる税率等を設定しなければなりません。また、市町村の国保特別会計に対する一般会計からの法定外繰入金は、平成27年度決算速報におきまして、全国で3,034億円となっております。今回の制度改革の大きな目的といたしましては、この状況を解消して、将来的には保険料の平準化を目指すものでございますので、保険税の負担緩和を図るために、一般会計からの法定外繰り入れを行うことは、制度改革の趣旨に反するものであると理解をしております。

市町村の国保特別会計に対する一般会計からの法定外繰入金につきましては、法令上、制限の明記はございませんが、これまで同様、法定外繰入金に頼ることなく、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁を聞きますと、市がどちらのほうを向いているかというふう
に思うんですね。多くの自治体で、県内の半分ぐらいですよ、やっぱり住民の生活が大変
なので、それで法定外繰り入れを行って国保税引き下げなどを行っているわけですよ。なの
に、今の答弁は、まさに国のほうを向いたような答弁で、国がそうやっているの
でそういたしますとね、ですから、やはり人吉市はもっと市民のほうと向かい合うべきだと。そして今
後も、この数字の上から見てわかるように、今後もそういう法定外繰り入れをやっている自
治体は、引き続き繰り入れを行おうとしているのが見えてくるわけですよ。だったらば、や
っぱり人吉市ももっと住民のほうを向いて、法定外繰り入れを一般会計から行って、国保税
を引き下げるべきだと思います。そうしていただくように要望して、この質問については終
わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それでは、引き続きまして、介護保険についての質問を行ってまいり
たいと思います。

昨年の3月議会で提案された学校給食の補助や、本議会に提案されている中学校3年生までの医療費の完全無料化は、少子化対策や子供の貧困対策、市民の暮らしを守る上で評価できるものです。その一方で、高齢者からは、私たちの生活には目を向けていないのかという声もあります。介護保険制度の充実にも、人吉市は力を注ぐべきだと思います。

全日本民主医療機関連合会は2013年12月に、人権としての医療・介護保障を目指す民医連の提言を公表しています。この提言の中には、保育料の逆進性是正、利用料の軽減など、費用負担のあり方を抜本的に見直すという内容が含まれています。提言のもとになったものが、2010年11月にまとめられた介護保険10年検証実例調査報告です。この調査は、29都道府県、59法人、180の事業所から420の事例を集約したものです。このような事例が報告されています。74歳男性、要介護5、毎月訪問看護、訪問介護、訪問入浴、福祉用具レンタルで1万円以内におさめてほしいと希望があり、必要なサービスを削っている。国保の保険証も短期証のため、3カ月ごとに保険料を納めて発行してもらっている状態。妻も72歳で足腰が悪く介護ができなくなっている。老老介護のため今後、今のサービス内容で自宅の生活を維持できるのか不明というものです。このように所得が少ないために、使えるサービスを使わないでいる事例は身近にある問題ではないかと思い、市内に住まれる90歳の女性の方に話を伺ってきました。このような話をされました。息子と2人暮らしで収入は私の国民年金と息子の障害年金だけである。息子が脳梗塞で車椅子生活、週3回の透析と週2回の施設通いをしなければならぬので出費も大きい。自分は足が悪くほとんど歩けない。風呂に行くときは押し車で何とかしていくが炊事には立てない。掃除も四つんばいになったままでほうきで掃いている。昼食は隣の人に買ってきてもらい夜は宅配の弁当を利用している。介護保険料は年金天引きなので滞納なく納めている。しかし、利用料を払う余裕などない。サービスが利用できて、身の回りの世話をやってもらうと助かるのだが、実際は借金をせずにやっていくのがやっとである。介護認定は受けたが、どうせサービスを受けられないので判定結果は忘れたというものです。このように介護認定の上ではまだまだサービスが利用できるのに、所得が少ないために利用料を払えずサービスを控えられておられる方が、この人吉にも大勢おられることが容易に想像できます。人吉は、その点どのように認識されているのかをお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

利用料の負担が難しく、サービス利用ができない状況があることを認識しているかというお尋ねでございますが、まず、利用料についての現状を少しお伝えさせていただきます。

介護保険において、御自宅で介護サービスを利用される場合は、その方の要介護度に応じて支給限度額が決定されており、その支給限度額までは利用者負担が1割、もしくは一定以上の所得者は2割を負担し、支給限度額を超える部分は、全額を自己負担するというようになっております。この支給限度額は、要支援1から要介護5までの7区分がございまして、

例えば要支援2の方は、一月10万4,730円、要介護5の方は、一月36万650円の支給限度額の設定がございまして、サービス利用者が、支給限度額までどれくらいのサービスを利用されているかと申しますと、本市では、要支援認定者が、支給限度額の約41%、要介護認定者が約57%で、全体では約55%の利用率となっているところでございます。限度額までのサービスを利用しない要因はさまざまでございますが、これは居宅介護サービスに限らず、施設入所サービスの利用も同様でございます。サービスを利用しなくても十分に介護生活が可能である。家族や親戚などの支援により代替できている。または自分でできることは頑張るという理由もあるようでございます。

しかし、一方、介護サービスを利用したくても、本人または家族がその費用を捻出できないために、家族によって介護を代替する。または介護サービスの利用を控えるという理由もあるようでございます。ケアマネジャー等からも、そのような御相談があると聞いておりまして、認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） やっぱり市としても、そのような方々がおられることは認識されていることですが、それで、私が思うに、介護保険料をきちんと納めて介護認定の上ではまだまだサービス利用ができるのに、所得が少ないために利用料が払えずにサービスを控えざるを得ないというのは、本当に理不尽なことだと思います。ましてや保険料は年金からの天引きで、強制的に行われているのですから、こんなひどいことはありません。みんなで支える介護保険という、当初の目的からも逸脱していると思います。このように低所得者は大変理不尽な状況に置かれていると思いますが、サービス利用に関して、何か支援策はやっているのかということをお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

低所得の方が、介護サービスを利用される際の負担軽減につきまして、大きく3つの軽減策がございまして、

まず1つ目が、高額介護サービス費でございます。これは全てのサービス利用者について、1割または2割負担が所得区分ごとの負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度でございますが、それぞれの限度額につきましては、現役並み所得世帯が月額4万4,400円、一般世帯が月額3万7,200円、住民税非課税世帯が月額2万4,600円、住民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方、または高齢福祉年金受給者や被保護者の方が、個人で月額1万5,000円となっております。

次に2つ目は、施設サービスを利用される際の食費や居住費を軽減する制度でございます。これは低所得の方の施設利用が困難とならないための制度でございます。食費の基準額は1日当たり1,380円でございますが、軽減額につきましては、住民税非課税世帯で年金収入

等が80万円を超える場合は1日650円、同じく年金収入等80万円以下の場合は1日390円、また、住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者や被保護者の方は1日300円となっております。また、居住費の軽減額につきましては、居室の種類により15の区分に分かれておりますので、詳細は省略させていただきますが、1つの例を申し上げますと、ユニット型居室の利用では、基準額は1日1,970円でございますが、これを所得区分に応じて、1日820円から1,310円までの範囲に減額されることになっております。

最後に3つ目でございますが、社会福祉法人等による負担軽減制度がございます。この制度は、社会福祉法人が持つ社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の方の利用者負担軽減制度でございます。この制度を利用できる方は、単身世帯の場合に年収150万円以下で預貯金350万円以下、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないなどの要件を満たしている方が対象となります。なお、さまざまな理由で経済的にお困りの方から相談をいただき、問題解決に向けて相談者に寄り添って支援する機関として、人吉市困り事支援センターを平成27年4月に設置をしております。関係機関と連携しながら、それぞれの状況に応じた支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 幾つかの状況下にある方に支援策があることはわかりました。低所得の方を広く支援するという中で、利用者独自の減免制度を行っている自治体が数多くあることがわかってきました。中央社会保障推進協議会は、2015年1月に、2014年全国市町村介護保険改定に関する緊急調査を発表しました。この緊急調査は、47都道府県の社保協を通じて、各自治体にお願したアンケートを集めたものです。950自治体からの回答を得ています。介護保険の利用料については、219の自治体が独自の減免制度を行っているという回答しており、これは回答を得た自治体の24%に当たります。千葉県船橋市の利用者助成負担制度は、要介護・要支援の認定を受け、介護保険の在宅サービスを利用する方のうち、低所得者で利用が困難な人に1割の利用者負担の一部を助成し、経済的負担を軽減します。対象者は、1つ目に、生活保護を受給していない人。2つ目に、介護保険料滞納に伴う給付制限を受けていない人。3つ目は、単身世帯では年間収入が150万円以下で資産が350万円以下、2人世帯では年間収入が200万円以下で資産が450万円以下、3人世帯では年間収入が250万円以下で資産が550万円以下となっております。対象になるサービスは、22種類のサービスが対象になっております。これはインターネットで見ることができます。減額される額としては、1割の利用料負担の40%を助成するようになっております。人吉市も、このような低所得者の介護保険の利用料の一部を助成すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

本市では、介護保険条例施行規則に定めてある、災害など特別な事情が生じたことにより、

当該世帯の生計を主として維持する者の、前年の収入額または収入の見込み額が大幅に減少すると認められる場合に、介護保険料の減免を行うように規定をしているところがございます。今、議員からお話がありました千葉県船橋市の例のように、利用料負担助成制度につきましては、収入や資産による認定基準を設け負担軽減を図る、市町村独自の減免の制度でございますが、現在、本市では実施はしておりません。ちなみに県内の市町村にお尋ねしましたところ、県内では1市のみが実施しているという状況でございます。

市独自減免を実施する場合には、当然のごとく原資が必要になります。ひいては市民の方々に御負担をいただきます介護保険料につながってまいりますことから、平成29年度は第7期介護保険事業計画等の策定の年度でございますので、市独自減免の適否につきましては、介護保険事業計画等策定委員の方やパブリックコメント等を通して、広く皆様の御意見を伺いながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 県内では1市だということですが、全国で24%ですか、広がってきていますので、今後は熊本県でも広がってくる可能性もあると思いますので、その辺、きょうは次の介護保険のですね、見越して検討していきたいということですので、いろいろその点も、利用料の負担軽減もぜひ検討していってほしい、ぜひ実現してほしいということをお願いいたしておきたいと思います。

次に、ダムによらない治水対策について質問をさせていただきます。

球磨川治水対策協議会の第6回会議が、昨年12月26日に開催されています。27日の人吉新聞の記事には写真が載っており、松田副市長が参加されたことがわかります。そして記事を読むと、堤防のかさ上げに関して意見を言われたことがわかります。

そこで、どのような意見を言われたのかお伺いします。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

球磨川治水対策協議会での私の発言に対する御質問でございますが、議員お尋ねの件は、今おっしゃいました昨年12月26日に開催されました、第6回球磨川治水対策協議会における発言でございます。この日の会議では、9つの治水対策案について取りまとめがなされておりまして、球磨川本川の人吉地区での引堤や堤防かさ上げ案の中で発言しております。

議事録がございますので、その発言をそのまま読ませていただくことで、答弁にかえさせていただきます。

景観の観点から発言させていただきます。人吉では、昨年度から来年度にかけ、3カ年かけて景観条例制定を目指して、今、事業を進めているところでございます。その中で、市民を交えたワークショップ、それからアンケート調査等を行っております。そのアンケート調査の中で、やはり一番多いのは中川原公園、人吉城跡とかの景観の部分で、球磨川沿いの景

観について多くの意見が出されております。そういう中で、治水対策がこれらの景観に与える影響としまして、引堤またはかさ上げ、特に堤防のかさ上げは、中心部、市街地では1.3メートルほどかさ上げになりますので、そのところを実際に事業に踏み切るということになりますと、景観上のコンセンサスをとることが、結構難しいのではないかと感じているところでございますと意見を述べております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁からわかりますように、景観条例制定を目指して行ったアンケート調査により、市民のコンセンサスを得るのは難しいと考えての発言だったというのがわかりました。そのアンケート調査をまとめたのが、人吉市景観計画策定に向けた市民アンケート調査報告書だと思います。しかし、私がそれを見てみると、球磨川の堤防のかさ上げに関する設問はないと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

市では、昨年8月人吉市景観計画策定に向けた市民アンケート調査を実施しておりまして、その調査結果について報告を受け、その内容と球磨川治水対策協議会で示された堤防かさ上げ案の状況を勘案して、先ほど申し上げた発言をしたものでございます。

景観計画策定に係るアンケート調査の結果といたしましては、人吉市の景観として、川沿いや水辺や緑に好意的な意見が多いこと。観光資源としての大切にしたい風景として、人吉城跡や球磨川沿いが多く、現在の中川原公園と人吉城跡の雰囲気についても、好意的な意見が多かったものと承知をしているところでございます。協議会では、球磨川本川の人吉地区での堤防かさ上げ案の説明の1つとして、水ノ手橋上流右岸から約1.3メートルの堤防をかさ上げたイメージの説明がっております。そのイメージ図からしますと、球磨川や人吉城跡を望む景色または景観に、大きな変化が生じることが確実でございましたので、景観計画策定のアンケート結果を踏まえ、先ほどのような御意見を述べさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、副市長が答弁されました気持ちがわからないでもないんですけど、実際どうなのかですよね。私ども日本共産党人吉委員会は、2013年11月に人吉市の治水対策アンケートを行いました。ダムによらない治水を検討する場において、国土交通省が過去最大の洪水が起こった場合に冠水するとした地域の全世帯にポスティングを行い、返信用封筒で回収しました。77通の封筒が返ってきました。その中で、浸水に対応するためどのようなことを望みますかという設問に対して、堤防のかさ上げと答えた回答が37通ありました。また、堤防のかさ上げに賛成の方は、今の堤防の高さにどれくらいのかさ上げなら容認でき

ますかという設問に関しては、1メートル以上必要な高さまでと答えた回答が24通ありました。かなりの方が堤防かさ上げを容認していることがわかりました。堤防かさ上げのコンセンサスを得るということは難しいという予断はもたずに協議会に臨むべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

最初に、私の協議会における立ち位置といいますかスタンス、姿勢について御説明させていただきます。

協議会において、私が予断をもって発言しているという、今御指摘をされておりますが、これまで球磨川治水対策協議会において、一度もそのような恣意的な考えで発言を行っておりません。そして、今後も治水対策として、市民の方々の生活の安全につながることに ついて、市民を代表して発言を行っていくことを申し上げておきたいと思 います。また、球磨川治水対策につきましては、市民の方々の間で幅広い御意見があることも承知しているところでございます。御質問の中にありました、共産党が実施されたアンケート結果につきましては、ただいま初めてお聞きいたしましたので、市民の方々の治水対策のお考えの1つとして、受けとめさせていただきたいと思 います。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 恣意的とまでは思っていないかもしれませんが、ある意味ではそうなのかと、こう思っているけれど、意外とそうじゃない面もあるというかな、思ってしまうかもしれませんね。そこで、こうだと決めつけられないほうがいいですよという話ですよ。そこを私が言いたいところです。

松岡市長が就任した最初の議会である平成27年6月議会で、市長は、ダムによらない治水を推進することが使命であると答弁しています。人吉市は、この立場で頑張るべきです。また3月1日よりヤマセミが人吉市の鳥に指定されました。ヤマセミがいつまでも市民の身近な鳥であるように、球磨川の水質を守り続ける必要があります。決して川辺川ダムへの後戻りは許してはいけません。堤防のかさ上げについても、市民のコンセンサスを得ながら実現するよう探求すべきだと思いますが、どう考えられますか。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

球磨川治水対策の堤防のかさ上げについての御質問でもございますので、少しこの堤防かさ上げについて説明させていただきます。

堤防をかさ上げしますと、当然、河道における流量が確保できる一方、計画を上回る洪水が発生した場合は、より高い水位で越水または破堤することになり、一般的に浸水の範囲が広がり深さが大きくなるなど、水害時のリスクが今以上に大きくなるのが指摘をされております。また、かさ上げを行うにしても水圧に耐え得る堤防の幅、厚みが要ることになり、

後背地の用地買収が必要なことから、協議会で検討した案によると、人吉市街地で家屋や旅館、ホテル、病院等、200戸以上に移転の影響が及ぶものとされており。このように堤防かさ上げ1つの対策を考えましても、多くの市民の方々の生活環境に大きな影響を与えることが想定されております。また、球磨川治水対策に示されているそれぞれの対策案につきましても、メリット、デメリットがございますので、大多数の市民の方々の合意形成を図りながら進める問題として、十分承知をしているところでございます。今後もそれぞれの対策につきまして、球磨川治水対策協議会で議論が進んでいくものと思いますが、国土交通省、熊本県、流域市町村とともに治水安全度を高め、流域住民に御理解いただける対策について、しっかり議論を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろいろ今、国の考え方あたりのことも説明されました。

ここは市長のほうに質問していきたいと思うんですけど、特に市長の考え方は重要ですので。今、副市長が述べられましたが、9つの治水対策を単独で実施した場合、目標とする治水対策には達しないというので、今後9つの案の組み合わせを国交省は協議会で協議していこうということにはなっています。ところが問題は、これまで出した9つの案ですが、ここはこの程度までそれぞれが実現できますよというのならわかるんですが、この9つの案そのものが、否定的な説明ばかり国交省がするわけです。それで、今後やれる組み合わせも出してくるか、怪しいもんだと思います。しかし、私が思うのは、この否定的な国交省が出してくる説明ですよ、これが大体かなりやっぱり説明がおかしいんじゃないかと思うのがいっぱいあるんですよ。今おっしゃいましたけれど、堤防が高いほど越水したときに浸水や広がりが大きくなるというんですけど、例えば堤防を高くしますよね、そのときに越水した、どこまで水の深さは深くなるかという、川の水位の高さまでなんですよね。堤防が低かったらどうなるかというたら、そのときは、国交省のいうようになったら、低くまでしか浸水しないということになるけれども、違いますよね。やっぱり最高、川の高さまで浸水することになる。水の高さまでですね。そういう面で、この説明は私は非常におかしいと思います。それから、まだあるんですけど、橋のかけかえですね。堤防を上げれば橋をかさ上げしなきゃいけないというんですけど、そもそも過去最大の水がきても橋のどこまでいくかというと、水の水位は堤防の一番上までは、天端まではいかないといえますから、橋の下よりもちょっと低くなっていますから、橋の下は流れるんですね、水が。だから橋自体は上げる必要はない。なぜ堤防を上げなければいけないかというたら、そこまで、堤防天端より1.5メートル下まで水がくれば、堤防は崩れるから上げなければならぬという論議なんです。だから堤防だけをただ上げれば、もう堤防の強化はできますから、それは十分それで対応できるはずですよ。

それからもう1つ、いろんな建物を移さなければならないと言っていますが、台形のある堤防の上にあげますから下のほうが広がっていて、それで建物など移動しなきゃいけないというんですけれど、例えば、実際、新温泉だったか堤防を見てくると、その堤防は大体1.3メートルぐらいありましたけれど、身の高さですんで、その辺は横はほとんど垂直だったんです。ですから、これを上げていっても、かなり、そんな広がるとは考えにくいんですね。だから建物の移転はそんなしなければならないようなことは、非常に甚だ疑問に思います。余りたくさんは出してはいけないけど、ある程度、川のほうにちょっと堤防を厚くするという方法もあるわけですよ。実際、渡の発船場の下、あそこに橋がありますが、その下は国交省は、堤防を倍ぐらいに川のほうに出したんです。地元の人が川幅が狭くなるので、これは心配だ問題ないのかと国交省に言うと、国交省は別段問題はありませんと言うんです。だから、その方法もとれるのはとれるんですね、実際にはですね、事実上ですね。だから、そういうのをそもそもできないということを、私は、この国交省の説明というのは非常におかしいと思います。これが、もう1つ、国交省自身も、そのおかしさは知っているんだと思います。やれないことをやれるというのは、それはもう理論的にもびしゃっとするんですけれど、やれることをやれないということには、非常に矛盾が出てくると私思っています。この間、市民団体でパブリックコメントのやり直し、そして説明会をやってパブリックコメントをとるように、市長に国交省に言ってくれと申し入れをされましたが、そのとき熊日新聞を見ると、すぐに国交省が、それはやりませんというのを答えたことがわかっています。何で国交省がそういう住民に説明したがるかというのは、これまで住民討論集会、それから川づくり報告会に出ましたが、今みたいにおかしなところを、どんどん住民から指摘されたんですよ。そういうことが経過があります。だから、もうまたやられるもんだから、国交省は説明会を行わないんだと私は思います。ちなみに住民討論集会で、かなり住民から言われてだんだんだんだん出てこなくなった資料があるんです。後半では出てこなかった。そんな資料まで再びここに出てきているんですよ。いかにそういう国交省の説明もこの中におかしいが入っているんだというのを、私は証拠だと思えます。

そこで、以上を踏まえて市長に質問していきたいと思うんですけれど、先ほど述べましたヤマセミを市の鳥にすることに関して、市長は強い思いを持っておられたことを感じています。また、これまで以上にダムによらない治水を推進していくべきだと思います。そのためには、ダムによらない治水対策に否定的な国交省の説明のおかしさには、きちんと物を言い、そこを突破していく必要があると思います。その点に対する市長のお考えをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川治水対策協議会につきましては、本市から、先ほど答弁を申しあげました副市長が出席し議論を行っておりますが、その協議内容につきましては、副市長から報告を受けております。また、私も市長就任以来、本市の防災、災害対策等を進める上で、国土交通省との

協調、連携は不可欠であるとの思いを強くしております、これまで上京の機会を捉え国土交通省と意見交換をさせていただき、現在は、九州地方整備局八代河川国道事務所と常に情報交換や御相談等ができるよう、相互関係を構築させていただいているところでございます。当然、熊本県とも同様でございます。球磨川治水につきましては、ただいま本村議員がおっしゃいましたように、市民の間で多様な意見があることは十分に承知をしております。現在、球磨川治水対策協議会では、球磨川における中期的に必要な治水安全度を、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる治水安全度とすることを目的として、その対策が検討されております。河川管理者である国土交通省、熊本県におきましては、この目的に沿うダムによらない治水対策を検討されるに当たっては、あらゆる角度から研究をされ、大変な御苦労があるものとお聞きしておりますし、私といたしましては、現在、示されました9つの対策案に対する協議会での協議結果を、真摯に受けとめさせていただいているところでございます。球磨川治水対策につきまして、市長が積極的に発言を行うべきではとの御質問でございますが、市民生活の安全・安心につながる重要な問題ですので、市がかかわっていくことは当然であると思っております。今後も引き続き、協議会において国土交通省、熊本県、流域市町村の副市町村長で、実現可能な対策について議論が進められるものと思っておりますし、私が考えを申し述べる必要がある際には、しっかりと発言を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 述べるときにはしっかり述べたいということですので、そうしていただきたいんですけど、これを、やはりそのままのみにされるというのは、今後、本当にダムによらない治水対策が進むかどうか、進めようとしているのか怪しいんですね、私が思うに国交省はね。きのうの答弁もありましたけど、人吉市には土木関係の職員もおられるということを知りましたので、やはり、これは一体そうなのかという、じっくり、これら进行分析するというかな、技術的にどうなのかという、やはりそういうことをやって、これらの見方ですよ、もうこのとおりのことかということ、やっぱり非常に考えてみてほしいと。私らもいろいろところで協力するのは協力していいですよ。しかし、国がやっぱり市長の思いと、果たしてそうじゃないときに関しては、やはり、そこはきちっと、それでいいのかという目で見えてやっていただきたいと思えます。この間、先ほどヤマセミのことを言いましたけれど、それのこの間1月に東西コミセンでいろんな学習会がありましたけど、やはり、あの中で出された意見の中なんかで、やはり八代河川国道事務所の所長の前に、ヤマセミを大切にするためにも、球磨川の上流に大きな構造物はつくってほしくないとか、あるいは下流の瀬戸石ダムを撤去してほしいという意見には拍手が起こったという状況もあったんですね。そんなもんで、やはり人吉市民は、この球磨川の清流にダムは望まないというの

が大きな世論だと思しますので、市長も今後とも、ダムによらない治水対策の推進に頑張ってもらいたいと思ひますし、それが、まずどれだけ頑張れるかが、1つの市長の試金石になるのではないかと私は思うということをお述べまして、私の質問を終わります。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番、高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。一般質問も私であと2人となりました。大変お疲れだと思いますが、よろしくお願ひいたします。

今回も多くの方々が各分野にわたり一般質問をされ、重複する部分や類似した質問も多々あります。質問を割愛したり若干視点を替えることもあります。よろしくお願ひいたします。

その前に、私は、昨年の未曾有の大災害となりました熊本震災後、被災地を多く訪れる状況にあります。各地で多くの方々と触れ合い、この目で見て耳で確認し、改めて悲惨な状況を再確認いたします。常に厳しい現状に遭遇をします。表立っては順調に復興が進んでいる印象をお持ちの方もいるかもしれませんが、時がたてばたつたで、また冷静になればなつたで深刻な苦悩を感じます。まだまだ何も解決しておらず、これからで、特に精神面での回復にはほど遠いものがあると感じているところです。そのたびに私たちの地域にも照らし合わせますと、被災地の皆様に微力ながら積極的に応援、支援を続けなければならないと、日増しにその気持ちが強くなつていくところです。改めて被災地の方々の一日も早い復旧・復興を祈るばかりです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回、一般質問をしますのは、1、市長の施政方針より。2、医療費の無料化について。3、給食費の無料化について。4、本市の活性化事業について。5、自主財源の確保についてとしております。

それでは、1項目めの市長の施政方針よりから質問をいたします。市議会開会となりますと、周囲はまず市長の施政方針に興味津々であります。その方々へは、私の拙い説明より、いち早く市政の状況を察知され、また疑問点などよく聞かれます。そのような市民の方々の声も含まれている観点からの質問であることも、御理解いただきたいと思います。

議員になり立てのときは恥ずかしながら、議会の冒頭に市長が発せられる所信表明、そして施政方針について、その違いを真に理解しておりました。一見、表現が違うことで同じようなことと思っておりましたが、そうではなく大きな違いがありました。この2つの違いについて述べますと、地方自治法で表現に定義があるものではありませんが、文献また本市の歴史の経緯、他自治体の見解に照らし合わせますと、所信表明は、市長が任期の4年間を見通した政策の方向性について、選挙後に開催される市議会定例会で表明するものとなっており、施政方針とは、市政運営に当たり、市長が重要施策や予算について、市議会

3月定例会で表明するものとなっております。そのようなことから、松岡市長就任以来の経過を見ましたとき、平成27年5月1日に市長に就任されましたので、その年の3月定例会は前市長の施政方針で、6月議会で初めて松岡市長の所信表明となるものです。先ほど申しましたように、この所信表明は4年間を見通した政策の方向性であることから、当然のことながら再度内容を検証しますと、選挙公約と4年間を占う指針を含む膨大なものになっております。

平成27年3月、前市長が述べられた施政方針を見たとき、3つの重要項目を柱として23の具体的な取り組み項目を、平成31年度まで毎回見直しを行いながら、計画的に推進していかなければならないと発言され、また、具体的に例えて言えば、地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現、G空間シティ構築、県下で初の条例化となった廃屋対策条例の施行や、人吉市商店街活性化事業補助金の改正による空き店舗の開業支援の拡充等々、その他多くの重要な案件の決定と継続が表明をされております。ところが、このようなことについて、今日までは全く触れておられないと思いますし、行政の継続の大原則の観点から、どのようにお考えでしょうか。また、昨年の3月議会において、松岡市政の最初の自前の当初予算の計上となりましたが、議論は市長選挙公約の市庁舎建設問題を初め、医療費、給食費の無料化などに多くの時間を割いております。その中で、市長は、政策立案また予算編成の厳しさ難しさを、幾度となく述べられております。ところが所信表明の中に、大きな取り組みの事業として、4つの重点プロジェクトを発表されました。しかも2番目の重点プロジェクトは、諸税の負担感の軽減策を訴えられています。この約束事項は、以後、完全に姿を消していますなぜでしょうか。

一方、昨年の3月議会では、陸上競技の400メートルハードル走に例えると、1年後は第1コーナーを回ったところとで、今議会では、市長は折り返しの年と言われております。あっという間に折り返し地点を迎えたわけですが、そこで政策立案、政策推進、予算編成に当たりどのような心境で、また第1コーナーであった昨年との違い、また、今回の予算編成への思い入れについてどのようなものであったか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、ハラル、G空間、廃屋、空き店舗等々についての施策に関しましては、私も就任当初から、行政の継続性は決して損ねてはならない重要なものであると、この場でも発言をさせていただきました。また、不易流行という言葉どおり、変えていくべきものと変えてはならないものがあるという大前提に、市民の皆様との対話を通して、限られた予算の範囲内でやり続けるべきこと。新たに今やるべきことを優先順位をつけて、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちを基本理念とした、第5次人吉市総合計画によるまちづくりを進めているところでございます。前市長が傾注をされておりましたG空間を活用したスマート林業構築事業、ハラル関連企業の誘致、市民の皆様のお要望の多い住宅リフォーム促進事業など

もしっかりと受け継ぎ、市の発展につなげたいと鋭意取り組んでいるところでございます。また、新たな課題や目標もしっかりと設定し、市民の皆様や関係団体の方々との対話を重ねながら、推進してまいりたいと考えております。

そして、各種税負担感の軽減についてでございますが、私の公約でお伝えした内容といたしましては、国保税、介護保険料の軽減促進、各種減免措置情報の周知促進、市民税等の利活用情報の積極的公開の3つがございます。そのうち国保税につきましては、平成28年度から国保税率の改定を行い、負担軽減を図ったところでございます。また、減免情報につきましては手引きの作成を、利活用情報の公開につきましては、広報ひとよしやホームページを通じてお伝えをいたしております。介護保険料につきましては、介護予防事業や介護給付適正化事業に取り組み、平成29年度に策定いたします第7期介護保険事業計画策定作業の中で、介護保険料の御負担が大きくならないよう努力してまいりたいと存じます。

そして、最後に、当初予算編成における考え方ということでございますが、私の任期の折り返しの年ということもあり、本年は市民の皆様の御期待に応え、市民の皆様とのお約束を目に見える形にしたいと考えておりますが、あわせまして、昨年4月の熊本地震の発災以来、市民の安全・安心が全ての政策、施策の基盤でなければならないという強い思いを持ち続けています。

そこで、まずは防災関連の事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。特に複数年大きな財源が必要となります新市庁舎建設事業につきましては、最優先するべきものであり、当初予算編成においても大きなテーマでございました。また、安心して子育てしていただくための子育て支援策に関する予算や移住・定住促進を実現化していくための起業創業・中小企業支援センター立ち上げに向けた予算など、政策実現のために必要な財源確保の裏づけを行い、強い信念を持って予算を計上させていただいております。そのほか起業創業経営支援のための起業創業・中小企業支援センターの設置や、日本遺産など人吉球磨の観光資源を生かした広域観光など、地域経済の活性化、移住・定住促進のための施策についても、精力的に取り組んでまいりたいと存じます。

本年は、任期の折り返しとなることから、公約実現に向けて加速してまいりますが、私がやりたいことのみではなく、当然ながら市民の皆様との対話により、市民の皆様が日常の暮らしの中で困っておられること、市に求められていることを大事にしながら、今回の予算編成を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 次に、今回の施政方針では、新年度にかける強い意気込みを感じております。また、新たな方針も加わり、熱意ある市政運営を感じとることができます。中でも5つの重点施策を上げられております。ちょっと個人的には、この守りの施策という表現に

は少々違和感を感じたところであります。表現は好き嫌い好みがありますけれども、やはり施策というなれば、攻めの施策ではないかというふうに思うからであります。それはさておき、施政方針の中で述べられる範囲には限度があることを承知しておりますが、市民の方々にとっては、やはり表現内容が難しいと受け取られているのも事実であります。この際、市長からもう少し踏み込んだわかりやすい計画を御説明いただければと思っております。いわゆる、この5つの施策、新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくり、健康寿命日本一の実現、ふるさと人吉を支える人づくり、しごと創出から始める移住定住促進、活かし、稼ぐための観光戦略についてです。今後、いろいろな検討会や審議機関等の議論を踏まえていくことは当然のことですが、現時点での市長の思いを、概要で結構ですでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針の中でお示ししました5つの重点施策でございますが、任期の3年目を迎えるに当たり、市民の皆様にお約束した公約実現を加速化するため、平成29年度に重点的に取り組む施策を上げさせていただいております。

守りと表現いたしましたのは、安全・安心、健康、人づくりといった市民生活に欠かせないもの、市政の土台となるものを、最優先にしっかりと取り組んでいくという意味で、守りと表現させていただいております。この市政の土台を守るという気持ちでしっかりと固めた上で、人口減少社会を迎え撃つ、攻めの施策に取り組んでまいりたいと存じます。

5つの重点施策につきましては、施政方針の中で述べさせていただいておりますが、その中でも、特に力を入れてまいりたい点といたしまして、守りの施策から2つ、攻めの施策から2つほど御説明させていただきます。

本市の最重要課題といたしましては、先ほども述べましたが、新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくりで上げております、新市庁舎建設を円滑になし遂げ、地震を初めさまざまな災害に対応できる防災拠点として整備することでございます。新市庁舎建設は、半世紀に一度の一大プロジェクトであり、市庁舎は市民の皆様よりどころでもあります。議員の皆様を初め市民の皆様との対話を通じて、その要望等をしっかりと受けとめながら進めてまいります。市政の根本は、市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる環境をつくり出すことでございますので、避難所の整備等とあわせて、ソフト、ハード両面での体制をしっかりとつくり上げてまいり所存でございます。

2つ目に、健康寿命日本一の実現としておりますが、長寿社会となり高齢者の方の割合がふえていく中で、要介護となる期間ができるだけ短くなり、長く元気でお過ごしいただくため、そして高齢者の方々の力を地域に生かしていただくためにも、生活習慣病予防や介護予防施策に力を入れてまいりたいと存じます。特に生活習慣病予防につきましては、ICTの活用等も含め、それぞれの自治体が積極的な取り組みを始めています。本市といたしまして

も、特定健診等健診受診率の向上とあわせ、地域の力をお借りしながら、市民の健康づくりに関する施策を進めてまいります。

攻めの施策として上げさせていただいております、仕事創出から始める移住・定住促進でございますが、人口減少社会を迎え撃つ上で、仕事をつくり雇用を生み出すことは最優先の課題でございます。企業誘致も引き続き積極的に進めてまいります。あわせて地域の中から新たな産業が生まれる。または、今ある中小企業の中から、日本を代表する企業が育つような、そういうバックアップを市として取り組んでまいりたいと存じます。そのような役割として、現在、設立に向け準備を進めております、起業創業・中小企業支援センターには大いに期待をしており、関係機関の御協力も得ながら早期の開設を目指してまいります。

最後に、生かし稼ぐための観光戦略でございますが、人口減少社会の進む中で、いかに交流人口をふやし、いわゆる外貨を稼ぐ仕組みをつくり上げるかということが重要になってまいります。その中でも、本市は日本遺産に指定された歴史的、文化的価値の高い資源を数多く持ち、真の豊かな日本の原風景を感じていただける地であると考えております。その大きな財産の1つ、日本遺産のストーリーの豊かさを、目に見える形でお示していくためにも、日本遺産活用協議会において進めている各種情報発信事業や、本市の旅カフェ、山江村の合戦ノ峰観音一休みどころなどの統一デザインによる整備など、人吉球磨10市町村と広域行政組合同一体となり、日本遺産に指定された価値を形にする取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） もっと深い深い思いがあるというふうに推察をいたしておりますけれども、今の答弁をしっかりと認識しておきたいというふうに思います。また、選挙公約の壮大な構想である108の施策については、市民の幸せを実現する108の施策、事業については、第5次人吉市総合計画後期基本計画に位置づけ、着実な実施に努めていると言われております。この108項目を何度も拝見しますけれども、本市も従前から言われていること、また他の自治体の発表と大差はなく、どうしても抽象的なものであるように感じております。あくまでも市長任期は4年であります。この達成には膨大な予算も伴い法整備も必要となりますが、現時点で着実な実施に努めていると断言された点を、抜粋で結構ですので、その項目と内容、実績をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民の皆様にお約束しました108の施策につきましては、その着実な実施を図るため、第5次人吉市総合計画後期基本計画の中に位置づけて、進めさせていただいていることは御存じのとおりでございます。公約の実現方法といたしましては、マニフェストとして別立てに管理、実行する方法もございますが、市の施策の指針、柱は総合計画でございますので、そ

の中に位置づけたものでございます。着実に実施したものはとの質問でございましたが、多くの事業がございますので、幾つかかいつまんでお答えいたします。

まず、108の施策の中で、健やかに暮らせる人吉として掲げています、子育て、福祉、介護分野でございますが、先ほど申し上げました、国保税負担の軽減のほか不妊治療への支援策の充実、特定健診自己負担額の軽減、商工会議所等と連携した障がい者雇用の促進につきましては、既に平成28年度事業として実施しております。学校給食費の段階的な補助につきましては、平成28年度から一部実施をし、中学校卒業までの医療費無料化につきましても、平成29年度実施を目指して、今議会に御提案申し上げたところでございます。

2つ目の、経済的に安定した人吉として、経済、産業、雇用分野の施策でございますが、起業創業・中小企業支援センター設立に向け、郡内町村職員を含めた先進事例の研究、協議を行い、早期設立に向けた準備を進めているほか、歴史と伝統の調和した町並みを目指し、平成28年度から3カ年の計画で景観計画の策定を進めております。人吉市のブランド力の向上のための広報戦略室の設置につきましては、平成28年度に企画課シティプロモーション推進室を設置し、SNSほかさまざまな手段を使った、プロモーション活動を進める体制をとったところでございます。

3つ目の、夢が持てる人吉、教育関係でございますが、平成29年度に開催されます県民体育祭に合わせて、今年度、村山公園テニスコートの人工芝改修、第一市民運動広場ナイター照明改修等を行ったほか、平成29年度当初予算の中で、人吉市体育協会との共同事業として、いわゆるアスリート基金の設置を提案させていただいております。

4つ目の、誇りある人吉、環境、防災、社会資本整備関係でございますが、こちらは公共交通網整備のため、現在、人吉球磨地域公共交通網再編実施計画、人吉市地域公共交通網形成計画を策定中でございます。人吉乗合タクシーにつきましても、試行事業を踏まえて、平成29年度以降の運行見直しに向け現在検討中でございます。現在、大きな社会問題となっております空き家対策につきましては、平成29年度から専門の係を設けて対処することとしております。

最後に、地域を支える行政として、行政改革、公共施設関係を上げておりますが、現在、公共施設の適正配置と適正管理を目指した、公共施設等総合管理計画を策定しているほか、ひとよし未来会議、未来カフェ、公式フェイスブックページを活用し、市民との対話を進めております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この議会の中継を見ておられる方、または傍聴されている方の認識も深まっていくと思えますし、私どもも的確に市民の皆さんにお知らせをして、市民目線での研究、賛同の手がかりとさせていただきたいと思えます。さらに、私自身も、またしっかり

と精査、研究、実践を重ねながら、実現に向け一層努力していきたいというふうに思っております。

次に医療費の無料化についてですが、まず、一昨年の選挙公約においては、大きな3本の柱として、医療費の無料化を声高らかに掲げられました。それは物すごく力説をされたものでした。しかし、今回の提案で実質、実現まで2年半を要することになります。子育ての年代の方々を中心に、この公約はもっと早い段階に実現すると思われていたようです。なぜこれだけの期間を要することになったのかお尋ねします。また、市民の方は、医療費、給食費無料化の同時開始を期待され、それがかなわない場合でも、給食費より基本的には健康面の観点から、医療費無料化が先ではないかとの意見も多く聞いております。この点についてどのように思われているか、あわせてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

給食費の一部助成の同額での継続、医療費の無料化にいたしましても2年が経過し、すぐにと期待された皆様には大変申しわけなく思っておりますが、市財政の全体のバランス、将来への負担の見通しなど非常に厳しい部分もございまして、現在に至っている状況でございます。なぜ給食費が先行したのかという点では、昨年、庁内でも財政部門、総務部門、企画部門、そして原課である関係各課と協議を重ね、議会においてもさまざまに御議論をいただきましたことは御案内のとおりでございます。最終的に我々が導き出した結論は、子ども医療費につきましても歴代市長の公約であり続け、行政的努力と議会の御理解により、段階的な拡充を見ているという事実がございまして、それに比べ、給食費につきましても、本市においては全くの新規の状態でございますので、本当に難しい選択ではございましたが、給食費の一部助成を先行させるというものでした。また、子ども医療費の助成につきましても、国や県の助成制度の拡充をお願いするという以前からの要請があったことや、平成26年7月に、いわゆるワンコインに制度拡充を行っておりましたので、医療費の推移を観察していたことも1つの要因でございます。

行政的な課題だけを並べさせていただき、早期実現に期待を寄せられました市民の皆様には、まことに恐縮でございますが、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私は、やはり健康の維持と健全育成面での医療のほうを、今優先すべきだったというふうに思いますので、そのようなことで、お尋ねしたところです。

次に、財源の確保ですが、厚生委員会、全員協議会などにおきましては、財源確保は平成29年度にクリーンプラザ建設に対する起債の償還が終了し、一部事務組合への負担金が減少するためと言われました。

そこでお尋ねしますが、市には多くの起債があります。そこに新たに起債を起こすもの、

また起債途中のもの、償還途中のもの、さらには終了するものとありますが、これを総合的に合算し、その状況からいち早く予想を立て、市の短期・中期・長期政策の立案としていくのは当然のことと思います。小さく捉えて家庭の経済も同様ですが、このクリーンプラザの起債償還のものの財源確保というのは、どの時点で発想の転換になったのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子ども医療費無料化に係る財源問題につきましては、先般から大塚議員、笹山議員の一般質問におきまして、質問の趣旨に少し違いがありましたものの、詳しくお話をさせていただいたものと存じます。では、どの時期に政策を決定したのかという御質問でございますが、具体的なことで御説明いたしますと、平成28年度の最初の行政経営会議におきまして、各部分年度目標といたしまして、健康福祉部から上がってきたのが最初であったと存じます。ただし、この項目は、第5次人吉市総合計画後期基本計画のうち、子育て支援策に係る最大課題の1つであり、毎年のように高い順位で上がってきていた政策でございました。その後、昨年11月に平成29年度実施計画及び中期財政計画をローリング、平成29年度から平成31年度で作成しましたが、その作成段階におきまして、市庁舎建設、スマートインターチェンジ整備、子ども医療費無料化の3つを最重要課題及び事項として位置づけ、計画への登載に必要な明確な根拠、財源の裏づけについて、企画部門、財政部門、事業部門の担当者間で調整を行ってきたところでございます。ただし、実施計画、中期財政計画への計上と新年度予算編成は、全てがリンクしておりませんので、実質的には年明けの予算編成の中で決定したというのが事実でございます。子ども医療費の完全無料化の実施は、行政組合負担金の動向を見きわめる必要がございましたので、組合事務局総務課と本市財政課が折衝を行い、その中で、本市の平成29年度負担金額、さらには組合の中期財政計画による向こう10年間の本市の負担金の動向について説明を受け、無料化実施は可能と判断し、予算の計上に至ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私が思うに、今回、財政調整基金及び減債基金3億円を、取り崩されています。厳しい財政状況にあることは百も承知しておりますが、市の借金である起債は徐々に減らすべきであると思っております。クリーンプラザの起債償還のものの財源確保というのは、私は、少なくとも選挙のとき、対立の候補が松岡市長の市庁舎問題提起で、カルチャーパレス利用、財源は4億3,000万円プラスアルファの持論に、その対抗として、クリーンプラザの起債償還のものの財源確保となったとしか思えません。そのときに初めて聞いたことで少し驚いたところでもあります。今まで聞いたこともありませんでした。それが今回の財源確保の発表のきっかけになったのではないかと考えて仕方がありませんでした。ま

た、当然、この医療費の無料制度の実施は、さらなる医療費の増加につながることは必然であり、今後の財源確保のさらなる悩みの種となるのではないのでしょうか。いかがお考えかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

医療費の財源につきましては、先ほど市長が説明をさせていただきました。今回の平成29年度の予算編成において、やはり、それは最大の課題でありましたので、その財源をしっかり捻出するというのを最大の課題として取り組んでおりまして、そこにはさまざまな要因の中で確保することができたということでございます。ただ、今後、財源の確保、これをずっと毎年2,000万円近くの財源を確保していくということになりますけれども、状況的には、市のほうでは必ず中期の財政計画を1年に1回、それは予算編成の前に向こう3年間、可能であれば5年間の計画を立てていきますので、その中に、ある程度細かく歳入の状況それから歳出の状況は織り込むことはできます。ただ、私たちが一番予測が立てにくいのが、笹山議員の一般質問でも申し上げましたように、普通交付税で地方交付税でございまして、地方交付税の動向をいかに見誤らないか、これがもう最大の課題でございます。少なくとも、12月の笹山議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、やはり国の財政の安定化を図るために、要するにプライマリーバランスを図るためには、一番の課題となっているのは交付税であるということは、もう既に言うておりまして、この交付税の仕組み、そういうところまで踏み込んで、今後、交付税改革が出てくるのか。そういうところが一番懸念となっております。ただ、現状では、総務省と財務省の考えは一致しておりまして、やはり地方財政、当然、東日本大震災、熊本地震の中で、かなり地方財政、特に被災地の状況に寄り添いながら、そして、そのための地方の財源を確保していくという大きな方針は崩れておりませんので、普通交付税は、当面は安定的に確保できるのではないかというふうに捉まえておるところでございます。いずれにしましても、これは一般財源での対応でございますので、もうやんごとなき状況、例えば大災害が起きたときなどは、やはり状況の変化というのは当然考えられますので、それでもしっかりと中期財政計画の中で方針を決めて、この医療費の財源も確保してまいりたいと、そういうふうに考えております。これは課題でありながらも、やはり、市のこれまでの歴代の市長が、本当になし遂げられなかった大きな課題でもございましたので、今回それを形にしたということで、これをいかに今後速やかに進めていくのか。それもさらにまた私たちの課題だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 大きな課題がある中、大変だと思いますけれどもどうぞよろしく願いいたします。

私は、市の活性化のためには必要な投資的公共事業の拡大を訴えてまいりました。財源の

確保は一般管理費、特に社会保障費への充当は必然ですから至難のわざであります。しかし、やはり無駄と思える事業、中止または先送りする公共事業があるのではないかと思っております。一部の公共事業費や、また公共施設等の維持管理費の削減などに視点を置くべきじゃないかという考えを持っています。しっかりと御検討いただきたいというふうに思っております。

次に、今後の執行計画についてといたしておりますが、本件の実施計画につきましては、先日の議案質疑の折に質問、答弁があつており、これを踏まえ重複する点が何点かありますが、お尋ねをいたします。民間に業務委託し準備を進めていくとのことですが、どこに託されるのでしょうか。また、その委託先の決定方法はどのようにされているのか。私の知る範囲では作業はもっと短期間でできると聞き、執行部の10月ありきの意向に沿った業者側の回答ではないのかと推察をいたしますが、この点についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

笹山議員の議案質疑でもお答えさせていただきましたとおり、無料化に対するためのシステム改修が必要でございます。どこに改修を委託するかということでございますけれども、今現在、行政システム九州株式会社と委託契約してシステムを稼働しておりますので、その改修になりますので同じ業者になるものでございます。また、改修の期間につきましては、約半年ほど要するというのは業者のほうからのお答えでございまして、それに向かって準備等を今行っているところでございますので、特段、市のそういう強い意向とか、意図的なものがあつたものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この点については少々疑問を感じるころではありますが、その前に、この施策は松岡市政誕生の3年目ですから、年度当初の実施が、望ましいものであることは誰でも思い希望することでしょう。もちろん議会の議決が必要ですし、市民の理解を得ることが最大の課題です。しかし、考えますに、平成28年度中に準備、提案をし、そのための準備、予算の確保によって、おのずから年度当初また早期実現につながっていったと思うのです。この点についてはいかがでしょうか。また、準備については先進事例がたくさんあり、既に一部助成は行っていますし、現代のIT、特にネットの著しい進捗からして、もっとスピードアップできると思っておりますがいかがでしょうか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） 時間を要して大変申しわけございませんでした。高瀬議員の御質問にお答えをいたします。

本来であるならば平成29年度4月から実施できればよかつたのではないかという話ですが、先ほどからもお話をしておりますとおり、政策決定をいたしましたのが、ことし年明けの最終的な予算編成の中でございまして、政策的に決定をしたあとには、政策実施までにどれぐらい時間がかかるかということ準備したわけですが、医師会等々への説明、そして保護者を初め住民の方への周知、そしてシステム改修を急いでもどうしても10月ごろにしか間に合わないということで、10月の実施ということで御説明をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） これ以上申し上げませんが、やはり、ここは市長の最大の公約の1つですので、努力してほしかったというのが正直な気持ちであります。

次に、問題点、懸案事項についてといたしておりますが、本件事業の執行で予想される問題点、懸案事項はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

考えられます問題点や懸案事項でございますけれども、まず無料化による過剰受診の可能性についてでございますが、これにつきましては、小児科のかかりつけ医の普及や保護者の皆様への適正受診についての意識啓発を、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。あとは御協力いただきます3師会、人吉医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療機関の皆様、このシステムの改修を含め、10月スタートに向けてシステムの改修等の御協力をお願いをすること。さらに市民の皆様、中学校までの子供を持つ保護者の皆様への周知を、しっかり努めてまいるといふことが必要だといふふうに考えております。

子ども医療費無料化につきましては、経済的理由により必要な受診を控えておられる家庭においては、安心して早期受診につながるなど、子供の健康と命を守る大切な制度と捉えております。保護者の経済的負担の軽減や御協力いただく医療機関等の事務的負担の軽減など、懸案以外に逆にメリットも大変大きいものでございますので、財政上厳しい状況ではございますけれども、少子化対策の一環として推進をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま質問したことは、何度も申しますが市民の方々からの強い思いを申し上げたものですので、今、答弁された予想される問題点、懸案事項については、そ

うならないように最善の努力をしていただき、全市を挙げて取り組む必要があると思います。市民、医療機関はもちろんのこと、これにかかわる全ての方の理解を得て、着実かつ市民の歓喜につながるものにしてほしいと思っております。

次に、給食費の無料化についてです。

私は、当初は子を持つ親として、保護者と議員、また、私を取り巻く環境から、給食費、医療費は、親の子育ての責務ではないかと意思表示をしたことがあります。しかし、給食費の一部助成が決定し実行されました。この決定には従うべきですし、むしろ推進役となるべきだと自覚しております。しかし、どうでしょうか、先ほども医療費のところで申し上げましたが、これも最大の選挙公約の柱です。市民との約束です。一部助成で停滞していいものでしょうか。この件についても、何の相談も提案も上がってきません。なぜなのでしょう、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

給食費の無料化に係る選挙公約との関連についてのお尋ねだと存じますが、学校給食費の段階的な全額補助につきまして、有権者の皆様にお約束をさせていただき、最初の段階として、昨年4月から給食費の一部助成を始めさせていただいたところがございます。今後の取り組みにつきましては、財政状況を見きわめながら、可能な限り努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この事業の対象となる子育ての皆様は複雑な心境だと思います。早く完全実施を望んでおられるし、これは公約の責任だと思います。中途半端な形ではなく早く完全実施してほしいと思います。給食費滞納者の問題解決も課題として存在しますが、市長就任から既に多くの時間が経過しております。最大の公約実現のための英知を結集して、活路が見出せないはずがありません。財源の確保について言えば、先ほどの理論からいいますと、クリーンプラザの起債償還完了の事例に当てはめて、財源の確保となるのではないのでしょうか。この点についても答弁をいただき、また、今後どのような計画を持ち、いつ実施予定で、また、その財源確保も含めての計画をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今後の取り組みについてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、給食費無料化の実現に向けましては、引き続き段階的に取り組んでまいりたいと存じます。そのために本市の財政状況や今の将来的な見通しを、慎重に見きわめながら進めさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 余り明確な答弁じゃなかったのかなというふうに、今ちょっと思ったんですけども、現時点で大きな夢のような政策理論を掲げられる現状からして、また、現在の市長の意気込みからして、そのように厳しい問題なのでしょうか。早期に完全実現を期待するものであります。

次に、本市の活性化事業についてです。

どの自治体も、苦勞をしている分野であることは現実であります。しかし、市民の方々の行政に対する願いは生活、暮らしの向上が一番です。そのためにも商工業、農林業、観光などの活性化にあると思います。平穩にして生き生きと楽しく生きることの願いです。前回、この点について経済部長に質問をいたしました。また、活性化事業とはちょっと意味合いが違うかもしれませんが、福祉の問題の中でも高齢者の切実たる問題について、健康福祉部長にも質問をいたしました。質問のみというのは、本来の一般質問の趣旨にも反しますので、前回答弁された事業計画についての執行の経過、実績、また、問題点があったとすれば、それらの内容についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

昨年9月の議会でございしましたが、高瀬議員から本市の農業の振興策ということで御質問いただきました。

本市独自の支援事業の実績と問題点ということで、今、御質問いただきましたので、お答えをいたします。これは平成28年度の実績からということで、まだ全部出ているわけではございませんので、2月末現在の状況でお答えとさせていただきます。

1つ目といたしまして、人吉市クリセン定作業支援補助金がございます。これにつきましては申請件数が5件と、園地面積が約1.8ヘクタールとなっております。本事業につきましては、現在、クリセン定作業を行っているところでございますので、助成額につきましては確定をいたしておりません。

それから、2つ目といたしまして、人吉市農業担い手対策事業補助金でございますが、本事業は3つの事業に区分をいたしてございまして、新規就農支援事業それから農業研修支援事業、就農者結婚成立事業、これらありますけれども、いずれも申請は今のところありません。

それから、3つ目といたしまして、人吉市農業活性化対策事業補助金でございますが、こちらの事業は7つに分かれております。9月のときも7つ御紹介したと思います。まず、条件整備事業でございますが、申請件数が4件、それから助成額合計が167万5,000円となっております。次に、認定農業者支援事業でございますが、申請件数が15件、それから助成額の合計で487万5,000円となっております。次に、有害鳥獣被害対策事業でございます。こちらにつきましては、申請件数は12件、それから助成額合計が71万3,000円となっております。そのほか放牧推進事業、農産物ブランド化事業につきましては、こちらは申請が今のところ

あつてないというところでもあります。また、畜産関係といたしまして、肥育経営連携促進事業それから畜産経営支援事業につきましては、これはもう3月下旬に、件数と事業費は確定をいたしてまいります。

4つ目といたしまして、優良子牛保留奨励事業でございますが、これは申請件数が40頭出ております。今後、3月中に人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会を開催いたしまして、最終的には交付の可否を決定するということになってまいります。

最後に、5つ目といたしまして、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金がございます。これにつきましては、保留分として申請件数が3件、これは貸付金合計が102万円となっております。購入分に対する貸し付けはございません。

課題と問題点でございますが、これにつきましては、本市におきましては、まず、国や県、こういったところの事業の有効活用につきまして推進をしておりますが、要件や予算配分などで、活用できない事例も出てきておるところでございます。このように国、県事業の対象にならない、またはならなかったもの、さらには本市の実情に応じて、本市独自の事業を実施しているところがございます。事業の活用につきましては、各農家の経営状況に応じて、補助事業を必要とされる方、されない方、こういった方もございますので、主な問題点といたしましては、補助金以外の自己負担分、こういった部分の確保ではないかと存じております。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

高齢者対策における、9月議会の一般質問後の実績と今後の取り組みにつきましては、進展があった主なもの、あと今後の取り組みも、主なものについてお答えさせていただきます。

平成29年度に移行します介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、スムーズな移行に向け、介護サービス事業所等と協議を複数回重ねながら、多様な生活支援サービスや介護予防メニューの整備を図ってまいったところがございます。課題としましては、現段階では、このサービスに住民主体のサービスが盛り込まれていないことなどが上げられます。この課題につきましては、昨年8月に生活支援コーディネーターを配置し、11月には人吉市生活支援体制整備推進協議会を立ち上げまして、今後、生活支援の担い手の要請、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を展開し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることで、その解消に努めているところがございます。

2点目に、認知症総合支援事業の推進でございます。12月に人吉市認知症初期集中支援推進事業実施要項を制定し、本年1月から認知症の早期発見、早期対応のための新たな事業に取り組みを始めたところがございます。今後におきましても、さらなる健康づくりや介護予防を推進するとともに、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくりや出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを図り、住民等が主

体的に参画し、みずからが担い手となっていくような地域づくりを進めまして、地域の活性化と健康寿命日本一を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 何点か問題もあり、また、今後、変更なども余儀なくされる点もあると思いますが、このことについても全市を挙げて取り組みを行い、また、私、議員の立場としても全面的に協力していきたいというふうに思っております。

次に、活性化事業といえば観光推進であります。従来から力説されている観光で食べられるまちづくりです。観光推進は本市の産業発展、財源確保、すなわち外貨獲得のための重要な位置づけです。しかし、昨年の熊本地震は大きな被害を与えました。残念のきわみであります。残念のきわみではありますが、現実を真実と受けとめなければなりません。

そこで、今日までいろいろな政策を実践され、国がまた県が、さらに本市独自の復興事業として、最優先課題事業の展開をされたと思います。現時点での熊本地震による影響と対策、その実績、その基盤を今後どのように活用し、また、新たに観光推進策があるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いろんな取り組み、民間の方々もございますので、これを含めたところで御答弁をさせていただきます。

まず、影響についてちょっと申し上げさせていただきますが、昨年4月に発生した熊本地震、これは九州全体、熊本、人吉だけじゃなくても九州全体が影響を受けておりまして、本市におきましても、震災時に宿泊者のキャンセル数が1万3,000人、大変な数にのぼったわけでございます。これは宿泊者に関する数値だけでございます、経済損失の金額に合わせますと2億5,000万円を超えるということがございました。その後の風評被害もありましたので、これを金額だけじゃなくて、それ以上に非常に大きな損害があったというところがございます。さまざまな取り組みでございまして、これに対しましては民間の方々いろんな女性団体や、それと観光協会もそうでございますけれども、これは行政がこれまで以上に連携、協力を図りながら、さまざまな観光人吉のPRを行ってきたところがございます。6月と7月ぐらいのまず夏休み期間に、観光客をまずは呼び戻したいということがございましたので、6月と7月につきましては、もう毎週のようにうちの職員や民間の方々と一緒に、福岡の市役所に行ったり天神、中央公園とかありますけれども、そういうところにも物産展、観光展もやっております。それから博多駅、熊本駅、鹿児島中央駅、これは私も行って来たんですけども、そういったところに出向きまして観光宣伝を暑い中非常に頑張ってもらったわけでございます。ただ、このころはまだお客様はほとんどいらしていません。まだふっこう割の前でございますので。事前にとにかく、まず何か行動を起こそうということで動

いたのが6月、7月でございます。そのほかに、フリーペーパーとか情報誌、雑誌、こういったところへの広告の掲出でございます。こういうものにつきましては、今、自分たちが当初予算で持っているお金を、とにかく出し合ってやろうじゃないかということで、そこでそれぞれの行政組合もそうです、私たちもそうですけれども、民間の女将の会もございませけれども、そういうところからの予算を出し合ってやったというのがございます。

それから、テレビを使った観光宣伝といたしましては、福岡、宮崎、鹿児島、この3県につきましては、集中的にテレビスポットの放映、それとか情報番組でのとにかく元気人吉と、今でも人吉市のホームページでおかみさんたちの姿が載っております。そういうところでPRを行ってきたところでございます。また10月以降でございますけれども、ふっこう割が出たときです、そのあと10月になりますと、このふっこう割の反動減がちょっと懸念されておりましたので、これにつきましては、影響を最小限に抑えることを目的といたしまして、今度、キャラバン隊を結成いたしました。これはおかみさんたちとか、それから民間の観光協会とかくま川鉄道もそうですけれども、久留米市内とか福岡市内の旅行エージェントや新聞社やテレビ局を訪問したり宣伝とか商談、こういったものも行ってきたところでございます。年末から年明けにかけては福岡、鹿児島、宮崎、熊本、この4県でのテレビスポットの放映でございます。それから九州各県の情報番組への情報提供や出演、宣伝等々の情報発信ですが、これは私たちが打っただけじゃなくて、逆にどんどんどんどん入ってきてくれました。これは非常にうれしかったですね。もう全然私たち情報ないのに、いつの間にかタレントさんたちが町なかを歩いていたとか、そういうのもございました。その結果でございますけれども、市内の8事業者を抽出した宿泊状況でございますが、平成28年1月から12月の1年間では、前年比106.5%と上回っております。これはふっこう割の反動減も心配されたわけでございますけれども、平成29年1月におきましても前年比103.6%、若干ではございましたけれども上回ったところでございます。

さて、今後ということでございますけれども、地震発生からやがて1年、これに近づいてきているわけございまして、今後も観光客が減少しないように、九州観光推進機構、これは九州の観光の中心を担っているところでございますけれども、熊本地震におきまして全国から多大な支援をいただいたという、こういった感謝をあらわす取り組みといたしまして、ありがとう感謝キャンペーン、これを広げていくと。全国の皆様へ人吉は元気と、こういった情報発信。それから先日から話題になっております、3月4日から運行いたしました「かわせみ やませみ」を使いました観光宣伝、こういったさまざまな取り組みを実施することで、観光客の増加につなげてまいりたいと、そのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この分野の振興策と、その実績づくりには、並々ならぬ知恵と努力が

必要であります。私も観光事業推進の一端に身を置く者として昼夜考えておりますが、なかなか思うようなアイデアが浮かんでまいりません。これまで同じような類似都市の観光振興策も見聞きしてまいりました。圧倒的に群を抜く観光資源を持つところはそれだけで何の苦勞もないのですが、そうでない場合、やはり企画力と長年の努力しか答えが出てまいりません。検証した黒川温泉、湯布院、日田市、ちょっと離れて飛騨の高山市、津和野町、豊後高田市など、これはほんの一部ですが旅行したり視察研修したりしたことがあります。やはり、いずれも官民一体となった取り組みが功を奏したことには間違いがありませんでした。いずれのところも、もうこれ以上後退ができないという、崖っ縁の中からの奮起であったようです。しかしながら、やはり官民一体となった協働と言いましても、民間には新規投資の余裕も体力もないのが現実だといえます。やはり、どうしても官のリードにより、その成果のあらわれを体感してこそ運命共同体の意識が生まれ、右肩上がりとなっていったようです。今も懸命に努力を続けていただいておりますが、ますますの推進を期待するものです。

次に、マスメディア活用や広告宣伝についてです。今、私が申しました観光推進だけではなく、全ての面においてメディアの活用は重要であると思っております。情報は私たちを取り巻く社会生活の完全な一部となり、いろいろな情報を発信する必要があります。最近ではパソコン、スマートフォンの情報発信、受信が主流となりつつあります。最近、本市の社会的な話題や観光面などについて、メディアの露出が大きく減少したのではないかと市民の方々から聞き、私も感覚的にそう感じるがあります。

そこでお尋ねですが、市の広報部署にてきちんとスクラップブックの整理を始め、情報記録を保存されていると思いますので、前市政過去2年間の記録と、現市政における2年間の記録を比較して、露出の頻度や内容を比較してどのような状況か、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

露出度、マスメディア等々でのその頻度のことだと思いますけれど、ここにおります、ことし退職を含みます執行部は過去に、永田正義さん、それから福永浩介さん、それから前市長、田中信孝さん、現在の松岡隼人市長に仕えておるわけでございますけれども、少なくとも永田市政、福永市政というのはそれぞれ20年でした。だから過去を振り返りますと田中市長が就任されるまで40年間、市長がかわってなかったわけです。その前は淵田長一郎さんとかいらっしゃるわけですが、私もこの今の市長が4代目でございますので、さまざまに若いころから当然、市長の動向はつぶさに見てまいりました。永田市長のころは、マスメディアと申しましても広報しかございません。あとはテレビに出られるといっても、本当に節目節目のイベントのときしか出られない状況の中で、やはり、この永田市長というのは、まちづくりを全面的に押し出して、やはり、まちの形というのを、しっかり広報ひとよし等を通して、そして、テレビでも取材があったときには、御自分の言葉で人吉のあり方を、しっかり自然公園都市というふうな形で表現をされていたと思います。それから福永市長は、

やはり、このころから少しずつマスメディアのあり方が変わってきまして、今みたいな状況で広くということはございませんでしたけれども、どちらかというと政治家に近い首長さんでしたので、なかなか御自分の言葉というのが、私たちも近くにいて難しいときもありまして、季節感とか詩人みたいな形の方で、なかなかおもしろい表現で市政を表現されていたということです。それから、前市長の田中信孝さんは、もうこれは市の広告塔で、このころからもうすごくマスメディアへの露出度が高くなってきていますので、非常に市をPRするのがお上手であったということは、もうこれは私だけじゃなくて、議員さん方もしっかりお認めいただいているんじゃないかと思っています。

現市長も頑張って若さを前面に、市長の政治の中心にあります対話、市民に近い身近なところを、市長は今しっかり表に出して、さまざまところで頑張っておるところでございませぬ。ただ、その回数等々は、今、広報の最後のほうに市長のほうからのコメントもありますけれども、マスメディアでの取材というのは、それぞれの報道機関のほうにお願いをしておりますので、全体的な回数を含めて把握することは困難でございます。ただ、市長、頑張っておられるだけたくさん、私たちも市長を押し出して、市の広告塔として頑張っておられるというふうなところでございます。ちょっと答えになったかならんかわかりませぬけれども、お答えとさせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 記録などは残されていないということでしたので、私は、きちんと整理され残されていると、保管されているというふうに思っていたものですから、質問したわけですが、整理されていないというのはちょっとああそうなのかなと驚きであるというところですね。メディアの情報提供は大変重要なことですし、また、記録の保存はなくてはならないものだというふうに思っております。例として、テレビの放映に際しては、地元新聞や市の広報による周知で視聴率の大幅アップの実績を持ちます。私が言いたいことは、人吉市の話題、宣伝、社会的問題等の発表、あらゆる情報をメディアに提供し取り扱ってもらうことです。取り扱い方は先方次第であります。情報を提供しないことには、素材にさえ上がってまいりませぬ。また、私は市長みずからが営業マン、スポークスマンになられ、メディアの活用を十分推進してほしいと思います。

本市のこの分野の観光宣伝は、まだまだ足りないのではないかと思います。皆さん御存じだと思いますけれども、天草地区では、従前まで観光宣伝に力を入れていなかったようです。あの有名になったおかみさんたちの集合による頭を下げたパフォーマンス、今まで隠しておりました私たちのところには、こんなすばらしいものがあることの宣伝は大ヒットとなり、大きな効果があったそうです。また、ある市外の観光専門家の方が言われました。人吉市は観光の素材、基本整備などを考えなくても、今の自然、風景、山、川、温泉、たたずまい、さらに料理、焼酎、さらに絶品のおもてなしの心は、他の観光地より大きく上回っていると

のことでした。温泉地というと、湯煙が上がり温泉旅館の集まりという印象を持ちがちですが、どこに行っても温泉がある本市は、どこでも温泉を味わえるという今、逆転の発想が成立します。ゆえに本市は、現状で十分通用します。来ていただいて初めてその評価を受け、中には悪評もあるかもしれませんが、それは手直しをすればいいことです。先のアドバイスを受けた広報宣伝方法の1つとして、本市の観光の連呼に尽きるのではないのでしょうか。県外の事例ですが、県知事がコマーシャルにみずから出演して話題をとり、その話題がさらに拡散して、さらに話題を増幅させたことがあり、結果、観光客が大幅に増加したという実績があります。

松岡市長がみずから出演者となって宣伝をするのも話題づくり、そして、また効果は間違いありません。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

マスメディアの活用についてでございますが、人吉自体や市の事業を広くお知らせする上で、マスメディアにお取り上げいただきPRの機会を得ることは、議員御指摘のとおり、効果的であると考えております。また、本市のPRをするためには、SNS、ユーチューブ、紙媒体、さまざまな手段、方法を使った取り組みをするべきだというふうに、私も考えているところでございます。そのような点からも、私自身が先頭に立ち積極的にPRをしてまいりたいと存じます。

一方で、本市の主役は、やはり市民の皆様であり、人吉という名のとおり、市民一人一人の人柄と活躍をPRしていくことが大切ではないかと思えます。私だけが目立つのではなく、むしろ市民の皆様がさまざまなマスメディア等でお取り上げいただき、活躍している姿を全国の皆様方にごらんいただくことが、人吉市の最も理想的なアピールの仕方ではないかというふうに考えております。

本市といたしましても、人吉市のよさ、取り組んでおります事業等を、マスメディアにお取り上げいただきやすい形で情報提供を行いますとともに、そのような市民の皆様方の姿を積極的にPRし、私も市民の皆様と一緒に、人吉市を広く全国にお知りいただく取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今言われたように市長の理想の形でも結構ですので、どんどんPRをしていただきたいというふうに思います。

1つの観光振興策の一例として述べましたけれども、民間の方の現状を見ますと、各自の広告宣伝費は厳しいものがあるようです。市独自の予算で始めてほしいと思います。最近では隣の伊佐市では、直接観光ではありませんが、東大入学者への100万円贈呈とか、小林市

の移住促進のための高校生みずからが企画、出演したPRテレビスポット等は、全国的な話題となり、連日一般ニュースでも報道され、知名度は全国区となり入込客の増加につながっているようです。ほかにも成功例はたくさんあり、これらを参考にされ、本市も展開してほしいと思います。先日3月5日は熊日新聞に、沿線に広がる笑顔、「かわせみ やませみ」運行スタートの大きな見出しで、しかもカラー写真6枚を使って報道されました。テレビでは全国ニュースとして流れ、おかげで私個人にも問い合わせや連絡が多く寄せられました。メディアに感謝し宣伝効果の大きさを痛感している次第です。1つの例ですが紹介しておきます。

次に、今後の活性化事業の推進についてとしておりますが、活性化は簡単にできるものではありませんし、苦労が伴うものです。構想をひねり出すにも相当の苦労が伴い、また発案に至らないのが大半です。やはり類似団体で成功した例を参考にしながら、言い方は悪いかもしれませんが、真似をするのが一番の早道、近道と認識していますが、この感想を含め何かいい企画はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

類似の例の、他市を参考にしながらということで、1つ考えられるのは、黒川というのをさっきおっしゃっていましたが、黒川というのは、逆に昔、人吉に参考に来ていたんです。それを参考に、あそこは発展していったというのがございます。今度は逆に私どもがあれを参考にしないといけないのですけれど、それが1つ類似例になるかと思っております。もっと観光に力を欲しいということでございますから、今後、成功している各地、これはどこを見ましても、まず歴史や文化でございます。それから地域性とか交通体系、いかに交通が動きやすいか移動しやすいか、これも非常に参考になると思っております。さらにお客様が何を目的に訪問されるか、こういった諸条件を生かした取り組み、こういったものが成功への導きではないかと私思っております。観光振興策にとりまして大変重要なのは、歴史、文化、地域性、交通体系、それぞれ行っておりますけれども、こういった成功例、非常にこれ私たちも観光振興の上では、大変重要で、これはもう参考にしないといけないと思っております。

それから、いかにこの観光を発展させる、外貨獲得ということになりますけれども、1つの例は、もうまさしく「かわせみ やませみ」なんです。これにつきましては観光だけではなくて、いわゆる農業、商業にも関係しているんです。先日、私、非常に「かわせみ やませみ」のことを申し上げましたけれども、そういう中で、こちらで準備しているものだけじゃなくて、入ってくるものにいかに観光を結びつけるか、これが非常に重要だと私は思っております。例えば農業と商業、この前言いました、「かわせみ やませみ」の中で売っている弁当、あれは農業が関係してきます。それから球磨焼酎ということは、商業が関係してまいりますんで、そういうぐあいに、これをいかに関連づけるかというのが非常に重要であり

ます。

それから、もう1つは、先ほどもおっしゃいました、官民一体となって民のほうは非常に厳しいと、確かに厳しゅうございます。これは私も重々わかっております。最近の動きでちょっと違いますのが、これは地方創生からですけれども、まち・ひと・しごと、この中で出てきているのが1つあるわけです。これは産学官金労言と申しまして、1つ金というのが入ってきているんです。金は金融機関です。これは銀行関係なんですけれども、1つ、熊本県内の地方銀行の中で非常に観光に力を入れている、そういう銀行もございます。これは人吉のほうに、台湾からの旅行客を60人ぐらいたったと思いますけれどもお連れいただいたと、こういうぐあいに、金融機関もただ待っているだけじゃなくて自分たちから出ていって、いわゆる観光に自分たちが進んで、そして、その地域を發展させると、それが要するに自分たちの会社も大きくするというので、そういうぐあいにちょっと違った視点からの発想というのがありますので、議員がおっしゃいましたように、よそも参考にさせていただき、また今申しあげました産学官金労言、こういったものも活用しながら、今後の施策を進めていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今、答弁いただきましたけれども、実は、ソフト事業面で思いついたことでありますけれども、観光としてのみに捉えず、全体的なものとして発案するのですが、人吉市出身の、皆さん御存じのウッチャンナンチャンこと、ウッチャンの内村光良さんの御理解、御協力をいただいている取り組みも、あるのではないかとこのふうにも考えております。日ごろの活躍と郷土思いは有名でありますけれども、昨年暮れ、東京オリンピックに向けてのメッセージでもある、金メダル男という映画を監督から主演、脚本全てを担当され、公開されております。脚本上、場所を東北とされておりますけれども、素材は完全に人吉市で、まちの中心部を川が流れるという設定から始まり、幼少期から今日まで全て人吉が原点のようであります。御本人は、郷土愛旺盛なゆえ里帰りをよくされているということを知っております。本市にも好意的で、また市役所の中にも同級生の方がおられ、全国テレビで紹介を見たことがあります。そのようなことから、以前は焼酎のウッチャンボトルとして販売され大好評だったそうです。御本人の監修によるハード、ソフト両面での事業の展開も、活性化事業の推進になると思います。この活性化事業の推進は永遠のテーマですし、終わりはないわけですが、何とかチーム人吉で実現したいものです。

次に、自主財源の確保についてです。私が質問したいのは、税の徴収増加策とか新規税金の制度化ではなく、何か事業展開による収入増の自主財源確保の意味です。最近、近くの自治体で競艇の場外発売所、通称ボートピアというそうですけれども、この計画が持ち上がり話題となっております。どこの自治体も財源確保に力を入れております。かつて本市でもこ

の場外発売場の誘致運動があったそうですが、反対運動により計画は中止となったそうです。全国40カ所にある例を見ますと、いずれも好調のようで財源確保の成功例ではないでしょうか。今の本市に照らし合わせたとき、この形態を提案するものでは全くありませんが、それほど自主財源の確保については、検討していく必要性を強く感じております。執行部において何か方策がないものかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

昨年、総務省が発表いたしました、平成27年国勢調査の人口速報集計によりますと、1920年の国勢調査開始以来、初めての減少に転じておると言われております。今後、急激に人口が増加することはないことが予想されまして、日本全体が人口減少社会に突入したことを考えますと、高瀬議員がおっしゃる自主財源の確保というのは、本市に限らず地方自治体全体の最大の課題であると、これはもう誰もが認識をしておるところでございます。このような状況の変化を考えますと、まずは月並みではございますけれども、自主財源の根幹となります市税等をまずはしっかりと確保すると、これが一番重要ではないかと存じております。市税を初め、例えば自主財源の中でも、具体的に言えば保育料とか、こういうものを滞納なく確保していくことが、まずは自主財源確保の最大の命題であると存じております。だから、自主財源をそれ以上に確保するというのが、本当に知恵を出さなければならないところであって、例えば今話題となっておりますふるさと納税、こういうものにも積極的な働きかけ、周知を図ることで、まずは安定した市税等々を確保した上で、その上にプラスで自主財源の確保に取り組んでいく。そういう余裕もなければならぬんですけれども、いかんせんこういうところは、今、自治体間競争になっておりまして難しいところがありますけれども、先進的に取り組まれている、自主財源確保の自治体事例も参考としながら、これは、やはり私たちも、しっかり努力をしていかなければならないというふうに考えております。先ほどから言われております、医療費の助成問題も、それから給食費の問題も、もとは自主財源の確保があってからこそ達成できるものでありますので、ここは私たちもしっかり今後やらせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今、部長の答弁から、ふるさと納税があるというふうに言われましたけれども、今回の施政方針の中でも述べられております。自主財源の最たるものとして、ふるさと納税ですが、昨年の同期に比べて2倍以上の額になるとのことでした。このふるさと納税について調べて見ましたら、大変驚きました。税金が流出する自治体は逆に深刻のようで、東京23区で約200億円、横浜市で28億1,000万円、名古屋市で約17億9,000万円のふるさと納税に伴う税収減だそうです。そこで増収となった地方自治体を見て大変驚きました。九州圏内を見たとき、全国トップで近くの都城市の42億1,000万円、鹿児島県大崎町で27億

2,000万円、長崎県平戸市で26億円、佐世保市で25億9,000万円など、はるかな桁の違いを感じました。独自の工夫と戦略、特産品の取り扱いなどに起因すると思われます。

そこで、このふるさと納税の仕組みと本市の方法と内容、実績をお尋ねしたいと思います。もし御承知であれば、今申し上げたほかにも、九州内で桁外れの増収が起きているところが多いので、概要で構いませんので、その理由をあわせてお聞かせいただければと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。ちょっと順不同になるところもあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

ふるさと納税は、自治体への寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税の控除を受けられまして、生まれたふるさとのみならず、お世話になった地域、応援したい地域に、寄附を通じて貢献できる制度でございます。

本市へのふるさと納税の申し込み方法でございますが、市役所で寄附金を直接お支払いいただく方法のほか、現金書留による郵送、金融機関でのお振込み、そしてふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスを通じてクレジットカード決済も可能でございます。平成28年度の本市の実績につきましては、2月末日現在での寄附件数が1,466件、寄附額が3,173万9,100円となっております。前年度と比較いたしますと、件数で約1.5倍、寄附額では、昨年がこの時点で1,486万4,800円というような状況でしたので、2倍で推移をしているというような状況でございます。

ふるさと納税大手ポータルサイトのふるさとチョイスによりますと、平成27年度のふるさと納税寄附額ランキングでは、これはもう先ほど議員が申された、約42億円で全国1位となりました宮崎県の都城市を初め、実に10位以内に九州の自治体が5つも入っております。これら10位以内の自治体はいずれも20億円、もうこれは気の遠くなるような金額なんですけれども、超える寄附を集めており、全国を見ても億を超える寄附を集める自治体は少なくないことから、本市もまだまだふやしていく余地は十分にあると存じております。ふるさと納税の取り組みでは、地域の特産品を返礼品として準備する以外にも、遠方に住んでおられる出身者のための墓掃除の代行とか、地域の病院での人間ドックの受診など、大変工夫を凝らした取り組みをされている自治体もある一方、寄附額に対する返礼品の割合、還元率と申しますか、この還元率を非常に高く設定したり、地域とは全く無関係な商品を返礼品に加え、いわゆる品ぞろえで寄附額をふやしている自治体もあるようでございます。ふるさと納税の寄附額をふやすことは、これは市の自主財源を確保するという観点からも、先に申し上げましたけれども、積極的に取り組む意義はあると、取り組んでいかなければならない課題であるというふうに捉えております。しかしながら、総務省もふるさと納税の返礼品への対応については、商品券などの金銭類似性の高いもの、それから貴金属、それから電子機器など資産性の高いもの、それから高額または寄附額に対して返礼の割合の高いものなど、ふるさと納税

の趣旨に反するような返礼品の送付を行わないように通知をいたしております。寄附額をふやすことのみに関心が向かい、ふるさと納税本来の趣旨から外れるような取り組みであってはならないとも考えますし、ふるさと納税を通じて一人でも多くの方々に人吉市、その地域のファンになっていただけるような取り組みを進め、来年度は私たちも目指すところが1億円ということで、寄附額を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 本市も大変御苦勞をされているというふうに思いますが、これも自主財源の確保の成功例のような気がいたしております。いずれにしても、今後、推進される計画であるようですので、担当者の増員とか市民の応援団の育成、必要であれば十分な予算措置も行い事業推進を願うものです。このことにつきましては、またいずれ問題提起させていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

最後に、このたび3月31日をもって退職をされる職員の皆様に、今日までの御尽力、御苦勞に対し、心から敬意と感謝の意を表します。今後とも健康には十分留意され、ますますの御健勝を心から祈念いたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時23分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本定例議会の一般質問の最後の登壇者となりました井上でございます。

きょうは、フライデーでございまして金曜日であります。なかなか最後の登壇でありますけれども、整理をしながら1つ1つ質問をしてみたいと思っておりますが、きょうの3月10日といいますと、1945年になります東京大空襲の日であります。今の日本の平和がありますのは、とうとい命を落とされた皆さん方、そして多くの涙で私どものこの平和が守られておると思っております。また、アメリカ合衆国におかれましては、第45代ドナルド・トランプ大統領が1月20日に就任をされておりますが、米国と我が国の外交状況が、今のままに友好的状況でありますことを、堅持していただくことを切に願いながら、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、松岡市長の施政方針から3点通告をしておりました。小学校運動部活動社会体育移行に向けてが1点。スポーツ振興事業基金について、アスリート基金という名称を使っておられますけれども、それについて質問をさせていただきます。そして3点目は、これ宮崎議

員と重複する点も出てまいりますし、西議員が12月に質問されました部分にも重複をいたしますけれども、私の観点から質問をさせていただきますので、お許しをいただきたいと思えます。3点目は、世界遺産認定登録を目指し、そして日本遺産認定を生かし地域活性化につながる取り組み方針についてであります。

第1点目は、人吉市小学校運動部活動検討委員会全体会議の役員の中に、学校長の名前が入っておりませんでした。役員の構成の中に入っておりませんでしたので、学校長がその全体会議の中に入っておられない、まず理由をお聞きをしておきたいと思えます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

人吉市小学校運動部活動検討委員会全体会は、各小学校区ごとに設置しております検討委員会の合同連絡会議という位置づけでございます。小学校区検討委員会は、それぞれの小学校区においてさまざまな課題を議論する場でございますが、ほかの小学校区の検討委員会との情報交換の場がないことから、各小学校区検討委員会の合同による全体会を設置したものでございまして、その役員は情報交換の場という趣旨から、地域の代表者である校区公民館長連絡協議会の会長を全体会の会長に、そして小学校の代表者として、校長を含め先生方、保護者双方の動向に通じておられる、PTA会長を副会長にお願いしたものでございます。校長におかれましては、毎月、校長会を開催しております、相互の情報交換をされておりますし、教育委員会からの情報提供、さらには小学校区ごとの検討委員会にも、御本人または教頭先生が御出席をいただいております。ふだんからPTA会長は、校長先生と一体となって小学校運営に当たっていただいておりますし、この部活動の課題解決には、児童の保護者の御理解と御尽力が何よりも不可欠でございますので、その代表者であるPTA会長の皆さんが、推進力となって取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） いただいております資料の中にも、名簿の中に学校長の話が全体の中でありませんでしたので、まずそれをお聞きいたしました、校区単位の検討委員会の中にはその意見を、PTA会長さんと一体になって、吸い上げていただくというような状況で進めていらっしゃる。平成31年4月に移行するわけですが、では、各小学校区検討委員会での今の活動状況、協議状況をお聞きしておきたいと思えます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

各小学校区検討委員会は、平成28年11月14日の西瀬校区、大畑校区を初めに、6校区とも2回開催しております、全体会を合わせますと3回開催したということでございます。その構成委員でございますけれども、小学校の代表がお二人、それからPTA代表が2人から7人、町内会代表が2人、スポーツ推進委員から2人、子ども会育成会代表が2人から3人、それから校区公民館長、同じく副館長各1人、社会教育委員からお二人となっております、

各校区の検討委員会は、総数で言いますと14人から20人ということで構成されておりまして、全体で合計いたしますと、102人の皆様に携わっていただいているところでございます。

次に、会議の内容について概要を申し上げますと、第1回の会議は、グループ討議を実施いたしまして、放課後の社会体育、文化活動をする上での問題、心配事などについて意見交換をしていただきました。第2回の会議では、第1回の会議で出された意見の振り返りを行いまして、課題、問題点の対応について、現状の中での解決方法論を、放課後子供教室運営の考え方、これは草案でございますけれども、これをお示しして、これをもとに今後、詳細な内容を検討していくことを確認いたしました。また、従来から指導者の確保が最大の課題と捉えておりましたが、各校区検討委員会におきましても、同様に指導者の確保の問題が喫緊の課題であることが確認されましたので、第3回の会議では、合同の全体会を開催いたしまして、本市全域で指導者の確保についての取り組みを始めることとしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、私どもも一市民としましても、従来からの指導者の確保というのが、今の形でもお手伝いいただくコーチの方々はいらっしゃると思うんですが、なかなか学校単位で見つからないというのは、1つの課題であるのはもう明白でありますし、今回、平成27年12月には小学校保護者を対象に、総数で910名の方にこういったアンケート調査をされております。その中でも、やっぱり82.5%の方がこういう回答をされていらっしゃるんです。保護者の方であるあなた自身は、一般指導者として教育することができますかという問いに対しては、やはり、できないと思うという方が、82.5%にあがっているというアンケート調査がございますので、やはり、こういったふうに指導者が不足をするということは予想されているわけですが、現在、総合型スポーツクラブ、またはスポーツ少年団等がございますが、こちらとの連携はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

これまで児童、保護者のアンケートや各小学校説明会、PTA役員会、各検討委員会の意見に基づきまして、小学校の運動部活動は、放課後の時間帯に、原則各小学校を会場として実施する——今現在やっているようなやり方ですけれども——という基本方針を決定しております。議員御指摘の総合型スポーツクラブやスポーツ少年団は、主にスポーツパレスや村山テニスコートなど体育施設を使用されており、また、活動時間帯も土曜日、日曜日、または夜間に実施されておりまして、小学校運動部活動の基本方針と一致していないところがございます。そのため連携につきましても、放課後の実施が困難な運動部活動の受け皿という役割において、お願いをすることになるものと考えているところでございます。いずれにしても、放課後の時間帯に指導をしていただく指導者の確保が第一の課題でございます。

各小学校で実施している運動部活動のどの競技が継続できるのか。新しい競技種目の運動部活動はできるのか。また、運動部活動に参加する児童の人数などについて不明な点が多くございまして、スポーツ少年団等との連携につきましては、今後の動向を注視していくということになると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 小学生でありますので、毎日毎日1週間、5日間でもそうですが、練習を積むということは難しいかなという気がしているんですけども、このアンケートの中にも、何日ぐらいかということもございましたけど、やはり2日程度という結果が出ております。その中で、やはり今回こういって、小学校運動部活コーチ説明会申込書ということで配布されておりました。これは3月31日まで大募集ということでやられていると思いますけれども、この同僚議員の中にも、サッカーを大変やられた福屋先輩もいらっしゃいますし、私の横には剣道の有段者であります高瀬議員もいらっしゃいますけれども、私自身も野球をやりましたけれども、やはり、どうしても夕方、放課後になりますと、やはりお勤めの方には非常に時間をとることが難しくなってくる。やりたいけれども、指導者としては二の足を踏んでしまうということがあると思います。施政方針の中にもありましたけれども、事業所の方の協力を得たいというような旨の市長の言葉もありましたけれども、やはり事業所の社長さん方とっていいのでしょうか、の皆さん方の御理解も必要になると思います。その中で、それについては、例えば人吉商工会議所等の協力、こういった指導者としてなっただくことに理解を得ていただくような手法が必要だと思っておりますが、こういったお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

私どもも事業所の役割は大変大きいものがあると考えております。今後、運動部活動は社会体育へ移行いたしますが、指導者の問題の次に考えられますのは、運営経費の問題でございます。会費や補助金などで賄うこととなりますが、参加児童の保護者への負担は大きくなるものと予想されます。そういった中、人材面など事業所の絶大なる御支援をいただきますと、大変心強いものがございます。検討委員会の中でも、町内会から資金面での支援を考えてはどうかなど、貴重な御意見もいただいたところでございます。また、去る3月1日には、人吉商工会議所の御協力をいただき、1,250人の会員に対しまして、会報の中に指導者の募集チラシを同封させていただきました。今後もさまざまな団体の皆様にお呼びかけをいたしまして、御支援のお願いをしてまいりたいと考えております。議員さんの中からも、先ほど、何人かお名前が出ておりましたけれども、御協力をよろしくお願ひいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） もう私はこの体重もございますし、体もぼろぼろでございますので難しいかなと思っておりますが、先ほど商工会議所の皆さん方、1,250人の会員の皆さん方には広報していただいたということでもありますけれども、広報だけではなくて、やはり相談、協議を持つ機会を持っていただきたいと思えます。これは地域全体で子供を育てようと考えております松岡市長の考えもあると思えますけれども、御協力を促していただければと、私のほうからもお願いをしておきたいと思えます。先ほど教育部長のほうからございましたけれども、運営していくあたりで、やはりお金、やはり部活動にはお金がかかりますので、これを見ますと保護者の方のことですが、スポーツ活動の保護者負担金として適当と思われるものはどれですかということで、やはり1,000円以下というのが47.6%を占めているようがあります。そこで、やはり指導者の方に時間を割いてなっていた方には、指導をしていただくわけですが、ボランティアでやるのか、また報酬等も考えていらっしゃるのか、そのあたりを聞いておきたいと思えます。事業全体の積算はなされておるのかも、あわせて答弁をいただきたいと思えます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

指導者に対しましては、先にお話をしました放課後子供教室等運営の考え方、この草案でございますけれども、この中에서도お示しをしておりますが、指導者の方には活動時間の確保、小学校までの交通費などさまざまな御負担をおかけするほか、児童を指導するという大きな責務が生じますことから、ボランティアではなく、対価として謝金は必要ではないかと考えているところでございます。運動部活動は放課後に運営することから、放課後子供教室として、国・県の補助金の交付対象になると思われませんが、現時点では指導者の人数、実施する運動部活動の数、参加児童数など決まっておらず、事業計画を初め事業に係る経費につきましては、まだ積算できる段階には至っていないというのが現状でございます。今後、指導者への謝金の有無や金額につきましては、運動部活動の実施に向けての重要な課題の1つとしまして、検討委員会におきまして協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、ボランティアで指導をしていただくことが最善な、善意として、指導を受けることも1つの手だとは思いますが、やはり、それだけの対価というのは必要になってくると私は思っておりました。やはり就労状況が、現在の就労状況と私たちが小さいときに習ったときのように、手弁当で教えていただくような状況ではありませんので、そういったあたりは全体会議の課題として上げていただきたい。積算につきましては、今は素案づくりということでもありますので、積算のことを聞きましたけれど、やはり、きちっとした積算も必要になってくると思えますので、それは会議の課題として上げていただければ

と思うところであります。

次は、小規模学校についてのことでございますけれども、やはり、小規模学校でもやれるスポーツというのはあります。そういったことで小規模学校でもあるけれども、やはり学校単位でやっていただきたいという声が多いと思いますし、その点のところの考え方を、教育長にお聞きをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

小学校の運動部活動は、社会体育に移行しましても、基本方針としましては、放課後の時間帯に原則各小学校で実施することを、PTAを初め各団体の総意として確認をしているところでございます。このことは、児童が小学校の授業が終わり、場所を移動することなく、安心・安全にその小学校において引き続き運動部活動に参加できる環境を整えることが、市そして保護者の思いでございます。児童が自分の意思で参加できる環境が大切なことでございまして、場所が変わることで保護者の送迎が必要になりますと、多くの児童が参加できなくなることも考えられます。また、小学校の運動部活動は、社会体育に移行することで、特にスポーツをする子としない子の二極化が進まないように配慮すべきで、全ての児童がスポーツをする、スポーツに楽しむ環境づくりにつつまして、地域と学校、さらに行政が一体となって取り組むことが、何よりも重要なことでございます。スポーツを通じて子供たちはたくましく大きく成長し、そして仲間づくりや大人の指導者と触れ合うことで、人間関係も学ぶよい機会になるものと考えております。

平成31年4月1日には、社会体育としてスタートいたします。準備につつましては、まだまだ試行錯誤の部分もございりますが、一步一步スピード感を持ちながらも、丁寧に歩みを進めなければならないと考えております。先ほどから議員もおっしゃっていただきましたように、私どもも指導者の確保という点で、一番心配しているところでございます。今後とも議員の皆様の積極的な御参加もお願いしながら、市民の皆様の御理解と御参画を賜り、また、市内事業所の皆様のお力添えも切にお願い申し上げます。皆様とともに手を取り合いながら、人吉市の宝である未来の子供たちのために、スポーツを楽しむ環境づくりを進めてまいりたいという思いを、強く持っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、小規模校でありましても、個人競技もありますし団体競技もあります。このアンケートの中にもありますけれども、この競技以外にもその他の部分もつくってありますので、そういったことにも配慮をしていただきたいと思いますし、この全体会議の中には、文化協会の方も入っていただいております。文化の中のスポーツという位置づけになると思いますけれども、今回はスポーツのことについて、特化してお聞きをしたところでありますが、平成31年4月スタートに向けて、極端にごろっと変わることがあるか

もしもありませんけれども、今の指導者の方と募集をされた指導者の方の指導方法の違い、そういったことも、このスケジュールの中では記載されておりますので、このスケジュールの中で対応方をさせていただきたいと思います。また素案等がありましたら、議会のほうにもお知らせいただければと、確立しました場合はお知らせさせていただきたいと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

次に、スポーツ振興事業基金についてであります。このことにつきましては、なかなか本市においては、この基金の創設というのは、私としましては念願であったと思っております。過去何度か全国大会に行かれたチーム、また個人の方いらっしゃいましたけれども、なかなかこういった助成という形のものがないので、今回、非常に画期的であるなど、私個人は思っているところであります。

そこで県内の自治体の、この基金の取り組み状況をお聞きしておきたいと思っております。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

県内各市のスポーツ振興事業に対する補助制度は、全ての市または体育協会において、交付がなされているようでございます。その名称、補助金交付の対象となる大会、補助対象者など内容はさまざまでございますが、主に国際大会や全国大会に出場する個人やチームに対しまして、激励金や奨励金、出場助成金といった名目で、旅費等経費の一部を支援することを目的としているものでございます。

本市の補助制度は、本市とNPO法人人吉市体育協会が共同して取り組むこと、また、旅費等の支援のほか、選手の強化やプロチームの招聘などに対する助成まで考慮した制度であること。大きくこの2点が他市と比較をいたしますと、本市の特徴であると言えるのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 8番。井上光浩議員。

○**8番（井上光浩君）** ほとんどの市のほうで、この基金というのは補助金制度また激励金等の名目で交付されているようでありますが、私が全員協議会でいただきました資料を見まして、質問をしたところでもありますけれども、NPO法人人吉市体育協会、これ以降は体育協会と申しますけれども、体育協会は29団体、約3,000人ほどの会員の方が所属をされているとお聞きをしておりますけれども、今回は、体育協会と人吉市と共同で200万円ずつを出し合うということでもありますから、合計400万円ですけれども、年間100万円ずつということではありますが、実は熊本市の資料を取り寄せてみました。熊本市は条例で、熊本市自体で条例を定めて交付をされているようでありますし、奨励賞等も贈られているようでございます。九州学院高等学校剣道部等が受賞者名簿の中にあるようでございます。

そこで、今回は合計、共同で400万円ということもございますけれども、このほかに寄附金、例えばスポーツに造詣がある方が、どうしてもスポーツに特化して寄附金を申し出られ

た場合には、どういった取り扱いをされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

寄附金につきましては、基金を管理するNPO法人人吉市体育協会に直接御寄附をいただくか、またはNPO法人人吉市体育協会が定めた人吉市スポーツ振興事業基金の目的に沿った寄附の申し入れが本市にあった場合には、一般会計に寄附金として受け入れまして、年度末にその寄附金を取りまとめ、今回と同様に人吉市スポーツ振興事業基金交付金としまして、NPO法人人吉市体育協会に対し支出することになるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 多くの寄附金が集まるならば、400万円の上限100万円ですので、400万円が4年ということですが、こういったものが目減りしないようにしていただくためには、多くのスポーツに造詣の深い方たちの寄附金も必要ではないかなと、私は考えております。そういったことについての広報も進めていただければと思います。条例で定められている熊本市もあります。熊本市は、寄附金については、条例で定められて寄附金を募集されているという状況でありますので、そういったことも1つ考えていただければ、NPO法人の体育協会とも話し合っていただければ、私は協議していただければと思っております。

そこで、今回、上限が100万円となっております。先ほど教育部長言われましたけれど、プロスポーツのチームを招聘したり、現況で年間100万円でするのかなと、まず私は思いました。これが一番最初の取りかかりでありますので、1年で上限100万円となっておりますが、その積算根拠、大体どれを積算として上限100万円と決められたのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の補助制度は、本市及びNPO法人人吉市体育協会にとりまして、実績がない初めての取り組みでございますことから、双方の財政事情を考慮いたしまして、まずは200万円ずつを拠出して、合計400万円を基金の原資としまして、運用していくということにしたものでございます。制度設計時の協議におきましては、基金の継続性が焦点となりまして、単年度で終わることなく、複数年は継続すべきではないかという意見がございましたので、1年間の支出の目安といたしまして100万円という金額が決定され、4年間は継続する制度となったものでございます。今後、同基金への積み増しにつきましては、利用実績や双方の財政事情などを考慮いたしまして、NPO法人人吉市体育協会と協議をしてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 初めて設立するわけですから、状況はわからないのは当たり前でありますけれども、この100万円が有効に使われていくことを私も願っておりますし、この100万円が足らなくなるぐらい、本市のスポーツ力が上がることを願っておりますが、競技団体、個人に対しても広報されますけれども、この申請から交付までは体育協会がやられるということ、全員協議会でも説明があっておりますが、本議会でも確認をとっておきたいと思っております。

そこで、例えばチェック機関ですが、体育協会内だけのチェックになってしまうのか、または人吉市も公金として出しておりますので、市の指導もできる立場にあるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今後はNPO法人人吉市体育協会におきまして、スポーツ振興事業補助金交付についての事務手続がなされることとなります。その詳細な審査内容は、まだ示されておませんが、各競技団体の理事によるチェックや総会等での報告によりまして、組織内部におきましては、多くの監視の目が届くものと思っております。また、市の指導ということにつきましては、人吉市スポーツ振興事業基金交付金という名目で公金を交付いたしますので、人吉市補助金交付規則に基づき、補助金の交付と同様に補助指令書におきまして、事業実績の報告義務、市の調査、監査委員の監査について明文化されることとなりますので、市の指導や監視は及ぶものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 体育協会におかれましても、スポーツマンの皆さん方の団体でありますので、そういうふうな不正受給ということは起きないだろうと思っておりますけれども、こういったチェック機関というのは、やはりさまざまな有識者の中でもチェック機関を設置すべきだという意見もありますので、今、説明がありました市の監視も入ると、指導も入れることができるということでもありますので、全員協議会でもありましたけれども、この要項を今から体育協会で定められていると、総会をもって承認されるわけですが、さまざまにその要項に従って交付をされていくということで、確認をとっておきたいと思っております。なお、一部の団体、個人に偏りのないように、そういったことにつきましては、やはり教育部長か教育長か出席されると思っておりますけれども、やはり、そういったことがないように極力、そういった意見もあったということでお伝えを願いたいと思っております。この質問につきましては終わりたいと思っております。

それでは、次に、最後の項目に入ってまいりたいと思っておりますが、私は少しびっくりをした報道がございました。新聞紙上に、世界遺産断念という見出しの記事が出ておりました。どちらの社の新聞かは申し上げませんが、このことにつきましては、宮崎議員も世界遺

産に対する市長の考えはお聞きされました。しかしながら、私としましても、この新聞紙上の世界遺産断念という見出しを見られてどう感じられたのか。また、全国市長会などでも取り上げられ、さまざまに支援を受けていらっしゃると思いますので、今後、総会等を開かれるであろう肥薩線を未来へつなぐ協議会等々について、こういった流れを尊重するべきではないかと私は思っております。その件について松岡市長のお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御質問にありました新聞記事は、「肥薩線の世界遺産、協議会が登録断念」といういささかショッキングな見出しでございましたので、違和感を持たれた議員さんも多くおられたのではと存じます。その後の全員協議会におきまして経過説明を行い、現在の状況は御理解いただけたのではないかと存じますが、いかんせん方向性は見出せたものの5月の総会に向け、これからまとめていかなければならない課題も多く残されておりますので、まだまだ道半ばというのが本心でございます。

世界遺産登録推進につきましては、議員の御質問にもありましたように、多くの方々に御支援を受け進めてまいったところでございます。これまでの流れを尊重いたしまして、いただきましたさまざまな御支援を無にすることなく、今後の施策に可能な限り反映してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 肥薩線利用促進・存続期成会と肥薩線を未来へつなぐ協議会については、9月の定例議会で質問をさせていただきました。一度解散をして部会として期成会のほうに入れ込もうという提案をされて、しかしながら合意に至らなかったので取り下げて、1回持ち帰った問題であったと皆さん周知のとおりだと思いますが、まだまだ総会も開かれていないのに、どうして世界遺産断念という記事になったのかなど、私も驚いたところでありました。直接、松岡市長に聞こうかと思いましたが、この3月定例議会がありますので、きょうまで待っておったところでございます。9月の議会におきましては、肥薩線を未来へつなぐ協議会の中で、4者協議をされたらどうですかと私は申し上げました。そして早急に早期にその場を持ちたいという御答弁だったと思います。

そこで、その後、9月定例議会の後に、4者協議をされたのか、4者といいますとえびの市長様、湧水町長様、球磨村長様、そして松岡市長だと私は思っておりますが、その状況について協議をなされたのか。また内容についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

協議のほうはなされております。まずお答えさせていただきます。昨年12月に肥薩線を未来へつなぐ協議会の事業費負担をしております、宮崎県えびの市長、村岡市長さん、それから鹿児島県湧水町長、米満町長さん、そして球磨村長、柳詰村長さんに市長室までお越しい

ただき、4者で肥薩線を未来へつなぐ協議会の今後について協議を行っております。協議内容でございますが、肥薩線を未来へつなぐ協議会と肥薩線利用促進・存続期成会を発展的に解散し、新組織を設立することについて、設置目的について肥薩線を未来へつなぐ協議会のこれまでの成果物や余剰金の取り扱い、それからD51形蒸気機関車復活のために集まりました署名の取り扱い等について御協議をいただいております。協議の中で肥薩線を未来へつなぐ協議会と肥薩線利用促進・存続期成会を発展的に解散し、新たな組織を設立することに関しましては、一定の合意を得たところでございます。その新たな組織における事業の方向性につきましては、これまで調査研究を行ってまいりました成果品を生かしつつ、肥薩線と沿線の魅力を発信することに重きを置きながら、沿線自治体が一体となって振興を図っていくほか、JR吉都線の利用促進協議会等との連携についても検討していくことを、構成自治体の皆様に御提案するという方向で話がまとまったところでございます。なお、D51復活の署名、これは8,417筆ございましたが、これにつきましては、これまで集まったものまでを署名運動の区切りとしまして提出を行うことをその協議の中で決定し、ことしになりまして1月の肥薩線利用促進存続期成会要望会の終了後に、JR九州熊本支社に出向きまして提出を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、一堂に会して4者協議をやっていたということである理解を得たということで、総務部長の答弁がございました。やはり皆様方は、やっぱり御負担をさせていただいておった自治体の長の皆さん方ですので、一堂に会して会うべきではないですかと申し上げたところ、早急に対応されたことは非常に評価するべきだと思います。そして世界遺産に向けてD51復活署名8,417筆の皆さん方を尊重して、JR九州様にお届けされたこと。これもまた評価をしたいと思っております。この世界遺産に向けての主要成果物につきましては、MOZOCAステーション等にもありましたので、私もお邪魔をしまして拝見をいたしました。大変懐かしいなというような資料でございました。そういった資料も見させていただきましてけれども、一定の区切りとして、この肥未協、期成会を発展的に解散ということは理解をいたしますが、先ほど、JR九州様のほうに要望をされたということではありますが、これ要望会ということで新聞のほうで、私、市長の動向で見えておりましたが、1月27日だったと思っておりますが行かれておりますね。

そこでお尋ねでございますが、この要望につきましては、先ほどのD51以外のことでも要望はたくさんあったと思います。さまざまな要望があった、先ほど言われました吉都線、吉松から都城までございまして、小林に行きますと小林商工会議所の上には、残そう吉都線というようにプラカードが立っておりますので、そういったことも含めながらの要望だったと思いますが、こういった要望をされておるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

この会は要望会と申しまして、本市が事務局で会を仕切るというようなことで、1つの会議として扱っています。単に渡すというわけじゃなくて、そういう状況での要望会ということでございます。お尋ねの要望会につきましては、沿線のそれぞれの自治体から、JR肥薩線への要望事項をまとめまして、肥薩線利用促進存続期成会から年に1度、JR九州熊本支社様及び鹿児島支社様へ、要望書の提出と内容説明を行っておるところでございます。ことし1月に行いました要望会におきましては、肥薩線の新八代駅への乗り入れ本数の増便、それから肥薩線川線の景観整備、それからバリアフリー化等の施設整備、また周遊きっぷの販売、そしてD51形蒸気機関車の復活など、多岐にわたって要望を行ったところでございます。JR様側の回答といたしましては、要望項目によっては列車の運用面や費用がかさむことから、実現が困難であるとの回答もある一方で、肥薩線はほかの路線よりも観光路線として力を入れていますと、今後も沿線自治体と連携をして、環境整備及び地域の活性化を図っていきたいというような、ありがたい御意見もいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 多岐にわたって要望をされておることを、総務部長からございましたけれども、ありがたい御意見もあるということであります。大変前向きであるという部分の意見もあったとお聞きして、ちょっとホッとしたところでもありますけれども、先ほど冒頭の中で、西議員の質問と重複するかもしれませんということで申し上げましたけれども、12月議会で西議員のほうから、町内会長さん方との懇談会の中で出ました、矢岳駅舎そして大畑駅舎——木造駅舎でありますけれども——について質問もございました。私は同郷でございますので、こういった問題については2人で対応していこうとお話をしている関係上、きょうは、またもう一度お願いを申し上げたいと思っておりますが、先般2月26日には、大畑駅の近くでは人吉梅まつりがございました。市長もお見えになった、議長もお見えになっていただきました。大変にぎわったわけですが、4,600本の梅の香りが漂いまして、白加賀、青軸、鶯宿と3種類の木に大変美しい梅が咲いておりまして、皆さん方喜んでいただいていると思っております。その近くでありますので、きょうは大畑駅の駅舎について、その要望の中に、例えばJR九州さんから、この駅舎について、市としての対応について何がしかの条件というのがあってはないか、この駅舎の購入についての条件等が示されていないかという期待感をもってこの質問をしておきたいと思っております。お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

大畑駅は、明治末の肥薩線開通期の様相を今に伝える貴重な木造駅舎として、歴史的または文化的価値を有するとともに、本市における地域コミュニティの維持、観光振興に大きく寄与し、後世につなげていかなければならない鉄道遺産であり、観光資源であると理解を

しておりますし、これはこれまでもずっと述べてきた内容でございます。

大畑駅舎につきましては、本市が購入、財産を取得するということにつきまして、施設の所有者でございますJR九州熊本支社様と、ずっと継続的に協議を行ってきた状況ではございます。そこでJR様側からいただいている条件でございますが、これはこれまでまだ公表はしておりませんでした。当初は100万円を上回るような金額の御提示をいただいておりますが、その後、協議を経ていく中で、現在の段階では、実質無償譲渡に等しいところまで譲歩されているような状況であるということ、事務局のほうから伺っているところでございます。そういう提示があっているという状況でございます。昨年12月定例市議会におきまして、西信八郎議員の一般質問でお答えをさせていただきましたが、市が取得した場合のやはり管理それから活用、さまざまに課題も多くありますので、今は、多角的な見地から引き続き検討を行うとしか言いようがない。そういう必要があるということで、購入に対しての資金的な面は現状ではなくなったものの、やはり将来、市が財産を持って、そして活用するということに対しては、少しまだまだ検討していく必要があるんじゃないかなというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 無償譲渡ということで、今回初めてお聞きをいたしましたけれど、西議員が質問された12月議会にあっても、購入ということになった場合には、そのあとについてくる維持費等々管理者、管理能力、どなたに管理をしていただくのかというような、さまざまな問題があるとは思いますが、一度JR九州様のほうから、無償譲渡というボールを投げられているわけですので、どうぞ庁舎内で協議・検討を進めていただいて、よい妙案を発揮していただければと思っております。今お聞きしましたけれど、これだけ活発に肥薩線のことについて要望等を重ねておられます。先ほどは松岡市長にお聞きしましたけれども、事務方のトップであります井上総務部長にお聞きしますが、先ほどの繰り返しになりますが、先ほどの、この時期になぜ新聞報道があったのか。これについて事務方のトップとして、井上総務部長にお聞きをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の報道につきましては、掲載された記事を拝見いたしまして、私自身も少し困惑をしたところではございます。登録断念という見出しで書かれていましたので、これは見られた方が決定事項として受けとめられたのではと、そこを心配したところでございます。ただ、この問題は、先ほどから申し上げておりますように、総会において判断される事項でございますので、仮に今回報道があったとしても、私どもの対応には何ら変わりはない。粛々と今の状況で進めていくということをお願いをしておきたいと存じます。

御質問の、なぜこの時期に報道されたのかということでございますが、これは取材されて

います記者さんから、私どものほうに資料提供の依頼があったわけでもございませんし、私どものほうから記事を掲載してくださいということでお願いをしたわけでもございませんので、これは取材をされておられる記者さんの取材の成果、努力のたまものではないかというふうにはしか申し上げようがないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 市長また総務部長のほうに見解をお聞きしましたけれども、これから5月の総会に向けてまとめていかれるということですので、総会を待つてまた報告等があると思います。

そこで、少しまた興味深い記事もありましたので、皆さん方見られたと思いますが、日南市が、JR九州様の東証一部上場に際して、約1,000万円かけて3,800株、串間市も、今年度中に約3,300株を購入という記事が出ておりました。先ほども触れられましたけれども、JR九州様の1987年の旧国鉄分割民営化以来の悲願であったと思います。昨日の終値が1株3,670円でありました。また簡単に言いますと3,800株を取得されておりますけれども、発行済株の総数ですけれども、これが1億6,000万株です。JR九州様の株、総額にしましたら5,752億円ということで試算をされておりますが、これを購入をされております。

そこで、JR九州が上場した後、株を購入している自治体もありますけれども、本市としても株の購入は可能なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

JR九州の株式上場に際し株を購入する自治体が、特に日南市や串間市など、赤字ローカル線沿線の自治体を中心に株購入の動きがあるということは、私どもも承知をしておるところでございます。御質問は、株を購入することでJR九州の財務の安定に寄与するとともに、恐らく井上議員の質問の趣旨をおもんばかりですと、株主として発言の機会を得ることができるのではないかと、そういうことが趣旨ではないかと存じておるところでございます。

まず、本市の株券の保有状況でございますが、現在、株式会社熊本放送をはじめ5社の株券を保有しておりますが、全て非上場の会社でございます、上場している会社の株券は保有をいたしておりません。また、公金の管理運用につきましては、地方自治法または地方自治法施行令により最も確実かつ有利な方法が求められているところでございます。株券を保有することで、会社に対しましては、ある一定の影響力を持つことも考えられますが、一方で、上場している株は市場価格が日々変動いたしておりますので、株価が下がり損失を被ることも十分に考えられるところでございます。株の購入が可能なのかという御質問でございますが、ほかの自治体が購入しておりますので、それは決して不可能ではございません。さまざまに生じるメリット、デメリットを精査して、今後、判断させていただきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） おもんばかっていただきました。そのとおりでありまして、公金運用を求めて、JR九州様の株を取得するのを進めているわけでありませぬ。総務部長が言われたとおり、株主となってさまざまな意見をお願いをするというような立場になるべきではないかなと思っております。1億6,000万株ですので、日南市に当てはめますと3,800株ですので0.002%程度になります。串間市も大体0.002%ぐらいということで試算をいたしましたけれども、なぜこれを思ったかといいますと、東京電力福島原発事故後、東京都や大阪市が東京電力に対して株主提案をする様子が報道されまして、ああ地方公共団体でも株を取得しているんだということが、皆さんにも周知されたわけですけれども、こういったことで新聞を見ていて、私もこれについては財政的に難しい部分もありますけれども、市長が、昨日、宮崎議員への答弁の中で、遠大な夢ではあるけれどもと、世界遺産に向けてはということでもありましたし、きょうも前向きな答弁がございました。新しくできるであろう組織の中に、文言としては織り込めないけれども、方針としては示していけるのではないかと思ったところで、この質問をしたところです。これについて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。確かに私も日南市長と松岡市長は、大変懇意にされているというのは存じ上げておりますので、そういった考えについてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

株の購入につきましては、ただいま総務部長から答弁をいたしましたとおりでございますが、株を購入することイコール株主になることではございますが、このメリットと株価が下がる危険性があるというデメリットを慎重に見きわめながら、今後の判断とさせていただきますと考えております。3月4日に運行開始した新しいD&S列車「かわせみ やませみ」や、人吉機関庫を建設当時の石蔵の状態に復元していただくなど、本市の観光において、大変大きな役割をJR九州様には担っていただいております。現在、本市とJR九州様とは大変良好な関係にあると考えております。これもこれまでさまざまに携わってこられた、先人方の御苦勞の賜物であろうと存じます。これからもこの良好な関係を継続、発展させてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、これからも御助言、御提案をいただければ幸いです。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 株の購入ということで、公金運用というふうには受けとめられるかなと思ひながら、この質問をしたところでもありますけれども、決して再度でございますけれども、公金運用をやって歳入をふやしなさいという意味で、この質問をしたわけではありませぬので、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。先ほどJR九州様との良好な関係があるとい

うことですが、きのうも福山経済部長、熱く肥薩線についての、観光列車についての御答弁もありました。今非常にいい風が吹いているのではないかなと思います。先日、D & S列車「かわせみ やませみ」のお迎えセレモニーに私もお邪魔させていただきました。豊永議員が見せられました、青い旗を振らせていただきましたけれども、大変喜んでいただいていたようでした。今後もこの観光列車だけじゃなくて、よい関係が続けばいいと願っているところであります。この質問につきましては、これで終了させていただきたいと思います。

このあとは日本遺産認定旅カフェということで、通告をいたしました。昨日は全員協議会が開かれまして、ほぼ内容的には説明を受け理解はしておるものの、やはり、今回のこのエントランスセンターの設置につきましては、少し議会としまして、最初は納得いかないなど私は思っておりました。一度提案されて1カ月もしないうちにまた新たな提案、そして場所もまだ新しい選定に入っているということでございましたので、これは全員協議会と違って、この本会議場できちっとした答弁をいただきたいという趣旨で、質問をさせていただきたいと思います。

昨日、候補地が3プラス1、4カ所に訂正をされました。その4カ所についてはさまざまに今から協議をされると思いますが、この後予算を提案されることになっております。しかしながら、やはり提案とされるのであれば、やはり設置場所、建設場所といえますか示すべきであったと私は思います。そこで早急とはいえ、この提案は事前に議会と相談するべきではなかったかと思いますが、どう思われますか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

昨日の全員協議会で、エントランスセンターの候補地、これは市有地を前提にクラフトパーク石野公園、それから中津留美術館跡地で普通財産化をして管理しております城見庭園、そして国民宿舎くまがわ荘、さらに駅前の市有地のMOZOCAステーション周辺の4カ所を現在有力な候補地として、この4カ所から決定するということを申し上げたところでございます。御指摘のとおり、国、県には特例猶予をいただき、場所未定ということで国庫補助申請を行いまして、事業を現在認めていただいているということも、きのう御説明をいたしました。また予算につきましても、本日、市議会へ追加提案をさせていただいておりますが、建設場所が決定していない状況での予算提案は、これは本当に上程のあり方としては好ましくないと。これは私もこれまでさまざまに予算にかかわってきましたけれども、非常に心苦しく、もう極めて議会への説明は不適切であったというふうに存じております。いずれにしても、エントランスセンター建設場所の選定につきましては、たび重なる設置検討場所の変更、これは言い訳にはなりますが、時間の制約がある中で、交付金申請も年明けに迫ってまいりまして、その中でなかなか決まらなかったと。その交付金申請に、補助金申請にとられ過ぎていた面もありまして、議会へしっかり場所等も含めて申し上げる機会を逸していたというのは、もうこれは事実でございます。結果、最終的にはこういう事態を招きまし

て、本当に御迷惑をおかけしたと思っております。大変恐縮に存じております。

エントランスセンターにつきましては、速やかに設置場所を決定いたしまして、きのう申し上げましたが、議会最終日までには、しっかり市議会のほうに御報告をさせていただきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり全員協議会での説明を受けて、この質問をしましたがけれども、全員協議会とまた本会議場での言葉の重さというのは全く違うわけで、やはり、このことにつきましては、今後、施策が変わるということはある得るというのは、もう一番最初の全協で申し上げたことがありましたけれど、理解はいたしますけれども、やはり上程については、極力慎重に進めていただきたいということで、苦言を呈しておきたいと思えます。

次に、これが最後の質問になりますけれども、エントランスセンター設置後は、人吉球磨全体としての連携が必要になってまいります。人吉球磨広域行政組合そして日本遺産活用協議会等との連携が必要だと思えます。私も広域行政組合のほうに所属しておりますので、今度の3月24日は議会閉会日となっておりますが、こういった広域観光についての説明もまたあるかと思えます。そういったことも踏まえて、本市のこのエントランスセンター設置後、どのように連携を図っていくのかをお聞きをして、私は、人吉球磨広域行政組合の議会のほうに向かいたいと思ひまして、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

御指摘のとおり、旅カフェエントランスセンターは、人吉球磨全体を相良歴史回廊ミュージアムという名の博物館と見立てました入り口、玄関としての機能を期待される、これはまさにエントランスホールでございますので、その先にある展示場運営を司ります人吉球磨広域行政組合それから日本遺産活用協議会、そして、その構成員であります町村との連携は、今後、特に重要となってくると。それはもう言わずもがなというところでございます。また、日本遺産活用による人吉球磨の地方創生プロジェクトという点からも、本市のみならず圏域町村でも地方創生交付金等を活用した、日本遺産関連の事業を現在も展開をされておまして、それらの事業を結びつけるためにも、当然、入り口、エントランスセンター設置は重要性が高いと存じております。エントランスセンターの役割といたしましては、人吉球磨を訪れる観光客への最新情報の提供、特に現地に行くための交通手段、経路、それから案内人等の紹介、それからお客様と現地とをつなぐための地域間連携業務、これは文化財であったり体験施設であったり観光拠点であったり物産であったり商品の販売所であったり、そういうものをさまざまにつないでいく連携業務、そういうことなどが上げられるところでございます。さらには旅行企画など、仕掛けづくりのための関係自治体との広域連携も、業務として担っていただくこととなっております。

一方、広域観光の面からは、人吉球磨全体における日本遺産をテーマにした連携が根底にありますので、人吉球磨圏域の文化財全体を所管する日本遺産活用協議会、そして広域観光のまとめ役であります人吉球磨広域行政組合を中心に、これまで以上に知恵を出し協力し合うことが、この事業の成功の鍵となってくるものと存じます。広域的な取り組みがこの事業の理想形であり、また完成形でもございますので、関係団体からの支援及び相互同意による、応分の負担もお願いしなければならないと存じております。久しく忘れかけておりました人吉球磨は1つを合い言葉に、一体となった取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり官民一体となって連携を図っていただいて、1つになっていただく。これは松岡市長もよく1つになって進めていきたいということは、この議場でもよく述べられておりました。そういったことも踏まえながら、私どもも人吉市議会の議員でありますけれども、広域行政組合のほうにも出向きますので、そういったことも頭に入れながら取り組んでいきたい、協力できる部分は協力していきたいと思っております。人吉市、なかなかおもしろい歴史あるまちだと思います。こういった人吉歴史研究というものをいただきましたので、隅から隅まで読ませていただきました。焼酎墓の話につきましては新聞にも報道がありました。私も飲み助でありますので、大変こういった歴史を聞く機会がなかなか今までありませんでしたので、こういったことも、日本遺産の1つの大事なものであると認識しているところでございます。これにつきましては、もう市長の答弁をいただきませんけれども、やはり、今後、市長が熊本大学出身でございますので、楷の木という木を御存じでございますか。熊大医学部の卒業生が入られる会がございます。楷樹会というのがございます。植樹しまして10年まではもう幹も葉も異形的でありますけれども、10年たちますと大変な大きな羽ぶりのいい木になると言われたことから、そういうふうになづけられているそうでございます。書道の楷書の楷の由来にもなっているという木であります、そういったふうにもいろいろあるけれども、大きな木になっていただければと思うところであります。

少し長くなりましたけれども、花も嵐も乗り越えていよいよ3月31日に退職される職員の皆様方、どうぞいつまでもお元気で、人吉市政に御尽力いただきますことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

追加日程 議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）

○議長（田中 哲君） 次に、議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本日追加提案をされまして、今さっきまで質疑をしようかどうかずっと悩んでいたんですが、先ほど井上議員の、全員協議会と本会議での発言の重みは違うというふうな発言を聞きまして、これは後悔したらまずいと思いましたので、1点、気になっている点について、質疑をしておきたいと思っています。

ただ、議第32号それから議第33号について、関連する質疑になりますので、合わせて質疑をしたいと思っておりますけれども、議長よろしいでしょうか。同じ質問になりますので、議第33号も含めて質疑をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（田中 哲君） 次に議第33号がありますから、そのときに。

○12番（笹山欣悟君） ただ同じ質疑になりますので、求めることは同じですので、関連を含めて質疑をさせていただきたいということです。よろしいでしょうか。

○議長（田中 哲君） しかし、まだ議第33号は議題としておりませんので、できましたら別々としてください。

○12番（笹山欣悟君） 求めることは一緒です。

○議長（田中 哲君） 求めることは同じとしてもですね。まだ……。

○12番（笹山欣悟君） わかりました。私の立場で質問させていただきます。

議第33号の部分についても同じ趣旨がありますので、私のほうからは含めて、合わせて質疑をさせていただきたいというふうに思います。

本日、議第32号につきましては、一般会計予算の中で、西瀬小学校の水道水流出の部分についての予算が計上されました。このことにつきましては、私の議案質疑が発端となって、本日のこういった追加予算での計上というふうな形になったわけですね。その中で、教育長は、失念だったというふうなことで謝罪をされましたし、市長は、やはり慎重に取り扱わなければいけなかったけれども、いろんな問題があって対応についての適切さとか丁寧さとか、正確さが欠けていたというふうなことで謝罪もされたわけなんですね。こういったことがないようにということで話をされましたし、議第33号の景観計画等策定審議会条例については、経済建設委員会の協議会の中で私が発言をしたことによって、その中で検証されながら、今回、改めて条例の制定という形になりました。昨日の全員協議会の中で、市長は、経過を説明をされながら謝罪をされました。こういった不手際があったというふうなことで謝罪もされたわけですね。ただ、この件については、新聞紙上等を読む中で、はっきりと市長が諮問書を手渡したというふうに記事に掲載されているわけですね。ということは、市長が諮問書を手渡しをされるということであれば、その時点で市長がおのずと気づかなければいけなかった部分はあるんじゃないんでしょうか。市長も議員を経験されていらっしゃる。諮問書を手渡すということであれば、議会の議決が当然条例として必要になるということが、おのずとわかることじゃなかったのかなと私は思うわけですね。そこで一言、市長

が、これ議会の議決は経てるのというふうに一言問い合わされたときに、振り返ってみて、いや、していないからということで、そこでもしかしたらとまっていたかもしれません。でも今こういった状況にきて、私も疑問があつておかしいということでやって、こういった形で仕切り直しをしながら、改めての条例としての提案という形なんですよね。そういったことを考えますと、私は議案質疑のときに、やっぱり議会に対して責任ある対応をお願いしたいというふうに要望しておりましたが、ならば、そういった今回の失念について、失念がずっと続いていたなら、いつ計上されるかわからなかった。もしかしたらそのまま何もわからない中で進んでいたかもしれません。こういったことは、やっぱり市民の方も非常にやっぱりいろんな問題が取り上げてありましたので、関心もあったと思っていますし、大変、額にかかわらず大きな問題だと思っています。失念についてはですね。もしくは、この条例の制定についての不手際、これについてはやっぱり大きな、これは議会に対しての大きな問題であると私は思っているんですね。そういった部分を考えますと、謝罪はそれぞれに教育長、市長されましたけれども、謝罪だけで果たしてこれでいいのかという疑問がずっと私ありました。そこで今回のこういった一連の部分に対して、市長として責任はどういうふうに感じておられるのか。これだけお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

確かに笹山議員がおっしゃいますように、この西瀬小学校のプール水道水の流出事故、そして、今回の景観条例策定に当たります審議会条例の設置等につきましては、最終的には、私に責任があるというふうに考えております。おっしゃいますとおり、本来、条例で制定すべきだった審議会に関しましても、最終的には、例えば審議会のメンバー等々は、私が決裁をしておるわけですから、その中で、私がそのときに気づいておれば条例を設置していないので、これは要項ではだめだというふうに気づいておれば、今回のようなことは起きなかったというふうに捉えているところでございます。今後はこのようなことがないように、しっかりと再度気を引き締めながら市政運営に携わっていきたくと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。一般質問にはならないようにお願いします。

○12番（笹山欣悟君） 市長の気持ちだけ私は聞きたかったわけです。やはり、そういった責任をどういった形でとられるのか。やっぱり議会としてきちんとした対応をしなければいけませんので、あとはそれぞれ委員会の審査の中で、果たして本当にこの謝罪だけでよかったのか。今の市長の答弁だけで果たして責任がとれるのか。それはまた委員会の審査になると思っています。そこはやっぱり十分に私は執行部が考えていただきたい。そういうことを申し上げて終わります。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようでございますので、以上で、質疑を終了いたします。

追加日程 議第33号人吉市景観計画等策定審議会条例の制定について

○議長（田中 哲君） 次に、議第33号人吉市景観計画等策定審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第1号から議第33号までの31件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成29年3月第1回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）につきましては、3ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算につきましては、4ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、5ページの〔別記3〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として6ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第1号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	各委 [別記1]
議第2号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第3号	平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第4号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第5号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第6号	平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第7号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第8号	平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	経建
議第9号	平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	経建
議第10号	平成29年度人吉市一般会計予算	各委 [別記2]
議第11号	平成29年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第12号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第13号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第14号	平成29年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第15号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第16号	平成29年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第17号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第18号	平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第19号	平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第20号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第21号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第22号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第24号	人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第25号	人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第27号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生

議第28号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第29号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	厚生
議第32号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	各委 [別記3]
議第33号	人吉市景観計画等策定審議会条例の制定について	経建

[別記1]

議第1号 平成28年度人吉市一般会計補正予算(第9号)	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正(全款) 第5条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費(2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く) 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費(4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費) 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 継続費の補正(10款 教育費) 第3条 繰越明許費の補正(2款 総務費(1項 総務管理費)、10款 教育費及び11款 災害復旧費(5項 その他公共施設公用施設災害復旧費)) 第4条 債務負担行為の補正(2款 総務費)
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費(2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費) 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費(3項 公共土木施設災害復旧費) 第2条 継続費の補正(8款 土木費) 第3条 繰越明許費の補正(6款 農林水産業費、7款 商工費、8款 土木費及び11款 災害復旧費(2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費)) 第4条 債務負担行為の補正(7款 商工費)

[別記2]

議第10号 平成29年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算（全款）</p> <p>第4条 地方債</p> <p>第5条 一時借入金</p> <p>第6条 歳出予算の流用</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第3条 債務負担行為（2款 総務費）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費（1項2目 シルバー人材センター費）</p> <p>11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>5款 労働費（1項1目 人吉球磨地域技能振興費）</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p> <p>第2条 継続費（8款土木費）</p>

[別記3]

議第32号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費 10款 教育費 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（2款総務費）

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時48分 散会

平成29年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成29年3月28日 火曜日

1. 議事日程第6号

平成29年3月28日 午前10時 開議

日程第1	議第20号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第21号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第22号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第23号	人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第24号	人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第25号	人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第26号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第27号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第28号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第10	議第29号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第33号	人吉市景観計画等策定審議会条例の制定について	経建
日程第12	議第1号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	各委
日程第13	議第32号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	各委
日程第14	議第2号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
日程第15	議第3号	平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第16	議第4号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）	

日程第17	議第5号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算 (第4号)	}
日程第18	議第6号	平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算 (第4号)	
日程第19	議第7号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	
日程第20	議第8号	平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)	}
日程第21	議第9号	平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第2号)	
日程第22	議第10号	平成29年度人吉市一般会計予算	— 各委
日程第23	議第11号	平成29年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	— 総文
日程第24	議第12号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	}
日程第25	議第13号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第26	議第14号	平成29年度人吉市介護保険特別会計予算	
日程第27	議第15号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	
日程第28	議第16号	平成29年度人吉市水道事業特別会計予算	
日程第29	議第17号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	
日程第30	議第18号	平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算	}
日程第31	議第19号	平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	
日程第32	議第30号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	
日程第33	議第31号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	
日程第34	陳第4号	人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖 崩れ防止工事施工の陳情	}
日程第35	市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第36	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第37	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第38	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第39	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第39まで議事日程のとおり
-

3. 出席議員 (18名)

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君		
副市	長	松田知良君		
教	育	長 末次美代君		
総	務	部 井上祐太君		
市	民	部 今村修君		
健	康	福	祉	部 村口桂子君
経	済	部 福山誠二君		
建	設	部 大淵修君		
総	務	部 小林敏郎君		
総	務	課 小澤洋之君		
財	政	課 植木安博君		
水	道	局 中村則明君		
教	育	部 松岡誠也君		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
議事係	長	栗原亨君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について

○議長（田中 哲君） 執行部より、議案の訂正についての説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております予算案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案のうち、事項別明細書の3.歳出でございまして、説明内容の訂正をお願いするものでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。

何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、お手元にお配りをいたしております正誤表、議案の訂正についてというペーパーをお渡ししているかと思っておりますけれども、それに従いまして、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

今回の誤りのところでございますが、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案で、予算書のこれは116ページを抜粋したものでございます。事項別明細書のところに、訂正前と訂正後ということで比較をさせていただいております。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、1節報酬でございます。説明欄の中の学校運営協議会委員報酬、これが訂正前が10人分となっておりますところを、訂正後でございますけれども、20人分に訂正をお願いするものでございます。

この理由でございますけれども、学校運営協議会、小学校のほうは人吉東小学校と東間小学校、2校でそれぞれ10名ずつ、合計20名でありますけれども、誤って10名と記載をしたことに伴う

訂正でございます。なお、予算のほうは20名で計上いたしておりますので、変更はございません。この10名が20名に変わることによって、委員報酬の数字、27人分が10名プラスになって37人分になるということでございます。

裏のページが141ページになります。給与費明細書でございまして、これも訂正前と訂正後を対比させて記載をいたしております。この中で変更になるところは、その他の特別職というところでございまして、先ほど10名プラスになった関係で、訂正前の1,868名が1,878名ということで訂正になり、その関係で、計、それから比較のところの数字が変わっていくというような状況でございます。

議員各位には、大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。今後、議案の上程に当たりましては、内容を十分精査の上、しっかり上程させていただきたいと思っておりますので、何とぞ今回の訂正、よろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、議案の訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

執行部に申し上げます。議案につきましては、その重要性に鑑み、作成過程においては、担当課及び部内における精査はもちろんのこと、横断的なチェックを二重三重にも行い、今後、このような訂正事案が発生しないよう取り組まれることをお願いいたします。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第20号から日程第7 議第26号まで

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第20号から日程第7、議第26号までの7件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第20号から日程第7、議第26号までの7件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第20号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年8月に行われました人事院勧告に基づいて、職員の扶養手当に関し、人事院勧告に準じた改正を行うものです。

人事院勧告においては、配偶者及び子に対する扶養手当について、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や、公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合

が減少傾向にあること、近年、配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取り扱いをしない方式が採用されていることを踏まえれば、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額することが適当である。また、子に要する経費の実情や、国や自治体全体として少子化対策が推進されていることに配慮すれば、子に係る扶養手当を充実させることが適当であり、配偶者に係る手当額を減額することによる原資を用いて、子に係る扶養手当額の引き上げを行うこととされました。改正は、平成29年度、平成30年度と段階的に行われ、平成30年度には子が1万円、配偶者は6,500円となります。

また、これまでは配偶者がいない場合に、子、孫や父母等に対する扶養手当額について、そのうち1人については4,500円が加算されていましたが、改正後は加算がなくなります。子のうち、高校生、大学生の子に係る加算額は従来どおり5,000円となります。また、地域手当の支給割合を段階的に引き上げる改正も行われております。

委員からの質疑に対して、今回の改正で、扶養手当がプラスになる人、マイナスになる人の人数は明確にわからないが、金額としては当初予算の昨年度と今年度の比較では260万円の増額となる。年間の影響額は、減額となる人が最大で7万8,000円、増額となる人が最大で4万2,000円である。人事院で民間の給与実態調査を行った上での改正である。平成28年11月の時点で扶養手当を支給されている職員の数は、配偶者に対して扶養手当を支給されている職員が57名、子に対して扶養手当を支給されている職員が150名、子の人数は289名であるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第21号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律などが改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、1点目が、育児上の勤務の特例を申請できる子の範囲の拡大、2点目が、介護休暇の期間の見直し、3点目が、1時間を単位として取得することができる介護時間の創設となっております。その他、所要の改正が行われております。

委員からの質疑に対し、介護休暇に関しては、介護を必要とする親族がいるという届け出を事前にしていただく必要があるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第22号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、育児休業の取得が可能となる非常勤職員の範囲の拡大、非常勤職員の部分休業を承認できる事由の追加を主な内容とするという説明がっております。

委員からの質疑に対して、育児休業の時間は無給となるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第23号人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員における配偶者同行休業の改正に準じて、市職員についても同様の改正を行うものです。

同行休業とは、職員の配偶者が外国で勤務するなどして、外国に一定の期間滞在する場合に、職員と一緒に外国に滞在して生活をともにする場合の休業ですが、本市職員の場合、同行休業の事例はありません。

改正の内容は、同行休業ができる期間は延長することができ、その延長も条例に定める特別の事情がある場合は、一回延長した申請期間を再度延長することができるかとされています。この条例に定める特別の事情という部分は定められていませんでしたが、昨年12月に国家公務員における特別の事情が定められたので、国家公務員に準じて条例の改正を行うものです。

委員からの質疑に対して、同行休業期間は公務員という身分は保障されるが、無給であるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第24号人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに基づき、人吉市個人情報の保護に関する条例、人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の2本の条例を同時に改正するものでございます。

改正の内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に新たに第26条が加えられましたことから、条文の移動があり、その条文を人吉市個人情報の保護に関する条例で引用している部分の改正などです。また、同法律の第19条の改正では、第8号が新たに加えられ、第8号が第9号に、第9号が第10号に繰り下げられる改正が行われており、この部分を人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で引用している部分の改正です。

なお、条例の施行日については、国の法律の施行日に合わせた平成29年5月30日との説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第25号人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定については、4月1日から行う市の組織機構改革により、総務部が所管している審議会等について、企画政策部が所管することに伴い、関係する条例の改正を行うものです。

また、市庁舎建設準備室については、4月から市庁舎建設推進室という名称に改めるため、

人吉市庁舎等移転建設審議会の事務局を市庁舎建設推進室に改める改正を行うという説明があつております。

委員から部署の配置について質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第26号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市大塚公民館及び大塚コミュニティセンターを人吉市東間公民館大塚分館及び人吉市東間コミュニティセンター大塚分館に位置づけることに伴い、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対して、公民館とは建物を指し、校区公民館とは公民館活動のことを指す。名称の変更について、住民の理解は得られているという答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第20号から議第26号までの7件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第27号から日程第10 議第29号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第27号から日程第10、議第29号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第8、議第27号から日程第10、議第29号までの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第8、議第27号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、毎年度、伺いを立てて支払ってきた乳幼児健診に従事していただく小児科医、歯科医の報酬を条例上に新たに規定し、また、国民健康保険運営協議会の年額報酬を日額報酬へと改めるものです。

委員からの質疑に対し、市として、他の協議会と同様に、日額報酬へと改めるものであり、理解は得られているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第9、議第28号人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定については、消費税率引き上げ時期が延期されたことに伴い、昨年3月31日に専決処分で条例改正した項目、1、自動車取得税の廃止と軽自動車税環境性能割の創設、2、法人住民税の交付税原資化、3、住宅ローン減税について、施行期日の変更、文言の訂正、適用期限を延長するために、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第29号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子ども医療費の完全無料化とするための条例改正案ですが、今議会において、数名の議員が一般質問をされ、市民の方も関心が高い案件でありますので、少し詳しく審査の結果を報告いたします。

この案件については、2月の厚生委員会協議会において、制度改正案の概要説明があつております。その際、今議会で厚生委員会に付託されることがあらかじめ予想されたため、さまざまな質疑に対応できるよう資料の準備をお願いしていたところです。

委員会の審査では、主に今後の財政負担の見通しや、無料化による医療費の伸びに関する質疑がありました。執行部からは、今回対象となる小学1年生から中学3年生までの数が約2,600名で、児童・生徒数は微減している現状であるため、今後、市の負担となる医療費は横ばいを見込んでいるとの説明がありました。

執行部が見込む横ばいという今後の負担について、その根拠となる具体的な数値、例えば向こう5年間の児童・生徒数の推移、それに伴う医療費の推計値、そういった具体的な根拠となる数値を求めたところ、資料を持ち合わせていないということでしたので、他市の無料化導入後の状況調査と、次回の審査に財政課長の同席を同時に求め、一旦この案件については保留としました。

途中、ほかの案件の審査を挟み、資料がそろったということで、審査を再開し、最近無料化を実施した八代市、上天草市の状況、教育委員会が調べている向こう5年間の児童・生徒数の推移、その数値による医療費総額などの推計値、また、平成26年7月診療分から、助成範囲を拡大した後の医療費助成額、自己負担額の実績値の報告がありました。その資料から判断しても、確かに児童・生徒数は微減傾向にあり、それに伴う医療費助成額の推計値も減少傾向と見込んであります。また、平成26年度の制度改正後の助成額も減少している状況がありました。しかし、報告された2市は、導入後、間もなく、その後の動向が不明であったため、市に限らず、四、五年前に導入された町村の状況などの報告を求める者もありました。

財政課長からは、今回の提案に当たっての財源の裏づけについて詳しく説明をいただきま

した。内容は、今後の人口構造の変化や、財源確保、この2点をしっかりと押さえた上で提案した。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、2010年が基準の年で、30年後は0歳から14歳の数が半減と予想。それからすると、全年齢層も減少すると想定される。医療にかかるのは年齢が低いほど多く、年齢が上がるにつれて段階的に減る。無料化による受診率の伸びが考えられるが、しっかりと注意しながら医療費の推移を見ていく。クリーンプラザの償還が平成29年度で終わる。15年間の延長により大規模改修も見込まれるが、急激な負担増とならないように協議し、平準化に努める。こういったことをきちんと押さえた上で判断しているといったものでした。

その後の質疑において、段階的な無料化に対する考え方は内部でも検討したが、6歳までの子供が受診される割合が多く、それ以降は少なくなる。第5次総合計画後期基本計画の中で平成32年度までに無料化実施をうたっているもので、短期間にさらなる制度改正となると、医療機関への説明と理解が必要となる。財政当局とも協議の結果、財源的な裏づけができたので、今回の提案となったとの説明がありました。

さまざまに議論がなされてきた状況において、委員から、性急に結論を出すのではなく、慎重を期するため、また、議論を整理するためにも時間をいただきたいとの申し出がありましたので、1日目の審査はこれで終了としました。

2日目の審査は、まず、球磨郡町村の医療費無料化導入による影響について報告がありました。それによると、受診がしやすくなることからの影響については不明、または、変化なしとの自治体が約半数ずつ、医療費の推移は、細かい分析まではしていないが、ふえた自治体もある中、ほとんどの自治体が横ばい、または減少傾向とのことでした。

質疑を終了し、意見を求めたところ、本来は国、県がやることだが、各自自治体独自に取り組んでおり、本市もやっと進んだ施策で歓迎したい。しかし、受診の誘発が予想されるが、かといって受診抑制があってはならない。また、経済の格差が健康の格差となってはならないなどといった意見がありました。

最後に、この案件に対して決議した意見がありますので、厚生委員会の総意として報告いたします。

子ども医療費の完全無料化に要する財源の確保については、平成28年熊本地震による市庁舎建設に対する状況の変化や、人吉球磨広域行政組合負担金の軽減により見通しが立ったことによるとの説明があるが、一方で、将来人口の減少による自主財源の確保問題や、今後も見込まれる扶助費の増大、また、クリーンプラザの大規模改修による負担金の増加も予想されるなど、決して楽観的に捉えることはできない。ただ、子育て世代の負担軽減策として、また、少子化対策の有効な施策として、長年の懸案事項であった本条例改正案が提案されたことについては十分に理解するところである。このようなことから、今後も厳しい財政運営が見込まれる中において、市民に対しても財政状況を広く説明され、将来を見据えた計画的

な市政に取り組み、他の施策に支障を来さないよう、さらなる健全財政に努められること。

以上、報告しましたとおり、2日間にわたり審査しました結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 議第27号について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っています。

議第27号については、第1条については、それぞれの嘱託医の新たな追加規定だというふうに、これ今、受け取ったところなんです、新たな追加規定で、平成29年の4月から施行すると。ただ、この嘱託医、乳幼児健康診査もしくは歯科健康診査、また、乳幼児歯科健康診査、それからフッ化物塗布については、平成28年度もしくは平成27年度も行われてきたと思っています。その部分については、どの規定に基づいて報酬支払いをされていたのか、ちょっとわかりませんでしたので、この点を教えていただきたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 笹山議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問は、乳幼児健診に伴う報酬は何を根拠に支払っていたかとのことでしたが、執行部からの説明では、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1の中において、その他の非常勤職員として、予算の範囲内で市長が定める額として、毎年、市長決裁にて支払っていたとのことです。

今回の見直しは、ほかの医師等の報酬と同様に、明確に条例上に区分及び報酬額を規定するもので、額については、これまでと同額との説明があったところです。

以上、御質問にお答えいたします。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 先ほど議第29号について、人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、詳細に多方面から議論があつて、報告があつたところで、理解したところでもございますけれども、この医療費の負担の支払方法について、他市町村で受診した場合に、その医療費の支払いについてはどうなのか、議論があつたのか、ちょっと

お尋ねいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、犬童議員の質問ですけども、支払方法などの質問はありませんでした。

以上です。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第27号から議第29号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第27号、議第28号、議第29号は原案可決確定いたしました。

日程第11 議第33号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第11、議第33号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆様、こんにちは。経済建設委員会に付託されました日程第11、議第33号人吉市景観計画等策定審議会条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本議案は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第138条の4、委員会委員の設置、第3項の規定により、地方公共団体の執行機関の附属機関として人吉市景観計画等策定審議会を設置するため、新たに条例を制定するものです。

執行部から、人吉市景観計画等策定審議会は、学識経験を有する者、景観計画に係る団体及び関係機関の代表者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱または任命する委員15人以内をもって組織され、景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づく本市の景観計画の策定に関する事、景観計画に基づく景観条例の策定に関する事、その他本市の景観形成に関し、市長が必要と認める事項を調査及び審議することを所掌事務とし、審議会委員の任期は、その委嘱または任命の日から当該委員の委嘱または任命に係る当該事項の調査及び審議が終了する日までとしているとの説明がありました。

審査の過程において、委員から、本条例が制定されていない状態で、人吉市景観計画策定審議会要項をもって審議会委員を選任し、景観条例を策定、審議することはできないのではないかと。また、市長は本議会において、今回の事務手続の誤りの最終的な責任は自分にあるとの答弁であったが、具体的にどのような責任をとるのかとの質問に対し、執行部から、本

来であれば、本条例を本議会定例会に上程後、議会成立を待って、審議会委員を選任し、その後、速やかに審議会を設置して諮問を諮るべきであった。また、具体的には協議していないが、市長と協議したいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第33号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第33号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第1号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、議第1号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第12、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第5条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、8,392万8,000円を減額し、歳入予算の総額を164億5,959万4,000円とするものです。今回の予算は、国、県の補助事業の確定や、最終見込みによるもののほか、国の補正予算に係る事業費などであります。

委員から、カルチャーパレス使用料や個人番号カード交付事業費補助金、地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金、子どもための教育・保育給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金、生活のしづらさなどに関する調査費委託金、地域未来塾実施事業費補助金などについて質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第12、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の人吉市地方バス運行等特別対策補助金や、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものです。

9款、1項消防費、3目消防施設費の減額補正は、15節工事請負費における防火水槽築造工事1基を予定していましたが、防火水槽を設置するために必要となる用地の確保ができなかったことによる減、及び18節備品購入費において、小型動力ポンプ積載車3台分の入札残による減です。

委員からの質疑に対して、防火水槽の用地は約100平米が必要で、水槽を大型クレーンでつるので、電線等の支障のないところになる。地域的に人吉市内を11区に分け、消火栓と防火水槽を配置している。消火に当たっては、防火水槽40トン槽で20分から25分で使い切るが、水を補給しながら使用する。小型動力ポンプ積載車は、人吉市消防団3分団2部のオートマ車が470万円、3分団3部のマニュアル車が430万円、5分団3部の軽自動車227万2,000円で、入札残が発生したという答弁がっております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の減額補正は、1節報酬は、外国語指導助手や各支援員などが退職や育児休業など雇用期間が短かったりしたことにより減額するものです。

委員からの質疑に対して、学校の協力や途中採用を行い、学校現場での影響はなかったという答弁がっております。

2項小学校費、1目学校管理費は、11節需用費の上下水道代の増が主なもので、小学校全体で年間の上下水道代が予算より不足する見込みなので増額するものです。

委員から、予算執行に当たっては、節水節電等必要ではあるが、学校運営経費を過度に絞る指導を行うことにより、住民サービスの低下にならないようにしてほしいという意見がありました。

2目教育振興費の減額補正は、18節備品購入費の市内小学校3校のタブレットパソコンの入札残などです。

委員から、学校におけるICT機器の更新、充実を図ってほしいという意見がありました。

13款諸支出金、2項基金費、3目人吉市庁舎建設等基金費の増額補正は、平成28年熊本地震により被災をした麓町本庁舎に対する災害見舞金を積み立てるものです。

第3表繰越明許費補正の追加は、2款総務費、1項総務管理費、第1別館施設改修事業は、第1別館、西間別館の安全対策として、西側出入口改修に要する経費で、工事等に伴う協議に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難なため、全事業費を繰り越すも

のです。

10款教育費、3項中学校費、第二中学校消火設備改修事業及び給水設備改修事業は、国の第二次補正予算に伴う第二中学校の施設設備改修工事ですが、工事を学校の休業期間中に実施することから、適正工期が確保できず、事業の年度内完了が困難なことから、全事業費を繰り越すものです。

委員からの質疑に対して、工事は夏休みを計画している。工事終了までの安全性は確保されているという答弁がっております。

11款災害復旧費、5項その他公共施設公用施設災害復旧費、防災行政無線等移設事業は、防災行政無線等の移設業務委託料ですが、防災行政無線の移設については、九州総合通信局への免許変更申請が必要であり、申請から許可まで1カ月程度を要することから、年度内の事業完了が困難なため、事業を繰り越すものです。

繰越明許費補正の変更は、2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業費は、市庁舎建設に伴う地質調査委託料ですが、委託契約に伴う前金払金額の確定に伴う繰越金額を2,240万円から2,300万円へ変更するものです。

第4表債務負担行為の補正の変更は、新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料が土地及び公共施設の資産取得価額、耐用年数、減価償却累計額等をまとめた固定資産台帳整備に関する委託ですが、契約に伴う委託料の確定により、限度額を768万8,000円から398万6,000円に変更するものです。

庁舎建設設計委託料は、市庁舎建設に伴う基本設計・実施設計等業務委託料ですが、契約に伴う設計業務委託料の確定及び基本設計に対する支払いが、平成28年度は前金払いのみとなったことから、限度額を8,435万円から1億1,182万9,000円に変更するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第12、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費の減額補正は、人件費や個人番号カード交付事業交付金の決定に伴うものです。

委員からの要望として、現状の組織体制と予算の費目が一致しない点の改善を望むものがありました。

3款民生費、1項社会福祉費の減額補正は、決算見込みによる各種特別会計繰出金の減額

や、高齢者住宅改造助成事業補助金などの減額が主なものです。

障害者住宅改造助成事業補助金及び高齢者住宅改造助成事業補助金について、その概要と実績について質疑がっております。

2項児童福祉費、2目児童措置費の増額補正は、保育園8園及び認定こども園5園の運営費の決算見込みによるものです。

委員からの質疑に対し、財源内訳の一般財源が多くなっているのは、保育料徴収の目減り分が影響しているとの説明がっております。

4款衛生費、1項保健衛生費の減額補正は、子宮頸がんや日本脳炎などの予防接種者が見込みより少なかったこと、また、指定ごみ袋販売委託の入札で請負業者がかわり、契約単価が下がったことなどによるものです。

委員からの質疑に対し、指定ごみ袋販売委託料の大幅な減額は、大袋で142円が108円に、中袋で110円が74円に、小袋が95円が54円と、単価が下がったことによるものであるが、仕様書により、質、サイズといった詳細な仕様はきちんと規定し、委託しているとの説明がありました。

2項清掃費の減額補正は、浄化槽設置に対する補助金の最終見込みとして、5人槽が2基減、7人槽が9基減となることによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第12、議第1号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、6款農林水産業費を5,095万3,000円減額し、補正後の額を5億121万1,000円とするものです。その内訳は、1項農業費、3目農業振興費を3,243万8,000円減額するもので、主なものは、JAくま栗選果選別施設整備事業補助金、産地パワーアップ事業推進補助金の入札の結果及び交付決定及び青年就農給付金事業交付金の最終見込みにより減額するものです。

審査の過程で委員から、JAが実施する産地パワーアップ事業推進事業、栗選果選別施設整備事業の繰り越しに関し、事業の進捗状況はどうなっているのか。全額を繰り越しせずに、機械製作分の補助金は支払ってもよかったのではないかとの質疑があり、執行部から、昨年11月2日に入札により機械製作の代行施工業者が決定し、11月3日から12月31日まで実施設計、ことし1月1日から2月28日まで工場での機械の製作、3月1日から月末までに機械の据えつけ工事を予定していたが、労務作業員の確保ができず、年度内に完了できなかった。補

助金は事業完了後に一括交付する。業者への支払いはJ Aが対応することとなっているとの答弁がありました。さらに、委員から、J Aの支払い状況をきちんと確認し、報告すべきとの意見があり、J Aに確認後、機械製作は2月末で完了しているが、業者に対しJ Aからの支払いはまだ行われていないとの報告がありました。

2項林業費、2目林業振興費を1,543万円減額、この主なものは、保有林の下刈り委託料及び素材生産販売委託料並びに大塚分収林の分収配当金の確定によるものです。

次に、7款商工費を821万1,000円減額し、補正後の額を3億7,506万7,000円とするものです。この主なものは、昨年4月に発生した熊本地震により、事業中止とした日本百名城人吉お城まつり実行委員会補助金、熊本地震復興特別対策事業補助金等、補助金の減額です。

審査の過程で委員から、お城まつりのポスターは既に制作していたと思うが、経費は幾らかかったか、中止後のポスターの取り扱いはどの質疑があり、執行部から、ポスターのデザイン料は約54万円、印刷代はチラシ等も含め約39万円、ポスターは900枚制作し、事前に各公民館及び協賛事業所に配布、残った分は1枚500円で販売したとの答弁がありました。

次に、8款土木費を2億2,172万2,000円減額し、補正後の額を14億7,652万3,000円とするものです。この主なものは、2項道路橋梁費の人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業における社会資本整備総合交付金の交付決定及び事業費の確定による委託費の減額、及び道路改良工事請負費、公有財産購入費、補償費の減額です。

また、3項住宅費の減額は、浄化槽維持管理費及び公営住宅等長寿命化計画策定委託料、団地外壁改修工事請負費の減額です。

また、4項都市計画費の減額は、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金の減額です。

審査の過程で委員から、なぜ予定の整備事業ができなかったのかとの質疑に対し、執行部から、修景事業のため、町内会、警察署等々との整備事業内容及び事業期間等の調整ができなかった。自己資金も必要なので経済的な理由もある。次年度も引き続き実施するように話を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費600万円の増額は、七地赤池線道路災害復旧工事に伴う送水管移設補償費を増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第1号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 議第32号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、議第32号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第13、議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億259万4,000円とするものです。今回の予算につきましては、国庫支出金及び諸収入並びに市債の増額補正であります。

委員から、その他の雑入で、西瀬小学校プール水道水流失事故に係る納入金について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第13、議第32号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、1項総務管理費、15目（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業の5,180万円の増額補正は、国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金を活用した（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業に要する経費です。

委員からの質疑に対して、設計委託料については、日本遺産活用協議会において、設計は隈研吾氏の統一デザインで進めることとしているため随意契約となるが、そうすると補助対象外となると判断し、一般財源を充てるという答弁がっております。

また、委員から、個人所有の物件を購入する場合などは十分注意され、慎重に事業を進めてほしいとの意見がおります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、財源の組み替えで、西瀬小学校職員からの納入金10万円を充当し、一般財源を同額減額するものです。

委員からの質疑に対して、西瀬小プール水道水流失については、まず、顛末書を学校から提出してもらい、その内容を協議した。県教育事務所と処分について話し合いを行ったが、県としては処分の対象ではないということで、市としては、今後の再発防止に向け、校長会で指導を行うとともに、プール管理のマニュアルを各学校で作成、提出してもらった。また、11月28日の教育委員会で処分について決定され、翌29日に、西瀬小の校長、教頭、体育主任、3名を文書による訓戒、教育部長、次長を口頭による嚴重注意とし、同日、議会に対して全員協議会で説明した。その後、12月に学校からおわび金10万円が納入された。今回のことについて、議会に説明報告を怠ったこと、補正第9号に計上すべきであったが、忘れたこと等、大変申しわけなく、反省しているという答弁がっております。

また、審査の過程において、笹山議員の議案質疑の折、市長は最高責任者として責任があるという答弁があったが、その後、教育部と責任問題について協議がなされたのかという質問に対して、なされていないということであったので、そのことについて、市長にお尋ねしたいという意見が出され、市長に委員会出席要求をすることを全会一致により決め、議長に要求し、休憩を挟み、市長に出席をお願いしました。市長の前に、井上総務部長が説明したいということでありましたので、これを認め、出席をお願いしました。

井上総務部長の説明は、議案質疑後の経過として、市長の命を受け、自分が対応をさせていただいている。西瀬小プール水道水流失に対する学校からの10万円は納入金であって、賠償金ではない。今後、国家賠償法、民法第709条の不法行為により、これからも学校側に負担を求めていく準備はある。ただ、住民監査請求があった場合の対応も視野に入れ、考慮していくので、推移を見守ってもらいたいということでした。

また、市長からは、議案質疑の折、10万円の計上ミスについて、責任は私にあると申し上げ、今後、このようなミスがないよう取り組んでいきたいとおわびをさせていただいたと説明があり、委員からの質疑に、今回のことを過去の事例と照らし合わせてみても、給与減額の事例はない。水道料金についての対応は井上総務部長の説明のとおりで、国家賠償法、住民監査請求、それに対する求償権などの協議が必要と感じているとの答弁がっております。

委員からの意見として、こういうミスがないように、今後は精査をして提案してもらいたい。時期を逃さず、議会への説明責任を果たしてほしい。各学校のマニュアルには最終責任者についても記入をお願いしたい。学校の電気代、水道料等については、管理システムを構築してほしいなどがありました。

第2表繰越明許費の補正の追加は、2款総務費、1項総務管理費、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業について、国からの交付決定が2月となったことから、年度内完了が困難なため、事業を繰り越すものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第32号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第32号は、原案可決確定いたしました。

日程第14 議第2号から日程第19 議第7号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第2号から日程第19、議第7号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第14、議第2号から日程第19、議第7号までの6件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第14、議第2号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出いずれも決算見込みによる減額補正ですが、歳入の1款、1項国民健康保険税の滞納繰越分の増額補正については、収納実績が上がったことによるとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第3号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ決算見込みによる補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第4号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、介護保険料などの決算見込みによる歳入の補正のほか、歳出も決算見込みや財源の組み替えによる補正となっております。

委員からの質疑に対し、歳入では、5款県支出金の権利擁護人材育成事業費補助金の増は、成年後見センターの運営事業費であるが、毎年、県の要綱策定が遅く、今回の補正となった。また、歳出では、居宅介護サービス給付金1億円の減額は、当初見込みよりサービス利用が少なかった。介護予防事業非常勤職員報酬の減は、ハローワークなどで募集をしているが、どうしても専門的な資格が必要で、応募がなかったとの説明がありました。

意見として、非常勤職員が必要なことから予算計上なされていると思うので、努力して取り組んでいただきたいといったものがありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第5号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出いずれも決算見込みによる減額補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第6号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、3月末で退職する2名分の退職給付に係るもののほか、古仏頂水源地保護地購入費の残や、水道事業ビジョンで年次計画している永野加圧ポンプ所建設用地の購入費などによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第7号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出に関しては、退職給付に係るもののほか、一般汚水収益の最終見込みによる増や、入札残による減によるものです。

また、資本的収入及び支出に関しては、公共下水道事業債の減や、社会資本整備交付金及び補助事業で実施予定のマンホール改築更新工事等が内示により減額するものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第2号から議第7号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号は、原案可決確定いたしました。

日程第20 議第8号及び日程第21 議第9号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議第8号及び日程第21、議第9号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第20、議第8号及び日程第21、議第9号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第20、議第8号平成28年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ166万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ337

万4,000円とするものです。歳入の主なものは前年度繰越金の確定による補正、歳出の主なものは予備費の補正です。

次に、日程第21、議第9号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第2号）は、人吉中核工業用地造成事業に係る国道221号の交差点改良工事で、昨年度から実施していた用地買収4筆のうち2筆が相続案件となり、契約登記事務等に日数を要し、さらに当該交差点区間について、時期を合わせて熊本県が道路維持補修工事をするとしており、その県の工事と進捗を合わせる必要が生じたことから、年度内の工事の完了が困難となったため、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として4,173万円を繰越明許費として補正したものです。

以上、2件について、慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第8号及び議第9号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号は、原案可決確定いたしました。

日程第22 議第10号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、議第10号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第22、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入全款並びに第4条地方債、第5条一時借入金、第6条歳出予算の流用について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165億8,277万4,000円とするものです。今回の予算については、市民税は、就労人口の減少は見られるが、平成28年度の最終見込みを勘案して増収が見込まれています。法人税、固定資産税は減収が見込まれています。市たばこ税は、たばこ消費量は減少傾向だが、平成28年度最終調定見込み額を勘案し、増収が見込まれています。市税の合計では、昨年度より5,466万円の増収が見込まれています。

地方交付税のうち普通交付税は41億8,000万円で、前年度と比較して5,000万円の増額で計上されています。地方交付税については、平成29年度地方財政計画により、前年度交付額比2.2%の減と示されているので、その減少率により交付総額を見込んでいるが、算定の基礎となる補正係数等が不明であることから、3%の留保が行われています。特別交付税につきましては、平成28年度と同額の5億6,000万円が計上されています。

平成28年度の当初予算と比較しまして、総額で14億3,265万円の増額となっております。

委員から、行政財産使用料、地方創生推進交付金、庁舎機能単独災害復旧事業債、児童手当交付金、地方生活支援事業費補助金、障害児通所支援事業費負担金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第22、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は8億6,520万9,000円で、前年度に比べ1億327万5,000円の減となっております。減額の理由として、3節職員手当等退職手当の減で、平成28年度当初は14名の退職手当を予算計上していましたが、平成29年度は定年退職者7名分を計上したことによる減です。

主なものとして、1節報酬において、本市のふるさと納税業務や情報発信業務に取り組む地域おこし協力隊報酬2名分や、12節役務費、広告料がふるさとチョイス及び楽天のパナー利用料、13節委託料、ふるさと納税業務委託料などです。同じく13節、イベント会場設営等委託料は、平成28年熊本地震に伴い被災した麓町本庁舎を平成29年度に解体するに当たり、昭和37年の建設以来、これまで54年間の歴史に感謝を込め、平成29年11月に予定している麓町本庁舎閉庁式の会場設営のための経費です。15節工事請負費は、LED型防犯灯設置工事70基分を計上しています。19節負担金、補助及び交付金、熊本県電子入札共同利用システム負担金は、平成29年4月から電子入札の導入を予定しており、これに伴うシステム負担金を計上しています。

委員からの質疑に対して、地域おこし協力隊の応募状況は、ふるさと納税業務については1名決定しているが、情報発信業務については、いまだ応募がない。ふるさと納税業務委託料は、ふるさと納税業務支援サービスが納税額の7%の226万8,000円、ふるさと納税返礼品として40%の1,296万円、ふるさと納税ポータルサイトが162万円の合計を計上している。ふ

るさと納税による減収は、市町村税の納入者でふるさと納税をされた方が114名で、寄附額が1,182万5,000円であり、そのうち市税からの控除額が459万2,482円で、この分が市税の減収額である。LED型防犯灯の要望は300件ほどで、補正で取り組んで対応したい。熊本県電子入札共同利用システムは、県が協議会を平成17年に立ち上げ、熊本県、9市、8町が加入している。電子入札のメリットは、入札業者においては指名業者や設計図がインターネット上で閲覧できること、入札会場への移動時間や費用、入札参加に伴う拘束時間の削減、入札書や委任状の不備による失格の事前防止が考えられる。市においては、閲覧の対応や会場を押さえる業務の削減等が考えられるという答弁がっております。

委員から、高齢化も進んでいるので、ドア・ツー・ドアの実現に向け、早期に公共交通の整備を行ってほしいという意見がありました。

6目財産管理費2億4,970万2,000円は、前年度に比べ1億7,728万8,000円の増額です。主な要因は、平成28年度の当初予算において、教育費に計上していたカルチャーパレス関連経費を平成28年熊本地震の影響から、仮本庁舎がカルチャーパレス内へ移転したことに伴い、平成29年度当初予算においては総務費に計上したことによるものです。

9目情報管理費1億3,110万7,000円は、前年度に比べ1,482万8,000円の増額となります。これは平成29年度において情報セキュリティ強靱化に伴う情報系システム再構築のため、情報系機器の更新が必要となり、14節使用料及び賃借料においてOA機器リース料を増額することが主なものです。

12目肥薩線世界遺産推進関連施設費は、鉄道ミュージアム関連の予算等を計上しております。主なものは、13節委託料の清掃委託料、人吉鉄道ミュージアム管理委託料などです。なお、この委託経費には、平成29年度の地方創生推進交付金を充当しています。

委員から、鉄道ミュージアムの活用、拡充、健全経営、他の施設との連携を図ってほしいという意見がありました。

13目市庁舎建設事業が5億4,683万6,000円で、前年度当初は予算がありませんでしたので、そのままの額の増額となります。平成29年度は新庁舎建設に向けての環境整備が主なものです。内容として、庁舎建設実施設計委託のほか、保健センター、勤労青少年ホームなどの解体工事、既存水路の解体、埋め立て、小永野第一雨水幹線改修工事業務委託などです。

9款、1項消防費、1目消防総務費4億6,964万1,000円は、前年度に比べ2,003万1,000円の増額となります。これは19節負担金、補助及び交付金の負担金のうち、人吉下球磨消防組合負担金が4億6,145万6,000円で、前年度より2,559万5,000円の増となっています。増額理由は、人件費の増のほか、平成29年度に購入予定の消防化学自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に対する負担金増です。

委員からの質疑に対して、中央消防署の消防化学自動車は約5,500万円で、相良中分署の水槽付消防ポンプ自動車が約4,000万円であるという答弁がっております。

3目消防施設費は、防災行政無線の維持管理のための経費や、15節工事請負費が防火水槽修繕工事6カ所分及び防火水槽新設1カ所の経費、18節備品購入費が年次計画で更新しておりますポンプ積載車3台の購入経費です。

委員からの質疑に対して、防火水槽修繕工事6カ所は、五日町、東間下町、上漆田町、下原田町及び上原田町が2カ所であるという答弁がっております。

5目災害対策費は、県の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業によるものが主なもので、12節役務費、その他通信運搬費はデータ放送行政情報表示に要する経費、15節工事請負費は災害時における避難施設9施設へのテレビ端子設置工事、18節備品購入費が避難施設用液晶テレビ購入費、排水樋管ポンプ購入費及び災害用備蓄物資及び水防資機材などです。

委員からの質疑に対して、テレビ端子設置工事を行う9施設は、人吉高校体育館、スポーツパレス、第一中学校、保健センター、東西コミセン、中原コミセン、東間コミセン、西瀬コミセン、大畑コミセンである。それに伴い液晶テレビも購入するという答弁がっております。審査の過程で、テレビのデータ放送を利用した住民情報サービス（データポン）の説明を受けました。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費3,203万8,000円は、前年度に比べ451万9,000円の減で、主なものは、教師の指導書、教材等の購入経費や要保護準要保護児童への扶助費の減などです。12節役務費は、その他通信運搬費の乗り合いタクシー通学定期代や、備品等管理手数料は教育用コンピューターに係るソフト更新手数料などです。

委員からの質疑に対して、要保護準要保護児童生徒は、平成28年2月末現在で、小学校が205名、中学校が144名で、当初予算には小学校230名、中学校140名で計上している。乗り合いタクシー通学定期対象者は、東間小学校15名、西瀬小学校11名、第一中学校4名であるという答弁がっております。

3目学校建設費6,243万円は、12節役務費の建築確認手数料が人吉西小学校と大畑小学校の屋外トイレの移設改築事業に伴うもの、13節委託料、人吉西小学校の給水設備改修のための設計委託料、15節工事請負費、人吉西小学校と大畑小学校の屋外トイレの移設改築工事費、人吉東小学校の階段手すり取り付け工事費と西瀬小学校の家庭科室漏水防止工事費などです。

3項中学校費、1目学校管理費6,222万7,000円は、前年度に比べ672万7,000円の増で、これは第二中学校のごみ焼却炉解体工事費が主な要因です。

委員からの質疑に対して、学校におけるごみ焼却炉は、今回の第二中学校分2基を引くと、残り6基であるという答弁がっております。

2目教育振興費、20節扶助費は、要保護準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費で、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助するものです。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、13節委託料は、S L展示館における清掃等の業務を矢岳町内会に委託するもののほか、花まる教室の委託料です。

委員からの質疑に対して、花まる教室の開催時期は、従来は放課後を利用していたが、今回は夏休み、冬休み、土曜日を予定しており、委託料は技術指導料として支払う。対象は従来どおり小学2年生であるという答弁がっております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費9,255万9,000円は、前年度に比べ2,034万3,000円の増で、平成29年度に人吉球磨地域で開催される県民体育祭の実行委員会事務局職員の人件費と関係経費負担金の増が主な要因です。

7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費1億7,038万9,000円は、前年度に比べ1,419万8,000円の増で、平成21年度に購入した食器類が古くなったことに伴う買いかえや、購入以来20年を経過した学校給食配送車の買いかえが主な要因です。

委員からの質疑に対して、給食センター配送車は4台あり、そのうちの1台を買いかえるものであるという答弁がっております。

第3表債務負担行為は、情報系システム構築リース料で、現在、国が進めている情報セキュリティ強化対策に基づき情報系システムを再構築するもので、情報系機器の更新に伴うリース料に係る債務負担の期間、限度額を設定するものです。

慎重審査の結果、総務部所管の予算に関しては、全員異義なく認めることに決しましたが、教育部所管に関する予算に関しては、花まる教室委託料に対して反対の意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第22、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税费は、収納率向上を目指した取り組みとして、国税OBによる徴収アドバイザーに対する報酬や、課税支援システムまたは滞納整理システムに係る保守委託やリース料などが計上されています。

3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算システムまたは住民基本台帳ネットワークシステム関連の予算が主なものです。

3款民生費、1項社会福祉費は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、4件の特別会計への繰出金、扶助費の自立支援給付費などが主なものです。

委員からの質疑に対し、DV被害者等一時保護事業は、昨年9月議会で認められた事業で、今年に入り1件の事例がある。買い物支援事業については、常勤1人、パート1人で実施されており、昨年度と比べ登録者数が13人ふえて116人、月別の利用者は昨年より微増で45.6人といった状況。2目心身障害者福祉費の大幅な伸びに関しては、自立支援給付費や

児童発達支援施設利用の増、また、生活介護に関する予算も増と見込んで計上しているとの説明がありました。また、地域療育センター事業、手話奉仕員養成研修事業、各町内の老人クラブの現状についても質疑がっております。

意見として、老人会ではなく、人吉らしい名称に変えてみてはどうかといったものがありました。

2項児童福祉費は、市内7保育園や広域保育園入所に係る委託費及び認定こども園6園の給付費、並びに子ども医療費、児童手当などの扶助費が主なものです。

3項生活保護費は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費といった扶助費が主なものです。この扶助費の内容について質疑があり、さまざまなケースで状況が変わってくるので、まずは相談をいただければとの説明がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費は、個別接種委託料、妊婦健康診査委託料、各種検診委託料、特定不妊治療費助成金などが主なものです。

委員からの質疑に対して、3カ月児健康診査は医療機関に委託しており、小児科での受診となるが、年に1人か2人はお願いしても受診されない方もおられる。その後は7カ月健診を集団で実施するので、その際は必ず来ていただいているといった説明がありました。

意見として、産後鬱による幼児虐待といったケースもあると聞くので、連絡を密に対応をお願いしたいというものがありました。

2項清掃費は、人吉球磨広域行政組合負担金、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料などが主なものです。

委員からの質疑に対し、人吉球磨広域行政組合負担金は、昨年度と比べ1億3,403万8,000円の減額となっているとの説明がありました。また、人吉市衛生員連合会交付金と指定ごみ袋販売での利益との関係について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第22、議第10号平成29年度人吉市一般会計予算案のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、6款農林水産業費のうち、1項農業費は、ことし7月の改選前の農業委員を含む改選後の農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬、くまもと県南フードバレー推進協議会負担金、田野活性化センタースロープ設置工事費、人吉市農業活性化対策事業補助金、5地区分の中山間地域等支払事業交付金、平成28年度までは青年就農給付金事業交付金だったもの

が、平成29年度から名称が変更された農業次世代人材投資事業交付金、多面的機能支払交付金事業交付金などです。なお、田野活性化センターは現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、県南フードバレー事業の現在の状況や費用対効果などについて質疑があり、執行部から、イベント開催や商談会、新商品開発を行っており、実績につながっている。会員数は平成28年12月28日現在で764業者、そのうち人吉市内は50業者との答弁がありました。

2項林業費は、市有林の下刈り委託料、市有林の間伐に伴う素材生産販売委託料、昨年引き続きスマート林業ラボの運営や、普及啓発活動及びビジネスモデルの検討など、さらなる事業の展開を図るための経費であるスマート林業展開事業委託料などです。

次に、7款商工費のうち1項商工費は、工業用地造成事業特別会計繰出金、小規模事業指導事業補助金、中小企業経営安定資金貸付預託金、からくり時計改修委託料、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金、お城まつり実行委員会補助金、石野公園売店販売及び園内清掃委託料などです。

次に、8款土木費のうち1項土木管理費は、住宅リフォーム促進事業補助金、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金などです。

2項道路橋梁費は、道路維持補修工事、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備委託料、スマートインターチェンジ整備事業に伴う国道219号関連道路工事請負費や負担金、曙橋、睦橋等の補修等工事請負費などです。なお、スマートインターチェンジ整備事業関係は現地視察を行っております。

3項住宅費は、市営団地の建築、各設備の修繕料、設置後10年を経過する住宅用火災警報器の取りかえ工事費、門前団地給水設備改修や笹栗山団地2・3号棟外壁改修などの施設改修等工事費などです。なお、笹栗山団地は現地視察を行っております。

4項都市計画費は、景観計画策定委託料、公共下水道事業特別会計繰出金、公園・街路樹維持管理委託料、公園施設改築等工事請負費、下林願成寺線道路改良工事及び用地購入費、補償費などです。

5項河川費は、国土交通省河川管理による河川管理委託料などです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第10号につきましては、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第10号平成29年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算の教育費の中には人吉市花まる教室委託料が含まれています。新年度から花まる教室は社会教育の一環として、校区公民館などでの開催となるということでした。これにより、学校教育との一体化が解消されることは一步前進だと思います。しかし、問題が解消されたわけではありません。以下のような2点の理由により花まる教室は中止すべきだと思います。

1つ目には、私塾との競合が避けられないと思うからです。委員会の審議では、私塾の教材と違うのだから問題がないという旨の説明をされました。しかし、花まる教室が行われる時間が、私塾が行われている時間と重なってしまうことも考えられます。この場合、生徒の取り合いになってしまいます。とりわけ私塾はそれぞれの考えに基づいて教材を選ばれていることと思います。その中であって、教育委員会が花まる学習塾の教材を取り上げて行うことは、一私塾のみを評価しているようなものです。このような競合を行政が持ち込むべきではないと思います。

2つ目には、これまでと同様に、市民の疑問に対して教育委員会がきちんと説明できない事業だと思うからです。昨年3月議会の一般質問で、私塾の教材に教育委員会が金を出して学校でやらせてよいというのなら、公文などをやらせても問題がないのかという声に対して、教育委員会はどう説明するのかと質問しました。これに対して教育委員会は、児童の様子や保護者の思いを答弁しただけで、市民の疑問には全く答えていません。この疑問は、たとえ校区公民館での開催になっても消えるものではありません。人吉市花まる教室はきっぱりと中止すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第10号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第10号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第23 議第11号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、議第11号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第23、議第11号平成29年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5万1,000円であり、歳入は基金の運用利息を計上し、歳出は基金運用で発生した利息を基金に積み立てるとの説明があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第11号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は、原案可決確定いたしました。

日程第24 議第12号から日程第29 議第17号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第12号から日程第29、議第17号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第24、議第12号から日程第29、議第17号までの6件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第24、議第12号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算ですが、歳入においては、平成29年度も被保険者数の減少、あわせて所得の状況等により、国保税総額は前年度比で約4,500万円の減と見込まれております。また、歳出における医療費の状況としては、一人当たりの保険給付費は伸びているものの、被保険者数の減少により、保険給付費総額は前年度比で約6,400万円の減と見込んでの予算編成となっております。

委員からの質疑に対して、財政調整基金繰入金が見込まれているのは、平成29

年度の予備費にある程度の確保ができたためである。昨年度予算編成では厳しい部分があり、基金取り崩しで4,000万円を計上していたが、結果的には使わないで済んでいる。高額医療費共同事業拠出金は1件当たり80万円を超える医療が対象となるが、年々ふえてきている。平成30年度からスタートする新制度に伴い、自治体のスケジュールとしては、平成29年12月の県議会において条例改正が行われ、納付金等の通知を受けた上で運営協議会に諮り、3月議会で条例改正案を提案することになるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第25、議第13号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、高齢者の医療費の確保に関する法律により、保険料はおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されているため、平成29年度は、平成28年度に引き続き保険料は据え置きとなっています。

意見として、保険料の普通徴収収納率が年々向上している現状を維持していただきたいというものがありません。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第26、議第14号平成29年度人吉市介護保険特別会計予算は、3年ごとに見直される介護保険料の最終年度となっており、保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国、県、市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う予算となっております。

委員からの質疑に対し、いきいき筋トレクラブ、通称デイサロンの状況は、月2回開催するなどして利用促進を図っているが、参加者が少なくなっている現状である。成年後見制度については、社会福祉協議会の中に人吉球磨成年後見センターがあり、始まって2年目ではあるが、年々、相談を寄せられるケースも多くなっているとの説明がありました。また、主治医意見書作成料支払処理委託料に関する概要、また、その財源の内訳についての質疑などがなされております。

意見として、非常勤職員の雇用が多いようなので、確実な人員確保をお願いしたいというものがありません。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第27、議第15号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、地域包括支援センターに関する人件費やケアプランの作成委託料、また、それに関する歳入が予算計上されております。要支援1・2となられる方は約400人との説明があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第28、議第16号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算は、業務の予定量として給水戸数1万5,709戸、総給水量361万4,769立方メートルとされ、この関連経費のほか、大畑配水池内部清掃業務委託料が新規で、また、永野町配水管改良工事や麓町配水管改良工事など13件の工事、経営情報管理システムに係る経費などが計上されております。

委員からの質疑に対し、大畑配水池は500立方メートルのタンク2基を平成10年度に設置し、現在、18年が経過している。10センチほどの堆積物があるのではと見込んでおり、水を張ったまま潜水土による土砂の吸い上げを計画している。量水器は8年経過前に取りかえとなるために、今年度は約2,000カ所を予定している。経営情報管理システムについても前回導入から5年が経過しているため、更新のための機器購入費などを計上しているといった説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第29、議第17号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、業務の予定量として、接続戸数が1万1,720戸、年間総処理量437万3,065立方メートルとされ、この関連経費のほか、主な建設改良工事に矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託が予定されております。

委員からの質疑に対し、矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事は、昨年度と今年度を実施した九日町汚水中継ポンプ場改築更新工事と同様に、平成29年度から2年間で予定しており、9月ごろに入札、10月から機器の製作、年が明けて平成30年8月中旬以降に工事に入る予定としている。ストックマネジメント策定業務は、これまでの長寿命化計画では施設ごとに改築更新を5年間とかの短いスパンで計画を立てるが、処理場、ポンプ場、管渠施設といった施設全般に対して、将来起こり得る地震といった災害に対してのリスクを含めて、さらに50年、100年という長いスパンを見据えた長期的な計画を立てていく作業となる。二、三年の期間での委託となるが、5割の補助が得られる事業で進めていくとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第12号から議第17号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号は、原案可決確定いたしました。

日程第30 議第18号及び日程第31 議第19号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第30、議第18号及び日程第31、議第19号の2件を議題とし、

経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第30、議第18号及び日程第31、議第19号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第30、議第18号平成29年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ338万円とするものです。歳入の主なものは、国民宿舎の敷地内にあるNTT電柱及び九州電力電柱の行政財産使用料及び前年度繰越金です。歳出の主なものは、国民宿舎の利活用方法が決定するまでの当面の電気料、上下水道料、修繕料等、6カ月分の施設管理費及び施設の維持管理上必要な業務を委託する自家用電気工作物保安管理委託料、害虫駆除、清掃、除草等の委託料です。

次に、日程第31、議第19号平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,305万5,000円とするものです。歳入の主なものは、1款財産収入の共栄精密株式会社へのI区画の貸付料、及び森松工業株式会社へのH区画の一部の貸付料の梢山工業団地土地建物貸付収入、及び2款繰入金の人吉中核工業用地造成事業に伴う公債費償還金に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金、並びに3款前年度繰越金です。歳出の主なものは、3款公債費で平成25年度から実施した人吉中核工業用地造成事業に伴う実施設計委託料、及び造成事業において借り入れた地方債の元金償還金及び長期債利子です。

以上、2件について慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第18号及び議第19号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号は、原案可決確定いたしました。

日程第32 議第30号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第32、議第30号を議題といたします。

お諮りいたします。議第30号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第30号は、選任同意することに決しました。

日程第33 議第31号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第33、議第31号を議題といたします。

お諮りいたします。議第31号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第31号は、選任同意することに決しました。

日程第34 陳第4号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第34、陳第4号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第34、陳第4号につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第34、陳第4号人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖崩れ防止工事施工の陳情は、平成28年7月25日付で、人吉市下薩摩瀬町1593番地2、人吉西小学校同窓会会長、高木正孝氏から提出され、陳情趣旨は、鳥が丘公園の急傾斜地を安全確保のため崖崩れ防止工事を行ってほしいという陳情であります。

現地視察を行い、審査をすることで、すばらしい眺望と景観を確保するため、草払い等の対応をする旨の答弁が執行部からあったものの、急傾斜地下には人家がなく、また、崖崩れ防止工事には数千万円の予算が必要になるため、意見が分かれ、9月定例会及び12月定例会ともに継続審査としてきました。

このような状況の中、陳情者から平成28年12月22日付で陳情の取り下げが提出され、委員会としましては、全員異義なく陳情の取り下げについて認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。陳第4号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第4号は、撤回することに決しました。

日程第35 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第35、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第35、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の1月17日に第16回目を、本定例会中の2月28日に第17回目を開催しておりますので、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

初めに、第16回の委員会では、新庁舎及び西間別館の平面計画検討経過について、新たな配置計画検討案について、地元説明会の開催について、基本計画書（案）について、説明、報告を受けております。

まず、新庁舎及び西間別館の平面計画検討経過については、執行部から、西間別館の1階部分に保健センターを配置し、2階の部分に教育部を配置する案が提案され、その理由として、当初、教育部は新庁舎の4階スペースに配置を計画していたが、教育委員会が所管する人吉市適応指導教室（通称かがやき教室）を教育部の組織として一体的に配置、管理する必要性が生じたこと、また、会議室の不足や、議会の独立性の堅持、教育部を西間別館に配置することで、かがやき教室の運営体制の強化、保健センターとの連携による体育等の実施や思春期における健康面への配慮も可能となるとの説明がありました。

次に、新庁舎の各階配置計画案、議会機能の配置計画案についても、中間報告ということで説明がありました。

委員からは、全体的な面積の変更はないのか、階段の位置、吹き抜けの必要性、出入り口の数、屋根の件などについて質疑があり、執行部及び設計委託業者から、吹き抜けの必要性については、メリットとしては、庁舎がフロアごとに切れてしまうので、全館の一体性というものをつくるために、玄関の周りに吹き抜けを設ける。もう一つは、風のない場合でも上昇気流を利用して、自然換気を促進する役割を持たせたい考えである。最近の庁舎としては、環境共生の装置としての吹き抜けを持っている庁舎のほうが多いと答弁がありました。

次に、新たな配置計画検討案については、私の12月定例議会特別委員会委員長報告の中で、新庁舎敷地内の都市下水路をそのまま残し、青少年センターから総合福祉センターまで通る市道808号をつけかえるA案に決定したと報告しておりますが、執行部から、その後、検討を進めた結果、市道808号を現存のまま活用し、都市下水路をつけかえるという新たな案、新C案が浮上し、新庁舎と西間別館を含めた敷地の一体的な活用、事業費の抑制及び施工の効率性等の面から、現行案と比較してもさまざまなメリットがあることが判明した。新C案

のメリットとして、A案と比較して、より広く一団の敷地として活用できる。事業費が抑制できる可能性が高い。施工の効率性等、水路つけかえ財源の有利性が上げられる。財源の有利性については、一般財源ベースでA案よりもC案のほうが3億4,000万円程度有利となる。新たな提案として、現行A案に近い旧保健センター側に西向きに建設するC1案と、市営住宅一本杉団地の対面で南向きに建設するC2案が説明され、専門家の評価、行政経営会議において出された意見等の説明を受け、市の最終案としてC1案が提案されました。

委員からは、水路つけかえの件、都市下水路管理の問題、工期の件、字界の件等に質疑がありました。

慎重審議の結果、新たな配置計画案C1案については、全員異義なく承認決定いたしました。

次に、第17回委員会では、人吉市新市庁舎建設基本設計検討方針について、小永野第一雨水幹線（水路）改修工事の設計検討方針について、市道第19号青井西間線の拡幅及び構内進入路について、市庁舎の執務空間の設計検討方針について、市庁舎の福利厚生機能、駐車場の設計検討方針について、パブリックコメントの回答案について、執行部から説明がありました。

まず、小永野第一雨水幹線（水路）改修工事の設計検討方針については、基本設計の課題として、水路線形及び構造・規格の検討、橋梁の位置、箇所、暗渠化の検討、車及び歩行者等の安全対策の検討、水路の維持管理方法の検討、市民、住民、議会等で出た意見への配慮、対策の検討について説明があり、委員から、農業用の水路としての機能はあるのか、暗渠化の許可、水路の断面勾配等について質疑がありました。

次に、市道第19号青井西間線の拡幅及び構内進入路については、設計方針として2つの案があり、市道認定し、交差点として改良する第1案と、構内車両出入り口として改良する第2案について説明があり、市としては、コンパクトな構造となる第2案で検討を進めているとの説明がありました。

委員から、横断歩道はどうなるのか、通り抜けの場合ロータリーを設けることはできるかの質疑があり、執行部から、横断歩道の設置は、今回は進入路ということで考えていないと答弁がありました。

次に、市庁舎の執務空間の設計検討方針、市庁舎の福利厚生機能、駐車場の設計検討方針について説明があり、委員から、会議室の収容人数はどれくらいか、Wi-Fiの整備は、デスク、ロッカー等は地元木材を使用することはできないか、シャワー室の整備はできないかなどの質疑があり、執行部から、それぞれ、今後検討していくとの答弁がっております。

次に、パブリックコメントへの回答案について説明があり、意見の募集期間が2月6日から21日まで、意見者数が28人、主な内容として、新市庁舎（保健センター）に口腔保健室の設置、整備等の要望、市民交流機能（市民コーナー）の活用について、アマチュア無線機器

一式設置の要望、防災機能等について、庁舎内配置、空間について、そして、木造建築、木質化、地場産業の振興、経済の循環、環境についての意見が最も多く、18人から意見をいただいている。意見については、全てをまとめてから、準備が整い次第公表したいと説明がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第36 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第36、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第36、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第9回治水・防災に関する特別委員会を、平成29年2月28日午前10時から開催いたしました。まず初めに、昨年11月に川内川流域における治水対策について現地視察を行ってまいりましたので、球磨川の治水対策として、それがどう反映できるのか検証するためにも、整備が行われました紅取橋下流域の河道掘削、中神町大柿地区の引堤予定箇所、また、長年の懸案事項である人吉橋左岸下流の現状について、視察を行いました。今回も国土交通省八代河川国道事務所から貫名所長を初め職員の方に参加をいただき、現地にて、これまでの整備概要や今後について、詳しく説明をいただきました。帰庁後に委員会を再開し、プロジェクターを用いて、球磨川治水対策協議会での検討の経緯や進め方等について、こちらについても詳しく説明をいただきました。

委員からは、地元に対し事業説明会を行っているのか、人吉地区の堤防強化の方法について、引堤対策について、人吉橋下流左岸の今後など、多くの質疑や意見が出されました。これに対し、人吉市街地を含め、それぞれの地区においても、安心・安全のために壊れない堤防強化や、かさ上げ、遊水地等の事業に着手していきたい。人吉橋下流については、平成29年度に取り組んでいくとのことでした。

午前中の開催で時間の制約がありましたので、質疑、意見交換の時間が足りない感がありましたが、今後も引き続き検討していくことで、閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あ

り)

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第37 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第37、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第37、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成28年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、平成28年12月22日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された椎葉弘樹議員の議席を15番、倉本豊議員の議席を16番に指定され、あわせて、欠員が生じていた、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されました。

日程第2、議会運営委員会委員の選任については、湯前町議会議員の改選により欠員となっていた上球磨地区の委員の補充があり、17番、米良哲議員（水上村選出）が選任、指名されました。また、議会運営委員会が開催され、同じく欠員となっていた委員長に、27番、豊永喜一議員（あさぎり町選出）が就任されました。

次に、日程第3、一般質問では、人吉市選出の1番、塩見寿子議員が人吉球磨クリーンプラザの今後について、続いて、多良木町選出の13番、高橋裕子議員が喫緊の課題である特別養護老人ホーム福寿荘の方向及び本組合の事業の方向について、それぞれ質問し、執行部の考えをいただきました。

次に、日程第4、議案第24号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異義なく原案のとおり可決されました。

最後に、日程第5、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

次に、平成29年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名については、15番、椎葉弘樹議員（湯前町選出）と16番、倉本豊議員（湯前町選出）が指名されました。

日程第2、会期の決定については、2月24日開会、2月25日から3月23日までを休会とし、3月24日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告については、理事会代表理事から、平成28年12月定例理事会から平成

29年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第4、議案第1号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第2号平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第3号平成28年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第4号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第8、議案第5号平成29年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第9、議案第6号平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第10、議案第7号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第11、議案第8号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第9号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第10号人吉球磨広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第11号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例の制定についての11議案を一括し、執行部の提案理由の説明を、その後、日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までの3件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

次に、平成29年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、3月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、一般質問では、人吉市選出の1番、塩見寿子議員がクリーンプラザ延命化について質問し、執行部の考えをたどしました。

次に、日程第2、議案第8号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第9号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第10号人吉球磨広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第11号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例の制定について、日程第6、議案第4号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第7、議案第5号平成29年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第8、議案第6号平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第9、議案第7号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額までの8件を一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異義なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、

数字、その他の整理は議長に委任することで決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第38 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第38、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 日程第38、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成29年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、2月28日午後2時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名で、1番、私、宮崎、2番、久保田議員（錦町選出）が指名されました。

日程第2、会期の決定では、2月28日の1日とすることに決定しました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成28年8月、国の人事院勧告に基づき改正を行うもの。日程第4、議案第2号平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ188万7,000円を追加するもので、歳出の主なものとして、早期退職による退職手当特別負担金の増や、中分署高規格救急自動車及び東分署水槽付消防ポンプ自動車の入札残によるもの。日程第5、議案第3号平成29年度人吉下球磨消防組合一般会計予算については、対前年度比4,584万3,000円の増で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,603万円とするものです。増額の主な要因は、職員が3名増となることによる人件費の増、本部庁舎の雨漏り対策としての屋上改修費用、中央署化学消防ポンプ自動車及び中分署水槽付消防ポンプ自動車の更新整備費用によるものなどとの提案説明があり、質疑、採決の結果、全ての議案において、全員異義なく原案のとおり可決されました。

日程第6、一般質問では、大塚議員（人吉市選出）から、1、住宅火災、2、私有地購入の2点についての質問がされ、それぞれ執行部からの答弁があり、午後4時2分に閉会しました。

以上、報告します。

日程第39 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第39、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項につ

いて、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成29年3月第1回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第2号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第2号

○議長（田中 哲君） 発議第2号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） 発議第2号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第2号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び人吉市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成29年3月28日、人吉市議会議長 田中哲様。提出者、人吉市議会議会運営委員会委員長 村上恵一。

発議第2号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、人吉市部設置条例の一部を改正する条例が平成29年4月1日から施行されることに伴い、常任委員会の所管の変更を行うものでございます。

第2条第1項の表、総務文教委員会の項中、所管において、「第7号その他、他の常任委員会の所管に属さない事項」を第8号とし、「第2号会計課の所管に属する事項」から「第6号教育委員会の所管に属する事項」までを1号ずつ繰り下げ、「第2号企画政策部の所管に属する事項」を加えるものでございます。

以上で、人吉市議会委員会条例の一部改正案の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

それでは、採決いたします。発議第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田中 哲君） ここで、今定例会における追加議案の提案に関しまして、議会としまして執行部に申し上げます。

議案上程までの過程を鑑みますと、まず議第32号中の教育部関連の西瀬小学校プール水道水流事故に係る納入金の歳入に関しての補正予算案に関しては、おわびとしての金員受け入れ調定後において、地方自治法の総計予算主義の原則を遵守せず、適正な事務処理を行っておらず、また、議第33号の建設部の景観計画等策定審議会条例案においては、附属機関として条例制定化すべき要件で、特に住民の権利義務に影響する権限を審査する機関などと、執行部みずから規定した内規を遵守せず、議会の審議範疇外である要項において制定した審議会を開催し、重要な案件を諮問したことなどは、重大な過失があったと言わざるを得ません。これらの錯誤的行為を議員から指摘されて、追加議案として上程するようなことは二度と起こしてはならない事案であり、速やかに議会へ明確な説明を行うべきであったと考えます。また、これら一連の行為により、議会運営にも混乱を生じさせたことも事実であり、執行部としては反省すべき点として真摯に受けとめていただきたいと存じます。

よって、今後におかれましては、今回の事案の轍を踏まないよう、事の重大さを再度十分に認識され、法令等を遵守し、議案とすべき事項については、慎重かつ速やかに議会へ上程され、審議に付されることを強く申し入れます。

以上でございます。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、3月31日付で退職されます職員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市民部長（今村 修君）（登壇） 皆様、お疲れのところ、お時間をいただきまして、ありがとうございます。私は、このたび、37年間の奉職をもって定年退職いたします。浅学非才の私が今日まで至ることができましたのも、多くの先輩方を初め職員の皆様の御支援、御協力、そして、苦楽をともにした友人たちの励ましのおかげと、心から感謝をいたしております。とりわけ議員の皆様には、議場ばかりでなく、あらゆる場所で御指導をいただきました。

また、今議会では慰労の言葉までいただき、まことにありがとうございました。

37年間の思い出話は割愛をさせていただきますが、今後は、市職員としての経験を宝とし、微力ではございますが、地域社会に貢献してまいりたいと存じます。

最後に、職員として新庁舎の完成に立ち会うことはできませんが、市のシンボルとなるすばらしい市庁舎が一日も早く完成しますことを祈念いたしますとともに、議会を初め執行部の皆様の御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。（拍手）

○健康福祉部長（村口桂子君）（登壇） 退職に当たり挨拶の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、昭和58年1月に保健師として入庁しまして、約34年の間、健康と福祉にかかわる仕事をさせていただきました。保健師の仕事は、市民の皆様の生活や生き方そのものにかかわることも多くあり、ともに喜び、ともに涙したこともございました。また、その中で、市民の皆様の生の声を政策に生かせる、そんな仕事にやりがいと生きがいを感じて仕事をしてまいりました。

また、老人保健法や介護保険法の施行、地域包括支援センターの設置、子ども・子育て支援法の施行など、さまざまな新しい制度や改正にかかわってきましたが、毎日が残業続きで、一日も休みがないという月もございました。多くの苦労もありましたが、諸先輩や同僚の皆様の支えがあって、この日を迎えることができましたことに心から感謝を申し上げます。

今となっては、全てが私のよき思い出、人生の宝となりました。

最後になりましたが、議長を初め議員各位、並びに市長を初め職員の皆様に、御指導、御鞭撻を賜り、また、ともに仕事をさせていただきましたことに心より感謝を申し上げますとともに、皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○建設部長（大淵 修君）（登壇） こんにちは。お疲れのところ、発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

まず、今議会におきまして、委員会等も御迷惑をかけましたこと、心よりおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

さて、2月20日に議会運営委員会が開かれまして、挨拶の申し出が了承され、この場に立って何を話そうかなと思っておりましたが、そのときが来ました。つい最近、子供の契約、保証人のところに職業を書く欄があって、地方公務員と書きました。あと何回、地方公務員と書くのかなと思いながら記入したところでございます。

そもそも私は、学生時代から会社に就職しようとか、ましてや市役所に入って仕事をしようというふうな目標はございませんでした。そんなこともあり、学生時代は、大学の名前のとおり、飲んだり、飲んだり、食うたりして過ごしました。我が家が林業経営をやっており

ましたので、卒業後は家業を継ぐものと学生時代を過ごし、昭和54年に大学を卒業し、就職はしないで、両親と一緒に、今でいう自伐林業を目指しておりました。家を継ぐまではよかったんですが、杉丸太が1立方メートル当たり3万円前後していたものが、昭和55年をピークに値下がりし、御存じのように、今は1万円前後となっております。このままでは林業経営だけでは生活できないということで、就職の道を選び、市役所に入庁し、33年間が経過いたしました。

それから33年間、知識や能力もない私が、これまで市職員としてやってこれきましたのも、市長や議員の皆様、先輩職員、同僚職員、そして、何よりたくさんの方との出会いとその連鎖、織り重なりによって出会った方々に育てられた所産と思っております。今までは市役所というよろいを着て、守られたり、その重さに耐えながら職員生活を送ってまいりました。これからはその市役所というよろいを脱ぎ、一市民として市政発展に寄与できればと思っております。

大分前になりますが、南稜高校の校長先生と話す機会がありました。そのとき、戦前、昭和初期の農場日誌に、今、農業は厳しい、これを乗り切れればきっといい時代が来るという内容の記載があったということでしたが、いつになっても農業は厳しいようでございます。地方自治体におきましても、少子高齢化、人口減少の進行や、自主財源の確保が厳しくなっていくなど、さまざまな社会情勢の中で自治体運営をやっていかなければなりません。楽な行政運営が来る時代は来ないのではないかと思っております。

議員の皆様、市長を初め職員の皆様方の御活躍で人吉市の発展を祈念しますとともに、皆様の御健勝を重ねて祈念いたしまして、退職の御挨拶にかえさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○**議会事務局長（赤池謙介君）**（登壇） 議員の皆様、こんにちは。このたび、退職をするに際し、挨拶の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。この席で人事異動の挨拶以外に発言をさせていただくのは初めてでございますので、いささか緊張しております。

以前、ある議員の方から一般質問をされる際に、局長にも答弁をとというのがございまして、何とか答弁しなくてもよい方法はないのかなと悩みました。そのとき、私たちが議会運営のバイブルとする書籍の中に、局長は説明員として執行部の説明をする必要はないというふうなことで、答弁をする必要なしというのを見つけ出しまして、答弁を要しなくなって、ほっと胸をなでおろしたこともありました。そのようなことでありまして、今回が最初で最後のこの場での発言ということで、少しお時間をいただくことをお許しいただければと存じます。

私は、市職員として、事務畑で35年間勤務をさせていただき、総務部、経済部、民生部、建設部、市民部、議会と、6つの部署を経験させていただきました。その間、この議会関係では、事務局次長として1年間、そして、少し間を置いてから局長としての6年間の計7年間を勤務させていただき、5分の1をこの議会事務局で勤めさせていただくこととなりまし

た。この議会事務局となつての6年間を永山前議長、そして、現田中議長にお仕えし、議会の運営に携わることができましたことは、まことに光栄の至りと感じております。

しかし、経験不足、勉強不足の中で、一般質問の際の執行部と議員の議論を目の当たりにしながら、議事進行がかからなければいいがなとか、反問権の行使もなければいいがなと、そして、何事もなく無事終わることを定例会ごとに祈っていたことが事実でございます。また、進行においては、いろいろ御迷惑をおかけし、反省するべき点も多くありました。また、この一般質問におきましては、執行部と議会議員のほうでかみ合わない部分も出てきて、暫時休憩をとっていただき、調整をしながら、また次第書を書きながら、臨機応変に立ち回らなければならず、一般質問の3日間がちょっと胃がきりきりとするような緊張の中で、無事に終わったときには、あしたのジョーのジョー症候群といいますか、燃え尽きてしまったような状況でもございました。このような状況から、あと3日間で卒業ということで、大変うれしくもあり、また、この例えようもない緊張感をもう二度と味わうことができないと思うと、一抹の寂しさもございます。

この3月の定例会もいろいろございまして、どうなることかと不安がございましたけど、何とか無事にあと少しで閉会の宣言を迎えることができ、この退職者職員の挨拶までたどり着けたことは、ひとえに議員の皆様のおかげだと感謝の念にたえません。本当にありがとうございました。

退職してからは一市民として、この本会議等をインターネットで拝聴し、たまには議場に来て、生でのライブを傍聴していくのも、また今後の楽しみとしております。この人吉の市政がこの本会議場で生まれていくことをしっかりと今後も見届けていきたいと考えています。

最後になりましたけど、田中議長を初め議員の皆様、また、松岡市長を初めとする市職員の皆様のみずみずの御健勝と御活躍、また、市政がますます発展を遂げることと、念願であります新庁舎の完成が一日でも早く完成することを御祈念申し上げまして、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（田中 哲君） 以上をもちまして、平成29年3月第1回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 宮 崎 保

人吉市議会議員 平 田 清 吉